

令和 5 年

# 伊豆市議会会議録

6 月定例会

5 月 29 日開会～6 月 26 日閉会

伊 豆 市 議 会

## 令和5年伊豆市議会6月定例会会議録目次

### 第1号（5月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○行政報告	5
○報告第3号の上程、説明	7
○報告第4号～報告第6号の上程、説明、質疑	8
○議案第36号～議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	11
○議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	16
○議案第40号の上程、説明	17
○議案第41号～議案第43号の上程、説明	19
○議案第44号の上程、説明	21
○議案第45号の上程、説明	22
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	23
○散会宣告	24

### 第2号（5月31日）

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため出席した者の職氏名	27
○開議宣告	28
○議事日程説明	28

○一般質問	2 8
鈴木 正 人 君	2 8
間 野 みどり 君	5 1
杉 山 誠 君	6 5
浅 田 藤 二 君	8 3
小長谷 順 二 君	9 5
○散会宣告	1 2 0

### 第 3 号 (6月1日)

○議事日程	1 2 1
○本日の会議に付した事件	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○欠席議員	1 2 1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 2 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 1
○開議宣告	1 2 2
○議事日程説明	1 2 2
○一般質問	1 2 2
黒 須 淳 美 君	1 2 2
飯 田 大 君	1 3 8
小 川 多美子 君	1 5 1
三 田 忠 男 君	1 6 5
下 山 祥 二 君	1 8 4
○散会宣告	2 0 0

### 第 4 号 (6月9日)

○議事日程	2 0 1
○本日の会議に付した事件	2 0 1
○出席議員	2 0 1
○欠席議員	2 0 1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 0 1
○職務のため出席した者の職氏名	2 0 2
○開議宣告	2 0 3
○議事日程説明	2 0 3
○議案第40号の質疑、委員会付託	2 0 3

○議案第 4 1 号～議案第 4 3 号の質疑、委員会付託	2 1 3
○議案第 4 4 号の質疑、委員会付託	2 1 5
○議案第 4 5 号の質疑、委員会付託	2 1 6
○散会宣告	2 2 3

## 第 5 号 (6月26日)

○議事日程	2 2 5
○本日の会議に付した事件	2 2 5
○出席議員	2 2 5
○欠席議員	2 2 5
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 2 5
○職務のため出席した者の職氏名	2 2 6
○開議宣告	2 2 7
○議事日程説明	2 2 7
○議案第 4 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 2 7
○議案第 4 1 号～議案第 4 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 1
○議案第 4 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 3
○議案第 4 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 4
○動議の提出	2 4 0
○日程の追加	2 4 0
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 0
○日程の追加	2 4 5
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 6
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 7
○閉会宣告	2 4 9
○署名議員	2 5 1

## 令和5年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年5月29日(月曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 報告第 3号 専決処分の報告について(静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約)  
日程第 6 報告第 4号 令和4年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について  
日程第 7 報告第 5号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について  
日程第 8 報告第 6号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告について  
日程第 9 議案第36号 専決処分の報告及びその承認について(伊豆市税条例の一部改正)  
日程第10 議案第37号 専決処分の報告及びその承認について(伊豆市国民健康保険税条例の一部改正)  
日程第11 議案第38号 専決処分の報告及びその承認について(伊豆市介護保険条例の一部改正)  
日程第12 議案第39号 専決処分の報告及びその承認について(令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第1回))  
日程第13 議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第14 議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正について  
日程第15 議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について  
日程第16 議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について  
日程第17 議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定について  
日程第18 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について(松原公園)  
日程第19 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

1番 小川多美子君

2番 浅田藤二君

3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	伊郷伸之君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
産業部長	井上貴宏君	建設部長	大村俊之君
危機管理監	加藤博永君	教育部長	小塚剛君
健康長寿課長	福室昌明君	社会福祉課長	梅原進君
子育て支援課長	森嶋哲夫君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主任	原亜里沙		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年伊豆市議会6月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、配付資料のとおりです。御了承を願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木 靖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。議席番号16番杉山誠議員、議席番号1番小川多美子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木 靖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月26日までの29日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月26日までの29日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、会期日程表のとおりですので、御了承願います。次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりにすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（青木 靖君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他、議長等の会議、出張等につきましては、配付した資料のとおりです。

議長が出席した会議等の資料については、議員掲示板の前にて閲覧できますので、御確認ください。

なお、本定例会から議員及び執行部が自席で発言する場合は、起立して発言する方式に戻すことで議会運営委員会にて確認しました。自席での発言は議長が指名した後、起立して発言をするようにしてください。

次に、過日行われました伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会について、報告の申出がありますので、これを許します。

議席番号15番、永岡康司議員。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時31分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ会議を再開します。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会についての報告はありません。すみません。

次に、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について、報告の申出がありますので、これを許します。

議席番号3番、鈴木優治議員。

〔3番 鈴木優治君登壇〕

○3番（鈴木優治君） 去る5月22日、月曜日になりましたが、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が招集され、参加をしてみいました。三島市役所本館3階第1会議室10時からでございました。

運営委員会の構成は、会長、三島市長、豊岡武士、三島市議4名、伊豆市議3名、伊豆の国市議3名でございます。

冒頭、4月の市議会選挙が行われた三島市市議3名が会長からの委嘱状が渡され、新委員になりました。伊豆市の委員は、杉山武司議員、小長谷順二議員と私です。小長谷議員は、今回、監査業務のために欠席をされました。

会長挨拶後、議事に入りました。議事内容は3点でございます。

（1）報第1号 令和4年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会事業報告について、（2）認第1号 令和4年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会歳入歳出決算認定について、（3）議第1号 令和5年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会補正予算案について、この3点が議事内容でございます。

いずれも、事務方の詳細な説明が行われ、後、質疑、応答が行われました。質疑の一環と



して、①歳出業務費の02目基幹業務運用に66万円の補正額が計上されているが、詳細はというような質問が伊豆の国市の委員からございました。執行部回答、予定されていなかった3市人事給与システム改修業務委託料ということでございました。2点目、歳出に関わる収支明細の02目伊豆市予算現額314万5,880円に対して不用額265万3,992円と金額の乖離幅が大きいのはなぜか。当市、杉山委員のほうから質問がなされました。これに対しまして、地域づくり課の山口課長のほうから回答がございました。伊豆市河川監視カメラ用回線使用料ですと、予定しておりました河川監視カメラの半導体等は手配が遅れ、未設置期間分がありましたと。つまり、令和4年度予定でできなかった期間分という回答になりました。2点の質疑、応答がありました。

また、監査の杉山委員より会長に令和4年度決算審査意見書の監査報告がされました。

なお、議事3件については、満場一致にて承認がされたところでございます。

以上、令和4年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告とさせていただきます。

なお、附属資料につきましては、3名の委員のほうにございますので、詳細についてお問合せをいただければ、私のほうでお渡しをするようにいたします。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（青木 靖君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和5年伊豆市議会6月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、人口減少対策について。

人口減少、特に少子化については、市の最重要課題として、その対策に多面的かつ総合的に取り組んできたところです。

こうした中、令和4年度1年間の転入・転出による人口増減、いわゆる社会動態が、僅か9人ではありますが、転入が転出を上回る転入超過に転じました。

社会動態がプラスとなったのは、伊豆市制初のことであり、これまでの移住定住施策や子育て支援施策など、様々な施策の総合的な効果・成果によるものと考えております。

この流れが一時的な動きに終わることなく、少子化・人口減少に少しでも歯止めがかかるよう、今後も引き続き有効かつ効果的な施策を実行してまいります。

新型コロナウイルス対応について。

5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、基本的に季節性インフルエンザと同様の取扱いになりました。

一方、ワクチン接種につきましては、8月までの間、65歳以上の高齢者と医療従事者や高齢者施設の従事者、基礎疾患を有する若い世代の方を対象に、また9月以降は全ての方に対し、市内医療機関の個別接種により実施します。

今後の感染防止対策は、個人や事業者の判断、自主的な取組が基本となります。市役所における業務中のマスクの着用につきましても、個人の判断に委ねることといたしましたが、今後も日々の感染状況を丁寧に把握し、変異株の動向も注視しながら、必要に応じ速やかに対策を講じてまいります。

松原公園整備事業について。

松原公園内に建築中の（仮称）津波避難複合施設の工事の進捗率は、4月末時点で42%となっています。くいの工事がほぼ終了し、今後は基礎工事に移行します。

また、施設整備と並行して、複合施設を含めた松原公園全体の管理運営を行う指定管理者を公募し、2社の応募がありました。

候補者選定につきましては、指定管理者審査会で提案内容等の審査を行い、今議会に関連議案をお諮りしております。

小下田ふるさとセンターの移転について。

小下田多目的集会場が耐震基準を満たしていないことから、旧J A伊豆の國小下田支店を譲り受け、指定避難所機能を備えたコミュニティーセンターとして、駐車場の拡張と併せ整備いたしました。去る5月21日に内覧会を開催し、地域の皆様に施設を御覧いただいたところです。

今後は、新たな小下田ふるさとセンターとして、地域の皆様に活用していただきたいと思います。

平和寺環境汚染問題への対応について。

去る3月3日、宗教法人平和寺本山等に対し市が提起した廃棄物除去等の請求訴訟の判決が下りました。市の請求がおおむね認められ、その後、被告から控訴の申立てがなかったため、判決の確定に至っており、判決に基づく相手側への対応は、現在、顧問弁護士に相談しながら進めているところです。

また、平和寺本山に残る廃棄物混じりの土砂対策につきましても、引き続き県や関係団体等と連携し、事案の最終的な解決に向けて取り組んでまいります。

伊豆文学祭の開催について。

昨年8月に東アジア文化都市2023の開催都市として静岡県が認定され、伊豆地域においては、コア事業として10月14、15の2日間、アクシスかつらぎで伊豆文学祭を開催することとなりました。

伊豆文学祭では、美しい伊豆創造センターと伊豆地域15市町の共催で、仮称ですが、ふる

さとと文学2023シンポジウムを開催し、世界に向けて文学の郷伊豆を発進したいと考えております。

また、市におきましても、10月から12月まで様々なイベントを予定しており、県と連携しながら、伊豆文学祭を盛り上げてまいります。

伊豆縦貫自動車道天城峠工区の事業化について。

本年3月に伊豆縦貫自動車道天城峠道路延長21.6キロメートルのうち月ヶ瀬から茅野までの5.7キロメートルの事業化が決定し、事業費は約900億円に上る見通しです。

これは、関係者及び関係自治体、静岡県による熱意を持った長年の要望活動の成果であり、伊豆半島の周遊観光の促進はもとより、大規模災害時における道路ネットワークの中樞を担う命の道として期待しています。

市といたしましては、今後も早期開通に向けて全面的に協力するとともに、未整備区間の早期事業化と道の駅伊豆月ヶ瀬の機能強化を要望してまいります。

なお、天城北道路とほぼ同じ長さですが、今回の事業費はおよそ2倍になっています。このような大規模な公共事業は、なるべく早く、一日でも早く着手し完成することが、道路に限らず、公共事業にとって極めて大切な要素になりつつあります。

最後に、公共施設再配置計画について。

将来にわたる持続可能な公共サービスの提供を目指し、公共施設の適正化を推進するため、市民説明会やパブリックコメントなどを経て、去る3月に公共施設再配置計画を策定いたしました。

今後は、本計画で定めた再配置に向けた基本的な方針に基づき、用途廃止した施設や民間貸付けしている施設を含め、個別施設ごとの実行計画を着実に推進してまいります。特に、用途を廃止するなどの際には、市民の皆様や利用者へ丁寧な説明を行い、施設の量、質、そしてコストの最適化に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で行政報告を終わります。

### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約）の報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第3号について提案理由を申し上げます。

本件は、本年4月1日に設立した南伊豆地域清掃施設組合が静岡県市町総合事務組合に加入することに伴い、同組合同規約の一部を変更することについて専決処分したものです。

詳細を総務部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。  
総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） それでは、報告第3号について補足説明を申し上げます。  
議案書の3ページ、専決処分書をお願いいたします。

本件は、静岡県市町総合事務組規約の変更でございますが、規約別表のうち、構成団体の増減は専決処分事項に指定されていることから、去る4月28日に専決処分をしたものでございます。

南伊豆地域清掃施設組合は、広域的なごみ処理事業を行うために下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町を構成団体として新たに設立された一部事務組合でございます。同組合から、議会の議員ほか非常勤職員に対する公務災害に関する事務を共同処理するために、静岡県市町総合事務組合に加入したい旨の申請があり、規約の一部を変更するものでございます。

議案書5ページの組規約の新旧対照表をお願いいたします。

上段、別表第1は組合を組織する団体を明記したもの、下段、別表第2の第3条第2号及び第3号に関する事務は、非常勤職員公務災害補償事務に係る団体を明記したもので、これにそれぞれ南伊豆地域清掃施設組合を加えるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 報告第3号については以上になります。

#### ◎報告第4号～報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（青木 靖君） 日程第6、報告第4号 令和4年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告についてから日程第8、報告第6号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてまでの3件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第4号から報告第6号までの3件について、一括して提案理由を申し上げます。

報告第4号は、地方自治法施行令の規定に基づき、令和4年度一般会計予算の繰越明許費に関する繰越額について報告するものです。

報告第5号及び報告第6号は、地方公営企業法の規定に基づき、令和4年度水道事業会計及び下水道事業会計予算の繰越額を報告するものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。  
報告第4号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） 報告第4号 一般会計予算の繰越明許費の報告について補足説明を申し上げます。

議案の9ページをお開きください。

こちらが令和4年度中に繰越明許費を設定をし、令和5年度に繰越しを行った事業の繰越計算書になります。

件数といたしましては17件、さきの3月議会において設定したものが多いため、年度内の執行は少なく、3件のみとなっております、それ以外は設定額を全額繰り越した状況になっております、各事業ごとの繰越額、それからその財源については一覧のとおりとなっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

それぞれの事業の繰越しの理由につきましては、設定時に御説明を申し上げておりますので、ここでは設定後に予算の執行があったものについてのみ御説明をいたします。

表を御覧いただきまして、上から8つ目、8款の土木費、2項道路橋梁費の市道整備事業になります。こちらは矢熊筏場線など市道改良工事に対する予算といたしまして1億1,470万円を繰越明許費として設定したものでございますが、年度末までに矢熊筏場線の筏場地内の舗装工事、それから松原屋形線の改良工事に伴う立木補償費など1,510万円を支出いたしまして、残りを令和5年度に繰越しをいたしました。

それから、10ページに移りまして、上から4つ目になります。

上から4つ目の9款消防費の避難施設改修事業でございます。こちらは八木沢とそれから小下田地区の指定避難所の改修工事を行うための予算として設定をしたものでございますが、八木沢地区指定避難所の整備工事に係る前払金629万円を支出いたしまして、残りを翌年度、令和5年度に繰越しをしてございます。

それから、表は最後になります。10款教育費の天城給食センター事業でございます。こちらは施設の改修に係る予算について設定をいたしまして、受水槽、それから給水ポンプの交換工事の前払金、それから熱交換器の修繕料等に対する支払いを行っております。残りの493万円を令和5年度に繰越しをいたしました。

繰越明許費についての補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、報告第5号及び報告第6号について、建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私のほうから報告第5号、報告第6号について報告をいたします。

まず、報告第5号です。令和4年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について補足説明をいたします。

議案書は13ページとなります。

水道事業会計の翌年度繰越額については1,254万円となります。内容といたしましては、

熊坂送水ポンプ場送水ポンプ更新工事において、昨今のモーターや半導体、その他材料の納入に時間を要しており、送水ポンプ製作に不測の日数を要していることから予算を繰越しさせていただいております。

次に、報告第6号です。令和4年度伊豆市下水道事業会計の繰越しの報告となります。

同じく17ページをお開きください。

下水道事業会計の翌年度繰越額は、管渠建設事業費が1億380万円、管渠改良事業費が4,900万円、処理場改良事業費が9,820万円となり、総額で2億5,100万円となります。

上段、管渠建設事業費から説明をいたします。

工事請負費ですが、大平地区と加殿地区の管渠施設に関わる工事となります。下水道管渠敷設予定箇所と並走している水道管の移設に不測の日数を要していたことから予算の繰越しを行い、こちらについては4,700万円です。5月末の竣工を予定しております。

また、業務委託ですが、下水道事業の全体事業、事業計画が県との協議で令和5年度とされていることから、国の第2次補正予算により修善寺地区の東部処理地区、沖の原中継ポンプ場の改築設計を追加したことから予算の繰越しを行い、こちらについては5,680万円となります。これを合わせて1億380万円ということになります。

次に、中段、管渠改良事業です。

大平地区の管渠更生工事が、さきに申し上げた先行工事である、この上段で説明した管渠建設工事の遅れに伴い予算の繰越しを行いました。繰越額については4,900万円となります。

下段、処理場改良事業です。繰越額は9,200万円となります。

その内訳でございますが、まず、業務委託として1月の臨時議会で御承認いただいた国の第2次補正予算の活用により土肥浄化センターの改築設計、白岩浄化センターの改築設計を追加したことから、予算の繰越しを行い2,020万円の繰越額となっております。

次に、工事委託ですが、湯ヶ島クリーンセンターの改築工事を地方共同法人日本下水道事業団に工事委託しており、水処理設備の入札不調などにより、工事契約自体が令和4年11月になったことから令和4年度に予定していた出来高が確保できず、予算の繰越しを行ったこととなります。こちらについては7,800万円となります。繰越額を合わせて9,820万円となります。

以上、3事業合わせて合計で2億5,100万円となります。

報告は以上となります。

○議長（青木 靖君） 以上で報告が終わりました。

これより報告第4号から報告第6号までの3件について、それぞれ質疑を行います。

初めに、報告第4号について質疑はございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 報告第4号について質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第5号について質疑はございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

- 議長（青木 靖君） 質疑はないものと認め、報告第5号の質疑を終結いたします。  
次に、報告第6号について質疑はございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

- 議長（青木 靖君） 質疑はないものと認め、報告第6号の質疑を終結いたします。  
以上で報告の質疑を終了します。

◎議案第36号～議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、  
討論、採決

- 議長（青木 靖君） 日程第9、議案第36号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例の一部改正）から日程第11、議案第38号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市介護保険条例の一部改正）までの3議案を一括して議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

- 市長（菊地 豊君） 議案第36号から議案第38号まで、一括して提案理由を申し上げます。  
議案第36号は、地方税法の改正をはじめとする令和5年度地方税制改正に伴い、所要の改正をするものです。

議案第37号は、地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税に係る低所得者の軽減判定所得の見直しや新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置について、所要の改正をするものです。

議案第38号は、介護保険料に係る新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置について、所要の改正をするものです。

いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

詳細をそれぞれ担当する部課長に説明をさせます。

- 議長（青木 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

議案第36号及び議案第37号について、市民部長。

[市民部長 佐藤達義君登壇]

- 市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは議案第36号 伊豆市税条例の一部改正に関する専決処分の報告及び承認について及び議案第37号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の報告及び承認について、補足説明させていただきます。

議案書の新旧対照表により改正内容について説明をさせていただきます。

初めに、議案第36号 伊豆市税条例の一部改正の内容について説明させていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

まず、第25条について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除について、所得割の額から控除できなかった金額についての還付及び納付の取扱いについて、市県民税と同様に還付金を納付に充てる取扱いを規定するものでございます。

第29条の2は、個人の市民税に関する給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化のために前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて異動がない旨の記載によることができることとする改正です。

次に、28ページをお願いいたします。

第32条及び第34条は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、令和6年度から個人住民税に併せて賦課徴収する森林環境税の規定の追加と、納税通知書に記載すべき納税額に森林環境税額を追加する改正です。

29ページをお願いいたします。

第37条は、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正です。

次に、31ページをお願いいたします。

第39条は、地方税統一のQRコードを表記するため、地方税法施行規則の納付書様式を追加するものでございます。

第44条及び第44条の2、32ページの第44条の6は、いずれも森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正です。

まず、第44条は、市県民税と同様に給与所得に係る特別徴収額に過誤納金が発生した場合に納付に充てる取扱いを規定するものです。

第44条の2は、市民税の特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る均等割額に森林環境譲与税を含む旨を規定する改正です。

第44条の6は、市県民税と同様に年金所得に係る特別徴収税額に過誤納金が発生した場合に納付に充てる取扱いを規定するものです。

33ページをお願いいたします。

第45条、34ページの第46条は、先ほど説明した第39条と同様に、法人市民税の申告納付不足額の納付手続に係る地方税統一のQRコードを表記するため、地方税法施行規則の納付書様式を追加するものでございます。

34ページの第93条は、現行の原動機付自転車を定義した区分のエの区分から特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外するものです。

35ページの第107条、36ページの第110条は、たばこ税の申告納付不足額の納付手続に係る地方税統一のQRコードを表記するため、地方税法施行規則の納付書様式を追加するものです。



次に、36ページ中段からの附則の改正内容ですが、附則第17条は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間を令和6年度から令和9年度に3年間延長する改正です。

附則第19条は、新たに地方税法附則第15条第45項により、先端設備等導入計画に係る固定資産税を2分の1に軽減する特別措置が創設され、現行の特例制度は令和4年度末で廃止されることに伴い、本制度を規定していた地方税法附則第64条の記述を条文から削除するものです。

37ページをお願いいたします。

附則第20条は、法律改正に伴う項ずれに対応するとともに、38ページの第23項において、長寿命化に係る大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置が創設されたため、減額の割合を3分の1と定めるとともに、前条と同様に地方税法附則第64条の記述を条文から削除するものです。

附則第21条は、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする場合の区分所有者が行うべき申告内容の規定を追加するものです。

39ページをお願いします。

39ページの改正前の附則第32条の2から附則第33条までは、軽自動車税関係の改正となります。改正前の右側の附則第32条の2は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した軽自動車に係る環境性能割を非課税とする臨時的軽減措置の特例期間の規定を期間終了に伴い削除するものです。

40ページの改正後の附則第32条の2は、自動車メーカーの不正行為に起因し発生した環境性能割額の納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に変更するものです。

附則第32条の6は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した軽自動車に係る環境性能割を軽減する第3項の臨時的軽減措置の特例期間の規定を削除するものです。

また、附則第32条の7は、営業用乗用のガソリン軽自動車に係る種別割のグリーン化特例について、41ページの改正前の第3項から第6項の内容を削除し、42ページの改正後の第3項において税率をおおむね50%軽減する措置の適用期間を3年延長し、第4項において税率をおおむね25%軽減する措置の適用期限を2年延長するものです。

43ページをお願いいたします。

附則第33条は、自動車メーカーの不正行為に起因し発生した種別割額の納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に変更するものです。

附則第35条の2は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例の適用期限を令和5年度から令和8年度まで3年間延長するものです。

44ページの附則第45条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例条文中、新型コロナウイルス感染症特例法に係る語句の定義部分を削除するものです。

伊豆市税条例の一部改正の内容の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第37号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正の内容について、補足説明させていただきます。

議案書の49ページをお願いいたします。

第21条については、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、第2号において、5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、同じく第3号において、2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げることで、加入者の負担の軽減を図る改正となります。

次に、50ページをお願いいたします。

附則第16項については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとなり、令和4年度分の保険税までで軽減措置に係る財政支援が終了することとなります。このことに伴い、対象となる普通徴収の納期限について、令和4年度末までに資格を取得した場合においては、令和5年4月以降の普通徴収の納期限についても対象となることから、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る納期限及び提出期限を令和5年3月31日から、この場合の財政支援の対象期限である令和5年12月31日に改めるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第38号について、健康長寿課長。

〔健康長寿課長 福室昌明君登壇〕

○健康長寿課長（福室昌明君） 私から、議案第38号 伊豆市介護保険条例の一部改正に関する専決処分の報告及び承認について補足させていただきます。

議案書の55ページの新旧対照表をお願いいたします。

附則第9項については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとなり、令和4年度分の保険料までで減免措置に係る財政支援が終了することとなります。このことに伴い、対象となる普通徴収の納期限について、令和4年度末までに資格を取得した場合においては、令和5年4月以降の普通徴収の納期限についても対象となることから、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に対する納期限及び提出期限を令和5年3月31日から、この場合の財政支援の対象期限である令和5年9月30日に改めるものです。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 補足説明が終わりました。

これより議案第36号から議案第38号までについて、それぞれ質疑に入ります。

初めに、議案第36号について質疑はございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑ないものと認め、議案第36号の質疑は終結いたします。

次に、議案第37号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 質疑ないものと認め、議案第37号の質疑を終結いたします。

次に、議案第38号について質疑はございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 質疑ないものと認め、議案第38号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本3案につきましては、会議規則第37号第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、議案第36号から議案第38号まで3議案については委員会付託を省略いたします。

これより議案第36号から議案第38号までの3議案について討論、採決に入ります。

確認します。第36号から第38号までの3議案について、討論のある議員の討論の有無を確認したいと思っております。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） それでは、本3議案については討論の通告がありませんので、直ちにそれぞれ採決を行います。

それでは、議案第36号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例の一部改正）について、採決を行います。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第36号は承認されました。

次に、議案第37号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市国民健康保険税条例の一部改正）について、採決を行います。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第37号は承認されました。

次に、議案第38号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市介護保険条例の一部改正）について、採決を行います。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第38号は承認されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第12、議案第39号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第1回））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

本案は、食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得の子育て世帯に対し給付金を支給する事業を実施するための補正予算であり、早期に支給をするため、地方自治法第179条第1項の規定により本年4月24日付で専決処分をしたものでございます。

事業費総額2,540万円を増額し、歳入歳出予算額を228億2,140万円とするものです。

詳細を子育て支援課長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

子育て支援課長。

〔子育て支援課長 森嶋哲夫君登壇〕

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） それでは、議案第39号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第1回））の補足説明をさせていただきます。

議案書の68、69ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。

今回、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり一律5万円を給付いたします。対象者は、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯と、児童扶養手当受給者以外で令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯であるその他低所得の子育て世帯に対してプッシュ型及び申請方式にて給付いたします。

低所得のひとり親世帯としまして、令和5年3月分の児童扶養手当受給者にはプッシュ型の支給となり、160世帯の児童230人で1,150万円、また直近で収入が減少した世帯は申請方式での支給となり、児童を20人と見込みまして100万円、計1,250万円を計上いたしました。その他低所得の子育て世帯として、昨年度実施しました低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のその他世帯分の対象となった世帯にはプッシュ型の支給となりまして、100世帯の児童180人で900万円、また対象児童を養育する者で直近で収入が減収した世帯は申請方式での支給となりまして、児童を40人と見込み200万円、計1,100万円を計上いたしました。

また、郵便料やシステム改修委託料など190万円を合わせて、事業費総額2,540万円でございます。

次に、議案書、戻りますが、66、67ページをお願いいたします。

歳入でございますが、給付事業につきましては、全額が国庫負担となっており、国庫補助金として児童福祉費補助金が2,540万円でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明が終わりました。

これより議案第39号について質疑を行います。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、議案第39号については、委員会付託を省略いたします。

これより議案第39号について討論、採決を行います。

議案第39号について討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論の通告がありませんので、直ちに採決に移ります。

議案第39号 専決処分報告及びその承認について（令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第1回））について、採決を行います。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第39号は承認されました。

#### ◎議案第40号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第13、議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第40号の提案理由を申し上げます。

本案は、定期人事異動に伴う人件費のほか、新型コロナウイルスのワクチン接種期間が令和6年1月末まで延長されたことに伴う予防接種委託料などに1億292万円、中伊豆温泉病

院の救急医療施設として必要な医療機器整備に対する補助金として1,500万円などを計上いたしました。中伊豆温泉病院のほうは来年度にわたり2か年で3,000万円の補助をお願いしたいと存じます。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業として、住民税非課税世帯等に対する給付金事業に1億2,223万円、商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に対する補助金に1億500万円のほか、物価上昇により学校給食の賄材料費が不足するため1,046万円を計上するなど、総額3億6,830万円を増額し、歳入歳出予算額を231億8,970万円とするものです。

あわせて、冒頭御説明した中伊豆温泉病院への設備整備補助金等、松原公園の指定管理料について、債務負担行為の追加をお願いいたします。

詳細を総合政策部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） 議案第40号について補足説明を申し上げます。

お手元にお配りした令和5年度6月補正予算資料を御用意いただきたいと思っております。

資料をおめくりいただきまして、1ページの下段に歳出がございます。そちらを御覧いただきたいと思っております。

まず、毎年この6月の議会におきましては、4月1日の定期人事異動などに伴う人件費の補正をお願いしております。こちらに対する補正額といたしまして789万4,000円、それから3款民生費の社会福祉総務費では、物価高騰の負担感が大きい低所得者への負担軽減を図るため、国が住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業を実施することとしたことから、事業を実施するための事務費及び給付金といたしまして1億2,223万3,000円を計上いたします。

2ページに移りまして、4款の衛生費では救急告示病院である公的病院の中伊豆温泉病院について2次救急病院の指定を受けるためのMR I整備に対する補助金を2か年にわたり補助することといたしました。そのため、今年度分の1,500万円を計上いたします。

それから、新型コロナウイルスワクチンの6回目の接種につきまして、今年度当初予算において4月から6月までの3か月間を見込んで計上しておったわけですが、その後、国から接種期間を来年の1月末までとする通知がございましたことから、それに対応するための予防接種委託料やコールセンターの運営のための予算など1億291万9,000円を計上いたしました。

7款の商工費では、物価高騰に対する市民生活への支援といたしまして、今年度もプレミアム付商品券の発行事業を行うことといたしまして、事業を実施する商工会に対する補助金に1億500万円を、10款の教育費では、物価高騰により学校給食の賄材料費が不足すること

から1,046万2,000円を増額をさせていただきたいと思えます。

その他債務負担行為補正につきまして、予算書では第2表になりますが、2款衛生費で触れた中伊豆温泉病院のMR I整備に対する補助金の令和6年度分の補助金に係る債務負担1,500万円と、松原公園等、公園内に建設しております津波避難複合施設一帯を管理するための指定管理料について、期間を令和5年度から令和10年度、限度額を1億4,500万円として設定をお認めいただきたく願います。

一般会計補正予算に対する補足は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号に対する質疑は、6月9日開催予定の本会議において行います。

ここで休憩としたいと思います。

再開を10時45分とします。10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎議案第41号～議案第43号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第14、議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正についてから日程第16、議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第41号から議案第43号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第41号は、耐震基準を満たしていない小下田多目的集会場に代わり、新たに指定避難所機能を備えた施設を整備いたしましたので、同施設の名称及び位置を改正するものです。

議案第42号は、令和7年4月の新中学校の開校に伴い、その名称及び位置を規定するとともに、学校給食調理場が担当する学校の名称について所要の改正を行うものです。

議案第43号は、現在休止している市営温泉スタンドについて、温泉水位の回復が見込めないことからこれを廃止するものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第41号について、危機管理監。

〔危機管理監 加藤博永君登壇〕

○危機管理監（加藤博永君） それでは、補足説明をさせていただきます。

伊豆市地域集会施設条例の一部改正につきまして、議案書のほうは129ページからとなります。

今回の改正でございますが、指定避難所となっています小下田多目的集会場の耐震不足に伴い、改修工事が完了いたしました旧 J A伊豆の國小下田支店に移転するため、名称と位置を改正するものでございます。

新旧対照表、131ページをお願いいたします。

まず、第2条、名称を小下田多目的集会場から小下田ふるさとセンターに改定をいたします。改正に当たりましては、地元小下田連合区の皆さんに意見を伺いまして決定をしたところでございます。

次に、位置でございますが、旧といいますが、旧の建物が小下田1341番地の1でございます。これを施設のある小下田1702番地に改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年7月1日となります。

なお、管理につきましては、引き続き小下田連合区を指定管理者としてお願いすることで了解をいただいております。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第42号について、教育部長。

〔教育部長 小塚 剛君登壇〕

○教育部長（小塚 剛君） それでは、議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は133ページから136ページになります。

今回の条例改正は、提案理由のとおり、令和7年4月1日に開校する新しい中学校の名称と位置を規定するものとなります。

135ページの新旧対照表を御覧ください。

既存の3校の中学校の名称を伊豆市立伊豆中学校に変更しまして、所在地を日向の430番地に規定する改正となります。

また、伊豆中学校の設置により修善寺中学校の給食調理場が廃止となり、天城、中伊豆の各給食センターの配送先に変更が生じることとなるため、本設置条例の附則において、伊豆市学校給食調理場条例の改正を併せて行います。

配送先の変更内容につきましては、議案書の136ページ、新旧対照表にありますとおり、修善寺中学校調理場を削除し、3中学校を伊豆中学校として中伊豆給食センターの給食実施校とし、修善寺南小学校を中伊豆給食センターから天城給食センターの給食実施校とするものとなります。



補足説明は以上となります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第43号について、建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私から議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について補足説明をいたします。

議案書は137ページとなります。

中伊豆温泉スタンドは、昭和63年より実施されたふるさと創生事業の一環として、住民の健康福祉の向上を目的に、八幡556番地に平成4年から温泉掘削を始め、平成6年に完成し、配湯事業を開始いたしました。過去には中伊豆ふれあいプラザや山手スピチュラルホテルなどに配湯していましたが、平成30年よりくみ上げる温泉の量が不足したことから各施設への温泉の供給を休止し、中伊豆温泉スタンドのみが使用している状況となりました。その後、令和2年11月にはくみ上げる量がさらに急激に低下したため、温泉スタンドの利用も中止し、経過観察を続け現在に至っております。

中伊豆温泉スタンドの井戸は深く、ポンプを交換するだけでも多額の費用を見込んでおります。また、さらに深い位置にポンプを設置し直すと、それ以上に費用がかさむこととなります。また、令和4年2月には、上白岩地区において民間事業者による温泉スタンドがオープンしたことなどから廃止に向け、利用者への周知として中伊豆温泉スタンドと原保及び上白岩地区にある民間の温泉スタンドにその旨の掲示するとともに、地元八幡区において、回覧により意見の聴取を行いました。特段の意見はございませんでした。そのため、厳しい財政状況の中、近隣に民間による代替施設が設置されたこともあり、このたび条例の廃止を上程させていただきました。

以上、補足説明となります。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第43号までの3議案に対する質疑は、6月9日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第44号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第17、議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第44号について提案理由を申し上げます。

現在の指定金融機関である三島信用金庫との指定契約が本年12月31日をもって満了することから、新たな指定金融機関としてスルガ銀行株式会社を指定するため、地方自治法施行令

第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定期間は令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間となります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号に対する質疑は、6月9日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第45号の上げ、説明

○議長（青木 靖君） 日程第18、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第45号の提案理由を申し上げます。

本案は、現在整備している松原公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細を産業部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 井上貴宏君登壇〕

○産業部長（井上貴宏君） 補足説明を申し上げます。

議案書141ページをお願いいたします。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）です。

指定管理者の候補者となる団体は株式会社土肥ノバージョン、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定事業者の概要につきまして、143ページを御覧ください。

株式会社土肥ノバージョンは、土肥温泉旅館協同組合が実質的支配者となる法人です。土肥ノバージョンは、令和5年3月に設立したため、指定管理者の実績はありませんが、当該法人の実質的支配者である土肥温泉旅館協同組合は、平成18年度から恋人岬関連施設の指定管理者として管理運営を行っております。

候補者選定までの経緯ですが、令和5年2月13日から令和5年4月4日までの期間、指定管理者候補者の募集を行い、2社から応募がありました。4月10日に伊豆市指定管理審査会に候補者の選定について諮問を行い、5月10日に指定管理者の候補者として株式会社土肥ノバージョンがふさわしいとの答申をいただきましたので、同社を11日に候補者として選定さ

せていただきました。

補足説明は以上となります。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第45号に対する質疑は、6月9日開催予定の本会議において行います。

ここで暫時休憩とします。

これで当局からの議案審査は終了しました。

執行部の方々は、御苦労さまでした。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

#### ◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（青木 靖君） 日程第19、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、市議会議員から選出すべき議員のうち、欠員となっております3人について、静岡県下の市議会議員の中から選挙するものです。

お諮りします。

この選挙は、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、静岡県下の全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなります。

したがって、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。このため、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（青木 靖君） ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号2番、浅田藤二議員及び議席番号3番、鈴木優治議員を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては、既にお配りしてありますので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（青木 靖君） それでは、ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないものと思われますので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

では、どうぞ。

〔投票〕

○議長（青木 靖君） 投票漏れはありませんね。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

浅田藤二議員、鈴木優治議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（青木 靖君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、中村敦君 15票

戸田誠君 0票

鈴木喜文君 1票

河野月江君 0票

以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、5月31日9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の鈴木正人議員から発言順序5番の小長谷順二議員までを行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、6月5日月曜日の正午までとなっておりますので、御承知ください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時06分

## 令和5年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第2号)

令和5年5月31日(水曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	伊郷伸之君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
産業部長	井上貴宏君	建設部長	大村俊之君
危機管理監	加藤博永君	教育部長	小塚剛君
健康長寿課長	福室昌明君	社会福祉課長	梅原進君
子育て支援課長	森嶋哲夫君		

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主任	原亜里沙		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。これより令和5年伊豆市議会6月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、配付資料のとおりです。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、10名の議員より通告があります。質問の順序は質問者一覧表のとおりです。

本日は、発言順序1番の鈴木正人議員から発言順序5番の小長谷順二議員までの5名を行います。

一般質問の発言方法については、一括質問方式と1件ずつ一問一答とする分割方式を選択できます。分割方式で質問する議員は、初めに分割で行う旨を宣言してから質問してください。なお、自席での発言をする際には、起立で発言をするということにいたします。

それでは、これより順次質問を許します。

◇ 鈴木正人君

○議長（青木 靖君） 最初に、議席番号9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。9番、鈴木正人です。

議長に発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

なお、今回は2件の通告をしてありますが、分割質問方式のため、1件目についてはこの場で、そして、以降の再質問と2件目も含めて自席で行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、発言通告書の誤字についての訂正をお願いいたします。

通告書は、3ページの設問の②の1行目、滋賀県野洲市の「洲」の漢字が誤っておりました。正しくはさんずいがつくということでございます。訂正のほうよろしく願いいたします。

それでは、1件目の「伊豆市公共施設再配置計画の推進状況」と題しまして、市長に伺います。

令和5年3月に策定された伊豆市公共施設再配置計画では、その目的として、「施設の老

朽化の進行、人口減少社会の到来、厳しい財政状況、大規模災害への対応など様々な課題が顕在化している状況の下、本市の公共施設等が安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、時代や社会情勢の変化に対応しつつ、効率的・効果的な公共施設等の維持管理及び運営に努める必要がある。」としています。

そのため、平成28年度に策定した総合管理計画において、公共施設等の量、質、コストの最適化に取り組む基本的な方針を示し、持続可能な公共サービスの実現に向けて、今後40年間で本市の公共施設保有量、いわゆる延べ床面積を40%から57%の範囲内で削減することを目標として示し、さらに平成30年度に策定した伊豆市公共施設再配置基本方針等に基づき、2021年度から2030年度の直近10年間の年次計画、すなわちロードマップを定め、施設保有量の目標値に向けた取組として本計画を位置づけています。

これらを踏まえて、以下伺います。

①以下の施設等について、本計画第5章に示された再配置の実行計画（ロードマップ）の現在の進捗状況または今後の見通し等についてお示し願います。

ア、湯の国会館の令和4年度から令和6年度に民営化に向けた検討、そして、令和7年度に譲渡（民営化）するとした計画について。

イ、天城会館の令和4年度から令和6年度に民営化に向けた検討、そして、令和7年度に譲渡（民営化）するとした計画について。

ウ、修善寺老人憩の家の令和3年度に浴室休止、令和4年度から令和6年度に今後の在り方を検討とした計画について。

エ、市役所本庁及び別館の令和3年度から令和5年度に今後の在り方を検討とした計画について。

②本計画第3章に示された5つの骨太の方針のうち、「5、積極的な借地の解消」の取組状況または課題等について伺います。

③平成30年2月に民間事業者と締結した覚書に基づく旧天城湯ヶ島支所等の施設全体の売却に向けた協議の経緯と現状について説明願います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目、ロードマップの進捗状況と今後の見通しについてでございますが、湯の国会館の進捗状況でございますが、利用者の半数が市民という特性もあることから、民営化や譲



渡の選択肢のほかに指定管理制度の継続も含め、より広い視点を持って検討をしているところでございます。今後は、事業者や各種団体へのヒアリング調査を実施しながら、民営化手法や施設譲渡について引き続き検討してまいります。

次に、天城会館でございますが、今年度は地元や地権者との調整を進めるとともに、民間活用の可能性等を調査するため、各種団体や事業者へのヒアリングを実施することとしております。今後は、これまでの公募のやり方や募集条件を見直すなどにより、事業者が参加しやすい形の公募を行い、まずは施設譲渡を含む民営化を目指してまいりたいと考えております。

次に、修善寺老人憩の家でございますが、温泉施設を休止している現在、大広間を利用されている4つの団体につきまして、同様の機能を持った施設での利用についての検討をお願いしているところです。今後の予定ですが、利用団体が少なく限定されていることから、今年度中に老人憩の家としての用途は廃止する方向で検討しております。

次に、本庁及び別館ですが、ロードマップに記載したとおり、長寿命化、改修、建て替えなど、多様な選択肢について検討しているところです。今後は、財源の確保、分庁方式の要否、立地、PFI導入の可能性など、多方面から検討が必要と考えており、今年度は実現の可能性を念頭に、考え得る選択肢の洗い出しを行っていきたいと考えております。

続きまして②番、借地解消に係る取組状況と課題でございますが、借地の解消に当たっては、骨太の方針でお示した「買える土地は買う。買えない土地は返却する。」を基本に、施設を所管する部局において、個別に地権者との交渉を進めております。昨年度では、5施設について地権者交渉を行い、このうち3施設について、本年度予算において用地購入費等を予算計上しているところでございます。

課題でございますが、借地という状況は、相手方がおりますので、市の事情だけで決められるものではありません。自己所有地を手放すことへの抵抗などの状況において、交渉に時間や労力を要することが課題と認識をしております。

③覚書に基づく売却に向けた協議の経緯と現状でございますが、保健福祉センターなどの施設について、令和2年11月までの賃貸借契約を締結しました。農村環境改善センター及び温泉プールについては、老朽化のために取壊しの意向であることを相手方に説明した上で解体を実施しました。

令和2年11月には、賃貸借契約の期限が到来しましたが、この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者において事業計画を大幅に見直す必要に迫られたため、売却についての具体的な協議に至らず、土地・建物について本年11月まで賃貸借を継続しております。

現在、賃貸借契約の満了する11月を目途に、建物については売却を前提とした協議を行っておりますが、土地につきましては、引き続き賃貸借契約による貸付けを継続する予定としております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、再質問をさせていただきます。

今定例会の初日に行政報告で市長のほうから、8番の公共施設再配置計画についてで、今後は本計画で定めた再配置に向けた基本的な方針に基づき、用途廃止した施設や民間貸付けしている施設も含め、個別施設ごとの実行計画を着実に推進してまいりますと、この件について市長も触れられましたが、今後の厳しくなるであろう財政状況の中で、行政の果たすべき市民サービスの水準を維持していくためには、避けて通れない課題であると私も認識しています。

それでは、①の個々の施設の現状と今後の見通しについて、御答弁いただいたことに対する再質問をいたします。

これまでも推進すべき課題ではありますけれども、市民の中では総論としては賛成なんですけれども、各論になると反対を含む理解が得られないといった課題があると認識をしております。

改めて、それぞれの施設について、この実行計画、ロードマップを推進していく上での課題はどのように認識されているのか伺います。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） それでは、私のほうから湯の国会館と天城会館の課題について御説明申し上げます。

湯の国会館につきましては、築後35年が経過しているということもありまして、施設の老朽化、また源泉も限りある資源ということから、その辺のリスクを負って事業者が参入してくれるかどうかという懸念というものがございます。

また、先ほど議員おっしゃられたとおり、市民の利用も多く、住民福祉に資する施設でもありますので、民営化後も市民が同じように使えるのかというところの幾つか課題があるというふうに考えております。

また、会館敷地の一部が借地の状況になっております。こちらの相続関係等でなかなかちょっと売却というところまで進まない事情がありまして、それらが進まずに仮に民営化する際には、一つの課題となるというふうに考えております。

それから、天城会館についてですが、これまでも何度か民営化に向けて事業者を募集しておりますが、応募がなかったというような経緯もございます。今後、先ほども申し上げたとおり、募集条件等について、かなり工夫が必要だというふうに考えております。

それからまた、温浴施設と劇場ホールということで、2つ全く違った機能を持った建物ということもあって、こちら全部を使ってもらえるのか一部を使うのかというような部分で、その辺でちょっと民間事業者からのサウンディング等が必要かなというふうに考えておりま

す。

また、民営化に向けては、地元の皆様であるとか、こちらも一部借地になっておりますので、地権者の方々に御意見を伺って、そちらのほうの御理解を得る必要があるというふうに考えております。そちらが一つまだ今後の課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 引き続き、健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 私から、修善寺老人憩の家について御説明します。

昨年度において、対面の意見交換は行っておりませんが、利用団体へのアンケートを行い、御意見を伺っております。また、代替施設と申しあげましたが、公民館の利用なんかを想定しておりますので、区長様をはじめとした区の方への説明をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、本庁及び別館の課題ということで、お答えをさせていただきます。

先ほども答弁申し上げたとおり、課題としては必要な財源の確保、利用者の利便性や業務効率化を考慮した分庁方式の可否、DXの推進による業務効率化や少子化に伴う将来職員数の予測、立地、民間資金を活用したPFIの導入の可能性、また、自前で整備する以外の手法など、様々な視点からの検討が必要であるということが、現在、課題として認識しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 様々な課題があることは認識されているということが分かりました。

湯の国会館、天城会館、それぞれについてなんですけれども、湯の国会館については、やはり市民利用が半数を超えているということもあって、天城湯ヶ島町時代から地元住民、特に天城地区の市民の方々の利用頻度というのはかなり高いと思います。

民営化だけでなく指定管理制度も含めてということなので、例えば、地元の団体等が手を挙げたときに、財源の確保というのは、なかなか難しいところがあると思いますので、ある意味、公共性を担保するということは、維持するということは、そういう制度もやっぱり検討されたほうがいいのかというふうに感じました。

それでは、3点伺います。

湯の国会館と天城会館については、先ほど総務部長の答弁で、各種団体や民間事業者へのヒアリングや意見聴取を行うと答弁されていましたが、これは最近、行政からよく聞くことなんですけれども、先ほど課長の答弁にもあったと思うんですが、サウンディングという言葉がよく出てきます。このサウンディングを行うということによろしいでしょうか。

それとまた、確認のため、そもそもこのサウンディングとは何かということを、総務部長に改めて伺いたいと思います。

それとあと、ヒアリングや意見聴取の対象となる団体や事業者ということが出てきましたけれども、その該当される団体、事業者というのはどのように選ばれるのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、今出てきましたサウンディングということについて、御説明をさせていただきます。

サウンディングでございますが、例えば事業の発案、また、事業化を検討する段階において、その事業の実現の可能性、またアイデアを集めたりすること、あと、行政では気づかないような課題、そして何より、民間事業者の参入意欲、こういったものを直接事業者と対話によって、民間事業者の意向であるとか提案を把握するための調査ということで、我々は「サウンディング」という言葉を使って、またそういったやり方をしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 団体をどういうふうを選ぶのかというのは……。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 今のところ想定しておりますのが、まずは現在、指定管理している事業者と、あと、市内でほかの施設の指定管理等している事業者もございますので、まずは、そこからサウンディング等、ヒアリング、そういった部分について進めていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 職員ではちょっと答えにくいところがあるので、ここが私が今、市の職員に、新しい手法にしろと強く言っているところなんです。

今、産業部長からあったように、今まで市の職員はいろんな施設を使うために、サウンディングという手法を取ってきました。これは、市内で今展開している事業所とか、あるいはちょっとなじみのあるところとか、かつてやってくれたコンサルとか、伊豆半島の中でほかの事業を展開しているところとか、そういうところに対して内々に聞くわけですね。

ここのやり方が不十分であるし、そして、知っているところしか行かないので、ある意味やり方をちょっと勘違いされると、癒着じゃないかとか思われるので、このサウンディングという今までの手続のところを、一つちゃんと公募という行政手続を入れなさいという指示はしているんです。

ですから、今まで入札と同じように、公共施設の利用も一発の公募でやってきたわけですね。募集要項を定めて、そしてその条件の中で応募してくださいとあって、3週間とか3か月とか時間を取って、そしてそこで手を挙げた方々の中から審査をして、はいこれ、という

ワンステップで決めたわけですから。それを今、2段階にしろと私は言っているんです。

サウンディングと称されているところを、まず1つ目は関心表明、関心がある企業様にちゃんと広く募集をして、全国に告知をして、まずは関心がありますという事業者さんを集めなさいと。その2段階目として、その中から審査をして、状況によっては話し合いの中で、最もいいという者を、審査会だけではなくて地元の意見も聞きながら、1つに決めるという手法。今までのような一発の公募ではなくて、サウンディングをちゃんと行政手続の中に入れるというやり方を、今、指示しているわけです。

ですから、これ以降は、この種の公共施設の転用による企業誘致もしくは企業留置については、一般的に民間事業が行っているこの2段階の方式、サウンディングというものを行政手続の中に入れていく、そして、市民の皆さんから見える形にしていく、そのような手法を取りたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 今の市長の補足の御答弁でよく分かったんですけども、いわゆるそういう手法を取ったほうが、市民にとっては分かりやすい、目に見えやすいということで、やはりいい手法だと思うんですけども、先ほどの産業部長の答弁だと、何かちょっと市長の今の答弁のニュアンス、違ったような気がするんですけども、もう一度確認しますけれども、市長の御答弁なされたような手続の下で、サウンディングを行うということによろしいですか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これも私がちゃんと指示をして、これから県から取得するだるま山レストハウスであるとか、それから、そのほか転用して活用したいところ、例えば天城会館というのは今まで何度もやって空振りだったり、提案はあったけれども、ちょっとこれはというようなものがあったり。そのときに条件、こちらで決めたわけですね。

だから、例えば天城会館であれば、使ってくれるところがあるのであれば無償でもいいのか、むしろ5,000万円とか1億円とか補助金が欲しいのか、どのような使い方をするか、幅広く募集したいんです。先に条件を制約してしてしまうと、やっぱり手が挙がりにくいんですね。

これに一つ、同じではないけれども、近いのが、萬城の滝キャンプ場は、2つ事業者があって、まず地主の皆さんに1つ決めていただき、それをベースに地域の皆さんと話し合ったわけですね。

むしろ、そういうやり方のほうが好ましいと思っていて、全部が全部ではありませんけれども、より幅広く民間事業者を募集したい案件については、サウンディングという今まで職員が内々にやっていた打診ではなく、しっかり行政手続として、まずは関心のある事業者を募集するという手続を一旦入れます。全部ではないけれども、このような手法を新たに加えてまいります。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

それで、再度確認しますけれども、そのサウンディングという手続を経て、また2段階目で、最終的な事業者選定の手法として公募手続に入ると思うんですけれども、この公募はこれまでのプロポーザル型、事業提案型の公募方式を取っていたんですけれども、それと同じように最終的にはプロポーザルの公募手続を行って、結果として民間への譲渡手続等を進めるといふふうに理解しますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 最後の決め方は、本当に行政だけで条件を決めて、行政が設置する審査会だけでいいのか。

やはり地元の皆さんとか関係する業界の皆さんとかという方々と、それから、伊豆市の中に投資しようという意欲・意思を持った方々との情報交換とか提案の確認だとか、あるいは地元の要望だとかを、もっと丁寧に織り込ませたほうが良いと思うんですね。そのほうが、この伊豆半島という高いポテンシャルを持ったところで、今までよりも幅広い事業者さんに手をいただける可能性があると思っていますので。

ですから、最終的に決めるやり方も、今までと同じ手法を取ることもあるだろうし、そこを変えることもある。それはもう案件ごとに考えていきたいと思えます。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。非常にいい取組だと私は思っています。これまでなかなか進まなかった個別の案件についても、そうした手続の下に、いろんな提案があつて、もちろん市民の福祉に寄与する、そうした用途になるのが望ましいんですけれども、そういうふうになるように期待をしたいと思います。

それでは、ウの修善寺老人憩の家について伺います。

令和3年度から浴室が休止状態です。その浴室休止に係る利用者を含む市民への当局主催の説明会に、私も参加したことを記憶しています。それ以降、コロナ禍もあつて、対面での市民との意見交換会などはされてきていないと思います。

先ほど、課長のほうが御答弁されましたけれども、利用者団体へのアンケート等は行ったということでもありますけれども、コロナ禍が明けて、ある程度落ち着きを今は見せています。

そうした中で、以前のように対面での意見交換の場も設定しやすい環境になったと思いますが、今年度中にある程度結論を出すということですから、そうした場を今年度また改めて設ける、そういう予定はあるのか伺います。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 先ほど、課題のほうでも申し上げたとおり、利用団体へのアンケートを行っております。今後、区長様をはじめとした役員の方とのお話を予定しております。それと、今申し上げたように、利用団体の方は今ある資機材をどうするであると

か、そういった話もありますので、そこら辺を丁寧に話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） この案件については、実は今定例会の所管事務調査ということで、教育厚生委員会のほうでも当議論の通告をしていますので、またその中で議論が広がっていくと思います。よろしくお願いします。

同じく、修善寺老人憩の家について、私も出席をした以前の説明会でのことです。

市民の方から、当時の担当部長から、修善寺老人憩の家の温泉施設を利用しているのは、熊坂など近隣の市民がほとんどである。税金を特定の市民のために使うのではなく、伊豆市民全体に使うことが今求められている。ここの入浴施設を廃止するとともに、全市民対象の市内入浴施設利用への何らかの施策を考えていく。例えば、近隣の民間の入浴施設の割引や湯の国会館における市民への何らかの便宜供与など今後検討していくと、当時の担当部長が話されたと記憶していますという市民の声がありました。

こうした市民説明会での説明を、市当局は把握されているのか、また、こうした検討を具体的にこれまで検討してきたのか、また、今後検討していく用意があるのか伺います。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） これにつきましては、近隣温泉施設の入会金免除のことについて、企業に御協力をいただいて、代替施設ということで説明するときに御案内して、証明書を渡しているようなことをやっていると聞いております。

一旦これは温泉施設の代替施設ということで渡しておりますので、これについての今後の活用についてはまだ考えていない状況です。温泉じゃない利用団体のほうに、また説明はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 公の場で当時の担当部長ですけれども、そういう発言をされた、市民の前で発言されたということもありますので、市民の方はそういうことをよく覚えています。なるべく市民の要望に沿うような形で、代替施設の案内であるとか代替策、その辺をしっかりと提示した上で、市民の理解、利用者の理解を得ていただきたいと思います。

課長の御答弁にもあったように、今年度中に用途廃止も含めて施設の今後の見通しを立てているということがありました。

今、浴室が休止という状態なんですけれども、もう3年ぐらいたちますね、ちょうどコロナ禍ぐらい。その間ずっと、条例の本来の用途とは違う目的・用途になってしまっているわけなんですけど、こうしたことで、いわゆる条例との整合性を取るためには、やはり改正とか廃止とか、そうした改廃手続というのはやっぱり必要になってくると思います。

今年度中にそういう結論を出すということですから、議会へそういう条例改廃の手続、それはいつ頃をめどにして考えているのか伺います。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 先ほども申し上げたように、地区と利用団体の説明を進めて、本年度の早い段階で用途を廃止するための条例の提出をできればと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。市民の生活に直接影響することなので、確認をさせていただきたいんですけども、私は市長として、今の市民と将来の市民に対して責任を持っているわけです。ですから、人口減少して、それから投資余力がなくなっていく。人口が減るとやっぱり財源が厳しくなるのは、これはもう共有されていると思うんですが、伊豆市が財政破綻することはありません。しっかり、財政シミュレーション、管理しながらやっているんですが、このままでいくと投資余力がなくなって、将来の子供たち、孫たちのための将来投資にする財源の余裕がなくなるわけですね。

したがって、市長としては将来に対しても責任を持っているので、我慢していただくところは我慢していただく。近くに使える施設、例えば老人憩の家であれば熊坂の公民館とか瓜生野の公民館とか、使わせていただくようなところがあればそちらを利用していただく形で、なるべく公共施設に対する維持管理費を少なくして、余力を残したいと思っているわけです。

しかし、皆さんは皆さんで市民の代表の議員の皆さんですから、いやいやそうじゃないんだと、今の施設を維持をして、そして、このまましっかりやっていくほうがよければ、それでもいいんです、皆さんの御判断ですから。

ですから、今のちょっと私が確認をさせていただきたいのは、私と議員の皆さんがそういったことで合っているのか、いやいや、まずは現状の施設はしっかり維持しなさいという考えでいるのか。最終的には議決ですから、私が幾ら設計しても、否決されてしまっても意味がないので。そこをまずベースのところを、合っているかどうかを確認させていただきたいんですね。

鈴木議員は、将来厳しくなっていく財源の中で、一定の投資余力を必要だと考えるのか、いや、今の行政サービスをやはり可能な限り維持させることが第一優先なのか、どちらの立場でお考えなのかを確認させていただいた上で、次の条例のタイミングとか内容を検討させていただきたいんですが、そこだけ確認をさせてください。

○議長（青木 靖君） 一般質問の内容の市長からの質問権ということですが。鈴木議員から答弁があれば答えてください。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 議会の中でも反問権は認められていますので、それに対してお答えをいたします。



私、冒頭にも申し上げましたけれども、やはりこの実行計画を進めていく、再配置計画を進めていくということは、将来の財源の確保というところで、いかに今までの市民サービスの質を低下させないかというところに重きを置いています。ということで、こういった個別の案件については、やはり総論賛成、各論反対というところを、なるべく総論に近づけていくような説明努力も執行部にはしていただきたいと思ひますし、私も議員としてその辺のことは市民の皆様御理解いただくようにしていきたいと思ひます。

その中で、個々のいろんな御意見はあると思ひますけれども、例えば老人憩の家については、浴室が休止になっている、廃止になるということになると、利用されている方が別の代替案、代替施設、例えば先ほど申し上げましたけれども、近隣の民間施設の割引であるとか、あとはほかの湯の国会館であったり白岩の湯であったり、その辺の送迎をするのか分からないですけれども、そうした代替案も提示しながら、理解を得ていく必要があるというふうに思っています。

それでは、次の質問に移りますけれども、実は、本日の伊豆日日新聞の3面左上に、県が実証事業者公募ということで、伊豆地域の普及を目指すということで、温泉を活用しヘルスケアということで、伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクト（ICOIプロジェクト）というのを展開しているという記事が載っていました。

本市は国内でも屈指の温泉地であり、市有施設としては、今お話ししましたけれども、湯の国会館や中伊豆交流センターの白岩の湯など、多くの市民が健康増進や交流の場としてこれまで活用してきました。

こうした温泉を活用した市民サービスの有用性・有効性について、住民福祉の観点から市長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 市長の考えということですので私から申し上げますけれども、やはり温泉のある町で暮らす豊かさ、自分でも感じますよ。4月以降、いろんな会議が戻りましたので、かなりの数、首都圏に行っています。そのたびに皆さんと情報交換すると、やっぱりここから2時間弱ぐらいで東京に行ける。でも、ここで美しい自然があり、きれいな空気があり、温泉があり、生活がなかなか豊かでない方でも、月に1回ぐらいは500円以下で温泉に入れる。東京であれば普通の銭湯でも700円とかの中で、やっぱりこういったものを維持できる生活の豊かさというのは、最大限活用させていただきだと思ひます。

今回、コロナの3年間でよく分かったのが、観光交流客というのが私たちの生活をどれだけカバーしていただけるか。つまり、湯の国会館はちょうど3万5,000人と3万5,000人ですから、3万5,000人の方々が880円払っていただくおかげで、市民は440円で、つまり、五百円玉1個でお釣りが出る金額で、温泉に入ることができるわけですね、露天風呂つきとサウナのある。

これを可能な限り、市民の皆さんに提供いただくためには、そうすると、老人憩の家のよ

うに、お年寄りだけが対象でいいのか、子供さんが4人、5人いるなかなか生活が苦しい方とか、シングルペアレントとか、じゃ、その方々に対するケアはどうしたらいいのか、全体の料金を下げることで十分なのかというような議論になってくると思うんです。やはり、観光客に喜んでいただくとともに、市民の皆さんの豊かなこの伊豆の地の暮らしをしっかりと確保していくということは、両面大切だと考えております。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、エの市役所本庁等について伺います。

今後の在り方を様々な視点から検討されているということで、総務部長からの答弁がございましたけれども、今後、将来的な人口の減少や、市の職員数もそれに伴って減少していくことを見据え、行政は現在、自治体DX等により行政事務の効率化を進めています。

こうしたこれまでの市役所の機能とは、従来とは変化していく中で、以前市長は、市役所については、民間施設を間借りするなどの方法も検討の一つとしたいと述べられたと記憶しています。

私も以前、新潟の長岡市を訪れたときに、長岡駅の前の商業施設の中に、一部市役所の、支所機能なのか本庁機能なのか分からないんですけども、そのフロアが突然現れたことを記憶しています。

そんな感じの民間施設の間借りということを考えていらっしゃるのか分からないんですけども、例えば市内で言えば、具体的に選定地とすれば、修善寺の駅周辺であるとか、その辺のことを考えていらっしゃるのか分からないんですけども、改めて市長の現在のお考えを伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） とても大きな課題だと思います。この市役所本庁は、どのような事態が起こっても、不測事態に耐えられるように1階、もともとは市のバスと市庁舎の駐車場だったところを改修して、今、常設の災害対策室にしたわけですね。そして、県が、この狩野川沿いに、対岸があるんですけども、こちら側だけ防護壁を造っていただきました。それで何とか、いかなる災害にも耐えられるようにと考えたんですが、この本庁そのものの老朽化が激しくて、あっちこっち壁が崩れて落ちて、1階なんか危ないところもあるわけですね。いよいよきついなという感じはします。

私が市長になった15年前に、別館の場所に市役所を建て直す計画があったんですが、これはすぐに私が却下をしました。つまり、駅から近い利便性の高いところに、1円の収益にもならない行政しか使わない施設を、25億円で造ることは望ましくないと思ったんですね。やはり、より効果的・効率的な事業をやるのが市民の皆さんの公益ですから、その時点では、そこはちょっと保留。

そして、本当は今頃、修善寺駅周辺の再々開発等を、市役所移転を考えていたかったんですが、残念ながら中学校が6年間延びてしまって、あの時点では、あそこが平成28年にスタ

ートして、向こうに行くスケジュールを私は組んでいたんですが、全体のスケジュールが6年延びてしまったので、今のタイミングになってしまっているわけです。

何とか2030年代半ばまでに、本当は移したいんです。南海トラフ巨大地震の発生公算が2035年プラスマイナス5年と言われてますから、これは私の考え方の大切な手法なので、あえて申し上げますけれども、今、一部の方が反対されている伊豆中央道と修善寺道路の料金の延長、これによって、太平のトンネルから伊豆長岡インターまでが、たしか2045年から2038年まで前倒しされるんですね。私は、2035年まで前倒ししたほうがいいと思っているんですが、南海トラフ巨大地震というとてもないインパクトがあることに対して、完全にはできないけれども、行けるところまで行っておきたい。2035年まで私が市長やるわけではないけれども、可能であれば、市役所の本庁も何とかそこまでにめどが立つように本当はしておきたいんです。

ただ、そこまで時間的にエネルギーを割くことができなかったもので、6年遅れましたけれども、何とか今から民間ディベロッパーに開発していただき、幾つかのフロアに市役所が入るということができないだろうか。これは、相当なエネルギーが必要になります。かなりプロの方々、経験のあるコンサルとかディベロッパーを巻き込まなければいけないので、その中でオリンピックもありコロナもあり、ずっと我慢せざるを得ない状況だったんです。

何とかここで再スタートを切って、安全でしっかり使うことのできる庁舎に向けての再々スタートのタイミングを早く切りたいなと考えているところです。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 公共施設の中でも、庁舎というのは非常に大事な施設のうちの一つであって、やはり早急に手を打たなければいけない喫緊の課題のうちの一つだと私も認識します。2030年代半ばには、何とか目鼻をつけたいというお話だったんですけれども、市長、まだたった十数年なのでぜひ頑張って、最後までそれを見届けていただくように頑張りたいと思います。

時間がありませんので、次に進みます。

再配置計画の115ページから、施設再配置による削減効果の検証ということで、延べ床面積の削減率が示されています。

そこで伺います。

昨年9月に示された令和5年度から令和10年度の伊豆市財政シミュレーションには、財政効果として数字が反映されているのか、確認のため伺います。また、今後、公共施設再配置計画等と連携を図って、財政の歳出削減効果を目に見える形で、財政シミュレーションに反映させることは検討されるのか、伺います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからお答えいたします。

○議長（青木 靖君） マイクを少し自分のほうに近づけてください。

○総合政策部長（新間康之君） はい。

借地料の概算でございますが、令和5年度時点で年間約7,200万円程度になっております。

それから、今後の借地解消による財政効果についてでございますが、この7,200万円という数字でございますが、1か所について7,200万円というわけではなくて、市内の数十か所を合わせた積み上げが7,200万円という形になっております。

したがいまして、今後取組をしていくんですが、先ほど冒頭、総務部長のほうから答弁があったとおり、借地ですと相手方がございますので、なかなか交渉でこの年にこの土地を解消するというような計画は立てられないことがまず一つあること。それから、数十か所の一つ一つを解消しても、財政シミュレーションに対してはそれほど影響が、全体であれば7,200万円という大きな数字になるんですが、個々の数字ですと、なかなか数字として、結果としては出しているんですが、数字としての効果としてはなかなか見えない部分もございますので、シミュレーションに今後計上したほうが良いということは当然なんですけど、計上したとしても、それほど効果が見えないということがありますので、マイナスの要素の部分でございますので、現在の最大かかっている経費を今後は取りあえず計上をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。それでは、次に進みます。

同じく、再配置基本計画の3ページに本計画の位置づけとして、市の各施設の長寿命化計画や各インフラ資産の長寿命化計画等との連携や整合を示した図があります。

そこで、それに基づいて伺います。

市当局は、公共施設の維持管理について、既存の施設の長寿命化計画は策定されていると思いますけれども、以前から感じていることなんですけど、老朽化が進む前に計画的な修繕を行ってれば、対処療法で大規模な修繕をすることも少なくなるのではないかと思います。逆に言えば、予防措置の対処で適切な修繕を行えば、施設の寿命も延びるだろうし、結果として歳出の削減につながるのではないかと考えます。

例えば具体的な事例を申し上げますと、今年度の予算の中に、1,600万円かけて旧土肥南小体育館の照明を含めた内装工事が入っています。地元の方から聞くと、内装よりも実は屋根のほうのさび、真っ赤な色になっているそのさび、そちらのほうをまず直さなければ、建物自体がもたないんじゃないかと、そんな声もあるわけですね。

そうしたこともありますし、あとは、今現在建てられていますけれども、新中学校のように今後新設される施設等についても計画的な維持管理計画、こういうものはこれまでも従来あったのか、なければこれからつくる予定があるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 予防保全ということについては、施設を維持していく中では大変

重要なことと考えております。

各施設について、全てにおいて計画的な修繕計画というのは、正直、今立てていないというところで、もちろん施設としては長寿命化計画を立てている分野もございますが、全てではございません。

そうした中で、昨年度、私ども締結をさせていただきました包括的な施設管理業務、こちらの契約の中で、相手方業者からの提案もあり、今まさに議員おっしゃった予防保全という観点、手遅れになってからあえて大きな支出を伴うような修繕をせざるを得ないという状況、そういったものを防ぐために、今実施している定期的な点検の際に、やはりそういった危険度であるとか、プロの目から見た修繕の必要、要は傷は浅いうちにはないですけども、そういったものの報告を受けるようになっております。

これが業者からの実施計画書でもそういった提案をされて、少なくとも半年に一度程度は、全施設についてそういった目視による点検、またアドバイスを業者からいただき、前期であれば翌年度予算に必要であれば盛り込むことも可能かと思えます。

施設全体のコストをトータルとして引き上げる上でも、こういった予防保全という考えに立って、これから進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） ぜひそういう形を進めていただきたいと思います。それを、今後の財政見直し等についても、目に見える形で示すような形、そういう仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りますけれども、借地解消のところなんですけれども、庁内において、借地解消のために地権者との交渉や売買等に関する契約といった一連の手続の流れがあります。該当用地の所管部署と再配置計画の所管部署である総務部の資産経営課との役割分担はどのようになっているのか伺います。

それと、骨太の方針にあるように、積極的という言葉がついています、積極的な借地の解消とあるように、計画達成のためには、都度の進捗管理が必須であると考えます。再配置計画の121ページに、計画の進行管理体制が示されていますけれども、借地の解消というこれについても、進捗度合いのチェックは、いつ誰が行うのか、また、そうした仕組みはあるのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、まず、現在の借地解消に伴う役割分担でございますが、冒頭の私の答弁でも述べさせていただいたとおり、現時点においてそれぞれ借地の交渉につきましては、所管する部局において交渉、また、それが成立した場合には売買の契約まで、基本的には現所管課において行っているのが現状であり、総務部資産経営課については、この公共施設再配置計画をつくるというところで、当然大まかな所管はしておるんですけど

も、個々の進捗状況については、まだチェックし切れていないというのが現状でございます。

ただ、この公共施設再配置計画は、あくまでも将来を見据えて、これを実施して実行していかねばなりませんので、今年度、まずは各施設の向こう10年間の実行計画、ロードマップの進捗については、我々総務部資産経営課が中心となって、各課においてその進捗の管理を、ヒアリングであるとか状況説明は受けようということ新たに始めることとしております。

加えて、この借地の解消につきましても、これまでは現実的には各課の判断と交渉に委ねていたところがございますが、この借地の交渉につきましても、ロードマップの進捗状況の確認と同様に、資産経営課が中心となって、各部局についてその進捗状況、そういったものを把握して、管理をしていきたいと思っております。また、交渉における問題点等々については個々に出し合った上で、どういった解決策といいますか、交渉の仕方があるのかということも、そういった機会を通じて共有をしてきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） やはり、計画進行のためにそういうグリップすべき部署、仕組み等々、しっかりと明確にして、推進していただきたいと思えます。

それでは、③の民間事業者との覚書の件について再質問いたします。

まず、この質問の背景をお話ししますと、実は、地域住民の方から、市山から西平へ向かう市道沿いの旧天城湯ヶ島農村環境改善センターの入り口付近に、この先に「グランピング建設予定地」と書かれた看板が立っているけれども、ここにグランピング施設が整備されるのかというふうに問合せがあったんです。

私も現地を確認してきましたけれども、民間事業者が市の土地を購入したなどの情報は、私は得ていなかったもので、今回質問するといったことの次第であります。

そこで伺います。

この当該場所は市有地、いわゆる市の土地であると思えますけれども、そうした看板が立てられていることを、市当局はまず把握しているのか、また、把握しているのであれば、看板設置のいきさつ等についてまず説明願います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） ただいま、議員が御説明した看板の設置につきましては、承知をしております。こちらにつきましては、事業者から周辺でグランピングを予定しているというふうに伺っており、そのための看板であると考えておりますし、こちらの設置については、議員御指摘のとおり市有地でございますので、貸付けの承認をしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 再度、確認のため伺います。

元の農村環境改善センターの今更地になっているところに、ちょうど入り口に看板が立っているもので、近隣住民の方は、ここにグランピング施設ができるのかというふうに思われているんですけども、あそこにはできるわけじゃないですね。確認します。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 当該地ということではございません。そういった計画も伺っておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

それでは、旧天城湯ヶ島支所を含む旧保健福祉センターとかいろいろありますけれども、周辺施設が。今現在、また今後、これらの施設等で行政が負担すべき管理経費、これはどういうものが考えられるのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 現在、当該地の施設、建物、土地については、貸付けをしているというところもございます。現時点で市が所有者責任として支出しているのは、建物の保険料のみでございます。ただし、所有者である以上、大規模な例えば雨漏りであるとか、設備系に不具合が生じた場合は、市のほうでそちらの修繕・修理は行っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） そのために売却を前提にした覚書というもの、やはり締結されたんじゃないかなと思います。経常的といいますか、そういう突発的な修繕費用とか、そういったものは管理経費として行政にかかってくるので、その辺は何とか抑えたいという意図もあるんじゃないかと思います。

それでは、その覚書に沿って状況を確認、再度していきたいと思います。

覚書の第4条に事業計画の承認というのがあります。甲というのは伊豆市で、乙は民間事業者のことです。

乙は、この覚書締結後、次条に規定する賃貸借契約を締結するまでに、第1条の土地及び物件、第1条というのは土地が6筆、施設・建物が7つです、このところで行う乙の事業計画書を甲に提出し、甲の承認を得るものとするということで、実際に、先ほどいろいろコロナ禍もあって、経済状況が一転した中で、事業計画自体、見直さなければいけないというそういう事情があったというふうに答弁されましたけれども、計画書自体はまだ提出されていないということによろしいですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 基本的にこちら、平成30年2月に締結した覚書というのは、それまでの所有、どちらが甲乙の、市と事業者との使用期間を前提として、その後の賃貸借また

は売却を前提としたものを、双方で確認するために締結したものでございまして、その第4条は、今、議員御指摘のとおり、覚書の締結後に賃貸借を締結するまでに、各事業計画書を市のほうに提出するというので、平成30年4月に賃貸借契約を締結しておりますけれども、そのときには事業計画書を頂いております。

また今、議員お話しいただいたように、その後3年間にわたるコロナ禍ということで、やはり民間事業者の事情によって、その計画というのは大きく変更せざるを得ないというところもございまして。

現時点で、正確な事業計画書というものを頂いているわけではございませんが、貸付けに当たりましては、それぞれ今どういうものをするというようなことは、報告というか、協議をいただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 確認いたしますけれども、今、賃貸借契約を結んでいる旧天城湯ヶ島支所、そして、旧保健福祉センター、そして、その前の駐車場等ありますけれども、この覚書には、天城支所周辺の一帯の売却ということであってありますということは、農村環境改善センターの跡とか温泉プールなどとも含まれるわけなんですけれども、今、民間事業者さんが事業展開をする上で、そこも含めて計画を練っていらっしゃる、その状態だということによろしいですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 旧農村改善センター及びプールの跡地、今、議員がお話しいただいたとおり更地になっておりますが、現時点において、先ほども申し上げましたが、事業者においてこの具体的な計画については、特にお話は伺っておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） そういう状態の中で、この農村環境改善センターとか温泉プールの跡地については、過去議会の中でいろいろな執行部の答弁がありました。初めは、実際今、覚書を締結した民間事業者さんを最優先にして、その活用を望みたいということもありましたけれども、最終的には、議事録から追っかけると令和2年度の議会が最終の、答弁だったんですけれども、公募も含めて選択肢のうちの一つとしたいという、そういう答弁にもちょっと変わってきています。

先方さんがあることなのでセンシティブな問題ですから、議場の中でその辺を発言するというのはなかなか難しいんですけれども、市長が今、締結されている民間事業者さんに期待したいところ、それを改めてどういうふうに考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） かつてから議会に私が申し上げておりますのは、企業誘致あるいは伊



豆市内の企業に残っていただく企業留置の事業は、公共事業を行う入札と違って、私たちがビジネスの論理に入っていくことなんですね。ですから、当然、相手は事業を展開しているプロのビジネス展開されている方々、そこの論理にこちらが入っていかなければ、こちらの都合だけでは当然回らないので、そこがいわゆる道路とか水道とかの発注する公共事業と、なかなか難しいところ。我々の考えも変えなければいけない。

そして、そのようなビジネス環境の中で、残念ながら伊豆市は、大量の日本で最も老朽化したたくさんの施設を持っていたわけです。

自分が15年市長をやってみて、もうただでも引き取っていただきたい施設が、実はたくさんあります。そのただでもさえ使えなかったところが、具体的に申し上げて申し訳ないけれども、旧土肥南小の校舎とかこれから解体する旧八岳小学校の校舎とか、恐らく統合後の天城中学校の校舎とか、こういったものは多分転用することが極めて困難か、ビジネス的には価値がないので、税金を入れて壊さざるを得ないわけですね。

したがって、もし使っていただく、そこで事業が発生するのであれば、無償でもお譲りしたいという案件が幾つかあります。むしろ、ほかのところでは補助金をつけてでも引き取っていただいたところがあるわけです。これは、土地も同じで、無償でも宅地にしていただけませんかと言ったら、無償でも要らないと言われた土地もあるわけです。残念ながら、伊豆市はずっと5%ずつ地価下がっていますから、15年たつと3分の2か半分くらいになってしまうそのような土地に、いわゆる今日の見積価格で土地、建物が動かない状況なんですね。これは総論です。

ですから、その中で、旧天城湯ヶ島支所も、何とか所有権を移させていただきたい。御承知のとおり、今の施設も大雨が降るたびに、うちの資産経営課長が雨漏りだといって、現場見に行っているんですが、その前の改善センターを壊したのは、風で飛んだんですね、屋根が。人様の車、傷つけてしまって、あのタイミングで私は本当は全部取得していただきたいかったんです。

ただ、当時私が会場にいなかったもので、正確には覚えていないんですが、さっきの覚書のような計画をつくられたときに、相当地元の皆さんから激しいお声があったようで、これも伝え聞きですけども、その話合いの中で一時は、社長さんが、この話は撤回しますとまで、非常に厳しいやり取りがあったと承知をしていて、そういう環境の中で、すぐに事業を展開する、すぐに全部の施設を取得するということまでいかなかった記憶があります。

私は何とかビジネスとして収益が上がり、雇用が発生するような形であれば、投資規模に見合った条件をしっかりと整理させていただいて、なるべく早く取得していただきたい、これは天城支所に限らずです。古い施設でそのたびに市が補修したり、うちの職員がずっと張りついて、資産経営課とか観光商工課の職員がずっとその施設管理に張りついていなければいけない状態は、なるべく早く解消したいと考えております。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、この件については最後に伺います。市長に伺いたいと思います、最後に。

旧天城湯ヶ島支所を含む地域、具体的に言うと市山地区になりますけれども、ここを天城地区の商業地域として位置づけて、民間事業者による市民の雇用の受皿にしたいと以前もおっしゃっていました。今でもその気持ちに変わらないのか伺います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） あの場所、あの施設は御承知のとおり、私の3回目の選挙のときに、全く内容が異なったチラシをまかれて、私が個人で名誉棄損の訴訟を行い、湯の国会館、天城支所、天城会館の中で、結局、訴訟の中では向こうの方が、湯の国会館と天城会館は菊地市長の批判ではない、天城支所だけが問題なんだと言って、そこだけ裁判が伊豆市に非はない、菊地市長に非はないと、裁判で認定していただいた物すごく苦勞した案件なんですよ、ここ、個人的にも。

そして、地域にとっては、伊豆縦貫自動車道が今度、まずは浄蓮の滝までできますね。そうすると、意思を持って降りる方が、観光客がそこを走るわけです。つまり、俺は上を素通りしない、俺は湯ヶ島温泉を通りたいんだという方々が、湯ヶ島温泉に行く経路と文学の郷に行く経路の分岐点ですよ。そして、観光の方であれば、西側の湯ヶ島温泉地区から歩いて行ける距離ですよ、自転車でも行ける距離。

そういったところの入り口のミニゲートウェイ的機能で、そことその先にある西平の土地の国交省が土を入れてくれるところ、そして、その先に湯ヶ島温泉がある。ここはやはり伊豆縦貫道で素通りしない、させないための大切な土地だと考えて、何とか事業が発展するように大きな期待を寄せているところです。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） この件につきましては、市長が行政報告でおっしゃったとおり、実行計画を着実に推進することは、必須であります。

しかしながら、市民の皆様や利用者への丁寧な説明を尽くすことは同時に必須であると思います。当局におかれましては、これを念頭に置いて、計画の推進に当たっていただきたいと思います。

それでは、続いて2件目の質問に入りたいと思います。

○議長（青木 靖君） どうぞ。

○9番（鈴木正人君） 「マンション管理適正化推進計画の策定と認定制度」と題しまして、市長に伺います。

マンション管理が適正に行われるような仕組みを法律で定め、住人全員でマンションの資産価値を守り、快適な住環境を確保することを目的として、2001年8月に、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」、以降は適正化法と申し上げますが、これが施行、さらに2022年4月に、改正された適正化法が施行されました。

その中では、「地方公共団体によるマンション管理適正化の推進」が掲げられ、マンション管理適正化推進計画の策定、管理適正化のための指導・助言等、管理計画認定制度などの措置を講ずることが法制化されました。

つまり、自治体（行政）の役割として、「マンション管理適正化推進計画の制定」では、市部は各市が、町部については県が、マンション管理適正化推進計画、以降は推進計画と申し上げますが、これを策定すること、「管理適正化のための指導・助言等」では、管理の適正化のために必要に応じて管理組合に対して指導・助言を行うこと、そして、「管理計画認定制度」については、適切な管理計画を有するマンションを認定することが求められています。

県内自治体では、推進計画を既に策定しているところは、静岡市、浜松市、三島市、伊東市の4市であります。推進計画の策定には期限は決められていませんが、各自治体においては順次策定される方向であると聞いています。

そこで伺います。

①市当局は、「マンション管理適正化推進計画」の策定及び「管理計画認定制度」について、どのように考えているのか伺います。

②2020年1月、滋賀県野洲市では、全国で初めて行政代執行による廃墟マンションの解体が、税金を投入して行われました。今後、マンションの高経年化が進むことによって、管理不全となることが予測されるマンションが多く発生する可能性があります。

「管理適正化のための指導・助言」の観点から、市当局は、こうした課題にどのように対処していかれるのかお伺いいたします。

以上、お願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの鈴木正人議員の2問目、マンション管理適正化推進計画の策定と認定制度に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、お答えをいたします。

まず、1番目ですが、令和2年度に県の実施したマンションの管理組合実態調査では、市内において管理計画認定制度の申請の意向について希望するマンションはございませんでした。そのため、マンション管理適正化推進計画の策定については予定しておりませんでした。この認定制度の優位性や近隣とのバランスを見た場合、同程度のマンションにおいて管理計画を持たない市のマンションのほうが、市場価値が低くなることが考えられます。

また、県では令和7年度までに全市において推進計画を策定することを目標としているため、伊豆市といたしましても策定については検討してまいります。

2番目です。

今後の区分所有者の高齢化や非居住化に伴い、管理組合の役員の担い手不足や所在不明住居の増加が懸念されます。

伊豆市においては、今のところ直ちに廃墟マンションになるような物件は存在していませんが、特に築40年を経過するような築年数が経過した高経年マンションにおいては、将来的に廃墟マンションとなる可能性もあり、これを放置すると倒壊等の周辺への大きな影響が予想されるため、このようなマンションの管理を適正に誘導し、廃墟マンションを生じさせないために助言及び指導する必要があると考えます。助言及び指導については、専門的な知識を有することから、県やマンション管理士会等と相談しながら適切に実施する必要があると考えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、再質問いたします。

まず初めに、この法律におけるマンションの定義について御説明します。

適正化法の第2条第1項にも定められているとおり、一般的に言われるマンションには、1人が所有して賃貸しているマンションと、所有者が複数いて区分所有法で規定されている区分所有がされているマンションがあります。

後者の所有者が複数いるマンション、もっと簡単に言えば分譲マンションのことなんですけれども、これが適正化法の適用となっています。

そこで伺います。

伊豆市内において、適正化法の適用となるマンションの棟数及び世帯数を把握されているのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 伊豆市において、対象となるマンションについては20棟、それでは戸数については736戸となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、さらに聞きます。

その適用となるマンションは、適正化法の第2条第6項の管理事務で定められた管理組合の会計の収入及び支出の調停、そして出納、そして専有部分を除くマンションの維持、または修繕に関する企画、または実施の調整といった3つのいわゆる基幹事務を遂行し、これは管理委託も含みますけれども、国交省への登録を要する適正化法第2条第6項で定められた管理組合、管理組合を有する実態があるのかどうか、市のほうは把握しておられるのか伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 1番目の答弁で申し上げたマンションの管理組合の実態調査の中のアンケートでの実態数なんですけれども、これによりますと、管理組合については約半数、管理規約を持っております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 逆に言うと、適正化法の改正によって、いわゆる優位性を得られる、そうした対象の管理組合というのは、アンケートに答えた数がやはり少なかったということもあるんですけれども、全体をまだ把握されていないということではよろしいですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） アンケートでの調査の実態でしかまだ分かっていないところもありますので、今後、実態についてまた調査があるときには、把握したいとは思っております。今のところの状況としては以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） あくまでも管理組合側からの申請に基づいて認定等をすると思いますけれども、その辺は、いま一度、確認をする必要があるかと思えます。

推進計画策定と同時に、管理計画認定制度も導入する運びになるかと思えますけれども、適切な管理計画を有するとして認定されたマンションのメリットとして、マンション価値の確保はもちろん、保険料の軽減、固定資産税の減免などがあると聞いています。

令和2年に適用となるマンションの管理組合に、推進計画並びに認定制度についてアンケート調査を行ったということですが、令和4年4月の適正化法が改正された今、再度管理組合に対してアンケートを含む意向調査を行う予定はあるのか伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） アンケートは県が実施したアンケートですので、ここについては県のほうに確認して、必要であれば市のほうで単独でやることも考えますが、基本的には県と合わせて調査をしたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

くしくも、今定例会の初日に議案第36号として、伊豆市税条例の一部改正が専決処分として報告され、承認されました。その改正された条例の第20条第23項で、マンション管理適正化法に基づく認定マンションについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間で、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った場合に、工事が完了した翌年部分の建物に係る固定資産税を減免することが盛り込まれました。

本市の推進計画は、先ほど令和6年から令和7年にかけて策定する予定であると答弁していただきましたけれども、こうした税条例の改正もあり、管理組合から早期の推進計画の策定の要望が出てくることも考えられます。

こうした状況を鑑み、計画策定の予定を少しでも前倒しすることは検討できないでしょうか。ちなみに、お隣の伊豆の国市は今年度中に策定の予定であると聞いています。

最後に、市長のお考えを伺って、私の一般質問を終わります。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 議員おっしゃるように、優位性のことについては、今、議員がおっしゃられたとおりかと思えます。これに対して、今、問合せ等については、特別来ているわけございませんが、必要に応じて前倒しが必要であれば、作成は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 答弁漏れはありませんか。

これで鈴木正人議員の質問を終了します。

ここで10時55分まで休憩します。

10時55分再開します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

#### ◇ 間 野 みどり 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。

私の名前は間野みどりです。よろしく願いいたします。迷ってしまいました、すみません。

下記のとおり発言したいので通告いたします。

発言の種類は一括でお願いいたします。

1、保育士を取り巻く保育士の現状について。

全国的に少子化問題を抱えている市町村、それを少しでも打破するために子育て支援に対する施策が伊豆市でも多く考えられています。

その施策を充実に導くために、今、伊豆市の保育現場の現状を踏まえ、より詳しく一緒に考えていこう質問いたします。

まず、今の国の定める保育士の配置基準をまとめてみますと、ゼロ歳は3人の園児に1人の保育士、1、2歳児は6人に1人、3歳は20人に1人、4歳は30人に1人と、おおむね決

められていることが、厚生労働省児童福祉施設及び運営に関する基準33条にあります。基準は上記のとおりですが、それに園長や主幹、主任、そして支援員や調理員、看護師など、様々な職員が加わり運営されています。その限られた基準の職員の中、園のスタッフ配置では、大変な御苦勞をされていることが、現場経験の長い私にはよく分かります。

今、伊豆市では子育て支援の一つとして、病児保育や病後児保育、そして土曜保育や休日・祝日保育などの様々なサービスが行われ、子育て環境が少しずつ充実しつつあります。

また、国のほうでは、「誰でも通園制度」が始まると話題に上がっています。その現状の今、保育士不足が問題に上がっている伊豆市では、今後様々な問題や課題にどのように向き合っていくのか、また、どのように配慮していくのか質問いたします。

①保育士の職員数、勤務状況はどのように捉えていますか。

②保育現場において、支援の必要な点は何だと思えますか。支援園児の増加、園児の長時間保育の増加、土曜保育、休日・祝日保育、病児保育、病後児保育など、様々な保育形態のサービスの開始などによる保育士の負担をどのように考えていますか。

8時間労働の保育士に対し、それよりも長く、園児は朝7時から夜7時までなど、園に長時間いることもあります。その子供たちへの配慮は考えたことがありますか。

今、働き盛りの保育士も、小さな子供を抱えて働いている保育士も多いです。その点はどのように考えていますか。

本日は保育士に特化して質問しましたが、今後、働きながら子育てをする方、または、親兄弟を介護しながら働く方も多くなっていくと思えます。

そこで、共通点も多い公務員に対しても質問します。

③前々から、庁舎が遅くまで電気がついていると市民の方が言っています。本年度の予算にもあるアウトソーシングなどの改良の努力は分かりますが、今の現状の課題とその対応について、どう考えているのでしょうか。

2、SDGsの教育現場の取組について。

今年1月20日、SDGsの研究をしている山中俊之氏のSDGsの研修に参加しました。SDGsの17の目標は、幼い頃から日常的に意識することが大事と教えていただきました。今回は、SDGs（持続可能な開発目標）17の目標の中の教育に関係すると思われる2つの目標について質問します。

①目標4の「全ての人々に包括的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」という点では、ドイツのベルテルスマン財団の達成度の調べでは、日本は達成できているというデータが出ていますが、伊豆市ではどのように捉えていますか。

②目標5の「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒の能力強化を図る」についてのデータは、達成には程遠い出ていますが、それはどのように捉えていますか。

以上です。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し答弁を求めます。

1 番目、保育士を取り巻く保育士の現状についての答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1 問目の御質問の最後のところ、庁舎で遅くまで電気がついているんですよという御指摘に、私もずっと気になっております。昨年に引き続き、今年も市長としての施政方針を、生産性の向上と強調しています。行政においては、単年度の事業費予算と職員数は変わることがありません。したがって、生産性向上のためには、いかに効率的に行政事務を行うかにかかってくる。特にここ数年、若手、中堅の職員による中途退職や転職が続いています。彼ら、彼女らの話を聞くと、市長として大いに反省すべき状況が続いているものと認めざるを得ません。

そこで、行政DX推進のために、CIO補佐官を設置しておりますので、まずはそこに各課から改善すべき行政手続を集約して、これらを具体的に改善する手法について検討を進めていきたいと考えています。

詳細について、それぞれ担当する部課長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） それでは、お答えいたします。

①につきまして、現在の職員数は48人で、早番、遅番などのシフト制による勤務体制で保育を実施しております。延長保育など、体制に不足が生じる保育につきましては、会計年度職員や再任用職員で対応している状況でございます。

②につきまして、1 つ目の支援の必要な点についてですが、保育士自身の士気を高め、質の高い保育に向かうための研修の機会の確保、また、教育・保育という業務への理解と、労働環境改善への取組が必要と考えております。

2 つ目の保育士の負担についてですが、各保育はシフトを組んで対応しているため、勤務時間帯の異なる形態での保育であり、保育士の負担はあると考えております。また、休日保育、土曜保育、病児保育は、保護者にとって必要な保育ですが、シフトにより平日に担当が不在になると、園児の心の安定にも影響を及ぼすので、これに対応した職員配置が必要と考えております。

3 つ目の子供たちへの配慮についてですが、こども園の保育部の生活は、園児の負担を考え、4 時間の幼児教育とその他は家庭的な保育を行うことが必要とされており、保育士は保護者の代わりにスキンシップを取り、園児の心を支えることを心がけております。

4 つ目の小さな子供を抱えて働いている保育士についてですが、登園管理システムの運用や、写真を活用した保育の記録を研修や情報提供に利用するといった、保育士の負担を軽減する働き方改革をできる限り行い、子育て中の保育士も働きやすい環境になるように努めております。

働き方改革により、育児休業も長く取れる体制を整え、必要に応じて育児短時間勤務を利



用している保育士もおります。保育士も母親であり、父親であり、自分の子供の参観日などは休暇が取れるように、在宅保育士の配置により対応している状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、私からは③についてお答えをさせていただきます。

現状でございますが、庁舎勤務の職員の時間外勤務につきましては、過去5年間の実績で減少傾向にはあるものの、ほぼ同水準で推移しており、部局により、また、繁忙時期によって時間外勤務を行う職員は違いますが、総じて夜遅くまで仕事をしているのが現状で、これを削減することが課題と考えております。

現在、時間外勤務削減の対応として、一定時間を超えた職員には、担当課長に適切な業務の割り振りや効率的な業務遂行を図るように依頼する、また、全庁的には毎週水曜日をノー残業デーとして、うち月2回、18時に職員のパソコン電源を強制的にオフにするなどの対策を講じております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） いろいろ答えていただきまして、ありがとうございました。

いろいろ工夫しながら、市のほうもやってくださっているというのはよく分かりました。

しかし、再質問に行く前に、なぜこんな保育士に特化した質問をしたかということをお話ししたいです。

私は、議員になる前は保育士でした。結婚、出産のとき、大きな身体的な挫折を味わい、その後、復帰しましたが、ずっと現場の中心の保育士でした。ですので、その分、園長先生方の御苦勞も見てきたり、一般の後輩の保育士の声もよく聞こえました。私の知る限りでは、保育士は日夜、ちょっと私生活を犠牲にしている感はありますが、本当にみんな保育に力を注いで頑張っています。ですので、苦勞が分かる分、その問題に触れることはタブーとずっと思っていたのですが、今の現状で、虐待問題、車へ置き去り問題など、世間の矢面に立ちつつある保育士の問題を私だから分かる視点で聞きほぐすことができたらと思い、去年の夏頃から、尊敬する先輩の保育士や、若い今も交流している保育士さんとも相談し、この質問に至りました。

また、余談ですが、私が保育士になったのは50年前です。冷房もなく、扇風機だけ。床暖房など考えたこともなかったです。休憩などは、取ることなど本当に考えたこともなく、1人の園児をおぶりながら、1人の園児を左手に抱いて、そして右手で三口くらいで昼食を取り、何というか、今考えると信じられない世界でしたけれども、そんな毎日でした。それでもみんな、何の不満も言わず勤めておりました。それは、体が無理をしても子供たちの笑顔に癒やされたり、心は充実していたからかもしれません。また、助けてくれる友や仲間

もいたんです。そんな、今思う楽しかった保育士生活を、今の大変な時期の保育士さんたちにも味わってもらいたいという思いから、こんな質問になりました。

長くなりましたが、まず、1に対する再質問ですが、人数などは今のところ分かりましたが、現在それで十分だと考えているでしょうか。もしそうでなかったら、これからどんなことを考えていきますか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 現在は充足しておりますが、これから随時入園してくる子供を定員数まで預かる上で、会計年度職員が必要となりますので、6月から募集をかける予定でございます。また、令和6年度以降の正規保育士の退職等の入れ替わりがございますので、それに対応できるように新規採用職員を募集していく考えでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 随時考えてくださっているのは分かります。大事なことなので、その都度その都度、よい方法を考えていただきたいと思います。

それでは、2番ですけれども、2番の1つ目、教育・保育という業務の理解と労働環境の改善に取り組む必要性を感じて取り組んでいくというのは分かりましたが、前回の黒須議員の一般質問でもあったんですけれども、今、保育園や保育士に対する奨励金や補助などいろいろサポートされていると思います。年度途中サポート補助金とかあるんですけれども、ちょっと分からないので、もう一度確認させていただいていいでしょうか。どんな補助があるのか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 私立園に対する支援でございます。保育士等就業奨励金と、年度途中入所サポート事業費補助金という制度がございます。

まず、保育士等就業奨励金でございますが、市内に住所を有し、就労日の属する年度の4月1日に34歳以下であり、市内の保育施設に6か月以上勤務した者に、一度限りでございますが、奨励金として20万円を支給するというものでございます。なお、29歳以下である者につきましては、5万円を加算するというものでございます。

もう一つ、年度途中入所サポート事業費補助金でございますが、待機児童を出さないために、年度途中のゼロ歳児、または、1、2歳児の受入れに対応できるよう、保育士を年度当初から配置する民間保育所に対して補助をするという制度でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） その制度があって、保育士の中にはちょうど再就職したけれどもその年齢ではないとか、不満もある人もいるみたいですが、やはりそういうものがちゃんとあるということは、とてもいいことだと思います。

ちょっと外れてしまいますが、この質問を考えているところ、4月28日、29日頃より静岡新聞の一面で「届かぬ声 子どもの現場は今」というのが連載されていました。あるときはこども園の説明、あるときは、今、話題の牧之原バス置き去り事件のことなどです。その中でも、5月3日の県内保育士に聞いたアンケートというのが出ていて、その中で、今の補助金に関係するんですけれども、この中の県東部の40代女性幼稚園正規というのが、「政府の賃金待遇改善は公立の職員には適用されていません。」ということもありました。それから、こちらの人は「本当に賃金が安いです。正社員で16万円、手取りにすると13万円程度が一般的です。この給料では生活できません。国家試験を取っても、これではやりがいがありません。」なんていうことがありましたけれども、待遇改善は、公立はないということなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 3月議会の一般質問にてお答えさせていただきましたが、公立園につきましては、地方公務員法の適用を受けることや、均衡の原則等により、現実的には難しいと考えております。また、給与を含めた処遇改善に当たっては、多角的に慎重な検討、議論が必要と考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 分かりました。そういうことになっているということ認識していただいて、やはりこれは市だけの問題ではなくて、国・県の問題でもあると思いますが、それに働きかけを一生懸命していただきたいと思いますということが実情です。

そして、2つ目の保育士の負担や仕事量が増えているのに、保育士の待遇は変わらない状況だと私は思っていますが、その状況はどう考えていますか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 議員ご指摘のとおり状況であると認識しておりますので、まずは現状等含めまして、県と情報共有をしていこうと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 本当に大変だと思います。よろしくお願いします。

保育士の確保が難しい現状の中、保育士だけではなくて、子育てに関して考えていることはあるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 地域の人材である定年退職を迎えた世代と園児との互惠性を持った関係の構築も考えまして、社会で子育てを支えていく方向に進むことも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 結構、私のこの年齢の同級生も、いまだに現役で頑張っている方がいらっしゃるかもしれませんが、はっきり言ってきついです。ですので、やはり若い方で、そして、できたら少し生活に余裕のできた方なんか、楽しそうだなと思ったら、どんどんまた再就職してくださることを願っています。

本当にいろいろ試行錯誤している様子、努力も、このことをやることになりまして、保育園のほうも、こども園のほうも、みんな努力していることがすごく分かってきたので、質問するのが心苦しいところもあるんですけども、やはり少子化とともに、子育て支援は結構活発に議論されていますけれども、その根本である保育士にも同等の支援が必要だと思っています。

この意味で、この静岡新聞の生の声が聞こえたので、ちょっとそれを読み上げてみたいと思います。1人1つです。中部の30代女性。「保育士だって人間です。落ち込んだときや危険などのときは、強い言葉で注意してしまうこともあります。その負の面だけを見て、マスメディアが取り上げることに疑問を感じています。」中部の30代の人。「質の向上を求められるようになり、研修や報告書も増え、日頃の業務も質を求められ、残業代がつかない。支援が必要な子は増え、保護者や管理職からも重圧があり、そんな中で、鬱病になったりして辞める人も多くいます。」そんなことも書いてあります。

そして、子育ての姿でちょっと保育士の意見なんですけど、中部の50代女性。「子育てをサービス業だと考えている今の社会そのものに問題があると感じています。子育てのメインは各家庭の中にあり、保育の現場だけではなく子供を取り巻く人々、地域も含めて皆で育てていってこそ、親も子も成長できる居心地のいい子育てが可能であり、地域も住み心地のいい場所になるように思います。」すみません、もう1点あります。「保育士たちは子供を育てているんです。本来ならば、親御さんが関わらなくてはならない子供の感情を育てているんです。保育園に預けていても、お父さんやお母さんが子供としっかり向き合ってほしいです。」というような意見があります。

このアンケートの結果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） アンケートの意見は、本当に貴重な意見だと思っております。また、市民のほうからもいろんな意見を聞いておりますので、様々な意見を市としましても、前向きに今後の施策に考えていきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 保育所の関係には、いろいろと考えてくださっている工夫が見られますので、また、人の意見や、それから保育士や、それから現場のお母様方の意見を聞きながら、前向きに進めていってほしいと思います。

それでは、3番の質問になります。

本当に、庁内でいつまでも電気がついていると言われたのが二、三年前だったのでしょうか。大分、それから変化しているとは思いますが、本当に難しい問題だと思っています。仕事量はどんどん増えているのに、人数は減らさなくてはならないし、苦勞されています。

しかし、市役所の傾向として、先ほど市長が言われましたけれども、せっかく就職したのに、二、三年で新しい道を見つけて辞める方も多いように思います。私も一時、公務員を経験していますが、昔は途中で辞めるなんて考えられない。一度勤めたらそのまま勤めなければ、なかなか道も歩けないような状態で育ってきました。でも、今はそれぞれ都合があるとも思います。途中で辞めるにも、また、考えてそれを経験にステップする方もいると思いますが、もしも二、三年で辞める方が、今度こういうところに行きたいよなんて言ったときに、その方に対して働きかけや、相談に乗って引き止めたり、また、応援したりする制度というのはあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 若手といいますか、途中でやむを得ず退職をしていく職員というのは、先ほど申し上げたとおりいらっしゃいます。それを引き止めることは、当然、退職に当たっては、いろいろと事前に相談等もございますので、そこは当然、その職員といろいろな事情、内情については、聞き取りをしたり、どういった手段が講じられるかということは、当然やっておりますが、特に次の職場とか、次の業務とか、そういったものをあっせんをしたりというようなところまでは、今、現時点では、私どもとしてはやっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 先ほどサポート、市長のほうからもお話があったので、二重になってしまって申し訳ないです。

ちょっとこれ個人的なことなんですけれども、少し前になりますが、私が議員になり、大変力になって相談に乗ってくれ、頼りにしていた職員の方がお辞めになりました。きっと家の都合やもろもろあったとは思いますが、今、この高齢化社会で、自分のこともありますけれども、親の介護とか、ましてや兄弟の介護などで、様々な問題を抱えている職員も多くなると推測いたします。その点、原因の探求、先ほどとダブってしまいますけれども、そして寄り添って、それが解決に導き、また、時短とか、時短と言うとおかしいですね、時間を短くしても働いてくれるようにとか、そういう努力は市のほうではしているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 様々な理由によって、離職、退職せざるを得ないという中で、今、議員がお話いただいたような、特に家庭とか、病気であるとか、もしくは家族の介護、これを必要に迫られて、どうしても仕事を離れなければならないという事情は、当然今までの退職事情の中でもございます。

ただ、どうしても家族の介護というと、私どもとしては、制度としての休暇制度であると

か、そういったことは当然、職員にも話をして、活用していただくということはありますけれども、なかなか個々の家庭の中にまで踏み込んでいくことは、当然できないところもありますので、そこには一定の限界があるのかなというふうは思っておりますが、ただ人事、以前もこの一般質問でお答えさせていただいたかと思うんですけども、私どもにもやはり人事担当の職員がいて、そういった相談には当然乗れるような体制、また、そういう雰囲気づくりをしていきたいとか、しておりますので、もろもろの相談については、職員1人が考え込むというよりは、やはりそういったものを気軽にと言うとちょっと語弊があるんですけども、相談していただくような雰囲気づくりはしていきたいと思っておりますし、そういった相談については真摯に向き合って、自分ごととして相談に乗ってきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） 本当に難しい問題だとは思いますが、でも、大方の方が、もうちょっと勤めていてくれたらいいな、もったいないなみたいなことを考えられる職員、辞めていかれた職員もいらっしゃいます。ですので、そのケアを、やはり部長はじめ、上司の方々が本気になって考えてあげ、また、それに市長や教育長とかそういう方も一緒になって考えてあげ、やっていい方向を見つけていただけると、伊豆市の市役所ももっともっとよくなるんじゃないかと思っておりますので、その点は、市長が言われたとおり、そういうケアをしているということはわかりますけれども、これから心情の問題でいろいろ考えていっていただきたいと思っております。

それでは、その次の質問、いいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 2件目ですね。

○10番（間野みどり君） はい。SDGsのことに替えていきます。

○議長（青木 靖君） それでは、SDGsの教育現場の取組について、答弁を願います。  
教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めまして、おはようございます。

SDGsの教育現場の取組についてお答えします。

①ですが、SDGsの目標4については、日本における義務教育の教育現場ではおおむね達成できていると言われております。

伊豆市では、義務教育後の高等教育に平等にアクセスできるよう、小中学校では常に学習意欲を持ち、好きなことや興味のあることを将来にわたって、探求し続けられるきっかけづくりができるようにすることを心がけています。

また、学校生活を送るに当たって、経済的に援助が必要な家庭には、同じように教育が受けられるよう就学援助を実施しております。世界には学びたくても教育を受けられない人た

ちがいのことなども伝えながら、人権や男女の平等、平和や非暴力的文化の推進に向けて、一人一人に何ができるかを授業の中でも機会があるごとに取り入れ、SDGsの理解を深めていきたいと考えています。そして、将来の目標を見つけるきっかけづくりができるような教育環境を整えていきたいと思っています。

②の目標5についてですが、まず、ジェンダーの平等について、一番最近の取組ですと、ジェンダーレスを目標として目指して導入した新中学校の制服が上げられます。学校の授業においても、一昔前は、男子は技術科、女子は家庭科など、男女で教科が分かれていましたが、今はそのようなこともなくなりました。また、クラスの名簿が混合名簿になるなど、学校内での不要な男女区別もなくなっています。義務教育段階においては、中学校卒業までは平等で公正な教育に努めていると考えています。

しかし、なぜSDGsの目標にジェンダーの平等が掲げられているかを、もっと理解できるよう授業を通じて伝えていきたいと考えています。その上で、日本の社会の課題となっている政治や経済活動におけるジェンダーギャップについて子供たちに投げかけ、なぜこのようなギャップが生じ、どのように解決していかなければならないのか、これからその社会へ飛び込んでいく子供たちに、自分たちの課題として気づかせていきたいと思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 答えていただきまして、ありがとうございました。

そして、伊豆市の教育委員会で考えている今の施策もよく分かったんですが、今、大体答えてはいただいたんですけども、私もこの本で一生懸命勉強したんですけども、分からないところも多くて、これからSDGsというのは、やはりさっきも言いましたとおり、自然と体に入っていて、それを無理なく表現しながら自然の生活の中に取り入れるのが一番大事ということだと思っています。

その上で、ちょっと重複してしまうかもしれませんが、取り組み方は分かったんですが、伊豆市としてその成果とか、それから今後の課題を伺いたいです。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 伊豆市としての成果ということですけども、例えば、学校内におけるということに限られますけれども、学校で学んでいることが、家庭等でどういうふう成果として出ているかについては、ちょっとそこまでは調べ切れていないんですが、学校内では、男女の違いを意識しながら授業するということはあまりありません。

以前、小さな学校で、男の子がとても少ない、女の子がとても少ないということで、とても心配される声がありますし、私たちも心配していたんですけども、僕も大分長く教師をやっている中で、当時は、昔は本当に少ない人数の男の子の中では、すごく引っ込み思案になってしまったりした例もあったんですけども、今、それらのクラスを見ると、さほど気

になっていないという状況があります。

君呼びと、それからさん呼びというそういうものについて、もう君呼びはしない、さん呼びに統一するというような取組もしていますけれども、これらも随分浸透してしまっていて、私が平成13年、14年のときに、南小で人権教育を学ぶ中で、君呼び、さん呼び、そんなのはしちゃうと分からなくなっちゃうよというような、そういうような感想があつて、自分が小学校でさん呼びを子供たちにさせた後、中学校の先生にお願いをしたら、いや、その取組は必要ないのではないかというようなお話があつたんですけれども、今では中学校でもというか、中学校のほうが、より子供たちに丁寧にそのような取組をしているというのが、学校現場ではかなり成果が上がっていると思っています。

そのことを今後、家庭、それから地域にも広げていきたいなと考えています。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。

さん、君なんか、自分たちの時代にはあまり関係なく、ちんやちゃんや、呼び捨てとか、そんなのが普通でしたけれども、それでコミュニケーションが取れていた時代があつたのに、そこにそういうところを持っていく今の時代はすごい大変だなと思いますし、そこら辺はまた考えていく課題だと思います。

先日、テレビだったと思うんですけれども、「ユニセフ子どもの幸福度」というのを見まして、幸福度に関して、総合順位で日本は38か国中20位という統計が出ていました。しかし、分野別には、身体的健康は日本が1位なのに、精神的幸福度は37位ということが出てまして、パラドックスの調べでした。こんな結果を聞いてびっくりしちゃったんですけれども、このことは知っていらっしゃるし、どのように思われますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） そのお話は、間野議員の質問の中で、学ぶ中で知ったことなんですけれども、いろんな全国学習状況調査の中で、自己肯定感が低い子供たちが多いというのは結果でもあらわれていますし、伊豆市の子も引込み思案な子が多いということからか、自己肯定感が低いということが出ています。それと幸福度と、あまり一律にはできないかもしれませんが、やはり自分のことを自己実現できるということ、これから学ばせていきたいと思っています。

学力偏重ということがずっと言われてしまっていて、ただテストの点だけで子供たちを評価するということがずっと続いてきたわけですが、今後は自己肯定感や自己表現力をつけるような、そういう学習を続けていきたいと考えています。それによって解決していきたい。それは今の学校現場が一番に取り組んでいることです。

しかしながら、皆さんも御存じのとおり、最後には受験というものが厳然と残っていることも、これも事実でして、そここのところを子供も保護者もすごく気にしながらやっているというのは現状です。もちろん学校も、そこにはまだあらがえていないというのは事実です。



今後、子供たちがもっと体験や自分から探求するような学びを追求していけるような、そういう学校にしていきたいなと思っています。

○議長（青木 靖君） 間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。よく分かりました。本当に、教育も人を育てるのも大変な世界だし、大変な時代だなと思います。

小さなうちからSDGsを意識してもらうことが大事で、最終的には日常生活の中でSDGsを意識することなく、溶け込むような児童生徒になってほしいと考えています。小さいときから意識してもらうことについては、学校教育の関わりが必要で、さっきと重複してしまったら申し訳ないですけども、今後こういった取組が可能かと思われますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 学校現場で、SDGsだけを取り上げて学ぶということにはまだ至っていません。というのも、SDGs自体が17のゴールがあつて、それぞれが物すごく広いものだと考えています。

でも、自分たちがふだん学んでいる教科の中にも、たくさんいろんなものがちりばめられているというのは分かります。教科書等を見ていまして、SDGsに関わることを取り上げている教科書もちろんありますし、その教科の中で、授業の中で触れたり、総合的な学習というのはよくこの場でも出ますけれども、総合的な学習は、その教科の中で学んだことで、自分が課題と思ったことについて、もっとより深く探求する時間なんですけれども、そこにSDGsに関わるものを取り入れている子供たちも多くいます。

例えば、教育をもっと平等にということとは、日本ではあまり意識しないで、今、比較的世界と比べるといいんではないかなということで、そこにあまり取り入れたりすることは少ないんですけども、今後、男女の平等のことですとか、それから、子供たちは環境のことに注目する子はとても多いですので、そういうことに触れながら、SDGsのことも学ばせていきたいなと、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） 本当に、自然の中でそういうことが大切だと思います。将来的には、日常生活の中でSDGsの精神に、気づくことになってほしいと思います。

SDGsのことは、最後なんですけれども、この新伊豆中学校の開校を控えて、伊豆市の教育においてもぜひSDGsの精神を大切にしたい教育をお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） もちろんそのように考えております。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） 特徴のある、それはSDGsは自然の中にできることですので、

でも心に大変大事なことだと思しますので、新中学校にはぜひそれをより多く、より多くではないですね、よく考えて入れていただきたいと思えます。

すみません、この終わりなんですけれども、今回この一般質問をするに当たり、私にとっては結構長い時間を費やしてきました。そんな中、いろんな友人や、それから後輩から、いろんな意見を聞くことができました。それはちょっと皆様にも聞いてもらおうと、今後の議会にも参考になりそうなのでお伝えします。

先ほど2030南海トラフとか、それに向かって庁舎のこととかいろいろ考えている、そんな大きな壮大な中で、こんなちまちましたことを言っているか分からないんですけれども、保育士さんは、保育士2025問題を抱えています。それは何かというと、少子化の関係で子供たちが少なくなり、自分たちの働く場所がなくなるのではないかという問題を抱えている保育士さんもいらっしゃる。今、介護センターと一緒にやっている事業所なんかは、もしかして私たちはこれから介護の世界に行くんじゃないかしらとか、すごい不安を抱えている。本当に、市の行政とは関係ないかもしれないけれども、そういう一部市民がすごい心配していることもありました。

そして、ある女性の方で、こんなことを質問するよと言ったら、やはり市役所に対して、庁舎の移動は、入所してから5年くらいあっちこっち歩いたら、あとは専門職にしてもらいたいよと。なぜかという、これこれを質問に書いた、あ、分かりません、あちらの課に行ってくださいとかと言って、そこに専門職の詳しい方がいると、やはり市民は喜ぶと思うので、なるべく、国や県はだんだん多くなっていますけれども、やはり専門職が必要ではないかという意見もありました。

そして、それは私が元、こども園あゆのさとに勤めていた関係で、園長先生が今回で4人目になるんですけれども、あゆのさとができた当時は160人、180人体制で、多くて入り切れなくて、違うところに動いていただいたり、それに動いていただく、入れないからこちらのほうに移動してくださいなんていうことを、本当に苦労した職員がたくさんいました。そして、心を病んだ人もいましたし、本当に大変だったんですけれども、今、こうやって時代が替わったら、そこだけ地域性を取っているんですけれども、やはりちょっと子供たちが少なくなったら、ほかのこども園との兼ね合いもありますけれども、常にいろいろな方向からその都度その都度、地域性がこれでいいのか、それとももうちょっと適用したらいいじゃないかということを考えてほしいなという意見もありました。

ちょっと言っていることが分からなかったらすみません、そんなことがありましたので、そんな声をはじめ、いろいろな声がありました。

そして、一番大きい声は、あと一つ、一部の保育士の声ですが、市長はじめ、教育長はじめ、現場を見に来てくださいと言っておりました。そのことはお願いしたいと思えます。

願い事だけでは申し訳ないので、ここで希望の一つを言いますが、先ほどこの質問を考えるに当たり、私と交流のある先輩保育士、それから同年代の保育士、または後輩の保育士十

数人と相談したりしたんですが、十数人のうちその中で、娘が8人ほど保育士になっております。伊豆市はもちろんですが、伊豆の国市、函南町にまたがって、保育士をしております。結構確率がいいと思いませんか。前に、市長か教育長か忘れましたが、親が楽しそうに一生懸命働き生活する姿を見た子供たちは、また同じように生きていく。そして、まちづくりにもつながっていく、そんなことを言われたことがあると思います。なかなかいい統計だと思います。人柄がどうかはちょっとわかりませんが、そんな子供たちが一生懸命親と同じ仕事を持ちながら頑張っている保育士のいることを伝えて、今日の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） 答弁はいいですか。

○10番（間野みどり君） 最後に何か市長がありましたら、答えていただいてもいいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁が必要なら答弁できますが、市長。

○市長（菊地 豊君） 最後の御指摘はすみません、私も以前は、幼児教育施設は全部年に1回は回っていたんですが、ちょっとコロナ等でこの3年間全くしておりませんで、改めて幼児教育施設の職員、それから保護者の皆さんと、少なくとも年に1回は意見を伺える場をつくりたいとちょうど思っていたところです。

ぜひこれ、皆さんにもお考えいただきたいんですが、私はこの30年間で日本の社会がかなり劣化してきたなと痛感します。1つは、公德心の欠如。もう一つは、日本特有の仕事の仕方。市の職員とか駅員とか病院のスタッフとか先生、保育士さん、反論できない人に対する過剰な指摘が、物すごい激しさと時間と両方です。

我々昔は、私たちが小さかった頃というよりも、近代日本の社会の中で、日本は最も公德心が高い国ということで評価されてきた。だから、明治時代の留学生が物すごく礼儀正しくてきれいで家賃も払ったから、今、日本人がヨーロッパに行っても、家を借りるのに何も困らないです。150年前のその日本人のおかげですよ。

それから、もう一つは、日本の特有の念のためと何かあったら。これ、念のためと何かあったらって、例外ですよ。本当は、原則的な制度、こういう目的でこういう目標を設定してこういう制度をつくり出すというところではいいのに、今の日本は、念のためこれも、何かあったらどうするって、物すごい大変な制度になっているんです。何かあったらその対策に物すごいエネルギーを割いて、職員はふらふらになって、くたくたになって、若い職員は無駄な仕事が多いと言って辞めていくんです。

この2つの特性を、これ保育士さんも全く同じなんです。私はどこかで、どこかで普通に戻ろうよと言おうと思って、とうとう15年たってしまったんですが、これが続く限り、日本の若い人たちが職場とか社会人であることに夢を持ってそうもない気がして仕方ないんです。

これ今、あえて私、間野議員から、あえて市長も何かあるかと言われて答えているんです

が、議員の皆さんとちょっと別の場でぜひ、これから日本、伊豆市がつくっていく社会のあり方について、積極的な意見交換をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） これで間野みどり議員の質問を終了します。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

#### ◇ 杉 山 誠 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 皆さん、こんにちは。16番、杉山誠です。よろしくお願いします。

通告に従い、一般質問を行います。

質問項目は2件、分割で質問します。

それでは、1件目の不登校の児童生徒への支援について、教育長に伺います。

文科省の調査では、2021年度の不登校の小中高生は約30万人で過去最多となり、特に小中学生は約24万5,000人に上り、このうち約4万6,000人は学校内外での相談支援などを受けておらずに不登校が長期化しているとのことです。

子供が不登校になる理由は様々で特定は難しいとされますが、近年の増加の背景について文科省は、コロナ禍での生活環境の変化や学校生活の制限が交友関係などに影響したことで、登校意欲が湧きにくくなった点を指摘しています。

また一方で、2017年に施行された教育機会確保法に休養の必要性が明記され、無理やり登校させずに前向きな休養を促す指導が増えたことも影響しているとの考えもあります。

元文科省視学官で不登校の子供らへの支援に詳しい亀田徹氏は、大切なのは不登校の原因を探ることよりも子供の今のままを認めること。だからこそ、子供に合わせた柔軟な学び方や学びの場を用意することが重要と語っています。

一方、不登校の子供を育てる保護者への支援も喫緊の課題とされます。我が子が不登校になった責任を感じて自らを責めてしまうケースや、誰にも相談できずに孤立する場所があるとされます。

不登校の子供が急増している事態を受け、文科省は不登校の総合対策「COCOLOプラン」を策定し、自治体や教育委員会に対し、今すぐできる取組から速やかに実行することを

求めています。

COCOLOプランでは、「不登校の児童生徒全ての学びの場の確保」、そして心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」での支援、さらに「学校の雰囲気を見える化し、安心して学べる場所に」の3つの柱を掲げ、具体的な主な項目として、1つ目に、不登校特例校を全国300校に拡大。

2つ目に、教室に通いづらい子の居場所を校内に設ける「スペシャルサポートルーム」などの設置。

3つ目に、学校外にある不登校の公的支援施設、教育支援センターの機能強化。

4つ目に、自宅学習などの成績評価への反映。

5つ目に、相談窓口の整備など保護者への支援。

6つ目に、1人1台端末を活用した子供の健康観察などに取り組むとしています。

不登校対策は待ったなしです。子供たち一人一人に光を当て、誰一人置き去りにされない教育の実現に向けて、これまでも増して積極的な対応が必要と考えますが、当市の取組はいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、不登校児童生徒への支援ということでお答えします。

不登校児童生徒及びその保護者への支援は、喫緊の課題と捉えております。伊豆市の不登校児童生徒数の推移を見ると、数年前一旦減少に転じましたが、この2年間は増加傾向にあります。小学校高学年から見られ始め、学年が上に上がるほど増えております。

不登校になる理由や背景としては、入学等で環境が大きく変化したときやコロナウイルス対策のように長期にわたる様々な学校生活の制約などで、不安やストレス等が複合的に絡み合い、児童生徒の内面に影響していることも考えられます。こうした児童生徒やその保護者への支援として様々な取組を行っています。

詳細については教育部長に答弁させますが、今、杉山誠議員からお話があった中に、原因を探るよりというそのお言葉があったんですけども、これは私の経験なんですけれども、学校現場で、ある子供が来られなくなったときに、保護者、それから学校の教員が一生懸命原因を探って聞いたんですね、子供に。そのときに、最初はこういう原因、こういう原因と言ったんですけども、僕らがあまり納得できない原因だったものですから、いや、そうじゃないでしょう、もっとほかはないのと聞いていったら、実は誰々ちゃんにいじめられているんだという話をしたときがありました。

私たちは学校現場でその子にいじめた子と言われた子に、数人にどうなんだと言ったら、いやあのことかな、このことかなと、その子たちも一生懸命考えたんですね。じゃ、みんな

で謝ろうということで謝らせたんです。でも、その後その子は学校には来られないんですね。だから、原因はそこじゃないんだけど、最後に子供たちが、その子が大人が納得するような原因を探している中にそういういじめという言葉が出てきて、あ、いじめじゃしようがないよねと僕らが思うようなそんな事例があって、原因を探ることは、そのことにあんまり直結しないなというのは、そのときのことを思い出して、今ちょっとお話しさせてもらいました。

伊豆市でもいろんな取組をしていますので、教育部長のほうから答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、現在の不登校児童生徒への取組についてお答えさせていただきます。

まず重要なのは、児童生徒を不登校にさせないことです。

その取組として、1つ目は、丁寧に子供たちの姿を見るということです。日常的な教育相談の実施、学期1回の定期的なアンケートの実施、日記帳の記載など、子供の多様な面を多くの教職員が見ることで子供たちの不安感に気づき、見逃さずに早期に対応することができると考えております。

2つ目は、小中の連携です。現在、中学校区単位で小中連携プログラムを作成し、活用しております。小学校6年生の3学期から中学校1年生の5月までの約5か月間、学習活動や行事、生活面において円滑な移行が可能になるよう、特にその位置づけや実施方法を人間関係のつくり方などに配慮しながら教育課程のほうを組んでおります。また、プログラムもその時々の子供たちの様子に合わせて毎年改善を行っております。

次に、不登校となってしまった児童生徒への対応ですが、まず1つ目は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携です。不登校の長期化や重篤化を防ぐため、専門家と連携しながら初期対応や自立支援に学校がチームとして対応する体制を整えております。

2つ目は、学習支援教室（いごこち）との連携です。伊豆市では、生きいきプラザ内に学習支援教室いごこちを開設し、平日の午前10時から2時間程度指導員と支援員の2名体制で運営しており、学校への復帰に向けた支援を行っております。

3つ目は、学習機会の保障、ICTの活用です。不登校であっても子供たちの学習の機会を保障する一つの方法として、タブレット端末の活用も非常に有効と考えております。家庭などと教室をつないだオンラインで授業に参加したり、AIドリルなどを活用して自分のペースで学習を進めたりするなどICTの活用も行っております。

いずれにしましても、不登校の児童生徒を取り残すことなく、社会とつながることのできる支援を行っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 伊豆市でもやはり不登校、この2年間増えているということで伺いました。

具体的になんですけれども、国でかなりの増加ということで、伊豆市でも実際数字的なものにこだわるわけではないんですけれども、小中何人が不登校に今なっているのかということと、あと全校生徒に占める割合というのは、どのくらいなのか教えていただきたいんですが。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 令和4年度ですけれども、小学校、義務教育の前期課程で14名です。中学校、義務教育の後期課程で27名の計41名という報告をいただいております。

割合としますと、5%程度かと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山議員。

○16番（杉山 誠君） また、その中でやっぱり高学年、中学生になるほうが増えている、多いということなんですけれども、全国的な国の状況として小学生の不登校が著しく増加しているという情報もあるんですけれども、伊豆市の場合の傾向としてはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 伊豆市の場合は、小学生は大体横ばいだと思っています。

1回そういう状況になったときに、なかなか改善しないで積み上がっていくものですから、最終的に中学校が多いというような、そういう捉え方をしています。意外と小学校6年あたりからそういう傾向が見られる子は、なかなか中学校になっても改善しにくいです。中には、先ほど部長が言った取組によって改善された事例もありますので、今後も引き続き取り組んでいきたい、そのように思っています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 不登校になる原因にこだわるよりもということと最初に発言させていただいたんですけれども、教育長のお話聞いて、最初はどのような原因が多いのかなということで一応確認しようと思ったんですけれども、特定してもあまり意味がないということとを理解しましたので、これはこだわらないようにしますけれども、今、いろんな子供たちの置かれている状況が厳しいことが多いということで、その中で問題なのは、学校内外の専門機関などで相談指導を受けられていない小中学生が全国で4万6,000人に上るということで、当市では不登校となっている児童生徒に対して相談や支援は行き届いていると思われるでしょうか。孤立状態になっている子供はいないか、ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 完全不登校の子がいます。完全不登校というのは、1年間の授業日を全て来られないという子も中にいまして、その子供たちに対するアプローチはとても難しい

です。担任とは家庭訪問等で連絡は取れるんですけれども。それから、そこに前は担任だけに、担任が一番の窓口だったんですけれども、だんだん考え方が変わってきましてチームで対応するというので、その中にスクールソーシャルワーカーという専門の方が来て、その方を窓口に関心が開くときもありますし、それから中学校に心の教室相談員の方がいらっしゃって、その方がということで、そうですね、担任だからうまくいくとか、それからその専門家だからうまくいくということがなくて、ちょっとしたきっかけで誰かが窓口になってつながることもあるんですけれども、それでもうまくいかないこともあります。特に保護者の協力を得られないときには、なかなか難しいというふうに自分としては考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 具体的には何人ぐらいおられますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） その数字は、今ちょっと持っていません。

大体数えると分かるんですけれども、ちょっと不正確なものですから、もしあれでしたら、また委員会のほうでしていただければお答えします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 正確に何人ということではなくて、多いのか少ないのかということをお聞きしたかったんですけれども。それでは今、最初の答弁の中で学習支援教室、これが行われているというお話を伺いました。国では「教育支援センター」という呼び名があるんですけれども、これは学習支援教室は生きいきプラザで行われているということで、伊豆市独自のものだと思うんですけれども、そのほかにそういった教育支援的な取組を行っている施設というものはあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 「学習支援センター」という名前になったのが、文科省のほうもちょっと遅くて、ずっと「適応指導教室」というそういう呼び方をしていました。

自分の記憶では、私が教育委員会に関わったとき、平成17年頃に、うちのそのいごこちの前進のところは開いているはずですが、もう15年以上その教室を続けていまして、最初の頃はそこへ行くことはちょっとマイナスのイメージがあったんですね。まして、市内に1か所しかないのです、そこへ行く子が10時に始まるものですから、歩いて行くと、近所の人何か中学生がふらふらしているよというようなそういうような声もあって、すごく行きにくかったんですね。現在はかなりの子がそこに行って、自分たちの居場所として使われるようになったことは、とてもうれしいと思います。

それ以外の場所ですけれども、市内にはそれ以外にはありません。それよりも学校内にそれぞれ3中学校と、あと義務教育学校ですけれども、それぞれに校舎内に教室に入れない子が、安心して行ける場所というふうにして整えていきます。心の教室相談員が対応したり、



それから支援員ですとか空いている教員がそこへ行って対応しているわけですがけれども、この教室も当初は教室へ入れない子ということで、否定的な見方を学校がしていました。何とかして教室へ連れていこうということで、先生方が引っ張って行ったりですとか、あんなところへ行っていちゃしようがないなんていう声もなかったわけではありません。

現在では、そこも子供が安心していられる場所というふうにだんだん認識されるようになっていきますので、さらにそこは大事にしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 国で言われている校内教育支援センターのようなものだと思うんですけども、市内では3中学校校舎内ということで、それは一ついいことだと思っています。

やはり子供たちの気持ちとしてクラスに入れないうちとか、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたりであるとか、そういった本当の安らぎの場としてそういったものが有効に活用されていくことによって、無理に教室へ通うことによって追い詰められることがなくなるということもありますので、それはぜひこれからも活用していただきたいと思います。

さらになんですけども、文科省の先ほどのCOCOLOプランですけども、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるとしまして、不登校特例校ということで全ての都道府県指定都市に早期に設置し、将来的には分教室型も含め全校300校設置を目指しているということなんですけれども、不登校特例校というのはカリキュラムを柔軟に組むことができ、学習指導要領にとらわれず、一般の学校より授業時間を減らすなど子供の事情に配慮して学びやすい工夫をすることが認められている上に、元の学校からの転校もできて、一般の学校と同様に卒業資格も得られるということです。

まだ静岡県内にはないと認識しているんですけども、県内で設置に向けた動きというのはつかんでいるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） それらについての情報は、ちょっと存じておりません。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 不登校特例校の先進校として注目されているのが、岐阜市立の草潤中学校というのがあるんですけども、学校らしくない学校をコンセプトに2021年4月に開校して、学級担任制ではなくて生徒自らが担任を選ぶ個別担任制をしき、登校頻度、これを毎日か、あるいはICTを活用した在宅学習、さらに週数日登校と在宅学習の組合せということで3つの中から選ぶことができるということなど、学校が一人一人の生徒に合わせる教育スタイルを実践しているとのことなんです。

この草潤中学校の登校率は、出席と出席扱いを合わせると約8割に上るということで、初年度の卒業生全員が高校に進学、また昨年度の卒業生も全員が高校進学を希望したとのことなんです。

国の方針ということですので、今後不登校特例校の設置が進んでいくことが考えられると思うんですけれども、特例校の特徴、これを調査、研究して、市内の学校でも対応できることは取り入れていくことも必要であるかなと思うんです。その辺の情報収集とか先進校の研究とか、そういったものも調べてみてはいかがと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） その学校については自分も耳にしている程度ですけれども、そうなたったらいいなということは考えています。

恐らく、そこには多くの人が入り込んで、それから恵まれた施設をというふうには自分は想像しているんですけれども、そのような学校をつくることは、伊豆市では今、新中学校をようやくつくろうとしているところですので、かなり難しいかなと思いますけれども、それよりも、これからできる中学校をそういうような場にすることを考えていくことが大事かなと思います。

子供が担任を選ぶというのは、なかなか1人で35人も見るというような、そういう環境ではなかなか難しいかもしれませんが、その学校の中で自分がいつでも相談できる先生をつくるというのが、今、学校の中では取り組んでいるところです。

例えば、先ほども言ったんですけれども、子供が頼りにする先生のチャンネルが一つじゃなくて複数にすることによって、このことはあの先生が受け止めてくれるとか、このことについては誰々に相談すればいいとか、場合によっては校長、教頭も校長室へ来て、いつでも相談するよというようなそういうオープンな考え方というのがどんどん広がっていますので、保健室登校ですとか、それから図書室へ行くと図書館司書さんが悩み事を聞いてくれるとかということがこれから大事になってきますので、ぜひこの考え方を、現在の学校もそうすけれども、新中学校のほうに引き継いでいくというのはおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほどの質問は、伊豆市でもつくりませんかということは決して言っていないので、やはり指定都市、県であるとかそういった大きなところだと思いますので、ただその情報を共有していただきたいなということです。新中学校もいろいろなことで工夫をされていくと思いますので、期待したいと思います。

あと、不登校になる前の支援なんですけれども、心の小さなSOSを見逃さないことが大切ということなんですけれども、1人1台端末の時代となってICTを活用した健康観察の方法も進んでいるということです。子供の健康観察をICTで把握する取組として、大阪府吹田市教育委員会ではダイケンというアプリを導入しています。これは、学校などで子供が毎朝各自のタブレット端末で心身の状態や先生への相談希望について回答するウェブアプリで、データを蓄積し、一人一人の体調、そしてメンタルヘルスの変化を追跡できることや、これ

まで経験に頼ることが多かった先生方の判断を科学的にサポートすることができるということです。

心身のリスクの判断は、先行研究によって導かれたエビデンスに基づいていて、先生方は従来から行ってきた子供との直接的なやり取り、本当に経験を積んでこられたと思いますけれども、そういったやり取りに基づく判断に加えて、そのデイケンの情報を客観的な指標として用いて子供への支援を行うことが可能となるということです。

文科省によると同様の取組は、今年2月現在411の自治体で行われていて、新たな不登校の出現が抑えられたとの調査結果が出ているということです。

子供たちの小さなSOSを早期に把握する有効なツールと考えますが、当市でもタブレット端末を使った何かそういうようなことをやっているというようなことを聞いた覚えがあるんですけども、当市の取組はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 朝の健康連絡ということで、これは保護者からですので、子供の心の中を表しているものではありません。

今のお話しですと、一番近いのは中学校でずっと行われている生活ノートだと思います。生活ノートをみんな、皆さんもやられたかと思いますが、僕も悩み事を書いたりして担任の先生に聞いてもらったことはよく覚えていますし、ですけども、あれはすぐ見られないんですね。一度集めたものを担任は給食の時間、給食を食べながらこう慌てて、慌ててというのはおかしいですけども、見てやるが多かったりですか、場合によっては2冊用意して、1冊は家に持ち帰って家で子供のそういう悩み事を読んだりして対応したのがありますけれども、今、杉山議員がおっしゃったことだと、即時に対応できるというのは、まさにDXを使ったよさかなと思います。

現在そのような取組はしていませんけれども、実際にもし現在のタブレット端末でそういうことができるようでしたら採用したいなと思います。

一番大事なことは、子供がそこに入れるかどうかなんです。果たしてタブレット端末に、まだ稚拙な入力方法で自分の思いをそこに入れられるかどうかは、ちょっと今は疑問が残ります。手で書いているからこそ担任にこういうことを聞きたいということが伝わる、伝えるほうがいいかなと今思いますけれども、これから先、子供のほうが能力というか技能が上がっていきますので、そういうことも併用していくのが今いいのかなと、今、聞いての感想です。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） ちなみに、このタブレット端末は手書きの文章もスキャンして取り入れることができるそうです。今のアプリというのは本当に優れもので、健康観察アプリというのはアンケートに答える形式というのがありますので、事細かな体調を書き込むことも

しなくても簡単に答えられるということですので、ぜひ研究していただきたいと思います。

次の子供の小さなSOSを把握したときなんですけれども、先ほどのそういった健康観察アプリを使えば即時なんですけれども、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して、さらに福祉部局の連携を強化していくことが求められるんですけれども、その素早い対応ということ、後で会議を開いてというんじゃなくて、そういったデータに基づいて素早く傾向が把握できるということで、すぐさまできることなものですから、3月定例会でも質問したんですけれども、データ連携というものはどのように考えているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） データというよりも事象の起こったことについての連携ということによろしいでしょうか。

自分ももうやってきましたし、今の先生方を見ていると、子供のちょっとした変化をやっぱり見つけて、それをつかむのはとても上手だなと思います。そのことを共有する時間がなかなかないというのは事実です。ですので、そういう打合せの時間を小まめに取ったりですか、それから、いつでもそれを収集できる生徒指導担当とかのそういう組織の形をつくるというのが一番だと思います。

今おっしゃるデータ連携というのは、やっぱり何らかのケース会議を開いたときにやりますので、ちょっとワントempo遅れることが多いです。ですので、そういうことを素早くやるような組織づくりはしていきたいと思っています。

あと、もう一つ、ちょっとついでで申し訳ないですけれども、今、若い教員が増えてきて、そういう見取る力というのが、なかなか身につけるのが難しいというのは現場の悩みです。今、年配の方がそれを伝えるというようなことを一生懸命やっているわけなんですけれども、若い感性で子供を見取る力もありますので、そういうことを引き継ぎながらやっていくというのが今の現場の状況だと思います。共有については、学校ができることを今やっているというのが現状です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほどの健康観察アプリに戻るような感じですがけれども、そこはデジタルの力だと思うんですよ。やはり経験を積んだ先生方のそういったものを伝え聞くのと同時に、より広範囲の多くのデータを整理したエビデンスに基づく回答、これを参考にしながらやっていくことで、若い人たちにもより有効なそういった手だてが打てるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、保護者への支援なんですけれども、不登校の子供を育てる保護者としては、我が子が不登校になった責任を感じて自らを責めてしまうケースであるとか、誰にも相談できずに孤立する場合もあるとされます。そのため、保護者が有益な情報を得られるように教育委員会の相談窓口を整備し、教育支援センターや相談機関、フリースクール等に関する分かりや

すい情報提供、そして、学校と地域、関係機関の連携、さらに、ふだんからの保護者間の良好な関係づくり、何でも話せるような関係づくりを促すためのそのコミュニティスクールの仕組みとか家庭教育支援チームなどの活用、これが求められていますけれども、その上で保護者の不安を和らげられるようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援するとともに、不登校の子供を育てる保護者の会、これも必要とされています。

5月12日の静岡新聞に県教委が実施した家庭教育実態調査で、子供を叱るよりも褒めることを難しいと感じている保護者が多いという実態が分かった、4割の保護者が自分の子育てが正しいか自信が持てないと回答し、同じ年齢の子を持つ保護者を家族以外の相談相手として希望する傾向にあったという記事が掲載されていました。

我が子が不登校ともなれば、不安や戸惑いはなおさらだと思います。不登校の子供を育てる保護者への有益な情報提供とか良好な関係づくりなど、保護者への支援はどのように行われているでしょうか。また、これどのように行っていくお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 最初にお話ししたんですけれども、そういう完全不登校の子供ももちろんですけれども、保護者へのアプローチがとても難しいというのは、今の学校の現場でとても苦労しているところです。ですので、初めに申し上げたように、チャンネルをできるだけ増やして、個別に当たるということはやっていくつもりですし、現在もやっています。

それから、講演会というよりも、ちょっとした勉強会があるときには、そのチラシをその保護者に届けるという取組はしています。

相談窓口ですけれども、田方の教育会館にその悩みを聞く場所として案内をしまして、内容について教育委員会のほうにも事例として、個人情報はもちろん伝えられませんが、こういうことがありましたという報告がある中に、自分の子供が不登校でとか、反抗して困るとかというそういう相談がありますので、そこでも少し窓口になっているんですけれども、実際はやっぱり学校が一つの大きな窓口ですけれども、学校と連絡が取れないところの相談窓口としては、あとは教育委員会とか子育て支援課のほうに直接行く場合もありますので、そういうことを利用してやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 保護者へのアプローチが難しいというのは少し分かるような気がします。であるからこそ、やはり学校の中で保護者を含めたそういったコミュニティづくりが必要になってくると思うんですけれども、今度新中学校、3地区から集まるというか通うことになるということで、やはり広範囲になりますので、今までの修善寺中学校で行われていたようなそういった保護者の支援というのがなかなか難しくなると思うんですけれども、新中学校を開校を迎えるに当たり、そういったコミュニティスクールのなそういった取組とい

うのは、どのように考えているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 確かに、全部を調べたわけではないですけども、これからつくろうとしている新中学校のその学区の広さというのは、なかなか例を見ないものだと自分でも思っています。

新中学校になってからそれをつくろうとしたんでは、ちょっと自分は遅いと思っていますので、今が一番大事というふうにはずっと言い続けています。新中学校で行われる教育を現在の3校でも、校舎は古いですけども、そこでも実施しようということで2年前から自分が教育長に就任してからそういうふうに取り組んでいるつもりです。

コミュニティスクールについては、この4月に伊豆市内の全校でコミュニティスクールをつくって、3中学校の場合には、中学校のほうが難しいんですね。地域性が薄いものですから。ですので、小学校でつくったその組織を中学校へつないでくださいと。3中学校でこの2年間かけてコミュニティスクールをつくった上で、新中学校ではその方々に協力していただいて新中学校のコミュニティスクールをつくろうと、そういうふうに計画しています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 新中学校に対する期待とともに、やはりいろいろとそういった広範囲から集まるということで不安材料があるものですから、それをしっかり取り組んでいただきたいと思うんです。

先日、会派の勉強会で大塚晃先生のお話を聞く機会があったんですけども、地域とのつながりがやはり子供の成長に与える影響が大きいということで、学校とのつながりとか地域と一体となった学校であるとか、そういった本当に保護者の方が自由に出入りできるような学校づくりが必要だということを伺ったんですけども、今のお話して組織づくりということはありましたけれども、ぜひそういった地域の方たちが本当に何て言うかな、子供たちに関われるような、そういった学校づくりを進めていただきたいと思っています。

あと、学校の風土ということで、文科省のほうでCOCOLOプランの中であるんですけども、学校の風土と欠席日数には関連を示すデータがあるということです。学校の風土というとなんか難しく考えるんですけども、要するに、今、学校評価の仕組みというのがあると思っていますけれども、その児童生徒の授業への満足度とか教職員への信頼感、学校生活の安心感などのそういった学校の風土ですね。それをこの雰囲気の数値化して、これは国のほうで基準を示してくるそうなんですけれども、学校運営を改善することを求めています。

やはり数値化することによって大勢の人が認識を共通化することができますので、その風土を高めることによって子供たちの満足度というものを上げて、不登校になる生徒を少しでも減らしていくということで、今、その自己評価が行われていると思うんですけども、学校風土の見える化に取り組む準備というのはあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に大事なことだと考えています。

学校で教員の自己評価の部分ですけれども、保護者、それから子供たち、それから教職員の評価を3種類で毎年行っています。その評価を評価委員会で地域の皆さんにも評価していただいて、そして、それを保護者や地域の方に還元しているというのは、もうこれで10年来の取組として行っています。

その中で見えてくるのは、学校に来ている子供たちはやっぱりほとんどの子が満足の数値を示していますが、9割ぐらいなんです。そういう子と。8割とか9割いた場合に、それで結構うちの学校いいなと評価をしているんですけれども、そのときにこの1割の子、例えば小さい学校ですと100人足らずの学校で1人とか2人になるんですけれども、その子はどうかんだというようなことを個別に対応するようにはしています。

そういうことを今後新中学校になってももちろん行っていきますし、そのことを基にして先ほど言われた学校風土というのは、学校でもそれを目標の一つとして行っているところですので、議員のおっしゃるように新中学校につなげていきたいなと思っています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 学校で過ごす時間の中で最も長いその授業、今度授業ですけれども、それを改善して子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現していくと、これは最初に出ました不登校特例校でもあったんですけれども、文科省のほうでそういうことを促してきているんですけれども、そもそも不登校が増えた背景には経済成長と社会の繁栄によって高学歴志向や進学率が上昇して高校、大学受験が優先された結果、思春期の大切な心の発達が不安定になったという見方もあります。多様性の尊重や包摂性が求められる時代となって、一方通行でない子供たちの特性に合った柔軟な学びのためには、やっぱり教育現場でいろいろな工夫が必要だと思うんですけれども、そういったこの今、教育長から折々お話しは出ているんですけれども、一度整理していただきたいんですけれども、以前の勉強優先とか学力優先の学校から変化しつつある状況、今の状況というのを教えてくださいませんか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） これも杉山議員のおっしゃるとおりで、幾ら学校行事が楽しくても休み時間や昼休みや給食が楽しくても、授業がほとんどですので、中には僕らが子供の頃には給食だけ食べに来るといような、休み時間に遊んで友達と遊ぶために学校へ行くんだというのがまことしやかにいとか、本当にそうだった子もいるんですけれども、そういうことが言われてきました。授業中は我慢してじっと座っているという。それは、今、なかなかうまくは改善できないんですけれども、そうではなくて、やっぱり授業が中心ですよということ、学校現場では共有されています。それで、子供たち一人一人がやっぱり楽しいと言っても面白い楽しさではなくて、学んでいること自体を楽しく感じるような授業をしましょうということ、研修をしているところです。

なかなか、申し訳ないですけれどもうまくは行っていないとは言えないですけれども、そう

というような努力はしています。

それで、新中学校の不安を僕も改善することが一番だと思いますので、一つこれは何度も言っていることですが、教室の広さを1.2倍にしています。広くて今まで8メートル掛ける8メートルなんですね。もっと小さな学校では8メートル掛ける7メートルぐらいの教室が通常です。

子供たちの人数も最初は45人学級だったのが40人、40人が35人というところまで来たんですけど、今、修善寺中学校へ行っていただいたときに気づいたかもしれませんが、ほぼ教室いっぱいです。机の大きさが大きくなって、なおかつタブレット置かなくちゃならないとか教科書が大判になったということで、かなり狭く感じたと思います。あのような環境では、やっぱり子供たちは息苦しいなということを考えまして、教室を1.2倍にしました。

それで、教室の中で机を動かして、グループを変えながらお互いに意見を言い合うというような授業が多くなっているんですね。ですので、そういうようなことで全体授業の中ではなかなか発言できなかった子が、そういうところで発言する機会を増やそうということで、子供の満足度も増えたり、そこで、あっ分かったというようなそういう機会になったりすることが現在取り組んでいるところです。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 不登校、様々な理由で誰にでも起こり得る問題と捉えていいと思います。

先ほど紹介させていただいた元文科省の視学官の亀田徹氏の言葉ですけれども、これからの社会は一つの決まった正解を見つけるのではなく、試行錯誤を繰り返しながら新しい価値をつくり出すことが求められる。教育においても学び方や学ぶ内容を選択できる環境を整える。子供が好きな学びを選択し努力し、それが学校や社会で認められる自己肯定感が育成されることで、学びの幅も広がっていく。この点で不登校特例校は今後の教育が目指すべき方向性を先んじて取り入れた存在と言える。将来的に不登校特例校とその他の学校の垣根がなくなっていくことが望ましいとされています。

ここで言われているその自己肯定感というのはすごく大事だと思うんです。やはり何のために自分は学んでいるかと、この学んだことがどんなことに役立つのかとか、そういったものをしっかりと子供たちに教えることも必要だと思っています。社会の宝です、子供たち。大切な子供たちを誰一人置き去りにしない、不登校の子供が取り残されない学校を目指して不断の改革を進めていただきたいと思いますけれども、最後にいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 最初に自己肯定感についてはお話しをしましたが、そう言われて10年、もちろんずっと前からですけども、いろんな評価をする中で10年以上になるわけですけども、それについては教員がどんどん変わっているんですね。ですけども、毎年そのことを共有しながら子供たちに働きかけているところです。小さな学校も大きな学校



も、大きな学校はないんですけれども、中規模の学校も、同じようにその子たちに対応しているつもりです。

特別な学校をつくるのは本当に難しいんですけれども、今ある学校が特別な学校になるようなそういうことは全学校で共有していきたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 以上で次にいきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 次の2問目、デジタル技術で人命を守る「防災DX」の推進について。杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それでは、2件目の質問です。

デジタル技術で人命を守る「防災DX」の推進について市長に伺います。

自然災害が激甚化、頻発化している中、防災分野で人工知能AIなどの最新技術を活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）を進める自治体が増えています。

防災DXを進めることによるメリットとして、緊急情報の迅速な伝達により被害を最小限に防げることや被害状況の情報収集、伝達がスムーズになること、そして、罹災証明書発行など住民サービスが均一化できることなどが上げられています。

一方で、課題としては、各自治体で防災情報システムの標準化ができていないことや最先端技術の活用が遅れていること、システムの開発、維持管理に負担がかかる、DX人材や知識、技術の確保が難しいことなどがあるとされています。

近年、自然災害が甚大になっている一方で、インフラの老朽化や職員の不足など、災害対応力の低下が懸念されています。災害対応に当たる職員の負担軽減と迅速な支援体制構築のためにも防災DXの推進は欠かせないと思いますが、現状と課題、今後の取組はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、答弁させていただきます。

国は大規模災害時に膨大な災害対応業務が発生することから、デジタル技術を活用して対応すべき業務を5つに分類しています。

まず1つ目に、災害リスクや避難状況等の情報収集や情報の提供。

2つ目に、被害状況の把握。

3つ目に、被災者支援制度のデジタル化。

4つ目といたしまして、共助による避難施設の確保。

5つ目、最後としまして、通信の冗長化。冗長化というのは、機器やシステムの災害が発

生したときに備えて予備を平時から準備しておくことでございます。

そのうち市として対応が済んでいるものは、1の情報提供としての昨年度整備いたしました同報無線のデジタル化。それと、発令判断支援システムの導入、それから5番目の通信の冗長化としてのデジタル通信を利用したIP無線機や衛星携帯電話の整備です。

次に課題ですが、議員御指摘のとおり、国の防災情報システムが標準化できていないことから方向性が定まらず、導入システムの選択や維持管理コスト、DX専門人材の不足などに影響していることが課題です。

今後の取組でございますが、今年度は被災者の方々が一日でも早い生活再建のために必要な建物認定調査の自動化や罹災証明発行、被災者台帳の管理、それから要支援者名簿、個別避難計画の作成等が効率的に行える被災者生活再建支援システムの導入を進めます。

防災DXの推進は、多種多様なシステムがある上、運用における通信体制の確保や調整など様々な課題もあることから、国・県などの関係機関と連携しながら利便性、操作性、経済性に優れたシステムの導入を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 最初に、迅速な情報提供ですけれども、激甚化する自然災害から命を守るためには、何よりも早い避難が必要になります。気象情報や被害情報を素早く正確に伝える手段として、現在伊豆市情報メールが多くの市民に利用されていると思いますが、より詳しく個々の置かれた状況を把握することができる有効な手段として、静岡県公式防災アプリというのがあります。

このアプリでは、地域を選択しておくことで、その場所における気象情報、災害情報などをプッシュ通知で受け取ることができるほか、避難所のリスト、安否登録、そして避難行動をあらかじめ登録することで、避難所のチェックイン、退室もできる機能があります。さらに、QRコードの用意がある避難所では、QRコードの読み取りで自動集計ができ、受付職員負担軽減とともに、避難手続が容易になります。

静岡県防災アプリについて、より多くの市民に活用を促すとともに、避難所の受付をデジタル化するなどの対応が求められますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり静岡県の防災アプリ、これ非常にメリットがございます。これをぜひ、昨年度も引き続きやっていますが、市民の皆さんにダウンロードしてもらうように市民課の窓口とかにQRコードとか出して促しております。これをやっていただくことによって、おっしゃるとおり、避難所の情報等、そこら辺も自らも取ることができますので、自分の命を自分で守るということもありますので、ぜひそこら辺を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） よろしくお願ひします。

同報無線であるとか情報メールの情報ですと、市内全域的なこと、広範囲のことのお知らせに限られると思いますので、自分が今いるところがどういう状況なのかというのは、なかなか把握できないと思いますので、この県の防災アプリですと位置情報からすぐに情報が取得できますので、ぜひ多くの人に利用していただけるような広報をお願いしたいと思ひます。

避難所のQRコード受付なんですけれども、この後出てくる被災者再建支援システムにもあるんですけれども、避難所の受付、今まで手書きだと思ひますけれども、それをデジタル化するような取組は考えていないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 指定避難所に最大いて3名です。ですので、そこら辺の省人化を図るためにもそのQRコードへの避難所の受付もその辺をDXをどんどん進めて、とにかく人手がかからない方向へどんどん結びつけていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） これまで緊急時、担当職員が口頭で連絡を取り合ったり、紙に書いて情報を保存しているということで、情報が曖昧になったり手間がかかるなどの課題が多かったとされています。

災害対応に当たる職員の負担軽減や情報の正確性を担保するためにもタブレット端末などを利用したデジタル化も災害対応として、対応職員の間として有効ではないかと考えるんですけれども、その辺の取組はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） その辺もデジタル化を進めるに当たって災害対策本部会議の席上で一番詳しい情報が取れるとか分かるように、その辺も随時うちの課のほうで検討を今進めているところで、その災害情報、特に被災の場所とかそういう状況を一目で分かるように、そこら辺は対応を進めていきたいと思ひます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 今年度導入された市の被災者再建支援システムですけれども、内閣府では「クラウド型被災者支援システム」という名称を使っているんですけれども、これ令和4年度から地方公共団体情報システム機構「J-LIS」によって運用開始したとしていますが、伊豆市で導入したものと同じですか。確認します。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 被災者支援システムについてはJ-LISものではなくて、N

TTのものを今導入を進めております。

なるべく早く導入を進めていくんですけども、まず、今まで被災した家屋については、税務課の職員が現場に行って被災した家屋を測って台帳をつくっているんですけども、それをスマートフォンの専用アプリで写真を撮ることによって、その図面をつくると。それがもういきなりデータ化されて被災者台帳、罹災証明発行できるような、そんなシステムを今導入を進めておりますので、早急にそれを進めてまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） NTT製とそのJ-LISのものとの違いがよくは分からないんですけども、似たような機能はあると思うので質問させていただくんですけども、新年度の予算の説明では、システムの概要として避難行動要支援者個別避難計画の作成機能や被災者台帳を作成管理機能、罹災証明書作成管理機能等とされていましたが、伊豆市の場合です。このほかにも避難所関連機能として、避難所の開設状況や停電、断水等の状況の一元管理や、避難者名簿の迅速な作成であるとか外出状況も含めた人数の管理のほか、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握も可能とされている。これは、国のJ-LISのほうなんですけれども、市で導入したものについてはそのような機能はついていないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 今年度導入しますのは、もう同時に避難者の行動の要支援者の名簿機能もございます。それについては、住基データと個々の情報、それをマッチングさせた形で計画をつくるようにそこはなっております。それにつきましては、民生委員さんとの定期的なものにも活用できますし、平時においては。発災時には安否情報、そこら辺も把握できるような形になっておりますので、それについては健康福祉部とともに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 少し確認したいんですけども、市の導入したシステムは災害時要支援者に限られた支援なんですか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 先ほどもお伝えしましたが、要支援者については平時のこの台帳としても活用できます。それから、その他減免の対応等そこら辺もできますので、それについてもシステムを活用できる形にはなっていますが、取りあえず現時点で、すみません、一番平時としては要支援者の管理、そこが一番今やらなきゃいけないことと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 詳しく調べないと分からないんですけども、避難所の先ほど質問させていただいた運営に関するデジタル化、これもそのシステムに入っていれば、より避難者の情報も整理しやすいと思いますので、その辺のところも研究していただいて、被災者の利便性向上とそれから職員の負担軽減、そのためにもシステムの活用を拡大していただきたいと思うんですけども、拡大については今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） この採用しますシステムについては支援業務が多々ありますので、議員おっしゃった避難所の台帳整備、そこら辺もちょっと導入するに当たって検討いたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 最後に、大きな課題となっている国や自治体、企業が持つインフラ情報や災害情報のフォーマットの標準化ですけども、異なるデータを形式を統一化するその基盤的防災情報流通ネットワーク、横文字で言うとSIP4Dというんですけども、そういう情報発信側のデータ形式が異なっても、利用者側が使いたい形式に自動変換してくれるシステムがあるそうです。これ2020年7月に熊本県の球磨川流域で起きた豪雨災害のときに被災者支援でこのシステムが活用されて、現地の応急活動や復旧面の迅速な判断につながったということです。

広域災害では自治体間の連携協力が欠かせません。このようなシステムも研究をしていくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） この情報流通ネットワークでございますが、これ国、内閣府がやっております。大規模災害が発生したときに、政府の内閣調査チームが派遣されたときに、災害時の情報集約支援システムチームというのが派遣されるそうです。そのチームが、それぞれが病院の情報とか給水所の情報とか道路の情報とか、そういうのがまちまちにあるんですけども、それを一元化で地図上に全部落としてくれるようになっていきます。

静岡県においても全35市町が導入していますが、ふじのくに防災情報共有システムというがあります。これがそのシステムに連携しているそうなので、現時点で県に伺ったところ、これに入力すれば国のこのSIP4Dのほうのシステムに反映されるというふうに伺っております。

ですので、本市としましては、ふじのくに防災情報共有システム、これに入力していく形を取っていますので、全て情報は流れるということになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） いろいろ伺いました。

このデジタル技術の進歩、これを減災にどう活用していくかがDXだと思います。様々なデジタル技術を活用して、命を守る防災DXを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（青木 靖君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

ここで2時15分まで休憩します。

2時15分に再開します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 浅田藤二君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） こんにちは。2番、浅田藤二です。

一括で質問させていただきます。

自主避難所の整備については市長に、新中学校の教育内容については教育長にお伺いいたします。

初めに、自主避難所の整備についてお伺いいたします。

本年3月議会での施政方針には、危機管理について「いかなる災害においても死者は出さない」という強い目標が掲げられました。

目標達成のためには避難しかない。一人でも多くの市民が確実に避難するため、住民から近く、使い慣れている自主避難所を増やすことが効果的であり、市職員が安否確認や避難所の運営に当たっては本来業務が滞る。つまり、災害支援の生産性が低下してしまう。職員は、可能な限り本来業務に集中することが望ましい姿だと述べられています。これは、2年連続で出され、同じ言葉で避難所整備の重要性を示した施政方針です。

また、令和3年9月定例会におきまして、「避難所として利用できる公民館に太陽光発電と蓄電設備を整備しておくことは、停電時の住民の不安を取り除くことができ、地域の防災拠点としての機能充実につながると考えます。公民館等への整備に当たり、補助金を交付できるよう予算確保と要綱等制定のお考えはないでしょうか。住むところの近くに避難所があれば、災害時の鉄則でもある早めの避難にもつながっていきます。お考えをお聞かせください」と質問させていただきました。

職員が減少し、アウトソーシング事業が提案され、運用されていく中で、災害時避難所の運営については住民自らが担っていかなければ、緊急時の災害対応は大変難しくなってくる事が予想されます。だからこそ、住んでいる近くにある公民館などの自主避難所の整備は重要であると同時に、急ぎ対応しなければならないのではないのでしょうか。

質問します。

①施政方針の「使い慣れている自主避難所を増やすことが効果的」へのこれから取り組む具体的な施策について御説明ください。

②自主避難所の整備には、地元区長や防災委員との話し合いを重ねると同時に、避難所運営について住民自らが担うための講習会や勉強会が必要になってくると思います。公民館など自主避難所整備という命を守るハード面と避難所運営という命をつなぐソフト面を、これから職員が減少していく環境を見据えながら同時に進めていかなければならないと思いますが、「いかなる災害においても死者は出さない、そのためには避難しかない」の観点から、お考えをお聞かせください。

2、新中学校の教育内容、教育課程について質問をいたします。

令和4年12月議会で、持続可能な伊豆市と、それを支える人材づくりのための教育について、地域が先生であり、現場がテキスト。新中学校は、持続可能な伊豆市の将来を担う若者を育てる大きなチャンス。そのためには、地域に開かれた教育課程の編成のための学校と地域との連携の枠組み、システムを設置されること、また、決められたことを決められたように実行する正解がある仕事は、人工知能やロボットに任せる世界が見えてきています。そこでは、創造性・協調性が必要な職業のみが残っていくと考えられるため、主体性や想像力を育成し、自ら判断し、主体的に問題解決できる若者を育てていかなければならないと提案させていただきました。学校と地域が協力しながら、人のせいにならない、自ら問題解決に挑戦する生徒。違いを尊重し、地道な対話から合意形成ができる生徒。そんな子供たちが育つ環境をつくり出していきたいと考えます。

質問します。

- ①宿題廃止。
- ②中間テスト、期末テストの廃止。
- ③頭髪、服装の校則をなくす。
- ④固定担任制の廃止。

この4点についてお考えをお聞かせください。

○議長（青木 靖君） ただいまの浅田藤二議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、1、自主避難所の整備について。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 自然災害での災害規模が大きいのは大地震と津波ですが、発生公算が

高いのは台風や大雨による土砂災害です。そして、これは避難によって事前に予防することが可能です。そこで課題になるのが、避難所までの経路と避難場所を熟知しているか、そして、その避難所が念のため避難するために快適であるかということです。これらを考えると、体育館などの指定避難所よりもふだんから使い慣れている地区の集会所のほうが望ましいと思います。

先日、新たに設置した小下田ふるさとセンターを見てまいりましたが、私が考えていたよりも広く使いやすい施設で、大変期待しています。小下田連合区内の7つの集会所を建て直すことは財政的に不可能ですので、このような一つ連合区にという施設をつくらせていただきました。これからできれば、地区の会合は地区の集会所で避難だけふるさとセンターではなくて、小下田の皆さんにはふだんからこのセンターを使っていただき、使い慣れていただきたいと考えております。

また、土肥で実施している旅館との連携や、通常は夜に営業が終わる日帰り温泉施設を朝まで開けていただくことなども選択肢だと思います。これは実施可能であるし、一步ずつ具現化していくことができると思います。

大きな課題は海岸地域の津波対策です。古い住宅が密集している地区は高齢者世帯と空き家が多く、必要な空間と避難経路を確保できません。また、一時避難地に行くまでの手段も限られています。2人乗りのセニアカーなど、まだ合法化されておられません。さらには、一時避難地は高台などが多く、雨や寒い日の対策が取れないところがあります。このように、津波から市民の命を守るための対策はまだまだ課題山積です。

御質問の①については、危機管理監に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、①について答弁させていただきます。

市の指定する避難所まで距離があり、移動手段に困る方には、自宅から使い慣れた地区公民館等が自主避難所になることは安心であり、心強いと思います。

具体的な施策についてですが、施設機能の整備や備蓄品を購入するには、県が交付する地震・津波対策等減災交付金制度の活用が有効ですので、この制度を使いやすくするため、交付事務を規定しています補助金交付要綱の見直しを予定しております。具体的には、整備や備蓄の促進がされるようにしたいと考えております。

見直しに当たっては様々な庁内協議が必要となりますので、方向性の取りまとめに早々に着手いたします。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 東海地震は100年から150年の周期で発生しています。しかしながら、1854年の安政東海地震の発生から現在まで160年以上にわたり、大規模地震は発生していま



せん。つまり、それだけエネルギーが蓄積され、発生の確率が高まっている。さらに、駿河湾では御前崎の沈み込みや湾を挟んだ距離の縮みなど、地殻のひずみが認められています。まさに東海地震はいつ発生してもおかしくないと考えerべきです。

また、市長から説明があったとおり、南海トラフ地震は、おおむね100年から150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震の発生から70年以上が経過した今、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生 of 切迫性が高まっています。

今月5月5日の石川県珠洲市で起きた震度6強の地震、日本はつながっていますから、日本海側で起きた次は、太平洋側でも時間を待たずに起きる傾向があります。5月11日に千葉県木更津で震度5強、5月22日には神津島や新島付近で震度5弱の地震が繰り返されるようになりました。プレート内部からプレートの端っこで地震が起きるようになっていています。ぜひ対応を早めていただきたい。首長が整備の必要性を説き、議員からの質問も繰り返されています。地震発生 of 逼迫性はお伝えしたとおりです。今、地震が起きたときに、現状の設備でどう対応していくかのシミュレーションが重要になると同時に、地震発生までにどれだけ耐震化された安全な自主避難所の整備をしていくかが、市民の命を守り、コミュニティを維持していく鍵になると思います。

補助金交付要綱の見直しを予定し、整備や備蓄の促進を考えていただけるとの前向きなお答えをいただきました。ぜひよろしくお願ひいたします。

次、お願いします。

○議長（青木 靖君） もう2問目いいですか。

○2番（浅田藤二君） いいです。

○議長（青木 靖君） それでは、浅田藤二議員の2問目です。

新中学校の教育内容、教育課程についてに対して答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） お答えします。

新中学校の教育課程や校則などについては、昨年から教務主任や生徒指導担当などでワーキンググループを立ち上げ、検討を重ねているところです。その上で、現在の状況についてお話しします。

①の宿題廃止についてですが、学習の継続が苦手な子にとって、宿題は家庭学習の習慣を身につけることや学習の振り返りをするなど、重要な役割を果たしていると考えて行われてきました。

現在、ワーキンググループにおいて宿題を廃止するということについての議論は行ってはおりません。ただ、単なるドリル的な宿題だけではなくて、自ら課題を見つける力が身につくような宿題という家庭学習を子供に投げかけるように工夫しているということは、だんだんそういうふうになりつつあります。

ですけれども、やっぱり基本的な力を身につけるといことも同時に必要になってきますので、そのようなこととして取り組んでいるところです。ただ昔のようにやってくればよいというような、そういうような対応はしていないつもりです。

②の中間テスト、期末テストの廃止ですが、定期テストは、生徒の学習の定着状況を確認するとともに、教員自身の授業の評価をするためにも実施されています。一遍に範囲の広い学びをするという、そういう機会だと捉えています。定期テストに向けて生徒が学習したことを総合的に構築していく、定期テストの果たしている役割は大きいです。

一方で、定期テストに関係する時間に授業時数が多く使われている現状もあります。現在、先ほどのワーキンググループにおいて、日常のミニテスト、それから単元テスト等を活用することで、定期テストの回数を減らすことはできないかということについて前向きに議論しています。

③の頭髪、服装の校則についてですが、社会には一定のルールがあり、全てが自由なわけではありません。日本においては特にそういう風潮が強いと思っています。学校でも校則として一定のルールがあり、それを守って生活することは、子供たちにとって必要なことだと考えています。

しかしながら、現在、報道されているように、過度に子供たちを縛りつけるような校則は不要であり、見直す必要があるということは話し合われています。開校に向けて子供たちの意見も取り入れた校則をつくっていきたいと考えています。

④の固定担任制の廃止についてですが、あれだけの集団を管理して安全に避難をさせるためには、担任はどうしても必要ではないかと考えています。学級担任は原則年間を通して同じ教員が行い、生徒との人間関係をつくって掌握できるようにしています。担任が変わらないからこそ、多感で繊細な時期の子供たち一人一人のことをよく理解し、その子に寄り添った対応ができるよさがあるというふうに考えています。

先ほど子育て支援課の答弁の中に、担任がいなくなると不安になる子供がいるというような、そういうような答弁があって、特に小学校の低学年では、重要な役割を果たしています。そして、中学生になると、教科担任が授業ごとに入れ替わります。多くの担任先生方が子供たちに関わり、子供たちの社会が広がっているというふうに考えます。

これからも、学級担任の視点だけではなく、子供に関わるチャンネルを増やし、学校全ての教員で子供たちを見守っていくことを続けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 今回の4つの提案は、あくまでも手段であり、最上位目標は自分で考えて判断し、行動できる力、21世紀を生きる力を持った生徒を育てることです。

間野議員が紹介したユニセフが行った子供たちの精神的幸福度調査では、日本は先進38か

國中37位。杉山誠議員が紹介した昨年の日本の不登校児童生徒数は24.5万人と、過去最多を記録しています。伊豆市では10年前の3倍強となり、41人となっています。なぜ、増え続けるのでしょうか。きつい言い方ですが、生徒が学校に合わないのじゃなくて、学校の仕組みがもう社会に追いついていないのではないのでしょうか。子供たちに本当に教えるべきは、学校への適応力ではなくて、社会に出たときにしっかり生きていける力、つまり社会への適応力ではないのでしょうか。

持続可能な社会とは、正解のない問いです。そんな世の中の動きに対して、学校では正解だけを求める教育が続いています。学校での評価の対象にならない課題発見力や課題解決能力、試行錯誤を続ける力や挑戦意欲、情報活用力や感情をコントロールする力、人を動かし、巻き込む力、ゼロから価値を生み出す力、客観的に自分の能力を評価する力が重要になってくると思います。

また、伊豆市では、仕事がないから外で暮らす、「家に帰れない」という言葉をよく耳にします。つまり、外に出て、錦を飾って、志を果たしてから帰ってくる場所だったわけで、極端な言い方ですが、ふるさとを捨てる学力を身につけてきたのではないのでしょうか。しかし、SNSなどの発展により、都会にいる必要はなくなったし、今や魅力の宝庫であるこの伊豆市は、仕事につきに帰る場所、志を果たしに帰る場所が変わってきたのではないのでしょうか。つまり、ふるさとを生かす学力が必要とされているわけです。今こそ、ふるさとを捨てる学びからふるさとを生かす学びに学力観・教育観の大転換をしなければならないと考えています。

このことを新中学校、伊豆中学ができるに当たり、ぜひ皆さんと一緒に考えてみたいと思いました。学校が全てだった私たち世代にとって常識外れだと御指摘があるかもしれませんが、真剣に考えていきたいと思っています。

冒頭申し上げましたが、4つの提案は手段であります。目的になってはいけないと思います。あくまでも、21世紀をしっかりと生きられる生徒を育てていくための提案でございます。

①の宿題廃止についてですが、議論は行っていないとの回答でした。

私は長くスポーツの世界に身を置っていますが、指導者に厳しく叱責され、自分で考えない、言われるままの流れ作業のような、やらされ練習をしているチームや選手を多く見きました。そんなチームや選手は、ピンチのときに必ず監督の顔を見ます。つまり、一番大事な場面で思考停止に陥り、自分たちで考えずに監督の考えに土壇場で頼ってしまいます。強制され、やらされ練習をしてきた選手は、結果が悪いと、それは仲間や指導者の責任だと考えます。つまり、人のせいにする選手になってしまいます。選手自らが目標に向かって工夫し、取り組める環境をつくってやるのが大切だと思います。

宿題の目的は、子供の学力を高めることだと思います。漢字の書き取りの宿題で考えてみます。テストで間違えたら、一文字20回書いて提出すること、そんな宿題が出された記憶があると思います。早く終わってほしい、そう思いながら、そんな作業を延々と続けた記憶が

皆さんもあると思います。漢字を覚えることが目的なのに、やらされ感いっぱい、思考停止になってしまう。宿題をこなすという本来は手段にすぎないものが、いつの間にか宿題をこなさなきゃならないという目的に変わってしまっているわけです。

勉強は一生するものだと思っています。高校や大学を出たらもう勉強しなくていいやと勘違いするのは、勉強は強制されるものだと思い込んでしまっているからではないでしょうか。宿題が生徒の評価に使われていないでしょうか。だから、大人の都合で宿題が減らないのではないのでしょうか。分からないところを分かるようにするためにどうしたらいいのかを生徒に考えさせる自主性を引き出し、分かるために調べたり、行動したりすることが大切だと思っています。

以上、お考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に浅田議員のおっしゃるとおりです。

本当にそのような学校ができればいいなと思いますし、そういうふう子供たちを育てたいと思っているのは、恐らく、今、それほど学校は遅れていません。今の伊豆中になる前の現在の伊豆市の学校は、浅田議員が言われた昔のままの学校ではありませんので、そこはもしよろしかったら学校に見に来ていただいて、御感想をいただきたいなと思います。

ただ、今言われた理想の学校にはまだまだ届きません。学校現場の一番の悩みは、やっぱり個人差が大きいことなんですね。今、浅田議員がおっしゃったような理想の学びをできる子もいますし、まずはルーティンを繰り返すことで習慣化を見せつけなければならない子供もいるわけです。そういったときに、その子だけ宿題だよと言ってもなかなかできないものですから、恐らく一斉に宿題を出しているのが現状です。それは、まずそのところは大事にしたいと思いますし、昔のことで申し訳ないですけれども、これは、ある教員とは僕のことなんですけれども、僕、自由課題というのを子供たちに宿題を出して、ある子供は漢字の繰り返し、ある子供は自分で今日学んだことをまとめてくるというような、そういうような宿題を出したことがあるんですけれども、子供たちはすごく嫌がっていました。考えるのが面倒くさいと言っていましたので、それ昭和の時代なんですけれども、ですから、やっぱり日本の教育は、やらされることをやる方がいいんだということをずっと繰り返してきたわけです。

私たちもそうですし、そうやって育った子供たちが今、親をやっています。ですから、保護者は子供が何かをやらないと不安なので、先生宿題を出してくださいと、うちの子は何もやらなくて困りますというような、そういうような訴えは相変わらずあります。ですけれども、今そういうふうに変換をしつつあるところですので、もう長い目で見るにはちょっと遅いんです。もう本当に、早急に子供たちも変わらなきゃならないですし、学校も変わらなければならないと思っています。

今、議員がおっしゃってくださる中で、伊豆市では暮らせないという言葉は僕も一緒に、

でもこの一番の原因は大人だと僕は思っています。自分も含めた大人たちがそういう自信がなかったり、誰かに頼って、会社で勤めていかないと自分は糧を得られないということがずっと繰り返されてきたわけですね。ですから、今、議員がおっしゃったように、自分で何かをつくり出してというように転換をするのは、もう一世代、もう一回り必要かなというふうに僕は思っています。

今、伊豆人を育むという言葉、それは何だとよく言われるんですけども、僕は議員の話聞きながら、僕は伊豆人という言葉で表しているんですけども、伊豆市のことが好きで、そして、その伊豆市のことをほかの人に、うちの市はこういう市だよ、いいところだよということを自分にも言ったりですとかほかの人にも言ったりできる子供にしたいんです。その上で、僕は海外に行く子があってもいいし、それから伊豆市へ戻ってくる子もいていいというふうに思っています。昔は長男が残って、次男、三男は外へ出るというのが、そういうことを自分も教わってきたし、そういう教育が繰り返されてきたわけですけども、そうではないんだということは、今、議員のお話を聞いて、自分も同感です。ふるさとを捨てるなんてそんな変なお話、子供たちは育てたくないなと思っています。

そんなようなことを聞きながら同感です。ぜひ今後とも御支援いただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 現場の厳しさ、難しさ、重々承知しながらも、ここで変わらなきゃならない、そんな思いをお伝えしたいなというふうに思っております。

②番へ移らせていただきます。

定期テストの廃止については、テストの回数を減らしていくと御提案をいただきました。

定期テストの廃止の理由は、一発勝負のテストだと意識が他人との点数の比較になってしまうからです。これを自分との比較にすることで、大きな変化が現れるのではないのでしょうか。再チャレンジ可能な小テストや単元テストに切り替えれば、矢印は努力していない自分に向いてくるわけです。テストの点に納得できなかったら自己申告で再チャレンジをして、2度目のテストを受けて、成績に反映される。つまり、他人との比較ではなく、自分の成長に目が向いていくわけです。この方法なら、テストがやらされ勉強から、誰のせいにもできない、自分の中の課題に変わってくるのではないのでしょうか。提案です。御意見お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほどの答弁にも日常のミニテストや単元テストというお話はさせていただきます。そのように行っています。その上で定期テストを行っているというのは、単元テストの積み上げだけだと、最終的に定期テストをやったときにできない子供がいるんですね。ですから、その場で学んで忘れて、学んで忘れてをやっぱり繰り返していることを、定期テストで再度確認するというのが今の学校の取組です。

ただ、回数をもう少し減らしてもいいんじゃないか、減らす方向のほうがいいんじゃない

かということ是被われていますし、ミニテストや単元テストで評価をしています。先ほどの宿題をやったかどうかで評価をしているというのは、今はやっていないと思いますので、御安心ください。

○議長（青木 靖君） 浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 中間テスト、それから期末テストの代わりに3段階、小テスト、単元テスト、実力テストみたいな形でやっていったらどうかな。その実力テストは全国とか県で比較できるようなテストを入れていく。ただ、成績に反映するのは、単元テストのみ、そこをやったらどうかななんて思っています。また話合いというか考えがあれば、よろしく願います。

③番に移らせていただきます。

頭髪、服装の校則をなくすのは私たち世代より上の方は、疑問を抱く方がたくさんいらっしゃると思います。服装や頭髪の乱れは心の乱れ、「規律がないと学校が機能しない」は、大人の価値観で勝手につくった考え、大人の言うことを聞く子がいい子だという価値観に、大人の価値観に基づいた物差しかないとこのように思っていました。

社会への適応力を最上位目標にしたとき、子供たちは自ら校則がないからといって乱れた常識外れの髪型や服装をするのでしょうか。絶対にやってはいけない本当に教えなければならぬことは、命に関わる危険なことはしない。犯罪、差別、嫌がらせ、無視など、人権に反することはしないということではないでしょうか。御意見を願います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほど、ある程度の集団ですので、その集団としてのミニ社会をつくる上でのルールは必要だというのは、議員も共有しているところだと自分は思った上でお話しをします。

子供たちを自由にしたときに、子供たちが自分たちで考えてそういうふうになるんだというのは理想なんですけれども、なかなかそうはいかないところがありまして、こんな事例もあって、中学校になると、かなりぎゅっとつけるような感じがしますよね。それは小学校が自由だからそういう感触を持つわけです。それは構わないし、小学校のときは僕はやっぱり自由な服装で親の監督の下でやっているというのは自然に行われているところなんです。

そういった中で、こんな事例がありまして、小学校で髪を染めてくる子供がいたりするんですね。それから、そり込みが入ると言うんでしょうか、稲妻が入ったりだとか、それも個性だって言っているかどうかはちょっと僕は分からないんですけれども、そういう子供に限ってというのはちょっと言い過ぎなんですけれども、やや傾向があるのは事実です。その子が悪いというわけじゃないんですね。コマーシャルでもあるように、そういう何かお年寄りがコンビニで買おうとしているときにラップで焦らなくていいよというような、そのときに、あそこでも言われているように意外とよかったとか、意外なんです、やっぱり。ですから、世の中ではそういうような傾向あるというのは事実なんです。

自分もそういうことも含めて、海外のように、みんなが黒髪なんてことあり得ないんであって、いろんな人種が混じっているわけですから、そういうふうには日本もなるといいと思うんですけども、まだそこまでは至っていません。ですから、ある程度の校則を持ちながらというのは、今度新中学校になるときに、子供たちも含めて、一定の分野ですけども、そこについて考えていこうというような取組はしています。

ただ、議員がおっしゃるような自由には至らないと思っています。これは大人の都合というのは議員のおっしゃるとおりです。ですけども、やはりある程度の集団をいい方向へ導いていきたいなという思いですので、理解していただけるとありがたいです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 私の質問の全てに流れているといいますか、それは自主・自立なんです。自立して自分で判断して自分で行動できる子供をどう育てていくかというのが、今日の質問のテーマです。私の言う理想と現場との乖離をどういうふうこれから話し合いをしながら、子供たちのために、日本、もちろん世界に通用するような子供を育てていくかというところで、話し合いを進めていかなきゃならないなというふうに思っております。

④番へ移らせていただきます。

固定担任制の廃止ですが、PTA活動をしているときにこんな経験がありました。その生徒は先生の授業を10分程度聞くと、その日の授業が分かってしまう。だから、教科書の次のページへと読み進んでいくわけです。あるとき先生に見つかり、同じページを開いてないことを注意されます。毎日放送室に呼ばれ、30分、みんなと同じ行動を取れないことを注意されます。やがて、心を閉ざしてひきこもり、発達障害と言われていきます。

経験したことの無い不登校を親は受け入れられない。そして、悩みます。何で自分の子がと。そんな親への最大の励ましの言葉、安心の言葉は、「お父さん、お母さん、学校へ行くことが全てですか。」この言葉で、親たちは力が抜けるんです。私たちの世代は学校へ行くことが全てだった、学校へ行かないなんてとんでもないという考えが頭の中にあるんです。そこへ、不登校の親御さんには「学校に行くことが全てですか」、そんな言葉をかけてやると力が抜けて、自分が悪いんじゃないんだ、いいんだ、学校が全てじゃないんだと、そんな考えを持って救われるという事例を幾つも見てまいりました。

それから親は、ひたすら何も言わずに子供を信じて待ちます。やがて、そんな親の姿や自立していく友人たちを見て、子供は社会復帰していくようです。

映画監督のステイブン・スピルバーグ、ハリウッドの大スター、トム・クルーズも読み書きができない、学習障害を抱えた発達障害でした。ぜひ、答弁の中にもありましたとおり、学級担任の視点だけではなく、学校全ての教員でその子の個性を見抜いてほしいのです。発達障害ではなく、「発達特性」という言葉に変わらないでしょうか。

教員の成り手不足や多忙からそこまで見抜けない、できないということがあると思います。

少し外れますけれども、御紹介という意味で、ぜひA I 知能教材を取り入れていただきたいと思っています。先進中学では、もう教壇に立つ教員はいません。圧倒的な学習の短縮につながります。生徒は各自に配付されたタブレットにより演習問題を解いていきます。教えるのはあくまでA I 教材で、生徒の進み具合を人間の先生はタブレットで逐次確認をします。人間の先生は、子供たちのやる気を引き出すメンター、助言者として、また、個別の質問に答えるコーチ役として教室内を動き回ります。生徒の分からないことに重点を置いて、最も効率のいい学び方を人工知能が自動的に進めてくれます。ぜひ先進中学を教員の皆さんで視察研修する機会をつくっていただければと思っています。

数学の授業は、年間、中学だと140時間ほどあるでしょうか。人工知能教材を使うと、生徒が全課程をほぼ完全に近い形で理解するのに、個人差はありますが、早い子で30時間程度で終わってしまいます。

学級担任制の廃止は、教育長からも話があったとおり、医療におけるチーム医療のように、最適な対応をすることが大事だからです。担任がいることで子供たちの自立を奪うことにならないでしょうか、答弁とは逆の考えです。

スポーツの例えで触れましたが、自立を失っている子供は依存心が強く、うまくいかないことがあれば、誰かのせいにしようとする傾向があります。クラス担任がいると、あらゆる問題が担任であるあいつのせいになってしまうのです。自分の勉強ができないのも、クラスに落ち着きがないのも、クラスでしょっちゅうめごとが起こるのも、全て担任のせい。皆さんも記憶ないでしょうか。保護者もそう考えますし、教員仲間でも、問題が起こればあいつが担任だからと考えてしまわないでしょうか。担任制をやめた学校では、依存する相手がいなくなるので、クラスで問題が起こると、生徒が自分たちで解決しようとするように動き出します。担任の先生はいませんから、相談するのに適任の先生は誰か考えます。先ほど教育長の話にもありました。その時点で、問題解決上、自分事になっているわけです。意識の変化は保護者にも顕著に表れ、学校へのクレームも激減したそうです。お考えをお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 無担任制と僕は呼んでいるんですけども、それには僕は賛成です。担任がない、学年をみんなで見ると、学校全体で見るとというのは、ある程度の集団には可能かなと思いますが、最初に申し上げたように、学校という集団を、担任じゃなくてももちろん構いませんが、ある程度子供たちと信頼関係を持って、さあ逃げるよとか、これからこのことに向かっていくよというときに、そういう信頼関係のある教員がいるということは大切なことだと思っています。

議員のおっしゃること、とてもよく分かるんですが、一つだけ、担任が自立を妨げるということについては、僕は学校現場にいた人間として、ややちょっと言い過ぎかなと思っています。そうではない担任がたくさんいますし、先ほど言われたようなことを思っている子供



や保護者が大勢いることも分かっていますけれども、逆に、担任のおかげで自分たちの力がついた、それから、人間関係を築くことができたとか、こういうことを学んだというような、そういう子供たちや保護者もたくさんいると思いますので、それは、どちらにしても、例えば担任をつくらなかったことによって、もちろんその自立を獲得して伸びる子もいますが、置き去りにされている子たちもたくさんいると思いますので、これについてはちょっと言葉を挟ませていただきたいなと思います。

担任に対してあいつのせいと思う子供も、僕らも同窓会の中でそういうのを耳にすることもあるんですけども、そうではない声のほうが多いのかなと自分は信じています。

議員がおっしゃる中で、通して、自立をする子供たちを育てたい、そういう子供たちが新しい中学校で育っていくんだという思いを聞きながら、学校が変わる必要があるということもよく分かりました。よく分かる。もちろんそういう方向に向かっているんですけども、やっぱり今の学校を基本にして新しい学校をつくるのに、今必死で取り組んでいるところです。それをキャパシティーというのかな、可能性を広げていく必要があるというのは議員と同じ考えですので、どこまで広げられるかは、今つくっている学校を動かしているのは今の教員なものですから、そこまで変わるかどうか、変えていけるかどうかは、今後あと2年間で取り組んでいくつもりですので、また見届けてください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 様々述べてきましたが、校舎が新しくなるだけでなく、教育の中身も社会の動き、時代に合わせて新しくなることが大切かなというふうに思っています。伊豆市ならではのオリジナリティーを持った教育とは何かをみんなで話し合っていきたいと思っています。

E S D、持続可能な開発のための教育などを駆使して、核や戦争のない平和な日常生活の営みは、世界とつながっている自分たちの問題なんだという意識をしっかりと持たせ、世界の中の自分を意識させたいです。そして、日本中からも世界からも視察が絶えない、そんな伊豆中学校を想像しています。

主体的に考え、判断し、行動を起こす生徒、そんな生徒が持続可能な伊豆市をつくり上げていくのだと思います。そして、何より大切なのは、私たち大人が当事者意識を持ち、教員、PTA、教育委員会、行政、地域住民、企業、そして、保護者の皆さんが自分たちにできることは何かという意識を持って伊豆中学校に関わったときに、大きな一歩を踏み出すことになると思っています。

議論ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） 答弁はいいですか。

これで浅田藤二議員の質問を終了します。

ここで3時15分まで休憩します。

3時15分再開します。

休憩 午後 3時02分  
再開 午後 3時15分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（青木 靖君） 一般質問を続けます。

次に、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 皆様、こんにちは。12番、小長谷順二です。

通告に従い、一般質問をいたします。答弁を市長、教育長に求めます。

今回は一括で質問をさせていただきます。

1件目、自治体DXの推進について、令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されました。そして、令和4年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要となります。

DXとは、デジタルの技術の特性を活用することで考え方や業務プロセスを根本から変えることを指していると聞いています。人口減少社会では、職員を募集しても集まらない時代になります。しかし、人手不足だからといって公的なサービスを止めるわけにはいきません。人口減少社会でも持続可能な自治体の改革は待ったなしです。

3月定例会の市長の施政方針は、生産性革命に徹したいとのことでした。市職員においても、行政事務をより効果的・効率的なやり方に改善し、職員が企画した事業の成果を実感できれば、職員の士気が向上し、その雰囲気は市民にも伝わり、好循環につながると断言をしています。そのためにもDXを推進し、人材の育成と組織体制の構築を図るべきと考えます。

そこで、国が示す重点事項、デジタル社会の実現に向けた取組事項について伺います。

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化。
- ②マイナンバーカードの普及促進。
- ③行政手続のオンライン化。
- ④AI・RPAの利用促進。
- ⑤テレワークの推進。

- ⑥セキュリティー対策の徹底。
- ⑦デジタル人材の確保及び育成について。
- ⑧デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化。
- ⑨デジタルデバインド対策。
- ⑩デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し。

2件目、子ども・子育ての支援の推進について。

本年4月にこども家庭庁が発足いたしました。こども家庭庁の理念は、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもまんなか社会、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることです。

国ではこれまで、子供の貧困対策については内閣府、児童虐待防止は厚労省といったふうには、子供の政策はいわゆる縦割りになっている現状をこども家庭庁に一元化し、複数の課題を持っている子供や子育て世代に対し、一体的な支援を行うことができるようになります。伊豆市においても、「こどもまんなか社会」の実現に向けて率先し、実施していただきたいと思い、以下の質問をいたします。

- ①こども家庭庁設置についての本市の受け止め方。
- ②こども家庭庁との連携と機構改革。
- ③縦割りの解消と業務の一元化に向けた取組。
- ④子供の意見の反映と居場所づくり。
- ⑤第2期伊豆市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、自治体DXの推進について。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） DXの推進について、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 自治体DXの推進の部分のデジタル人材の育成のところについてお答えします。

教員不足についてはもう御存じのことかと思えますけれども、伊豆市においては、どなたもお休みになった場合に退職した方をお願いをすることがあるんです。そのときに、突き詰めて話をしていくと、断られたときに突き詰めて話をすると、ICTのいろんなタブレットが入ってきたことにちょっともうついていけないというようなことでお断りになる教員は少

なくありません。

御質問の⑦について、詳細は教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から①から⑩について順にお答えをさせていただきます。

まず、①でございますが、基幹系と呼ばれます地方自治体の主要業務を処理するシステムにつきましても、令和7年度末までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するよう求められているところでございます。これまでに移行が完了した業務はございませんが、今後、各業務の担当者と調整を行うなど、システムの移行に遅れが生じることのないよう準備を進めていく予定でございます。

②でございます。自治体DXを進める上で必要なマイナンバーカードの伊豆市の交付率は、4月末現在で75.23%となっております。この数が100%に近づくよう、市役所以外での出張申請受付を増やしていくなど、引き続き申請・交付促進の取組を進めてまいります。

③でございます。昨年度末までにオンラインによる転入届・転出予約ができるようになったほか、住民に身近な子育てなど利便性の向上に資する27の行政手続についてオンライン手続が可能な環境を整えました。今後は、さらにオンラインで可能となる行政手続を増やしまして、利便性の一層の向上を図ってまいります。

④でございます。令和4年度末までに、通学パスやいきいきパスの補助申請事務、それから、区長要望の事務処理をRPA化するなど、利用促進を図っております。今年度も定型的な業務の効率化についてRPAによる自動化を積極的に進めることとしておりまして、業務の効率化を促進してまいります。

⑤でございます。テレワークを利用するための取組といたしまして、図書館横ログハウスなどにWi-Fi環境を整備したほか、修善寺駅前にオープンしたぬましんコンパスでもテレワークができるなど、環境が整いつつある状況でございます。今後、これらをより多くの方に利用していただけるよう、広く周知を進めてまいりたいと考えております。

⑥でございます。ハード面では、国が示す情報セキュリティポリシーガイドラインを参考にしたセキュリティ対応を進めておりまして、一定の対策はできている状況でございます。一方、ソフト面では、職員の情報セキュリティに対する意識や情報リテラシー、情報の適切な活用能力でございますが、それを高めるための取組が不足していると考えておりまして、研修等による職員の育成を進めてまいりたいと考えております。

⑦です。当市におけるDX推進を効果的・効率的に進めるために、昨年度からCIO補佐官を採用し、指導・助言をいただき、取組を進めてまいりました。今年度からは、庁内各課にDX推進リーダーを設置いたしまして、先ほどの⑥で触れた情報セキュリティに対する意識や情報リテラシーなどの理解と知識の習得を目的とした研修を行うなど、人材の育成を図ってまいります。

⑧です。地域社会のデジタル化の推進を目的とした国の交付金の支援を受け、マイナンバーカードがあれば、住民票、印鑑証明、戸籍、税証明などを申請書を書かずに交付を受けることができる自動交付機を本庁に導入をいたします。今後も国が目指す全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

⑨でございます。DXの推進と併せて進めていかなければならないデジタル弱者対応といたしまして、昨年令和4年度に高齢者向けスマホ教室を実施をいたしました。今年度はCIO補佐官による生活や業務に関するデジタルよろず相談会を実施するなど、市民や地域社会のデジタル化のサポートを行ってまいりたいと考えております。

最後、⑩でございます。書面や目視、実地参加等が義務づけられている手続・業務について、国はデジタル処理での完結と機械での自動化を基本としたデジタル原則による機構改革を2025年、令和7年6月までに実施することとしております。こちらは、法律・政令・省令に基づくものでございますので、国や県の動きに合わせて、市で定める条例・規則等において見直しを行い、必要な環境を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうから⑦のデジタル人材の確保及び育成の取組についてお答えさせていただきます。

学校における取組では、児童生徒と教職員の二面から見ていく必要があると考えまして、今年度は新規事業を幾つか進めていく予定です。例えば、こども園、保育園の年長児童を対象としたICT講座や、小学生では教育委員会が夏休みに行います「伊豆楽校」で新規にプログラミング講座を開催する予定です。また、中学生では、今年度から高校の普通科で必修科目となりました情報Iにつなげられる学習教材のトライアルを導入しようと、現在調整をしております。このように、児童生徒に対しましては、段階的なレベルアップの下地づくりを構築していきたいと考えております。

次に、教職員についてですが、各校の情報担当の先生方で構成されます情報教育委員会で、市のCIO補佐官により、情報リテラシーやDX推進による社会情勢の変化についての講義を計画しており、ICT教育の強化に向けた取組を行っていきたいと考えております。

また、今年度は、ICT支援員による支援を手厚くし、教員の働き方改革につながる取組も進めてまいります。学校での支援が浸透していく中で、今まで手作業で行っていた作業をパソコンを使って行う先生も出てくるなど、業務の効率化も少しずつ図られてきております。今後も教員のICTに対する得手不得手を是正していくことで、教育のDX化に向けたデジタル人材の確保及び育成に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、自治体の情報システムの標準化・共通化のところでは、

総務省は、令和7年度までに政府共通のクラウドサービスの利用環境ガバメントクラウド上に構築されたシステムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聞いて進めるとあります。伊豆市の現在の検討内容とか意見というのはどのようなものがあったのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 国の自治体DXの推進計画におきましては、その取組については、多様な自治体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聞いて進めるというふうなうたわれております。それに対する意見というものは特に市からは出してはいない状況でございます。

その理由といたしましては、まだこの段階でどういうシステムになっていくのかというのが全く分からない状況の中で、担当のほうで意見としてまだ出なかった、出せなかったという部分もございますが、答えとしては、市からの意見というものは国に対して出してはいない状況でございます。

それから、現在の作業の状況でございますが、そのシステムの標準化、それから共通化に当たっては、自治体の主要な業務を処理する基幹系と呼ばれるシステムがございます。その基幹系のシステムについて、各事業者が国の示す標準仕様に応じて新たなシステムをつくるわけですが、つくって、それを各市町が、自治体が利用するという流れになろうかと思いません。

現在の当市の作業の進捗といたしましては、自治体としては、標準化に向けて計画を立案、それから、システムを選定する、それから、標準のシステムを移行するという3段階の作業ステップがあるんですが、現在は第1段階の計画立案フェーズという段階の作業を行っているところでございます。

具体的には、伊豆市は現在、これまで基幹業務というところで使用しているシステムがあったんですが、それはそれぞれの自治体が一番使いやすいような形にカスタムしているシステムになっています。それを国が示す標準の仕様によるシステムに今後変えていくんですが、現在のシステムと標準仕様のシステムがどこがどう違っているのかというのを、今現在比較をして見直しをしているところでございます。運用の見直しや必要な業務の洗い出しを行う作業を行っているというところで承知をしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） 意見はないということで、何がどういうふうになっているか、まだ分からないような状況ということですね。

とにかく令和7年度までということで、後ろが決まっていますので、システムの移行に遅

れが生じないように進めていただきたいと思います。

続いて、②番のマイナンバーカードの普及促進です。

交付率は75%を超えているということですが、伊豆市にとってマイナンバーカードを活用した自治体サービス、具体的にはどんなものがあるのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 伊豆市におけるマイナンバーカードを活用した自治体のサービスでございますが、オンラインの受付として、子育て、それから介護、転入・転出届、それから罹災証明の取得が利用いただけるようになっております。これは全国どこでも利用できる状況でございますが、それ以外に、伊豆市といたしましては、現在コンビニに設置している機械と同様、先ほども申しましたとおり、申請書を書かずに住民票や印鑑証明等、各種諸証明が取れる自動交付機を本庁に置いて御利用できるようにしたいと考えております。

そのほか、伊豆市独自の取組といたしましては、これは教育部の扱いになるんですが、図書館での図書の貸出しがあるんですが、そちらの貸出しのカードをマイナンバーで代用といえますか、できるようにしようということで、今年度の後半から利用できるような形で準備を現在進めているところでございます。

それ以外にも、今後いろんなところで、せっかく市民の皆様マイナンバーカードを取得していただきましたので、そちらを活用したサービスの拡充を進めて、さらなる普及と市民の皆様への利便性の促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） マイナンバーカード、いろいろ問題もあるようです。

今月の23日に、国から給付金を受け取る口座をマイナンバーカードとひもづける制度で、別の口座情報を誤って登録するミスがあり、そのときに誤登録は7自治体12件に膨らんだということで、いずれも自治体窓口での登録作業の人的ミスが原因だというふうに伺っております。また、5月12日も、今度はマイナ保険証の関係で別人の情報が表示される事案が明らかになりました。いろいろトラブルがあるということです。

これはマイナンバー施策全体に不信感が広がってくると思います。そして、松本総務大臣は、そのときの会見で、全国の自治体と委託業者に関連システムの点検を要請したことを明らかにしました。これら諸問題による伊豆市の点検の状況というのはどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） まず、今、テレビや新聞等で報道されておりますマイナンバーカードと口座情報のひもづけエラーの関係ですけれども、マイナンバーカードの情報はひもづけされている情報を含めて全て国が管理しておりますので、自治体独自に再点検することはできませんが、報道にありますとおり、国が総点検をしているということで、そちら国のほ

うに早急に対応していただくというのを待っている状況です。

ただ、今回エラーが発生したのは、議員がおっしゃるとおり人的エラーということで、どのような状況で発生したかといいますと、口座情報を登録するとき、申請等のサポート窓口で職員も助言等のアドバイスをするんですけども、前の方が終わったら必ずログアウトするというルールがあります。今回の報道にありますエラーは、そのログアウトをせずに次の方がやったことによって、前の方の情報に移ってしまった事案が出たということです。伊豆市においても、このルールはもう当然承知しておりますので、1人の方が終わったら必ずログアウトするということは徹底しておりますし、今回の事案が発生したときに、事務従事者に改めて確認をしているところでございます。

それから、保険情報の関係は、これは保険組合等の保険者が入力するエラーというところで発生しておりますので、これは国のほうから各健康保険組合等に確認・修正のほうを投げかけているという状況だと認識しております。

それから、コンビニ交付の関係もいろいろ出ていると思うんですけど、こちらはまさしくシステムのエラーということで、ただ、全国全てということではなく、報道にありますとおり、富士通の関係の業者が提供しているシステムでエラーが生じております。伊豆市は別の業者が対応しておりますので、もちろんその業者には同じような事象が生じないかということを確認して、それはないということを確認しておりますし、議員もありましたとおり、5月23日に国からの通知を受けまして、改めて総点検をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そうすると、今のところ伊豆市では問題ないというような答弁だったような気がするんですけども、世論調査では70%の方がマイナポイントの活用に不安を持っているというようなことだそうです。そして、若者と中高年層にも意識の違いがあるということで、とにかく不安の払拭には努めていただきたいと思っております。

続いて、③の行政手続のオンライン化です。

国が策定したデジタルガバメント実行計画では、地方自治体の行政手続のオンライン化推進が掲げられています。自治体の業務BPRと、またちょっと横文字なんですけれども、業務の改善ではなくて、さらにその一歩先、業務改革をしていかなければならないという中で、それが難しいと言われている原因の一つとして、定期的な人事異動による人の入れ替わり、情報担当と事務所管担当との温度感の違いがあると言われております。

BPRは、多くの関係者のマインドチェンジを促すことがとても重要で、一部の人であるとか、外部の有識者が強引に進めても成功しないというふうに言われています。行政サービスに関わる全ての人たち、我々議会も含まれると思うんですけども、BPRの必要性を知っていただき、取り組むべきと考えるが、伊豆市はこの件についてはどのような取組を行っていくのでしょうか、伺います。



○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員御発言のありましたB P Rにつきましては、その取組をしていく上では、従来の行政手続を前提にするのではなくて、業務の、先ほども議員のほうから業務改革というお話がありましたが、業務のプロセスを洗い出して見直しから始めることが必要だと考えております。

しかしながら、このB P Rを取り組む上で、一から全てを見直すと、非常に多岐にわたる業務プロセスの洗い出しが必要になりまして、非常に膨大な時間をかけなければならないということも承知をしております。さらにまた手間もかかるということがありまして、それらをまた職員に負担をさせてしまうと、かえって職員のD Xに対するモチベーションが下がってしまうおそれも危惧しております。

したがって、現在、伊豆市ではD X推進の取組といたしましてR P Aという自動化、簡単な事務作業の効率化なんです、それに今取り組んでおりまして、その取組の中でも業務のプロセスの見直し、無駄なものを省いて効率化するということもやっておりますので、まずはその取組の中で業務改革を進めるとともに、職員に事務の効率化を、それによって実感してもらって、その必要性を感じてもらって、次のステップであるB P Rに進めていければと思っております。

ですので、いきなりといいますか、B P Rまでいくのではなくて、まずは、すみません。横文字ばかりで申し訳ないんですが、R P Aにまずは伊豆市としては取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 4番のところで、A I・R P Aの利用促進について聞いています。

A I・R P Aの関係なんですけれども、都道府県とか政令市では、ほぼ導入率100%になることが見込まれている一方で、小さな自治体などでの導入は、全国的に見ると進んでいないということです。

その理由というのは、単独でA I・R P Aの導入については費用対効果が見込めない、あるいは担当する人材が不足しているなどの理由により導入予定がない、検討もしていないという団体も実はあるというふうに伺っております。

小規模自治体の負担軽減からも、複数団体による共同利用を推進する必要があると考えます。共同利用については、業務システムや業務プロセスを統一する必要があること、そして、推進主体となった場合の業務の負担が大きいなどの課題があるとされています。伊豆市の近隣自治体との共同利用についての見解というのをお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 伊豆市では、職員御承知のとおり、三島市、伊豆市、それから、伊豆の国市の3市で構成しております電算センター協議会を組織をしております。その

中で、これまでも様々な基幹業務につきまして、共同の電算処理を実施するとともに、現在、国が進めております自治体のDXの推進についても連携をして対応をしているところでございます。

しかし、AI、それから、RPA等につきましては、三島市も伊豆市も同じRPAのシステムを導入をしております、さらには同じソフトと申しますか、やり方を、どちらも融通を利かせて使えるようにしましょうよというような形の態勢を取っているんですが、そのRPAを共同利用するに当たりましては、先ほどちょっと言いました業務プロセスがあります。同じ業務をやるにしても、伊豆市はこのやり方、三島市はこのやり方と、その業務の作業がちよっと違ったりなんかしていると、なかなか同じ共通のところに移行できないと申しますか、一つがつくったものに乗換えるといえるものができないような状況があります。そんな状況がありますので、なかなか共同利用という形にまだ至っていない状況でございます。

ただし、伊豆市といたしましては共同利用については、現在の伊豆市のやり方から、共同利用と申しますか、複数の市でつくったものにある程度乗換えが可能なものについては、積極的にその共同利用の部分システムを取り入れて改善を図っていく考えがございますが、まずは、伊豆市でも昨年度から既に単独でRPAの業務を3つほど、もう既に導入しておりますので、今年度も積極的にRPAの業務を入れて、業務の自動化を図っていきたく思いますので、共同利用にこだわらず、積極的にRPA・AIの利用を図っていきたく考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 分かりました。

ここでもう少し質問させていただきます。

横須賀市は、4月20日から市役所庁内でチャットGPTを活用した実施を始めました。今話題のチャットGPTです。文章の作成や要約、誤字脱字のチェックのほか、アイデア創出などの分野を使うことを想定しているとのことで、自治体が業務に導入するのは全国で初めてだということでございます。その後いろいろな自治体も取り組み始めて、茨城県のつくば市では、5月10日にやはり導入をし、筑波大学と共同研究をしながら進めていくということです。

伊豆市としては、生成AIの活用というのは現時点でどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） AI、いわゆる人工知能の導入でございますが、伊豆市ではAIOCR、それから、AIによる議事録の作成、それから、ホームページの中の手続ナビと言われる部分など、伊豆市でも利用を始めている部分はございますが、チャットGPTなどのいわゆる生成AIと呼ばれるものの利用については、まだない状況でございます。

生成A Iに関しましては、議員も御指摘のとおり、業務の効率化、それから生産性の向上につながるものであることは承知はしております、県内でも活用の検討が始まった市町があることは新聞記事などで承知をしているところでございますが、一方で、それによりまして誤った情報の拡散、それから、情報漏えいなど、まだまだ課題があるということも言われております。

したがいまして、先ほどの3市のセンターの協議会などで情報を共有しながら、焦ることなく、効果的と言われる業務への導入については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 実は、先ほど昼休みに、これに、i P h o n eにチャットG P Tを入れてみました。波多野議員に教えていただいたんですけども、例えば、P T A会長卒業式の挨拶なんていうと、ぱっと本当に出てくるんですよ。長過ぎるなど言ったら、すごく短くなってきて、本当に便利なものなんですけれども、使い方を間違えると大変ということで、そんなことで、ちょっと教育部にも1点伺いたいんですけども、いわゆるチャットG P Tなどの生成A Iというのは、仕事の効率化が期待される一方、今、大学なんかでも卒業論文の関係で問題になっていきますけれども、読書感想文などが多分これ瞬時に作成できてしまうということで、学習への影響が懸念をされているなんていう専門家の意見もあるんですけども、教育現場における今後の取扱いについては検討しているのか、これから検討するのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 生成A Iにつきましては、議員おっしゃるとおり、読書感想文が瞬時にできてしまうとか、教育で使うというのは非常に懸念されているものでもあります。

ただ、各分野で今いろいろ手探り状態で、その活用方法を検討しているというところでありますので、伊豆市の教育委員会としても、まだまだ検討には入っていないような状況ではあります。

ただ、こういったものは使わないと時代に乗り遅れてしまうし、これからの子供たちは、もうこういうものを使っていく子供たちとなりますので、ぜひ慎重に検討はしていきたいと考えております。

ある人の意見なんですけれども、これは子供自身が興味のあることや極めたいと思ったことを主体的に追求していくのに向いているんじゃないかという御意見もあるということ、ちょっととある記事で読みました。思考力や追求力を高めるとか、家庭学習で個別最適な学習ができるとか、そういう効果もあつたり、うまく使えば教員の働き方改革にもつながるといようなことも言われておりますので、ぜひ慎重に検討はしていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君）　そうですね。本当に簡単にインストールできて、無料で使えますので、親に内緒で簡単に入れることもできるでしょうし、なかなか管理が難しい中で、これからもうちょっといろいろ課題もあるけれども、可能性もあるというところだと思います。

続いて、⑤番のテレワークの推進です。

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方が実現できる、働き方改革の切り札とも言われております。そして、ICTの活用により業務の効率化が図られることで、行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、重大な感染症であるとか災害発生時には、行政機能を維持するための有効な手段となります。

自治体におけるテレワークの導入状況というのは50%ほどになっているということですが、年々増加傾向にあるものの、やはり小規模な自治体においては導入が課題になっているということですが、伊豆市のテレワークの取組と今後の計画のようなものがあつたら教えてください。

○議長（青木 靖君）　総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君）　当市のテレワークの状況でございますが、国とか県と違っていて、我々小規模自治体、いわゆる基礎自治体につきましては、対市民の行政サービスを行っております。ですので、市民の皆様と直接お会いしてお話をしたり、御相談を受けたりという業務が多々ございまして、そういった意味では、テレワークになじまない部分もあろうかと思えます。そういう意味で、なかなか我々のような小規模な自治体では導入が進んでいない状況があるのかなと個人的には思っております。

伊豆市においてもテレワークの実証実験を行ったことがあるんですが、実際に利用というか実施した人数もあまり多くなかったと承知をしております。

そうは言いましても、先ほど議員おっしゃったとおり、働き方改革、それから、多様な働き方の実現につきましては、テレワーク等の導入は求められているところがございますので、伊豆市といたしましても、制度の構築、それから、テレワークを可能にするためのセキュリティ対策等を進めて、環境を整えて、積極的な活用ができるような体制を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君）　小長谷議員。

○12番（小長谷順二君）　今セキュリティの話が出たんで、そのまま⑥番のところに入りますけれども、国はセキュリティについて地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行っているという聞いております。

職員が扱う端末のWi-Fiを経由した通信の傍受、あるいはハッキング、なりすましなど、機密情報の漏えいについては現在どのような対策を取っているのか。そして、さらに強

化しなければならないと思うんですけれども、どのようなことが考えられるのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 現在、伊豆市、我々職員が使っているデータは3種類、3つの区分がございます。

1つ目が、個人マイナンバーカードとか個人情報、いわゆる個人番号を利用する事務という一番気密性の高い部分。それから、2つ目にOA系と呼ばれます我々職員が一般的な事務を行うデータ、取り扱うデータ。そして、3つ目にインターネット系と呼ばれますホームページとかそういう業務で扱うデータということで、大きく3つの種類にデータを分けて管理をしております。

1つ目の個人番号利用事務系と呼ばれる一番セキュリティーがしっかりしなきゃならない部分、それから、2つ目の職員の業務系のデータにつきましては、L G W A Nと言われる地方公共団体が共同で運用する高度なセキュリティーを持つ行政専用のネットワークがあるんですが、その中にありまして、外部とは切り離された環境でございます。ですので、よほど職員が何らかの意図的に持ち出すとかいうことがない限りは、情報のほうは守られているということだと認識をしております。

それから、今年度後半に職員のパソコンを、今度W i - F i 化をするような形になるんですが、W i - F i といいますと、非常に情報漏えいが心配されると思うんですが、そちらで扱う情報につきましては、先ほど申したデータの2つ目の職員の業務系のデータ、それから、3つ目のインターネット系ということで、当然データへのアクセスに対するセキュリティー対策は万全にするんですが、万が一不正な受信など被害があった場合に備えて、情報を暗号化して、万が一流出しても解読できないようなセキュリティー対策を講じることとしております。

現在進めております国のD Xの推進の中で、情報セキュリティーポリシーのガイドラインというのがありますので、いずれにしろ、市といたしましては、そのガイドラインに沿った形のセキュリティー対策をして、対策を万全にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） セキュリティー対策には万全を尽くしていただきたいと思っております。

続いて、⑦番のデジタル人材の確保及び育成ですが、昨年7月21日に中村祥子さんが伊豆市のC I O補佐官に就任をしました。そして、デジタル戦略スタッフを新設し、行政手続のオンライン化による市民サービスの向上や行政事務の効率化に努めています。デジタル戦略スタッフの皆さんは、中村補佐官の下で必死に勉強してD Xを進めていると思いますので、自治体D Xの意義、あるいは重要性を自治体組織内に浸透させるための方策について研修を

行っていくということだったんですけれども、どのような形で人材育成につなげていくのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 議員御発言のとおり、伊豆市におけるDXにつきましては、昨年中村さんがCIO補佐官に就任されて以来、デジタル戦略スタッフが補佐官の指導・助言をいただきながら、その取組を進めているところでございます。

今年度は、先ほどのDXの意義、それから重要性を職員にどう伝えているかというところなんですけど、今年度、各課にDXを推進するためのDXの推進リーダーというものを設置をして、組織外のDXの推進を当然図るとともに、そのリーダーには、先ほど来から申しあげているRPAだったり、職員の業務改善のために入れた「キントーン」と呼ばれる事務効率化アプリがございまして、そちらの研修を行うなど、デジタル人材の育成を併せて行っていくこととしております。

そして、DXの推進リーダーが各課に帰って、先ほどのDXの意義、それから重要性などを自らが学んで、自らの課に浸透させていくというような取組を今年度は行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 続いて、教育部のほうに伺います。

教育現場でDX化が進むということは、未来のDX推進人材を育成することにもつながっていきます。

先ほどの答弁で、各学校の情報担当の先生で構成される情報教育委員会で、市のCIO補佐官による情報リテラシーやDX推進による社会情勢の変化についての講義を計画していると伺いました。

教育DXは、学校現場で問題視されている教員の長時間勤務や個別対応の不足といった課題を解消に導くと言われております。伊豆市の教育DXにおける教師のメリットと課題について、何かあれば伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 先生方のメリットという点では、例えば学期末などに実施します学校評価とか、アンケートの作成ですとか、集約分析などに大きな力を発揮すると考えています。アンケートの作成と配付・回収なんか、従来、手作業で行っていたものが、今パソコンで作って、タブレットで配信して回答もらうとか、なおかつ、それぞれの回答の集約・分析などもパソコン上でできますので、そういう面で大きな力を発揮するというふうに考えます。

なかなかそれを覚えるのに時間を費やしたり、苦勞なさっているというのも事実ですけども、まさにこういうことが先生方にうまく浸透していけば、本当に働き方改革につながる

というふうに考えていますし、課題は本当に、まずはそれを使いこなすまでのというところで、今年度は先ほどの答弁の中にもありましたICT支援員のほうを少し手厚くし、支援を手厚くしまして、そういうサポートを行っていくというような予定であります。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 本当にデジタルの苦手な人もいて、私を感じたのは、コロナ禍で持続化給付金の給付制度のときに全てオンラインでやらなければいけないと。商店の人に、こういうチラシがあつてできますよと言ったら、こんなのできるわけないじゃん。ところが、誰かがもらい始めると、やっぱり真剣になるんですよね。だから、そういうタイミングというのが多分あると思うので、その辺で先生方もどんどん使いこなしていただけるようになれば、負担が減るのかなというふうに思いました。

続いて、⑧番のところです。

デジタル田園都市国家構想が目指すものは、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ、または違った利便性と魅力を備えた魅力あふれる新たな地域づくりをとということだそうです。

岸田内閣は、新しい資本主義の実現を目指しています。その柱の一つが、デジタル都市国家構想推進交付金です。この交付金は、主に都市と地方の格差の問題を解決し、地方の魅力をそのままにデジタルの力を活用して都市に負けない利便性と可能性をつくっていくことを目指し、課題解決のために交付金による支援が目的ということです。

伊豆市は、この交付金の活用についてはどのようなものに使っているのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 伊豆市でございますが、当市でございますが、今年度、まず活用につきましては、先ほどの答弁でもお話をさせていただきました本庁窓口への各種証明の自動交付機の導入ということで予定しているということで、お答えをさせていただいたんですが、こちらにつきまして、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用をさせていただきました。

議員御発言のとおり、この交付金につきましては、岸田内閣肝煎りの施策でありまして、非常に大きな予算を持っております。今後、その交付金を活用した自治体のDXが急速に進んでいくと予想されるわけですが、当市におきましても、当市が抱える課題の解決のためには、この交付金の活用をしていくことが非常に重要だと思っております。

したがいまして、他市に乗り遅れることなく、この交付金を積極的に活用をさせていただきまして、住みよく、それから、魅力的な地域づくりのほうを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 伊豆市独自の事業拡大のために、国にどんどん要望を投げたいと思っております。

続いて、⑨番のデジタルデバインド対策です。

デジタル社会の実現を目指す障害の一つに、学歴や年齢、収入などの社会的条件や、障害などによる身体的条件によって、デジタル機器、ICTの利用に格差が生じているとのこと

です。特にインターネットの利用率は、高齢者、低所得者では低いという結果が出ています。インターネットにアクセスできないことは、生活に必要なサービスを利用できない問題につながってきます。スマホの普及率や相談会の開催など、伊豆市の現状とその解決のためにどんな取組を行っているのか、これから行っていくのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 伊豆市におけるスマートフォンの普及率につきましては、すみません、情報を持っておりませんので分からないのですが、感触といたしましては、まだまだ高齢者の方はスマートフォンを持っていない方が多いのではないかと考えております。

市の取組でございますが、高齢者のスマートフォン普及に向けたスマホ教室を昨年、令和4年度に開催をいたしまして、約400名を超える皆様の参加がございました。これにつきましては、今年度も引き続き実施をすることとしております。

また、高齢者に限らず、市民の皆さんがデジタルに関するあらゆる疑問にCIO補佐官が自ら答えていただけるデジタルよろず相談会というものを、この5月から毎月1回定期的に開催する取組を始めたところでございます。

誰一人取り残さない、取り残されないデジタル社会の実現に向けて、高齢者をはじめとするデジタル弱者と呼ばれる方々に、市としては寄り添いながら、一步一步デジタルデバインド対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 最近、スマートフォンにピンとLINEが鳴って、誰々さんがお友達になりましたと。多分これはガラケーからスマホに替えて、電話でつながっているもので、そういうことが最近多くなったものですから、少しずつらくらくスマホ、そういうのに替えているんじゃないかなんていう実感はあります。

それでは、最後、⑩番のところでは。

国は構造改革のための5つのデジタル原則というのを共通の指針として掲げ、令和3年12月に策定し、この原則に沿って4万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、3年間で規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指していると聞いています。伊豆市においては、ここはどのような形になっているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。



○総合政策部長（新間康之君） このデジタル原則に基づく条例等の点検・見直しでございますが、最初の答弁で私のほうからお答えさせていただいたとおり、規制、それから制度のデジタル原則の適用でございますが、法令等に基づくものでございますので、国や県の動きに追従して見直しを行っていきたいと考えているところでございますが、まだ県・国等から、本来であれば昨年中に地方向けのマニュアルの作成というスケジュールがありまして、今年度に助言、それから、フォローアップということで、国が各地方に対してサポートしていくというようなスケジュール感になっている予定なんですけど、まだ国から動きがないようでございます。

今後、国から助言、それから、フォローアップ等が予定されますので、それに適切に対応して、点検・見直しのほうは図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 最後に、市長に伺います。

県下で4番目の広大な面積を有し、そのうちの80%が山林。少子高齢化が非常に進んでいる伊豆市が目指すDXというのはどのようなものなのか、お考えをお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この観点で最も大切なことは、機械を入れることではなくて、仕事の仕方を変えることなんです。それが物すごく難しいんです、この国は。

私は2年、e-Taxで確定申告するようになりましてけれども、行政は私の情報を全部知っているわけです。伊豆市の税務課から三島の税務署まで情報を送らせないのは国なんですよ。私がe-Taxやるからヒューマンエラーも出やすいわけです。私は結構、いつも税務署長に言うんですけども、伊豆市の税情報を私はオーケーですから送らせてくださいと言うと、何にもしなくていいんです。

それから、さっき避難所のデジタル受付みたいな話、議論がありましたけれども、例えばマイナンバーカードで受付ができれば、指定避難所に行く、マイナンバーでぱっとやる。その中に、例えば持病とか薬の情報が入っていて、保健師さんとか、あるいは大きな災害のときには、そこに中伊豆温泉病院とか伊豆赤十字病院から誰か行っていただければ、この人はこういう病気だから薬がないとこうなっちゃうなということも、やろうと思ったらできるはずですよ。

これはコロナの3年間で思ったんですが、この国は危機管理における個人情報の取扱いについて何の原則もないんです。だから、このままではただ機械が増えるだけで、何も業務が効率化されないということを私は危惧していて、本当はDXというのは、こんなときこそ地方分権で好きにやれじゃなくて、まずはナショナルでプラットフォームをつくらなければいけないんですけども、そこはないまま、市町村がどんどんやってくれとなると、これは、とても私はこのままスムーズにいくんだろうかと危惧しているんです。

しっかり回ればです、しっかり回ればもうここに来なくていい仕事ができるようになるはず。今の多分75歳の方だって、ある程度の方はスマホ、要するにスマホという名前のパソコンを我々は持ち歩いているわけですね。電話をすることもできる、これくらいのパソコンをみんな持つようになったという社会ですから、これをしっかり使えば、何も市役所に来なくても、土肥支所に行かなくてもできることはたくさんあるはずなんです。

ところが、今でも紙がベースなんで、先日、まだこんなに公共施設減らそうとしているのに紙の倉庫がないとか言って、何で紙で印刷して取っておくんだという、何かで裁判になったときに決裁印の判こがない書類はその証拠にならないとか、そんなの見直してくれないと紙がたまる一方ですよ。紙探せばヒューマンエラーも出てくる。これはもう、そもそも仕事のやり方を変えるという一番根本のことに手をつけていただかないと、どんなに頑張っても、効果的なDX社会にならない。

これヨーロッパはもうとうに、20年、30年前にこんなものは克服している。北欧を中心に。今は西欧にも広がって来ましたけれども、とうに克服されている問題であって、私、全国市長会でも言っているんですが、もうどんどん北欧に行って、今のリトアニアとかフィンランドとか、どんな社会なのか見てくれば分かるわけですね。私たちは、今こそもう一度150年前に戻って、幕末から明治になっており、もう一回使節団を送って、今のデジタル社会がどうなのかを見て、それをもう一回、私たちが謙虚になって、デジタル先進国の社会を取り入れるということをすべきだと思います。それをしっかりやれば、この364平方キロに、残念ながら人口が2万8,000人になって、なくなった集落ありませんから、そこに薄くやっばり住んでいらっしゃる方々でもしっかりした行政サービスを受けられるような社会になっていくことはできると思います。

これは伊豆市長としてできることには多分限界がありますので、引き続き、6月早々また全国市長会がありますから、私と同じ思いの方々たくさんいらっしゃるの、しっかり国に働きかけていきたいと思っています。

これは伊豆市のような中山間地をよくするととても大きなツールだと思っていますので、なおさらそういった期待と心配をしているところです。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 分かりました。

実は、議会改革で御殿場市のタブレット議会の視察に行って、ちょっと私、今日、自分のパソコンを持ち込んで資料などを見て、これで全部やろうと思ったんですけども、やっぱりどうしても紙に頼ってしまったということで、ただ、総合政策部長はiPadで答弁をされていましたので、少しずつ慣れていくしかないのかなというふうに思っております。

それでは、子ども・子育て支援についての答弁をください。

○議長（青木 靖君） では、小長谷順二議員の2問目、子ども・子育て支援の推進についてに対して答弁を求めます。

初めに、市長。

○市長（菊地 豊君） 厚生労働省の事務次官を務められました村木厚子さん、私、あの方には直接お目にかかったことがないんですが、何冊かの本を読んで大変感銘を受けたものですから、非常に厚い信頼をしているんですが、その方の著書でこうありました。1994年に文部、厚生、労働、建設の4省が、今後10年間の子育て支援のための基本的方策と施策を盛り込んだエンゼルプランを策定したとき、いよいよ我が国も少子化対策に本格的に取り組むことになると期待したが、残念ながらその後の進展はなかった、このような内容のことを書かれていました。

1994年は今から29年前ですから、まさに失われた30年になってしまったわけです。ですから、世界で最も厳しい少子化問題に直面している我が国は、実は少子化問題の原因と結果が一致しているわけです。こういうことをしてこなかったからこうなってしまった、そこを分かっているわけです。

このたび、政府が少子化問題を最重要課題として位置づけ、省横断的な組織を立ち上げ、真に効果のある具体的な政策と施策を展開すると強く明言しておられますので、その速やかなる着手に心から期待しているところです。

そのほかの御質問については、子育て支援課長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

○教育長（梅原賢治君） 御質問の件については、教育部長に答弁させます。

御質問の③番と④番について、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて、子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） それでは、私のほうから②から⑤までお答えいたします。

②について、こども家庭庁との連携として、具体的な連携体制は示されておりませんが、県を通じて、または直接の情報共有が必須とであると考えております。

そのような中で、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置に努めることが示されました。伊豆市では、子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室を設置しており、これらを活用することで、こども家庭センターの機能に対応できると考えております。

③について、現在、健康福祉部と教育部で横断的な情報提供や施策の連携をしております。今後はさらに連携を強化していきたいと考えております。

④について、子供の意見につきましては、まずは令和6年度の第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子供などの状況やニーズを的確に把握するため、聞き取りやウェブアンケート調査等により意見聴取を実施し、計画づくりに反映させていきます。

居場所づくりにつきましては、国がこども食堂など子供の居場所づくりを行うNPOなどに対する財政支援を引き続き推進すると確認しておりますので、支援について検討していきたいと考えております。

⑤について、第2期の計画の進捗状況ですが、保育士を確保するための保育士等就業奨励金制度の改正や、待機児童を出さないための年度途中入所サポート事業補助金を創設いたしました。また、子供の貧困対策として、貧困家庭の把握、教育の支援、経済的支援を庁内横断的な体制で取り組み、乳幼児への教育・保育の充実、子育て支援に関する幅広い施策を推進しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、③の取組についてですが、より児童生徒や家庭に寄り添った対応ができるように、健康福祉部と情報共有や連携した取組を進めております。

主な取組としましては、伊豆市が独自で行っています5歳児健診があり、幼児期の発達を見守り、こども園や保育園での成長を充実したものとするとともに、小学校就学前の就学時健診にもつなげております。また、情報共有も定期的に行っておりまして、園長、校長、児童発達支援センター長会議を年に3回、担当者レベルでは、子育て支援課、社会福祉課、学校教育課担当者で子ども支援部会と発達支援会議を定期的を開催しまして、諸課題について意見交換を進めております。

他部署との業務の一元化に向けた取組はまだございませんが、今後とも、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、引き続き健康福祉部との連携を進めてまいりたいと考えております。

以上となります。

④の子供の意見の反映と居場所づくりについてです。

こども家庭庁では、「こども若者★いけんぷらす」という事業をこの4月から開始いたしました。広く子供たちから意見を集めて国の施策に生かしていこうという取組ですが、児童館や放課後児童クラブなど、日常から多くの子供たちが過ごしている居場所でのヒアリングができないかを検討しているとのことです。

伊豆市でも関連する放課後児童クラブや学習支援教室、放課後の居場所事業などが対象となった場合は、ぜひ協力して行っていきたいと考えております。子供たちから意見を聞くことは、市の政策を進める上でも重要と考えますので、どのような意見があり、どのように反映できるのか、意見の聞き取りを予定しております子育て支援課と連携して、子供たちの居場所の充実につなげていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、①のところから再質疑をさせていただきます。

政府が横断的な組織を立ち上げ、効果のある具体的な政策展開をするというふうに明言したので、心の底から期待していると、市長の言葉が、答弁がありました。

こども家庭庁では、子供の視点、地方公共団体との連携強化、市民社会との積極的な対話、連携協働が掲げられ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政策が進められます。子供基本法の理念に基づき、伊豆市の実情に合わせて政策を進めていただきたい。これは受け止め方を伺ったので、意見だけ言わせていただきます。

②番です。こども家庭庁との連携と機構改革。

伊豆市では、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室が設置されていて、これらを活用することで、こども家庭センターの機能に対応できるというふうに答弁をいただきました。

内閣官房は、地方自治体における子供政策に関する部局間の連携の在り方について、取組事例を収集・把握し、地方自治体における対策の検討に資する情報提供を行うため、調査を実施し、その結果が今年の9月、こども家庭庁の設立準備室から発表されました。

自治体の事例集というのがあって、ページ数でいくとかなり多いんですけども、伊豆市のほうが参考となるような連携事例というのがあったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） この調査の報告書を私も見まして、その中で、岐阜市の子供政策のワンストップ相談窓口の設置という例がありました。子供に関わる全ての方々の悩みや不安に対し、関係機関と連携し、ワンストップで総合的・継続的に支援するため、市長部局に子ども・若者総合支援センターを設立したということでした。人口40万人の町で、120名の職員で運営しているということですが、規模的にどうなのか。また、この岐阜市の例を参考に、今後発表されるこども家庭センターのガイドラインを確認して、また庁内における検討などにより、市としての必要性を考えていこうと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） ちょっと今、ページ数が42ページもあって探し切れなかったんですけども、またちょっと後で確認させていただきます。

私は、16ページの岩手県花巻市、人口9万人ですので、何十万に比べたら、ちょっと伊豆市の参考になるのかなということで、就学前の教育・保育の担当部署の集約、研修の一体的な実施をしているということで、興味を持ちましたので、先進事例を参考に、ぜひ連携事業というのを進めていただきたいと思っております。

続いて、③縦割りの解消と業務の一元化の取組について。

子供に関する事業について、内容によっては各担当課が所管し、必要があれば、各関係課で協力し対応していると思います。子育て支援課、社会福祉課、学校教育課担当で、諸課題について意見交換も進めているとの答弁がありましたけれども、他部署との業務の一元化に向けた取組はまだ行っていないということでした。

自分が思うに、特に相談業務においては、一担当課だけで解決できない場合もあるのでは

ないかなと思っております。健康福祉部と教育部の連携による機構改革という大きなものもあるんですけども、相談業務の一元化などについての検討はあるのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私が15年ほど市長やっていて、恥ずかしい話なんですけど、約350名の全職員にまだ徹底できていないところがあって、それは政府と市の違いなんです。もう政府というのは憲法で縦割りと決められているわけです。憲法の中に、「行政権は内閣に属する」と書いてあって、内閣総理大臣とは書いていないんですよ。だから、内閣総理大臣は、厚生労働大臣、厚生労働業務を直接命令する権限はないんです。大臣を通じて指揮するんです。総理大臣なんです。唯一、自衛隊だけは法律で、最高指揮官は総理だと書いてあるんです。ですから、内閣という行政体ですから、最初から縦割りなんです、政府は。

しかし、都道府県と市町村長は、1人の執行機関ですから、ですから、市長の下、知事の下に、もう全部統括されていて、伊豆市執行機関は選挙管理委員会とか農業委員会とかありますけれども、行政に関しては市長が執行機関なわけです。だから、中が縦割りになっちゃいけないんです。

ところが、やっぱり町の頃からいろんな法律制約があるから、職員にすれば、どうしても県に聞くわけです。県は国から落ちてきたとおりにやるわけです。そうすると、時折、議員の皆さんとか市民の皆さんに対して、縦割りの説明をしてしまうわけです。でも、それを統括するのが市長ですから、そのベースは総合計画にあるわけです。

ですから、今、私が課長会議や部長会議で言っているのは、国から定められた法定計画も、可能な限り総合計画の別紙としてつくりなさいと。なぜならば、市長は国と違って、合議体ではないので、市長が1人で最終的な決断をして、総合計画をつくっていて、その中の別紙でなければ全体としてのバランスが取れないわけです。

ですから、今、御下問のあった、例えば機構改革はしなくても、うちの子育て支援課の中の幼稚園部局が教育委員会に行かなくても、今の子育て支援課にある、福祉は社会福祉が持っている、小学校教育の連携は教育委員会にある、いいんです、それでも。なぜならば、全体を市長が調整し統括するんです。それがちゃんと行われているかどうかは問題なんです。

その意味において、まだ私から全職員、昨日入った全職員までの認識がそのように共有されていないところもあります。まだ弱いところもあるので、ここはしっかりと、組織論の問題だけではなく、どのような組織をつくるにおいても、しっかり連携して、しっかり情報共有してということを徹底してまいります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今ちょっと難しい答弁が来たんですけども、そういう意味では、こども家庭庁というのはある意味一元化していくということですので、当然、地方自治体でもできないわけではないということという解釈でいいと思うので、どうしても所管はあるんですよね。何かあると、これはどこどこの所管だみたいなのがあるんですけども、そこを

超えていかないと、なかなか市民サービスも難しい時代ですので、いろんな意味で。一元化に向けて努力をしていただきたいと思います。

④番のところ、子供の意見の反映と居場所づくり、こども基本法に明記されている計画の策定や実施に当たって、子供の意見をしっかりと聞いて政策に反映できる仕組みづくりが必要と考えますが、この仕組みづくりについては何か検討しているものがあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） この仕組みづくりについては、まだ検討していない状況です。これから検討していきたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） していないということですので、これちょっと、ある有名な方の言葉なんですけれども、人は自分の居場所があってこそ共同体の一員であると自覚し、安心して自分の意見を出していくことができると思うので、居場所づくりは非常に重要になるということだそうです。

こども家庭庁の資料によると、子供の居場所づくりにおいても所管が一元化されており、放課後児童クラブ、こども食堂、学習支援の場、青少年センター等の記載があります。自己肯定観、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む子供の第3の居場所、これは学校や自宅、職場とは別に存在する非常に居心地のいい場所のことです。この居場所づくりをつくることが求められています。

5月25日の静岡新聞に、子供の居場所、静岡県201か所、1年間で6割増えたとの記事があったものですから、居場所づくりについて、伊豆市の現状について伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先に、さっき私の前の質問の答弁でちょっと難しいという御指摘もあったんですが、ちょっと一つだけ具体例を。

伊豆市は、修善寺保育園以外はみんなこども園にしましたよね。あれ法律上は3つあるわけです。保育園は厚生労働省、幼稚園は文科省、こども園は内閣府、国は全部縦割りなんです。だけれども、伊豆市は春風会と信愛会も含めて、こども園という一つの組織にして、全く困っていない。ちゃんと機能しているわけです。1人の園長さんの下に、法律上は縦割りの3つがあるけれども、伊豆市の場合には修善寺保育園以外はみんなこども園にして、そして保護者のニーズに合っているという一例で、このように、伊豆市の政策として自分で総合化していくということをずっとやってきました。

子供の居場所づくりですが、放課後児童クラブでちょっと強化しなきゃいけないところもあると承知しています。

私、このたび、図書館改革をしたかったのは、4月から図書館長を就けていますけれども、図書館も児童館機能をつけたいんです。今までの図書館というのは、静かに本を読むところだったんです。せっかく修善寺図書館を中心に、それぞれ個性的な図書館がありますから、

そこは、ある週末は児童館機能、ある日はふれあいプラザの拠点機能、だから、せっかくの図書館で、いい周辺環境もありますから、時には児童館としての機能も持たせたい。それから、あと地域づくり協議会の中で、勤労感謝の日の敬老会をやってもらうのもいいし、子供イベントやっていただくのもいいし、これはもう幾つかの地域づくり協議会でやっていただいています。子ども会を大分やめたところがありますから、そういったところをベースにして、まだ地域づくり協議会ができていないところもありますけれども、いろんな手法といろんな場所において子供の居場所づくりをつくっていきたいのが、すみません。子育て支援課長の前に。市長として、そのように考えているということです。

○議長（青木 靖君） 答弁ありますか。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 居場所というところで、こども家庭庁のいう第3の居場所とはちょっと意味合いが違うかもしれないんですけども、今現在、小学校において、バスの待ち時間を利用したり、あと、学区が広がってしまったものですから、家に帰ってからなかなか友達と遊ぶ時間がないとかという、そういう理由で、放課後の居場所ということで、本当に放課後の時間を使って、4時まで学校にいて遊んでいいよというような事業をやっております。

これはバスの本数が少ないというのもありますし、また、ほかの部署でアンケートを児童クラブなんかで取っていただいたときに、保護者さんから放課後児童クラブを使うほどではないんだけど、ちょっと夕方預かってくれる場所があるとありがたいというようなお声を聞いたことから、こんな事業を学校のほうでできないかというところで実施をしております。

現在、中伊豆小と天城小と修善寺南小で実施をしております、それぞれ五、六十人、まだ南小は今年始まったばかりですので、30人ぐらい登録をしていただいて、日々、実際に使って遊んで帰るといふ子は、15から20人ぐらい。修善寺南小はまだ少ないというようなお話なんですけれども、使って帰る子もいるということで、児童クラブから実際にこの居場所に移ったという子もいます。児童クラブを使っている子は居場所を使えないんじゃないかと、居場所に申し込んだ人は、申し訳ないんですけども、児童クラブのほうは御遠慮くださいみたいなことも、ちょっとお願いをしているところもありますので、児童クラブを使わなくても、そういう場所で時間を過ごしていただけるのであれば、そういう場所を使っただくというようなことで、この放課後の居場所、バスの待ち時間とかを利用する児童の居場所ということで、事業のほうを今進めさせていただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 確認です。

静岡新聞の記事によると、1年間で6割も増えたという中で、当然、新聞社の調査ですか



ら、伊豆市あたりにも質問・設問があったんじゃないかなと思ったんですけども、そういうのを入れて伊豆市は答えを出したということなんではないでしょうか。担当じゃないと分からないのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 既存の施設とか新規に始めた事業、今のような放課後の居場所なんかも含めて、お答えさせていただいたと思いますけれども、それらも含めて6割と。伊豆市で6割かどうかというと、ちょっと分かりませんが、そういうことになるかと思えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 時間もあと3分ですので、最後です。

これまでこども家庭庁の本市の受け止め方や状況について質問をさせていただきました。子ども・子育て計画は、第2期伊豆市子ども・子育て支援事業計画で進められてきたと思います。令和2年度から始まったこの計画、令和4年度に、世の中の変化に対応し、保育サービス等の見込みの見直しと貧困対策推進計画の新設を行っています。残り2年度となりましたが、次期策定では、子供施策は非常に広範囲にあるので、子ども・子育て会議等で意見をいただき、庁内関係部署で横断的に連携して政策に取り組んでいただき、こども基本法に基づき、こども家庭庁との連携を強化して、次期計画の推進体制をどのように考えているのか。先のことですが、こども家庭庁も設置されたことですので、その辺について何か、次期計画について推進体制、御意見があれば伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 少子化対策及び人口問題は、もう15年間繰り返していますけれども、伊豆市にとって最も大切な課題ですので、国がいよいよ本腰を上げたときに、私たちが伊豆市としてどのように将来構想をつくっていくかというのは、私たち自身の最も大切な課題だと思っています。

先般も、ある経済の専門家の話を伺ったんですが、なぜ日本は給与が上がってこなかったか。この30年間、ずっと生産年齢人口が減る中で雇用は増えていった。その新たにできた雇用は女性と高齢者。女性と高齢者は給料を上げなくていいから、だから、ずっと給料は停滞したまま雇用だけが増えてきた。だから、失業率はすごく低くて、給料は伸びないという説明だったんですが、これは失礼な話で、女性だから給料が安いということが前提ですよ。

もう4人家族の専業主婦というモデルが成立しない中で、女性は給料が低いなんて、もう社会の前提条件のように考えているわけですよ。それで子供を増やせと言って増えるわけがないですよ。そして、シングルマザーがしっかり子供を社会として見守って、自分はキャリアライフを構築するようなモデルもない。ここは、国の悪口ばかり言っていてもしようがないので、伊豆市としてどのようなライフスタイルを今の子供たちに見せることができる

かだと思うんですよ。

さっき私は浅田議員の議論を伺っていて、ここ数か月、私が考えていたこととかなり重なるなどと思って聞いていたんですが、個人の幸福と社会の要求と合わない場合があるわけです。合えば一番望ましいんですけども、例えばある親御さん、ある子供さんは、いい高校出て、いい大学に行って、高級官僚とか外交官とか商社マンとかパイロットとか、そういう方もあるでしょう。それはとてもいい目標だし、ある意味、国にとってはITの天才だとか、すばらしい外交官だとか、そういったものも当然必要ですから、そういった人材育成をやらなければいけない。ある意味エリート教育もしなければいけない。

しかし、伊豆市の中で総合商社もなければ、在外公館もなければ、全日空が降りる空港もないわけです。私たち伊豆市の社会に必要なのは、靴屋さんであり、床屋さんであり、電気屋さんであり、畳屋さんであり、花屋さんでありということですよ。

実は、恥ずかしながら、先日、私、自分が車ぶつけて、俺に必要なのは、今、板金屋だよなどふと思ったときに、あれ、伊豆市民にとって必要な職業って何だろうと改めて思ったりもしたわけです。そうすると、その人たちが伊豆市内に残って、一体どれだけの所得が得られて、どのような家に住んで、どのような友達ができてということ、今の子供たち、孫たちに私たちは今見せられているだろうか。これをやっぱりしっかり構築して、確かに都会は憧れる。特に若い女性たちは大量に東京に集まるといことがまだ現実として続いている。ちょっとぶり返した。けれども、統計上ですよ。統計上4割は非正規雇用。それが本当に幸せな豊かな生活の姿なのかということ、私たちが都会から2時間の場所にいる伊豆市の大人であるがゆえに、特に私は市長として、子供たち、孫たちに、こういう人生、こういう豊かな暮らしがあると見せなければいけない。それがあって初めて、子育て支援策ができていくんだろーと思ひます。

今日明日、すぐにすばらしい計画ができるとは思っていません。それをつくる自信もないけれども、その方向に向かって、まずは骨格をつくり、それを少しずつ肉づけして、二、三年のうちには子供たちに誇れるような伊豆市としての子育て支援計画というものを完成させたいと、本日の伊豆市長はそのように考えております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） まとめになります。

子育て支援施策は大変広範囲な分野にわたっています。今後、こども家庭庁の設置により、こどもまんなか社会を実現するための取組が国においても強力に進められていきます。伊豆市においても、関係部署、関係機関との連携はますます重要になりますので、国の動向を注視し、次期計画を見据えて、伊豆市の強みというのをぜひ強調し、課題を整理しながら、子ども・子育て支援を進めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問2日目については、明日6月1日午前9時30分から、発言順序6番の黒須淳美議員から発言順序10番の下山祥二議員までの5名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時46分

## 令和5年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第3号)

令和5年6月1日(木曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	伊郷伸之君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
産業部長	井上貴宏君	建設部長	大村俊之君
危機管理監	加藤博永君	教育部長	小塚剛君
健康長寿課長	福室昌明君	社会福祉課長	梅原進君
子育て支援課長	森嶋哲夫君		

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主任	原亜里沙		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。  
これより令和5年伊豆市議会6月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、配付資料のとおりです。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序6番、黒須淳美議員から発言順序10番、下山祥二議員までの5名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（青木 靖君） 最初に、議席番号5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、黒須淳美です。

通告に従い、一般質問いたします。

1件あります。

地域づくり協議会の検証と今後の方向性について、答弁を市長に求めます。

遡ること14年前の平成21年、伊豆市において人口減少危機宣言が発令され、地域の活力低下が懸念される中、危機感を持った市職員によるプロジェクトチームが立ち上がったことが、この地域づくり協議会設立につながったと聞いています。

設立に当たっては、平成16年の合併した時点での小学校区単位が相当であるとされ、それから5年後の平成26年7月に第1号となる地域づくり協議会が湯ヶ島地区にて立ち上がり、今年で9年が経過したところです。

その間、現在に至るまでに9つの学区で既に設立されて、市内13学区のうち、残るは4学区という状況になっています。その4学区も3つの地域において勉強会を開催するなどの動きが見られ、この数年内には何らかの結果が出るのではと考えられます。

私の住む南小学区においても、昨年10月から2回の勉強会を経て、この4月には、仮称設立準備会と名称も変わり、設立に向けての一步を踏み出したところです。

そんな中から浮き彫りになってくるのは、やはり1つの小学校区といっても範囲が広い南

小学区において、それぞれが抱える課題やニーズなどの違いが高いハードルとなっていることです。

また、区の役員の負担軽減が叫ばれる中、人材確保の問題、交付金が規模の違いにかかわらず一律であることなど、様々な点で見直しが必要ではないかという住民の声があるのも実情です。

地域づくり協議会が、今なぜ必要とされるのかについてのさらなる議論が求められる時期ではないでしょうか。

来年、市政20周年を迎える伊豆市ですが、少子化緊急対策が重点事業の1番目に掲げられてスタートした今年度は、まさに行政主導ではなく、市民が自ら考え、行動していけるような環境を整えていくべきときではないかと考えます。

そのためにも、地域づくり協議会について、ここで改めて検証し、見直しを含めた改善策など検討していただけたらと思い、以下について伺います。

①地域づくり協議会の運営について現状をどのように評価していますか。

②この9年間の実績についての問題点や課題はどのようなものでしょうか。

③残る3つの小学校区における設立について、どのようなことが問題となっていると認識していますか。

④小学校区のくくりの見直しは考えられるでしょうか。

⑤各小学校区一律の交付金額についての見直しはどうでしょうか。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、私から総論を申し上げます。

364平方キロメートルの広い市域、天城山から駿河湾までの多様な個性を有する伊豆市において、画一的なまちづくりは適切ではないと思っています。したがって、市長が各地区のまちづくりを主導するのではなく、それぞれ伝統的つながりを持つ地区ごとに住民主体でまちづくりを進めていただくべきと考えたのが、地域づくり協議会を提言した理由です。その際、学校や村役場に歩いていけた頃の地域区分が、一人一人の顔が見える適切な地域割りだと判断いたしました。

現在の修善寺南小学校区がほぼ北狩野村、修善寺東小学校区がほぼ下狩野村です。ここでは基本的に人口の要素を考慮していません。また、特に人口の多い修善寺駅周辺、牧之郷駅周辺では市の大きな直轄事業を展開しています。このような状況が続いている中で、現在の地域割りを引き続きお願いしたいと思います。

詳細については、総合政策部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、①の地域づくり協議会の運営についての評価、どのように評価しているかというような御質問でございますが、これまでに伊豆市では9つの協議会が設立をされておりまして、それぞれの地域に合った事業を地域と皆さんが自ら考え、企画し、実施をしていただいております。どちらも地域住民が主体となり、従来の自治会の枠組みを超えて、地域がまとまり、地域の課題を解決していただいているほか、地域の個性を生かしたまちづくりをするなど、制度の目的に合致した取組をしていただいているものと考えております。

それから、②の9年間の実績に対する問題点や課題でございます。こちらにつきましては、従来の自治会に代わる枠組みとすべく、協議会制度を設立したわけですが、現実的には、実際には区と協議会の二重構造になっている部分もある点が挙げられると思います。

それから、3つ目、③ですが、残る4つの小学校区の設立について、どのようなことが課題となっているかということでございます。こちらにつきましては、小学校区域内における各自治会の生活環境が異なるために、まちづくりのニーズが違うなどの理由から自治会がまとまることができず、設立に至らないとの御意見があることを承知しております。

④でございます。小学校のくくりの見直しということですが、こちらについては先ほど市長が答弁したとおりでございます。

最後、⑤でございます。交付金の金額の見直しについてでございますが、現在の制度におきましては、一律上限を500万円として交付金を交付をさせていただいておりますが、各協議会の事業実績等を検証し、今後見直しを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

黒須淳美議員、はい、どうぞ。

○5番（黒須淳美君） この地域づくり協議会については、1年前のこの6月議会で小川議員、そしてこの3月ですけれども、浅田議員も一般質問をされています。このことについては、これからの質問についても重なるところも出てくるかと思えます。ただ、私がこの南小学区で設立に向けた準備が始まっているということで、地域の方たちとお話をする中で、やはりこの地域づくり協議会についてよく知っているとか、名前でも聞いたことがあるとか、そういう方たちがあまりにも少ないということ。

やはり、9つの学区で設立が既にされているとあったとしても、なかなか市民の方たちに浸透しているという制度というふうな印象がなかったということもあります。そういうこともありまして、今回、もう一度質問ということでさせていただいております。それだけこの制度に対しての期待値も高いものではないかなというふうに思います。

先ほどの答弁で、おおむね、今までこの9年間、各協議会の方たちは制度の目的に合致した取組をしているというふうな答弁でしたけれども、今、実際に行われている協議会の具体

的な活動の事例というのを、こういうのが設立の目的に合致しているのではないかというふうなことがありましたらば、具体的な活動事例について教えてください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 地域づくり協議会でございますが、改めてその制度の目的について御説明をさせていただきますと、地域づくり協議会は人口減少、それから少子高齢化が進む当市におきまして、従来の地域コミュニティがこのままでは存続できなくなってしまうという危機感から、自治会という枠組みを超えて、地域、それから地域住民の皆様が主体的にそれぞれの特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、地域の活性化に取り組んでいこうという目的で始めた制度でございます。

その制度が設立して以来、9年たったわけですが、高齢者の生きがいづくりなど、高齢者福祉事業、それから地域コミュニティ活性化のための世代間交流などを行っていただいております。それによって地域が元気になる取組を期待をいたしました。現在、多くの協議会にて同様の取組をしていただいている状況でございます。

世代間交流の具体的な取組といたしましては、立ち寄りサロン、それから交流拠点の整備、世代間、それから文化の交流イベント等が挙げられます。

それから、高齢者の福祉事業をやっているんですが、そちらにつきましては、具体的な事例といたしましては、例えば熊坂小学校区のお世話クラブの運営だったり、中大見地域づくり協議会の高齢者の送迎システムの検証などというものが優良な事例としてお示しできると思います。

これらの事業は、持続可能な地域づくりの観点で非常に重要な事業と考えておりますので、今後も各協議会の皆様には継続して実施していただきたいと考えているとともに、他の協議会にも優良事例として紹介をさせていただきながら、取組を広げていければと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須淳美議員。

○5番（黒須淳美君） そういうとてもいい事例だなというふうに思います。ただ準備会などで頂いた資料など見ますと、例えば防犯灯のLED化とか、あと公民館のトイレの洋式化とか、そういう設備、環境整備にもなるんでしょうけれども、そのハード面が実施されていることのほうに何かこう目が最初は行きがちなのかなというふうな印象も持ちました。それが悪いとかいいとかということとはちょっと判断分らないんですけども、そういうことのほうにお金を、交付金を使っていくというふうなことにしましては、市のほうではどんなふう考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 地域づくり協議会の目的といいますか、地域づくり協議会で取り組んでいただきたいというような使途というか、目的がございます。



それは、例えば防犯であったり、それから先ほど来申し上げている高齢者福祉だったり、あとは子供の見守り、あとは地域経済の振興、あとは生活支援とか、そういう様々な地域が元気になる取組をやっていただくような形で交付金のほうを交付させていただいております。

先ほど議員のほうから御発言ありましたLEDとか、そういうものについては、例えば防犯に対する取組という目的の中でLEDは設置をしていただいたり、それから例えばトイレであれば環境だったり、地域の世代間交流とか、そういう皆様が集う場所の整備だったりという目的で設置をしていただいているものですから、何となくハードといいますか、地域づくりと関係ないような形でイメージしてしまう部分もあろうかと思いますが、目的としては、その制度の目的と一致していると考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そういう事業でも合致しているというふうな使い方になっているということだと思います。

地域づくり協議会は、その年度の事業を実施するに当たり、事業計画を作成するというふうになってはいますが、例えば、その事業計画の作成に当たってはこの9年間、市のほうで提出されたものを審査して、それを認めて実施されるというふうな流れだと思います。そのときのそういうふうに頂いた交付金の使い方が、設立の目的と合わないようなことも上がってくることもあるかと思うんですけれども、その辺についての市のほうの、例えば地域づくり支援員という市の職員の方たちが5名ほど、各地域づくり協議会に派遣というふうな形にされているというふうにありますけれども、その事業計画作成についての支援員の方たちの関わりというのは、どの程度まで、どのような関わりをしているのかについて伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員から御発言ありました地域支援員でございますが、各地域づくりの設立から運営に至るまでサポートさせていただいているチームでございます。対象となる小学校に在住する職員を中心に、課長、それから主幹級がリーダーとなりまして、5名1チームで編成をして活動をしている状況でございます。

その各地区の地域づくり協議会の計画策定に当たりましては、その支援員がいろんな相談に乗らせていただきまして、先ほど来、議員から疑問のあるようなこういう活動はどうなんだとか、こういうものはできるのかみたいな相談とか、ものについて支援員がすぐ分かればお答えをさせていただき、それから分からなければ担当の地域づくり課にその宿題を持ち帰って、確認をした上でまた回答をさせていただきながら、計画のほうは策定していると認識をしております。

最終的には地域づくり協議会さんのほうから、地域づくり課の担当のほうへ、こういう形で事前の計画ができたということで、事前に御相談をいただいて、内容のほうを確認させて

いただく。内容を確認させていただいた中で、先ほど来からのその制度の目的に合っていない部分については見直しをしていただいたり、内容の変更とか、場合によっては取下げとかというような対応をさせていただいて、行政と一緒に計画を立てて、次年度の計画ということで総会に諮っていただくような流れになっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、市のほうの地域づくり支援員の職員の方たちもかなり積極的に各協議会のほうに関わってくださっているということで、これから設立に向けて準備をしている南小学区、それからほかの勉強会をしているところなどもかなり心強い支援かなというふうに思います。

ちょっと興味が湧いたんですけども、その事業計画のときに、上がってきたときに、これはちょっとさすがに交付金の使い方としては外れているだろうというふうな、もし事例がありましたら、参考までに聞かせてください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 大変申し訳ございません。ちょっと私のほうで具体的な事例は把握しておりませんが、一応そういう事例があって、修正をしていただいたということは承知しておりますが、ちょっと今、ここで具体的な事例は、すみません、ちょっとお示しできません。申し訳ございません。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、この①の9年間の地域づくり協議会の運営について、現状の評価としましては、市の関わりもありますし、何よりも答弁にもありましたように、自治会の枠を超えて地域がまとまって、その課題だと自分たちが考えて、それを行動に移して解決につなげているというふうな、今の形というのは本当に、昨年ですか、東小学区が立ち上がってまだ1年ですけども、そういうところも含めて、この9年間の実績、積み重ねが実績として評価できるというふうに考えることができるかなというふうに思いました。

②に移りますが、その反面として、その課題として先ほど二重構造という言葉がありました。二重構造になっていると。その二重構造というのは、具体的にどのようなことを問題だと考えているのか、そこをちょっと聞かせてください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 課題としてお示しをさせていただきましたその二重構造についてでございますが、そもそもその協議会の設立の目的といたしまして、先ほどお示した地域の活性化のほかに、市内には、伊豆市では約120の自治会があるわけですが、その多くで高齢化、それから人手不足のために役員の成り手がなくて困るといった声がもう以前からございました。

そのため、この課題を解決する方策といたしまして、もっと大きな枠組みをつくって、そ

それがこれまでの自治会に代わることができれば役員の数も減り、負担軽減につながるのではないかというものもこの協議会の制度の目的としてございました。

しかしながら、実際には従来の自治会の枠組みはそのまま、新たに協議会という枠組みが上に乗ったというか、追加した形になってしまっているのが現状でございまして、それではかえって役員の皆様の負担が増えてしまっていることから、改善は必要ではないかと考えているところでございます。こちらにつきましては、どういうものかというのは今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 確かに、120の区があるというのは、人口3万を切っている伊豆市にとっては多い数字ではないかなというふうに思います。隣の伊豆の国市さんは伊豆市よりも人口が多いですけども、区の数としては伊豆市よりもかなり、半分ぐらい少ないというふうに聞いております。

その中でやはりどうしても向かっていく先としたらば、120以上もある区をどのように考えていくかということも、これから伊豆市にとってはとても大事な一つの案件ではないかなというふうに思います。

そこへこの地域づくり協議会が設立されている、そこへまた区への補助金プラス地域づくり協議会への補助金500万円ということで、財政上としてもかなり市にとっての負担にもつながっているのではないかなというふうに、人材もそうなんですけれども、そういう財源のこともかなり私としても不安になる場所なんです。

1年前の小川議員の一般質問のときに、市長が答弁の中に、ある市では協議会を導入して区を廃止したところがあるというふうな答弁がありました。この区のことを市長がどの市のことを指しているのかは、そのときは明言がなかったので分からないんですけども、例えば三重県の名張市というところではないかななんて思ったんですが、そこではやはり、かなり、ここは地域づくりとしては先進的なところ、レベルをいっているのではないかなというところで、ちょっとお話しさせていただきたいと思うんですけども。

ここは区を廃止したということなんですけれども、伊豆市と違ってというところなんですけど、平成7年頃から地域で自発的なまちづくり活動が始まっていて、地域の住民による任意のまちづくり協議会が結成されるというふうな動きが、もう既に住民の側からあったというふうなことが書かれてあります。

行政のほうはそれを受けて、平成15年になるんですけども、名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例を制定して、地域づくり協議会というふうな形でスタートしている。名張市では住民のほうから湧き上がった危機感などから、こういうふうな形が自然に生まれてきたということ、その辺が伊豆市とはちょっと違うかななんていうふうに思うので、一概にこれをすぐ目標にというふうなことも違うでしょうし、伊豆市に合ったやり方もあるとは

思うんですけれども、その辺の先ほど答弁のあった区の課題としての二重構造、多分それは人材のこともそうでしょうし、財源のことも大きな問題になるかと思います。

こういうふうには、本当にいつか分からない、将来的には、このような形で伊豆市の120以上ある区がもう少し大きなくくりで、地域の方たちがそれぞれまとまって自主的に動いていけるような、そんな姿がこの名張市のことを見ていると考えるもいいのかなんていうふうにも思ったところです。

あと、先ほど総合政策部長からいただいた答弁で、担っていく人材の確保についての問題点が出ましたけれども、もう確かに今、南小学区でも、それではじゃ、誰が実際にそれに関わっていくのかというふうな声もたくさん聞いています。

そのことに関して、今までの設立した地域については、市の関わりはどんなふうな対応をされてきたのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 大変貴重な御指摘と御意見ありがとうございます。

名張市、今市長さん替わりましたけれども、以前の市長さん、私大変懇意にさせていただいて、市長は議員と違って、もちろん議員の皆さん1票あるわけですけれども、就任した日から行政権限は発揮できるんですけれども、3期目ぐらいにならないと全国市長会に入れないんです。全国市長会の役員になれないんです。役員になれないと委員会に入れない。

ちょっとそのあたりが違うんですけれども、そこで懇意にさせていただいたのが、まずは大阪府の池田市長さん、池田市というところなんです。そこで地域づくり協議会の話をつとめたんです。そのときに池田市は700万円だったんです。そのときに、貴重な700万円だから自分たちでできることは自分たちでしょうと、地元の業者をお願いしなきゃいけないことだけお願いしようということで、700万円だったのに、結果として1億円とか2億円に匹敵する、うちで言えば原材料支給のような、地域の奉仕活動が活発になったという話を伺ったんです。それで提案させていただき、今度は名張市から、実は区は残っているようなんですけれども、うちの職員を視察に行かせたら、そこはやっぱり二重構造が全部解消できているとか、どうもないようなんですが。

そこでもう一つ、実は地域づくり協議会、旧小学校区ごとの地域の住民主体の地域づくりということと、それから当時私が気にしていたのは、毎年、毎年、区長会やるたびに区の要望やってくれない、やってくれない、やってくれない、やってくれないだったんです。

120から5つ出るから600出るわけです。600の地区要望をやってくれない、やってくれないと毎年繰り返されるわけです。それなら、業者さんでよく言われるこそくり仕事と彼らが言っている、ちょっと用水路を直すとか、ちょっと農道を直すとか、50万円ぐらいのものであれば、うちで言えば、今井建設頼むわみたいなのが50万円あれば10本できますよね。

ある程度のは市がしっかりやるけれども、いわゆるちょっとできそうなものは材料支給をやったり、そこから地元とか近隣の業者さんにちょっとお願いするとかいう形で、区要

望と市の公共事業だけでできないところをカバーしてほしい。

そして、これを進めていくうちに、今、小土肥なんかでは既にやっているんですけども、もう区の役員を出せない。どんどんこの声は、区の役員はもうこれ以上は出せないということは、この15年でどんどん強くなってきました。

そこで、先ほど総合政策部長からあったように、これをあまり強く言うと、連合区への再編成とか、区の再編成を市長が主導するという形になるので、地域づくり協議会という形でちょっとソフトにお願いしてきたんですけども、去年、今年の区長会を拝聴していても限界だと思いました。

もう、市長あるいは市が、そろそろ地域づくり協議会で役員さんを一緒にやったらどうですかと言わないということはもう無理だなと思いました。もうあまりにも区の役員の負担が大き過ぎて、回数が多過ぎて。

したがって、住民主体の顔の見える地域ごとの地域づくり、それから市の公共事業でなかなか手が回らない地域のちょっとした建設事業的なもの、それから区の役員さんを、あるいは地域の役員さんをもうちょっと今の区より広げて、みんなで相談してみよう、そしてその結果、地域の皆さんが時々集まって、みんなで話し合ってみようというところに今、行きつつあると思っています。それから、もう少しその方向で後押しをさせていただきたいと考えています。

2つ目にできたのが西豆村、西豆村というのは勝手に私がつけている名前で、西豆地区の地域づくり協議会が湯ヶ島の次だったと思うんですが、その発足式は、私が期待していたとおりと言ったら失礼ですけども、こちらに執行部があり、こちらに評議員があり、あたかも西豆村の村役場と村議会ができたような、そういった構図だったんです。

でも、それは小下田と八木沢には連合区がもともとあったので、ほかのところよりやりやすかったかなという気もいたしましたが、そういった西豆と大東なんかではまた全然違う動きですし、昔の中大見、大見小学校区では買物の送り迎えとかも少しずつですが、増えていると聞いておりますし、やはり地区ごとの活動がその地域特性に合っているなという事は感じています。

ちょっと言いにくいんですが、さらに言えば、平成22年から具体化した学校再編成の中で、やっぱり小学校がなくなっていくところは、精神的にも、地域の活性化としても厳しいだろうなと思いつつ、提言させていただきました。

今、できていないところは、やはり天城湯ヶ島地区では一番修善寺に近い狩野小学校区、学校残っています。中伊豆では一番修善寺に近い下白岩、下大見地区、ここは小学校区ではなかったんですが、社会福祉協議会の所管する地域福祉協議会が既に独立してあったので、そこは地区だけ分けたんですが、生活圏が修善寺ですよ、下大見の皆さんは。

それから、旧修善寺村の中心のある修善寺、それから駅のある修善寺南小学校、何ていうんでしょうか、活力がほかの地域に比べてまだ維持されているところは、やはりそういった

動きがまだそこまでいっていないのかな。ですから、ちょっと失礼な言い方かもしれませんがけれども、こういった地域は少し時期的に遅れるんだろうなとある意味予想していた状況が今、起こっているということです。

ただ、その地域にはその地域でのその特徴に合った話合いをしていただけるように、ぜひ期待をさせていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） その地域の担い手不足が課題の一つだというふうなことだったので、その辺の市の関わりをお答えいただけたらと思います。

○議長（青木 靖君） いいですか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しますけれども、やはり市が出過ぎると問題なので、あくまでサポートに徹したいというのが5人の支援員、さっき議員からも御指摘のあったところで、あまり市の職員がストレートに入っていくのは、例えば高齢の皆さんにはなかなかやりにくい会計をちょっと頼むとか、あるいは手続で、公金をやっぱり500万円出しますので、公金を使うところはこういうところはまずいよねというようなことのアドバイスとか、それから正確な情報の伝達はしっかり市がさせていただくべきと思います。

最近ちょっと気がついて、私、おやっと思ったんですが、さっき申し上げた公共事業に使っちゃいけないとか、例えば用水路の改修に使っちゃいけないとか、収益事業に使っちゃいけないとかというところが流布されていて、そんなことは全くないんです。用水路の改修、農道の改修に使ってください。収益事業も結構ですと。ただ収益事業の準備には使っていない結構ですが、回り始めたらちゃんと別会計にして分かるようにしてくださいねというお願いはしておりますけれども、そういった、そのちょっと行政の制度とは違うところが流布されてしまっているところをうちの職員がしっかり伝達させていただくとか、そんなことでお手伝いをできればと思っています。

それから、一つ、時々私も市民の皆さんと話をしていて誤解されたら困るなと思うことをあえてこの場で申し上げたいんですが、私も直接視察しました女川町、津波で物すごい町の面積が、まともに津波で破壊されてゼロからのようなまちづくりをやっています。

そこで、若い39歳の町長さんが今、先頭に立ってやってこられたんですが、60歳以上は口を出さない、若い者に任すという決心をしたんです。先にそういう決断をしたんですということ言うと、じゃ、年寄りはいらないのかと誤解されそうなんですが、女川町がやったことは、新しい未来づくりは若いやつが決める、俺たちはしっかり手伝うということ。だから活動していることは、年配の方々もみんな活動しているんです。ただ、将来どのようなまちにしたいかはおまえたちが決めてくれということなんです。

私はこの役割分担というのはとてもいいと思っています、だから、市の職員が前に出るのではなく、決めていただくことは地域の皆さん。子供さんから高齢の皆様でみんなやっていた

だき、そして市の職員はサポートをさせていただくという、やっぱりこの役割分担がとても望ましいのではないかと考えております。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 市長からのそのお言葉はかなり心強いかなと思います。

やっぱり地域の方たちというのは、区の役員をやるだけでも、やっぱり1年間かなり大変だというふうなことをおっしゃる方がもう本当に最近多いというふうな、これは実感があります。

自分がやることに関してのちゅうちょもありますけれども、そのときにやっぱり市のほうでこれだけ明確な形で、この部分は必ず支援しますというふうなことがあれば、それはもしかしたら、じゃ、やってみようかというふうなことの一助にはなるかなというふうな気がいたしました。

そうしましたら、次の③番なんですけれども、4つまだ残っています。その設立に関しての問題のことも、市のほうとしても把握してくださっているということですが、把握しているだけではなくて、この把握しているその問題について、具体的に、これから、令和5年度以降、どのように市のほうで積極的に地元と、それから行政との役割の違いは明確にあると思いますけれども、例えばその情報伝達とか、どのようなところで支援ができるかとか、そういうところでの市のほうの令和5年度以降の考え方、協議会を設立を促進していくための考え方などあったら教えてください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これもとても大切な話で、ある意味市の中心課題ですので、私から申し上げたいんですが、総合政策部長とは波長が合っていますから、ここが違うから私が答えているわけではないので、そこは誤解なきように。

このちょっと典型的な修善寺南小学校区と修善寺小学校区、比較して申し上げますと、その中の課題を出してくれというのは皆さん、何人かの方が集まって、どんな問題があるかなと列挙されるのはそんな難しくないと思うんです。ここでお願いしたいのは、その中で優先順位を皆さんで話し合っただけで決めていただくということなんです。

修善寺小学校区でしたら、天下の修善寺温泉のエリアと奥に広がる溪谷のすばらしい農村地区、その修善寺の奥の院としての風情を、じゃ、温泉街の整備と奥のそのすばらしい里山風情をどのようなバランスで、例えば500万円の配分の仕方とか順番とかを皆さんで話し合っただけで。

修善寺南小学校区であれば、今週にも私入りますけれども、今度、修善寺駅前の道路改良、そうすると道路改良の次には駅南、駅北の再々開発、さらには市庁舎の移転をするのかしないのか、するとしたらどのようなようになるのか、そういう議論、これから入っていくわけです。さっき申し上げました直轄事情。それから牧之郷であればロータリー、今、大きな事業やっているわけです。そのちょっと先でナチュラルキッチンができ、グラウンドをどのように使

っていく。そうするとグラウンドの移転が出てきますから、また市の直轄事業との組合せになるわけです。

そういった事業をやっているときに皆さんが集まっていたいて、今、駅前と牧之郷駅前はどうなっているから、しばらくの間大野をどうしようとか、年川をどうしようとか、そういった話合い、つまりこれは時期的な優先順位です。駅前は今ちょっといろいろあるので、時期的に先に県道がよくなった大野をさらにどうしようとか、富士見平をどうしようとか、あるいは年川の酒屋さんの周りをどのように使っていくとかいう、そういう優先順位の話をしていただくと、皆さんの中で話し合って決めていくという、何ていうんでしょうか、伝統がつくられていくのではないかと。そのとき、うちのサポーターが、何ていうんでしょう、うまく整理する役割として入らせていただければと期待をしているところです。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 市長と総合政策部長がちゃんと意見は統一されているということでしたけれども、部長のほうからも少し聞かせていただけたらと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 市長から申しあげましたので、特に私からは申しあげることはないんですが、改めまして、その地域支援員がおりますので、ぜひその支援員を使っていたきたいと思います。

市長からも申しあげたとおり、いろんなその地域の課題、それから先ほどから言っている優先順位とか、これはどうしたらいいかという、とにかく分からないことがあったら支援員に伝えていただいて、支援員がその地域づくり課と確認した上で、持ち帰ってまたお答えをするような形で、少しでも前に進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ちょっと伺いたいことなんですけれども、この協議会同士はそれぞれ、独自にいろいろ地域課題ということで取り組んでいるように見受けられます。ですが、その協議会ごとは、何ていうんですか、お互いの情報交換とか、そういうことはしていらっしゃるんでしょうか。やっぱり情報交換することで新しい課題のを見つけ方とか、事業に取り組むに当たって、もう少し、せっかく頂いている交付金ですので、もっと効果的な有効に使える方法とかの勉強にもつながるかななんて、新しい視線を開くという面でも大事なことはないかななんて思うんですけれども、そういう協議会自体のつながりというのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 協議会の会長さんを集めたそういう話合いの場、それから情報交換の場を年に数回設けております。

その中で、優良事例の御紹介だったり、こういうことをやりたいけれども、どうだろうか



みたいな相談といいますか、話し合いみたいなものもやっておりますので、その中でいいものは広げていってもらいたいと思いますし、さらにどういったことをすればその地域が活性化できるのかというものも、その場の中で考えていただければと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） やはり対面で実際に活動されている方たちの話をじかに聞くという視察なんかもあれば、していただけたらななんて思いますし、全国のいい事例もたくさんあると思うので、そういうふうな情報交換などに関しては、市のほうで積極的に各協議会のほうへ情報を伝えるというふうなことで、支援をしていただけたらと思います。

4番目なんですけれども、最初に市長のほうから答弁いただきました。これは、1年前の小川議員、それから3月の浅田議員でも同じように市長の答弁で、お考えが変わりなく、信念が固いなというふうに認識したところです。

ただ、やっぱり9年たっていますので、見直しというか、今、本当にコロナ禍もあったこともあるのかもしれませんが、ICT技術とか、そういういろんな面で本当に目まぐるしく世の中は変わっています。

ここでやはり柔軟な気持ちというか、柔軟な考えで見直しの時期じゃないかななんていうふうにも、やっぱり3年事業やったらば、そこで1回止まって見直しをする。それを基にまた次の3年とか計画を立てていくというふうなことも、市としてはいろいろなところでやっていると思いますので、市長の固い信念のところちょっと太刀打ちはできないかもしれないんですけれども、お願いとしては、特例とかもあってもいいのかななんていうふうにも考えます。

この地域づくり協議会の支援要綱というのを頂いてありまして、この5条のところには、原則として小学校区に1つの組織というふうにすることができると、ただし地域の実情に応じて市長が特に認める場合はこの限りではないというふうな文言もありますので、この辺もちょっと考えていただけたらななんていうふうにも、ちょっと声小さくなってしまったんですけれども、お願いと、それで終わりにします。

5番の最後なんですけれども、交付金の見直しについては検討していただく余地があるというふうなお話でした。

先ほどの研修の話も、各地域づくり協議会への皆さんたちへの研修のこともそうなんですけれども、せっかく頂いている交付金ですので、効果的な使い方をするためにも、やはり外でいろいろなことが起こっていると思います。そのいい事例などの情報提供をしていただきたい、市のほうへは。その支援員を使ってというふうなことになるかと思うんですけれども、その情報提供によって、皆さん、関わっている方たちの考え方にも影響して、次からの事業策定などにもいい影響が出るのではないかなというふうに考えます。

あともう一つは、事業を策定するときにも、先ほども出ましたけれども、ぜひ支援、私た

ち地域づくり協議会の方たちの積極的な支援員への働きかけもそうなのかもしれませんけれども、市民からの動きを待っているだけではなくて、市のほうからもどうですかというふうな、適宜時期を見ての声かけなどもかなり必要なことじゃないかななんて思いますので、それも関わりについてもお願いしたいと思います。

あと、交付金の交付額の見直しについて検討をしたいというふうなことだったんですけども、具体的な内容としてはどのようなことが、お話しができる範囲で構わないんですけども、教えていただけたらと思います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 現在、各協議会に対して一律上限500万円の交付金のほうを交付しております、その財源のほうは地域振興基金を取り崩して充てている状況でございます。さらに、各協議会に対しては、ふるさと納税の寄附額を先ほどの500万円に上積みをして交付をしている状況になっております。

議員御指摘のとおり、人口減少だったり、少子高齢化の中で生産年齢人口が減っているという状況もありまして、今後、伊豆市を取り巻く財政状況、一層厳しくなると考えておりますので、歳出全体の見直しを図っていかなければならないと考えております。その中で、この協議会への交付金も例外ではないと考えております。

また、第2次総合計画の後期基本計画の中で、設立の年数が10年を超えた協議会の段階的な自立を促し、地域資源を活用した稼ぐ力を高める主体的な活動を支援するといううたい込みをさせていただいておりますので、市では設立から10年を超える協議会に対する交付金の段階的な減額をさせていただきたいと考えております。

ただ一方で、それをやることで地域振興、それから元気になる活動が停滞しては困りますので、一方では、その地域が、先ほども触れましたが、稼ぐ力を地域の皆さんがどうやってやっていくのかというも併せて相談しながら交付金のほうは減らせていただく、それから地域のほうでは、一方では稼ぐ力、稼ぐ何らかの方策を考えていただくような形で、両輪で考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、10年を超えて、こういった協議会に関しては段階的に減額、その両輪として地域では稼ぐ力を身につけていくというふうな考え方だというふうに理解しました。

やっぱり地域の方と話をして、地域づくり協議会ということのどんなものかということが、なかなか理解できないかなという印象をすごく持ちました。なんですけれども、これは名張市のページにちょっと書いてあったことなんですけれども、地域づくり協議会を設立することにどんなメリットがあるかではなくて、地域の課題解決とか、地域住民の住民同士の交流につながる、そういうことが住みよい地域をつくっていくというふうな理念のようなことが

書かれてありました。

それ自体で稼いでいくということがどんなふうにつながっていくのか、それはちょっと私には今のところちょっとまだイメージができていないんですけれども、私がイメージできることとすると、そういう住民が主体的な動きをすることで、自分の周りの環境のために自分が動いていくということが、幸福度というのかな、につながるのではないかなというふうに感じました。住民の幸福度が上がるということが、長い目で見たときの、先ほどから出ています持続可能な地域づくりということにも大きく貢献していくのではないかなというふうに考えられると思います。

伊豆市交流協会の話になるんですけれども、そちらで日本語教室というのをやっています。それは、今のところ在住の技能実習生の方たち、市内の企業に勤めている、お仕事してくださっているタイやインドネシア、それからミャンマー、最近ロシアの方も加わりましたが、実際に伊豆市の企業で働いてくださっています介護職、それから建設業などです。

日本語教室のほうなんですけれども、最近は学習者さんたちに自主的に関わってもらおうかなということで、プリント学習だけじゃなくて、今日のトピックということで学習者さんたちが司会したりして、振って、それぞれ言葉で、日本語で交わしながらやっているんですけれども、その中で、つい最近なんですけれども、最近幸せだったことはあるみたいな、何が幸せだったなんていう話が出ました。皆さん、女性の方なんかは、しまむらに洋服を買いに行くこと、ショッピング、あとは友達とお話することなんていう話が、あとは、自分の国の家族に稼いだお金を送ること、そんな話が出ていました。そうしたら、ちょっと年配の方だったんですけれども、何にも楽しいことはないというふうにおっしゃいました。幸せなことがないというふうにおっしゃっていました。

本当に、ちょっと私はショック、聞いて受けたんですけれども、そのときに私が思ったのは、本当にショッピングに行くこととか、本当にささやかな幸せでいいんじゃないかな、そういう幸せの見つけ方もいいんじゃないかなというふうに思いました。

伊豆に住んでいていいなと思うことは、朝起きて、今朝もそうだったんですけれども、空を見上げたら本当に真っ青で、ちょっと飛行機雲があったりして、白い雲がふわふわ浮いて、昨日雨のせいか、庭の木のところにも雨水がたまっていたりして、空気がやっぱり爽やかだったりとか、そういうちょっと庭のほうに咲いている小さな花とかでも見ただけで幸せを感じるという。

何を幸せと感じるかというのはそれぞれ違うかと思うんですけれども、その日本語教室であんまり幸せなことないなんていうふうに、遠く自分の国を離れて、わざわざ日本、そして伊豆市を選んでくださって働いてくれている、その方が幸せじゃないというふうに言われた瞬間に、とても寂しい気持ちになってしまったので、そのときに思わず、私今日、今朝起きて、こんな空が青くて、空気がきれいで、伊豆市は本当に住んでとってもいいところだから、仕事の途中でも外に出て、そういう幸せを見つけてもらえたらなんていう話をその学習者

さんたちとしたところです。

ですので、この地域づくり協議会というのが、その稼ぐ力もこれから必要になっていくというのはとても分かります。ただ、やっていく上で、誰か人のために何かをすることというのが、やっぱり幸せの原点になるかなど。毎日のおさんどんなんかも、自分が1人だったらば御飯もあんまりどうでもいいやなんていうように思うんですけれども、家の者がいるからこそ、健康に注意したものを作るとか、そんなふうなものにもつながっていったりするので、この地域づくり協議会もそんな形で、役が増えて負担に感じるというばかりでない面にも目を向けられて、皆さんで地域の人たちが一緒になって、頭を突き合わせながら課題とか、どうやったら住みよくなるかということを考えるような会にもなっていけたらなというふうに、これから設立に向けて動いている南小学区の一人として思っているところです。

何かあったら最後に一言いただけたらと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そのとおりの方向で話し合っていたらと、伺っていて思いました。

私も狩野城の会というボランティア団体に入っていますけれども、ボランティアとは物すごく面白いのか、お金になるかどちらかがないと続かないですよ、1回や2回は行っても。

そこで、先ほどから部長が稼ぐ力と言ったのは、まさに無理せず、少しみんなで楽しいことをやりながら、さらに収益が上がればということができるんだろうと思うんです。2万8,000人の伊豆市でも300万人のお客様が流れているわけですから。

これは地域づくり協議会ではありませんけれども、土肥でありがとうができたときに、最初はたしか協力してくださる農家の皆さん28軒だったと伺っています。ただ、残らないで全部売れるものだから、今たしか100軒近くになって、地域のお年寄りが土肥の中の洋品店に上げく通うようになり、お金が回り始めている。

こういうことが、私は地域ではできるんだろうと思います。牧之郷の公民館ももう長年建て替えをお願いされているんですが、私がずっとお願いしているのは、何とかその駅前という公共材をうまく使って、お店を入れて、ちゃんと収益が上がるような公民館にできないだろうか。売ることだけが収益ではありませんので、場所がいいところはいろんな工夫ができると思います。

最後、参考までに。道の駅について私が聞いた話ですけれども、中国地方の小さなところで始まったんですね。子供さんが道路には駅がないからトイレに行けないという話から、じゃ道の駅をつくらうと。田舎で物販を始めるわけです。そうすると、やっぱり中国地方の山の中だから、海産物じゃなくてまず農産物になる。そこで、柿木のうちのおふくろもそうでしたけれども、昔は家で貯金通帳ってお父さんしか持っていなかったわけです。自分が作った菜っ葉が売れるようになると、お母さんが自分の通帳を持つようになった。自分で小遣いをコントロールできるようになった。それがとってもやりがいがあったって楽しくなってきたと。

私はそういったいい循環というのは、この伊豆市、伊豆半島ではできるだろうとっていて、それを一定の伝統的なつながりのある地域づくりの中で展開していただければと。決して無理にがつつ稼いでくれ、こっちは金減らしたいんだという思いではありませんので、一緒に考えてまいりましょう。よろしくをお願いします。

○議長（青木 靖君） 黒須議員、いいですか。

これで、黒須淳美議員の質問を終了します。

ここで10時40分まで休憩します。10時40分に再開します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 飯 田 大 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、飯田大です。

議長の発言許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、大変申し訳ございませんけれども、訂正箇所が4か所ほどありますので、訂正のほうよろしく願いいたします。

まず、2行目の中ほど、「父兄」という文字がありますが、これを「保護者」に訂正をお願いいたします。

続きまして、4行目、「伊豆」、その次に同じく「伊」とありますが、これ「市」に訂正をお願いします。「第2次伊豆伊総合計画」というふうになっておりますので、訂正お願いいたします。

続きまして、9行目、16行目。2行目と同じく「父兄」というところを「保護者」に訂正のほうお願いいたします。

それでは、一般質問、件名、市内こども園、小中学校の給食について（子育て世代が給食に期待する事項）。

内容、異次元とも言われる少子化が進む中、少子化対策の一環として、給食関係では従来保護者負担としている給食費を無償にするための学校給食法改正案が取り沙汰されています。

伊豆市では、第2次伊豆市総合計画基本構想後期基本計画策定に掲げている子供が健やかに学び育つ教育環境の整備が最優先事業の一つであります。

少子化対策の次代を担う人材育成の観点から、子育て世代の保護者が市内こども園、小中

学校の給食に託す心身の成長と栄養教育には大きな期待を持っています。また、多忙な保護者の負担の軽減を図る今後の給食の在り方など、市内こども園、小中学校の給食について、以下のとおり質問いたします。

- ①市内における給食の運営と給食日数、給食数について。
- ②小中学校の給食に係る経費（1人1食当たり）について。
- ③保護者の給食に対する意見、感想を把握していますか。
- ④賄い食材の地産地消への取組の状況について。
- ⑤栄養教諭または栄養士の園児、児童、生徒への食育、指導状況について。
- ⑥放課後児童クラブの昼食の衛生管理は保たれていますか。

以上の内容について、市長、教育長に答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの飯田大議員の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 相対性理論を確立したアインシュタイン博士は、教育について、学校で習った全てのことを忘れた後に自分の中に残るものと言ったそうです。

私は食育も同じだと思っていて、学校給食で安全でおいしい栄養あるものを提供するとともに、将来その子たちが社会人になったときに自ら正しい食生活をするができる力をつけてあげることも大切ではないかと思い、やはり食材の生産地である伊豆市としても、しっかり子供たち、小学生、中学生に食育を強化することが大切だと考えております。

この施策は、少しこれから強化をしてみたいと思っています。

具体的な御下問については子育て支援課長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めまして、おはようございます。

修善寺中ですけれども、保護者から多くの要望を受けて、田方地区で最後に平成の中頃、給食が始まった学校です。やはり、保護者の負担がというようなことを当時言われていたことを覚えています。

現在では、ただ保護者の負担を軽くするとか、それから子供たちに食べさせるというだけではなくて、先ほど市長が申したように、食育の大切な時間として扱っております。

①から⑥の御質問については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） それでは、私のほうから①及び③、④、⑤についてお答えいたします。

①につきまして、市内3園の公立園の給食については、運営業務全般を委託しております。給食は各園にて調理をしており、給食日数は日曜、祝日、弁当日を除く月平均25日です。令

和4年度の給食数につきましては、修善寺東こども園は5万1,702食、熊坂こども園は3万6,030食、土肥こども園は2万1,569食、3園合計した年間提供数は10万9,301食でございます。

③につきまして、給食に特化した意見聴取は実施しておらず、園の保育活動に対するアンケート調査等により意見を聞いておりますが、給食に対する意見はありませんでした。今年度、年1回になりますが、保護者への試食会と嗜好調査を実施し、意見や要望等の把握に努めてまいります。

④につきまして、賄い材料を受注しております市内業者へは、できる範囲で伊豆市産や県内産の納入をお願いしているところでございます。また、伊豆市産以外の賄い材料に関しましては、産地の把握、品質管理を徹底しております。

⑤につきまして、市栄養士が市内全7園に出向き、園児及び保護者に対して栄養バランスについての食育教室を実施しております。また、市栄養士と学校栄養教諭などと連携し、小学校に出向き、全小学校及び義務教育学校5年生を対象に年1回、減塩についての食育教室を実施しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうから①から⑥についてお答えさせていただきます。

①の市内における給食の運営と給食日数、給食数についてですが、給食センターと修善寺中の調理場の稼働日数は、小学生と中学生を賄っております天城と中伊豆給食センターでは約190日、修善寺中学校の調理場では給食日数と同じ180日稼働しております。運営日数としましてはこれに加えて長期休業中の清掃や消毒などで稼働日プラス15日程度の200から205日程度となっております。

給食の提供日数は、全校182日となります。

1日の給食数につきましては、児童生徒、教職員の合計となりますが、天城給食センターでは565食、中伊豆給食センターでは850食、修善寺中学校では340食を調理しております。3つの調理場を合計した年間の提供数は約32万食となります。

②の給食に係る1人1食当たりの経費につきましては、市内の全調理場の平均となりますが、令和5年度は1食当たり810円となります。810円の内訳は、食材費が302円、光熱費が66円、調理配送経費が387円、その他の経費としまして55円となります。

児童生徒も多く、食材も今より安価なときは、皆様からの給食費でおおむねの食材費が賄えておりましたが、食材費の302円に対しまして現在の給食費の1食当たりの平均が284円ですので、給食費で食材の購入が賄えていない状況となっております。

③の保護者の給食に対する意見、感想の把握ですが、以前は試食会を実施しまして保護者の方から量や味などのアンケートを取っておりましたが、コロナの関係で試食会はこの3年

ほど実施できておりません。保護者の声を聞ける貴重な機会ですので、学校と相談して参観日などでの実施を復活していきたいと考えております。

なお、子供たちが毎日食べる給食ですので、毎月出しております献立表や給食だよりなどなるべく多くの情報を分かりやすく発信するように心がけております。

④の賄い食材の地産地消への取組状況ですが、精米、シイタケ、梅、大豆、ジャガイモ、タマネギ、大根、里芋など季節により地内産で賄えるものにつきましては、可能な限り取り入れております。賄い材料費全体に占める割合としましては、約8%の活用をさせていただいております。

地産地消の取組につきましては、ふるさと給食やふるさと給食週間、給食感謝週間などを通じまして、地元産食材の大切さや地産地消の意義を伝えております。

⑤の栄養教諭や栄養士の児童生徒への食育指導状況についてですが、栄養教諭、栄養士が作成しました給食一口メモを給食委員会の児童生徒が給食の時間に毎日放送する取組を進めております。また、各学校の食に関する課題をテーマに食育教室も行ってございまして、これまでに朝食の取り方や生活習慣病予防をテーマにした教室を実施いたしました。栄養教諭や栄養士は、学校からの要望により家庭科などの授業にも参加しております。さらに、子育て支援課と連携した減塩教室では、給食の味噌汁を教材にした指導なども行ってございます。

⑥の放課後児童クラブにおける昼食につきましては、夏休みなどの長期休暇時に、利用者にそれぞれの家庭からお弁当を持ってきていただいております。暑い時期の衛生管理については、各家庭へはお弁当を保冷バッグに入れ、保冷剤と一緒に持ってくるようお願いしております。子供たちが持ってきたお弁当は、児童クラブでエアコンを稼働させた部屋で保管して対応しております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

飯田大議員。

○4番（飯田 大君） それでは、①について再質問させていただきます。

子育て支援課へですが、日曜、祝日、弁当日を除くこととありますが、これはどのような内容のことでしょうか。

それと、保護者負担額、賄い食材の根拠はどのようにして決定するのか教えていただきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） まず、1点目でございます。

日曜、祝日、弁当日を除くということにつきまして、日曜、祝日保育におきまして、食物アレルギーを有する園児に給食を提供する場合、アレルギー食を担当する専任栄養士と点検する調理員、保育士の増員や確保が必要となること、または職員が少ないため、食物アレルギーのチェック体制が手薄となり、安全性を確保することが難しいことから、弁当の持参を



お願いしているところでございます。

2点目の保護者の負担額の根拠ということでございますが、園の給食費の保護者負担額につきましては、令和元年10月の幼児教育、保育の無償化により設定いたしました。国の公定価格、実際にかかった賄い材料費から算出しております。また、新たに設定した給食費により保護者負担が無償化前と比べて増額になってしまう一例も考えられたため、増額にならないように配慮をいたしました。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 今、保護者負担の賄い食材についての説明がありました。これは、市内の園の給食費という中で、主食費、月500円、副食費、月3,100円。これはこども園教育部。そして保育園、こども園（保育部）、この中で同じように給食費が主食費500円、そして副食費4,500円、合計5,000円というふうになっております。先ほどのこども園教育部のほうにつきましては、主食、副食合わせて合計3,600円ということになります。

こども園については、公立で3、私立で4ということなんですけれども、この私立公立での給食費の差というのはあるのでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 公立と私立の差はございません。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、学校教育部に再質問させていただきます。

各給食調理場で作る給食について、学校の割り振りはどうなっていますか、また、各センターの調理を行っている委託業者はどのようになっているか教えてください。

そして、同じく、保護者負担額の根拠についての説明をお願いします。

それと、前回の議会でもそうだったんですけれども、物価高騰、当然、賄い食材も上がっていると思いますけれども、今年度についてはこの令和5年度予算で取りあえず実施してみることとは伺っておりますけれども、昨年の物価上昇は実際には上乗せはしていないということですが、先ほどの増減について教えていただきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、各センターの配食先となります。

天城給食センターは、天城中学校、天城小学校、土肥小中一貫校、修善寺東小学校の調理を行っております、調理は東京ケータリング株式会社となります。中伊豆給食センターは、中伊豆小学校、中伊豆中学校、修善寺小学校、修善寺南小学校、熊坂小学校の調理を行っております、こちらはシダックスコンストラクトフードサービス株式会社に委託をしております。修善寺中学校につきましては自校式で、調理を株式会社レクトンに委託しているという状況となります。

それと、保護者負担の関係になりますが、現在の給食費は、1か月当たり1人小学生で4,300円、中学生で5,100円を給食費として頂いております。この金額になりましたのは平成21年ということで、約十二、三年前の給食費の設定となります。この給食費の算出方法ですけれども、エネルギーや炭水化物、たんぱく質、ビタミン類などの栄養価の摂取量の基準を表しました学校給食摂取基準と、あと米とか乳製品、魚、肉、野菜、果物など、どの食品をどれだけ摂取すればよいか表しました標準食品構成表から標準的な献立を作成しまして、1食当たりにかかります食材費を算出いたします。そこに給食回数を掛けまして、物価上昇率などを考慮しまして、保護者負担額のほうを算出させていただいております。

この物価高騰による増減で保護者負担の増減があるかということなんですけれども、伊豆市の場合、公会計といたしまして、賄い材料費につきましても市の公的なお金で支払わせていただいておりますので、物価高騰で食材が上がったときに皆様方から頂く給食費を上げなければ、その分、市の支出が増えるという状態で、今のところ、特にそのような給食費を上げて物価上昇分に対応するという事は現在のところはありません。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

ここでちょっと、これからの質問に関わることで、学校給食法というものがありまして、この法律の目的として「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」

そして、この目標なんですけれども、非常に私としても学校給食を実施する上で重要なことかと思っただけで、ちょっと読ませてもらいます。

「学校給食を重視するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるように努めなければならない。

一、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

二、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

三、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

四、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保存に寄与する態度を養うこと。

五、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めること。

七、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。」とあります。

そして、これはこの先のことになりますが、栄養教諭のことについて。

「栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。」というふうにあります。今、読み上げたこの法律の中の目標のところも食だけではなくて、いろんな分野に給食を通して目を向けるという重要性があるとともに、健康で活力のある、そして勉強に集中できるような栄養摂取が給食でなされているというようなことを感じました。

先ほどの保護者負担のこともそうですし、回答していただいたこともこれらの法律あるいは学校給食の目標からなされているものと判断できます。

①については、以上です。

○議長（青木 靖君） 続けてどうぞ。

○4番（飯田 大君） それでは、②のところでも質問いたします。

これは、学校のほうでの回答のみで構いません。

食材のチェック体制、品質管理はどのようにされていますか、お答え願います。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 納品時に納品時間ですとか鮮度、または品質、温度、賞味消費期限、産地、製造者、販売者等を検収簿で記録しまして、給食の施設ごと保管しております。

食の安全に関する取組としまして、加工品や調味料類はアレルギーの対応なども考慮しまして、企画書等ですとか成分表、見積書などを取って、納入について検討しております。

生鮮食品につきましては、納品時の検収で、場合によっては状態が悪いものについては交換をお願いするなど、そういうこともしております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 今、食材の納品時に関する検収というのが行われているということですが、この担当者は実際に今、どういう方が行っているのでしょうか。例えば、衛生管理者あるいは委託されているところの栄養士さん、いずれかの特定な人が決まった時間に行ってこのチェック表に記入するというふうなことです。誰がやっているか教えてください。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 衛生管理者であります栄養士が各センター、調理場におりますので、栄養士と、あと調理場に調理員の中に衛生管理責任者というものを決めてありますので、

栄養士と栄養管理責任者のほうでチェックのほうを行っております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） この食材については、やっぱり新鮮な野菜、そして企画された食材、そういうものを食材料として使わなければ当然おいしいものはできないということで、非常に大切な業務かと思えます。

よく賞味期限も時々問題になるんですけども、この辺のチェックもしっかりとしていただきたいというふうに思います。

これらの納品については、納品後、それぞれ必要があれば保管のほうも、受け取ってからの調理までの保管、これらについては当日納品、当日使用になるのでしょうか。場合によっては、納品翌日に使用するというふうなことも食材としてあるかどうかということをお教えください。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 議員おっしゃるとおり、前日納品で当日調理という食材もございますが、それはやはり保存が利くものというふうに限られておりますので、とにかく納入時の温度管理とか鮮度管理、その辺をしっかりして次の日に使うというような場合もございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（青木 靖君） 続けていってください。

○4番（飯田 大君） それでは、③に移らせてもらいます。

保育園のほうでアレルギー等の対応についてはどうされていますか。最近、アレルギーに関しては非常に問題になるというふうなことも出ておりますけれども、園でのアレルギー対策、それと園児の食べ残した実食調査、あるいは残食調査、そういうことと、食べるとき、食べる様子、そういうものについて把握されているのでしょうか、回答願います。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） まず、1点目のアレルギー等の対応につきまして、アレルギー食に関しましては、保護者からの申出により市の栄養士や保育教諭、委託先栄養士が保護者と面談をしまして、意向に沿うよう個別に対応した給食を提供している状況でございます。

2つ目の園児の食べ残しや食べる様子についての回答でございますが、食べ残しについては、残った量を計量しまして記録をしております。残食が多い場合は、市栄養士が保育教諭や委託業者に理由や説明を求めています。また、毎月1回、園長、委託業者、市栄養士で残食量や園児の食べる様子などを踏まえ、今後の献立について話し合いを行っております。

給食業務を委託しておりますが、市栄養士が献立や給食に関する書類全てを確認し、市による指導を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 今の回答の中に、食物アレルギーを持つ保護者は弁当を持参されているが、弁当作りへの保護者負担の軽減や食物アレルギー児に配慮した給食の対応はどのように考えておられるか、お答え願います。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 小麦アレルギーを有する利用児のみ、麺が主食のときだけ、主食のみ弁当持参をお願いしております。小麦アレルギー以外の食物アレルギーについては、アレルギーを引き起こす原因食物を除いた給食を提供しておりまして、弁当の持参はお願いしておりません。

食物アレルギー児に配慮した給食の対応としまして、園児全員が同じ給食を食べられるよう、委託先にはアレルギーを引き起こす食物が含まれていない食材及び調味料の使用を求めています。

また、食物アレルギー児の食器は、誤食防止のため他園児と混同しないように色を変えたり、誤って原因食物が園児に触れることがないように、ほかの園児とは距離を置いた席で食べさせるなどの対応をして、安全な給食の提供を行っている状況でございます。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 説明ありがとうございます。理解できました。

学校のほうの給食でのアレルギー対策というのはございますでしょうか、説明をお願いします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 学校給食の現場でのアレルギー対応につきましては、文部科学省が監修します学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというのがございまして、それに基づきまして市の食物アレルギー対応給食マニュアルというものを作成して行っております。児童生徒には、お医者さんに記入してもらった生活管理指導表の提出をお願いしておりまして、除去食、これはアレルギーの食品です、除去食対応食品を制限しまして各施設のできる範囲での対応を行っております。できない場合は、代替品の持参をお願いするようなこともしております。

また、それに際しましては、保護者の皆様には、学校給食における食物アレルギー対応についてということで、アレルギー給食を実施する要件ですとか、対応食品ですとか、また、どうしても対応できない場合の必須事項が書いてありまして、それらに対応できない場合はお弁当の持参をお願いしますというようなことでお願いを書かせていただいております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） ありがとうございます。

続きまして、④賄い食材の地産地消への取組状況について、先ほど説明では8%を伊豆市産というふうにお伺いしました。ここで、献立表をちょっと見させていただいたんですけども、献立表の中に、これは中伊豆給食センターの献立表なんですけど、精白米のところには括弧して伊豆市産となっていますが、お米は全て伊豆市産という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 100%伊豆市産米を使わせていただいております。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 非常にうれしい結果です。ほかの野菜類も、海産物も本来であれば海もあるということで、土肥のほうから納めてもらってそれを使うということも可能かと思えますけれども、ますます地元のは農家さん、あるいは生産者、そういう方から直接地元の食材を仕入れて使うというふうなことを進めていただきたいなというふうに感じております。子供たちもそういう本当に見て触って、そして味わうというふうなことができるよいかというふうに思っております。

続きまして、⑤栄養教諭または栄養士の園児、児童生徒への食育指導状況についてを伺います。これについて、子育て支援課、保育園のほうでの報告がありましたらお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲夫君） 食育教室と減塩教室について、ちょっと詳細を回答させていただきます。

園で行っている食育教室は、バランスよく食べる力を身につけることができるよう、体に必要な3つの栄養素を子供に人気のあるキャラクターにして、子供が楽しむ食育教室を行っております。

また、実施した教室内容をSNS等で公開しております。

伊豆市ならではの取組としまして、伊豆市オリジナル食育ソングを作成しまして、園や子育て支援センター等で放映しているところです。

また、栄養バランスの周知、啓発を行っているところでございます。

減塩教室につきましては、学校栄養教諭などと市栄養士が連携しまして、家庭科の授業の中で、天然だしの使い方、子供にもできる減塩方法について指導しております。

また、学校給食で使用しているだしを児童に配付しまして、御家庭でも学んだことが生かせるよう、子供から家庭へ働きかけ、生活習慣病予防や生涯にわたる健康の保持増進に取り組んでいる状況でございます。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） ありがとうございます。

続きまして、小中学校での栄養教諭の活動状況について、お知らせ願います。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 学校給食ですが、栄養教諭、栄養士のほう、どういう指導をしているかといいますと、栄養士が朝食ですとかおやつを取り方などにつきまして、学校さんと事前にどういう内容にしようかという打合せを行っておりまして、学校はそれぞれ抱えております課題といいますか、例えば朝ご飯を食べない子が多いとか、野菜嫌いな子が多いというような、そういう状況を併せて打合せを行って、それについて栄養指導とか行うというようなことを行っております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 栄養教諭の活動、働く場面についてお伺いしましたけれども、そもそも市の職員としての栄養教諭、そして栄養士は、職員としては何名いて、そして今言われたこども園、あるいは小中学校全てにその栄養教諭、栄養士が出向くということか、教えていただきたいと思えます。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 学校のほうの栄養教諭ですけれども、市として2名配置されています。ですけれども、今、産休中で、代替の方が栄養士というような状況、それから、市の栄養士が1名ということで、3つのセンターそれぞれに配置されています。

修善寺中学校の場合には、1校ですので、日々栄養士が関わった指導が行われています。コロナでうまくいかないんですけれども、あそこは食堂がありますので、そこで絶えず子供たちに働きかけることはしています。

それと、いろんな学校を抱えているセンターのほうですけれども、順番に回りながら子供たちの様子を見て、教室へ入って、短い時間ですけれども今日の給食についてこんなところは栄養面も気をつけているよというような、そういう話をして、感想等も聞いて、おいしいかと聞くと、大体おいしいと答えてくれるんですけれども、中にはそうじゃないような顔をしている子もいるというような話は時々聞いて、そういうようなことを聞きながら、よりよいものにしていくというような状況です。

初めに、部長からありましたけれども、議員も御覧になった献立表が大変細かく振り分けて書かれていまして、なかなか本当に読み込むととてもいいことが書いてありますので、それは家庭に、学校だけでは、先ほど議員が言われた給食による食育というのはできませんので、家庭にも働きかけているというのが栄養教諭が努力している現状です。

以上です。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 丁寧な説明、ありがとうございます。

今、教育長が言われた献立表、私も手に取って見せていただきました。A3の裏表があり

まして、そこに献立内容があつて、あとは、たまたまこれ3月号なんですけれども、1年間を振り返りましょうということで、それぞれの食品の栄養、それらが入っていて、バランスのこととか、これ、児童生徒が見てもすぐくためになるし、また、なんか色をつけて自分で仕上げてみたいようなものになっていて、非常に分かりやすく、丁寧な献立表というふうに見受けられました。日々、栄養教諭、栄養士さんが子供たちのために食事、栄養、そしておいしく食べてもらう努力が見受けられます。これを見て非常に安心しているところです。

続きまして、最後になりますけれども、⑥放課後児童クラブの件に関してですけれども、放課後児童クラブでのおやつ準備はありますか、またそれは統一されたおやつが出るものでしょうか、お答え願います。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 放課後児童クラブのおやつにつきましては、特に基準というものはございません。しかし、放課後の時間帯ですので、調理しなくてもいいようなもの、あと、夕食に近いものですから、夕食に影響しないぐらいの量をおやつとして提供しております。提供しておりますものは既存に売っておりますお菓子と言われるものが大多数になります。以上になります。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。飯田議員。

○4番（飯田 大君） 分かりました。

放課後児童クラブで夏季休暇、夏休みなんかには昼食を通してクラブでお世話いただくということになります。この昼食、お弁当についての保管について、どのような方法を取っているか教えてください。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 先ほどちょっと答弁でも触れさせていただいてはいたけれども、まずお弁当を持ってきていただく際には、必ず保冷のバッグに入れて、なおかつ保冷剤を入れてくださいということをお願いして持ってきていただくようにしてもらっております。さらに、児童クラブの施設内でも、高温な場所に置いておきますと傷みが早くなるとかというそういうことも考えられますので、常時エアコン稼働させた部屋で保管をしておくというように気をつけて運営させていただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 当然、子供ですので、夏季、特に食中毒等の危険はいつもあるわけで、子供たちがいる場所において適切なお弁当管理がされるということを確認できました。

それでは、これで最後になりますけれども、5月28日の日曜日なんですけれども、静岡新聞の中で、「子育ての経済的な負担軽減の必要性の高まりを背景に、学校給食の無償化への関心が高まっている。静岡新聞社が県内全35市町の教育委員会に尋ねたところ、本年度当初の時点で小山町、御前崎町、西伊豆町が小中学校などで完全無償化していることが分かった。



加えて4月に入り、河津町も国の地方創生臨時交付金を使って本年度の無償化を発表。同交付金を活用して無償化とする自治体が今後増える可能性もありそうだ」というふうな記事なんですけれども、この中で、伊豆市の近郊で伊豆半島の中で、「西伊豆町は本年度から公立小中学校の完全無償化を開始。昨年度は半額の助成だったが、拡充に踏み切った。公立こども園も全学年で無償化している（3・4・5歳児は主食を持参）」ということです。

そして、「本年度当初に小中学生の給食費を400～500円値上げする予定だった河津町は一転、物価高騰による保護者負担の軽減のため、1年間の無償化を決めた。来年度以降の対応は未定」というふうに書かれておりますが、給食費無償化は、今春発表された政府の次元の異なる少子化対策の試案でも、「学校給食費の無償化に向けて給食実施率や保護者負担軽減策等の実際を把握しつつ、課題の整理を行う」というふうに書かれております。

時代がそのような流れになってきているということです。

給食に関しては、私も小学校に入学した当時からコッペパンと脱脂粉乳というふうな給食を頂いて、その後70年近くこうやって元気にさせてもらっています。ここにいます皆さんもそのような形で小学校の給食、中学になって給食を食べたかは別として、皆さんおそろいになってこのように社会人として活躍されているということにもなります。

本当にみんな同じものを食べて同じ年代に育った、そしていろんな思い出が食に関してはあるし、この郷土を愛する、郷土でできた食材を食することによって健康でいられる、感謝をして、ぜひ、今のこれからの世代の人たちも健康維持管理、そのために給食のありがたみを知って、そして生産者、調理される方を思い浮かべて、よく噛んで、楽しい気持ちで食することによってそれが栄養となり活力となるということを信じておりますので、この給食に関して、皆さんもぜひ質の高いレベルを保てるような方策を支持していただきたいと思えます。

これで一般質問を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めなくていいですか。

○4番（飯田 大君） 求めません。

○議長（青木 靖君） これで飯田大議員の質問を終了します。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

◇ 小 川 多 美 子 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、小川多美子です。

議長の許可をいただきまして、質問いたします。

私、1番に限って手話を交えて質問させていただきます。

件名1、小さな背中に重いランドセル。教育長に答弁お願いいたします。

新年度を迎え、ぴかぴかのランドセルを背負った小学1年生が元気に登校する姿が見られます。

このランドセル、2022年の平均価格は5万6,425円だということで、決して安いものではありません。購入の55%は祖父母からのプレゼントだと言われています。

例年4月から5月には最新モデルが発表され、6月頃から先行予約が始まるとのこと、かわいい我が子のため、孫のために、つい商戦に乗せられてしまうのではと思います。このような状況をラン活と呼んでいます。

小さな体に大きなランドセル、見た目にはとてもかわいくほほ笑ましい姿ですが、かなりの重さがあります。ランドセルの重さは体重の15%程度がよいと言われていますので、小学校低学年、中学年では二、三キロが適当だということです。重いと言われているランドセルの平均は5.7キロもあるようです。とはいえ、1年入学から6年生卒業まで6年間使うものですから適した重さというのは難しいものです。

しかし、重いランドセルは成長期に悪影響があり、腰痛の子供が増えているのではないかととも言われています。

そこで、次のことを伺います。

①重くて腰が痛い、重くて転んだあるいは転びそうになったなどの話は聞きませんか。

②ランドセルの重さに加えて体操着などが入ったサブバッグ、水筒、さらに雨の日には傘を差すなど相当の重さがかかります。家に持ち帰る必要のないものもあるのではと思いますが、学校に置いておくことはできませんでしょうか。

③中学生になると、かばんも変わってきます。現在使っている中学生のかばんの重さはどれくらいでしょうか。値段もどれくらいでしょうか。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの小川多美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 自分もランドセルを2つ買わせられました。たしか8月頃だったかと思えます。自分では買ったこともないような金額でした。

さて、①についてですが、ランドセルが重くて腰が痛くなった、ランドセルが重くて転んだという話は市内の学校においては聞いておりません。しかし、教科書がA4判という大判になり、これからタブレット端末も入れることを考えると、重さには課題がある子もいるだろうと思っています。

その他の御質問については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、②の家に持ち帰る必要のないものを学校に置いておくことはできないかの御質問ですけれども、熱中症対策の水筒ですとかタブレット端末など子供たちの持ち物が多くなっていることは認識しております。このため、子供たちの日々の負担を軽減することを第一に考えまして、家に持ち帰る必要のないと思われる教材ですとか教具、例えば翌日使わない教科書や地図、資料集、また習字セットや絵の具セットなどは基本的には学校に置いていくように指導しております。

③の中学生のかばんについてですけれども、3中学校は各校の指定かばんで、どのかばんもかばん自体の重さはおおむね1キロ弱で、価格は1万円程度と聞いております。背負うタイプのリュックサック型で、各校ほぼ同様の規格となっております。荷物が多いときには6キロ程度になるとのことです。

土肥小中一貫校では、背負うタイプのものという以外は特に指定はございません。

また、参考に、新中学校では現在の各校の指定かばんと同程度の推奨品というものはありますけれども、土肥小中一貫校と同様に背負うタイプというもの以外、基本的に指定品というものはございません。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小川多美子議員。

○1番（小川多美子君） かなり重いので、大人ではもちろんランドセルぐらいの重さは背負うことはできると思います。小学校1年生ぐらいの子供の体重で五、六キロのものを背負わなければならないときもあるかと思います。

私、知り合いのある整形外科の先生にこのことについて伺いましたところ、実際に病院に腰痛で診察に見えた子供さんというのはいませんけれども、これは確かに問題があることですね、考えなければいけないんじゃないでしょうかということを言われました。

確かに考えてみますと、大人が考えた重さ、子供が実際に背負った重さというのはかなり落差というか、感じ方が違うと思いますので、そのあたりちょっと考えていただけたらなと思います。

○議長（青木 靖君） 質問をしてください。

○1番（小川多美子君） ごめんなさい。

それで、ランドセルとそれからリュックサックをいいところ取りにしたようなランリックと

いうもの、あるいはランリュックというものがあるということをインターネットで調べてみました。

学校ではそのようなものを推奨というか、子供たちに勧めるというか、親御さんに勧めるのが筋でしょうけれども、そのようなことは考えてはいませんか、お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 特に市内小学校、義務教育学校前期課程におきましては、通学かばんの指定はしておりませんので、本当各御家庭の判断で御自由にさせていただいて構わないと思っております。ただ、そういう今議員がおっしゃったような事実があるとすれば、そういうことも少し考えて購入されたほうが良いようなお話はしていけるかというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 子供たちというのは、案外周りに左右されるというようなことがあると思います。自分はいままでいわゆるランドセルではなくランリュック、あるいはそれに似たようなもの、今までもそうだったでしょうけれども、新しくなった中学校の推奨品として勧めているかばん、そのようなかばんのほうが軽かったり、金額的にも安かったりということで、親としたり、あるいは祖父母としたり、せっかく入学する子にランドセルを買ってあげたいという気持ちも分かりますけれども、子供の体を考えたときに、やはり軽くて丈夫で機能的なものというのはいいと思うんではないかと思うんですけども、それを周りはランドセル、自分はこのランリュックのようなものだと、ちょっと嫌だななんて思うような傾向があるんじゃないかしらと思います。

そのようなときにといいましょうか、学校ではこのようなものを強制的ではないけれども、推奨しているというようなことで、学校のほうから勧めてくだされば、ちょっと親御さんなんかも考えてくださるんじゃないかなと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 幾つかの市町では、市町からの入学する子供たちへ同一のもの、色が選べるとかというのは聞いていますけれども、そういうものをプレゼントして、お祝いしながら支援していくというような、そういうようなことをやっていることも聞いております。

先ほど言われたように、体にとっていいものといったときに、親御さんというか各家庭が自由に選ぶと、例えば安価なリュックサックの中には本当に体に負担がかかるようなリュックサックもあるんですね。ランドセルもかなり、僕もCMぐらいですけれども、子供たちの体のことを考えて作られているなということもCMで流れています。

先ほど議員が言われたランリュックとかそういうものはかなり考えられているものなのです。

で、そういうものもありますよというようなことを伝えるくらいはできると思いますけれども、そこから先、選択することは、今の状態では保護者に選んでいただくということを考えています。

支給をしているというところまで、もう一度検討する価値はあるかと思いますが、教育委員会のほうでも話し合いはしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） そちらのほうで、そのようにお話、進めていただければ、親御さんの金銭的な負担も少なくなると思いますし、子供さんの体の負担も少なくなってくるのではないかと思います。やはり周りに同調してしまうというか、そういうような傾向があると思いますので、学校で強制的に勧めるということもできないかと思います。推奨品と、それから指定品というものの違いというものもあろうかと思いますが、やはりいろんな面を考えますと、学校のほうである程度、こういうのどうでしょうかという程度かもしれませんけれども、それを勧めていただければ、子供たち、親御さんも納得ができるのではないかなということだと思います。ぜひ、そのように進めていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 検討させていただきます。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） これは、その重みに加わり、雨の日、それから傘を差してですけれども、自宅からバス停、あるいは電車の駅、電車やバスに乗って修善寺駅から学校まで、その間、ずっと子供たちは重いかばんを背負ったままの状態です。学校でも、なるべく子供のランドセルに入れるものを少なくするという、今、置き勉ですか、というようなことを聞いたことがあります。その置き勉で使わないものを学校に置いていくということのようすけれども、子供たち、あるいは親御さんも納得して、学校にじゃ置いてきていいよというのは置いてくるようにということも勧めるとは思いますが、子供によっては家に持って帰らないと心配だという子供さんもいるのではないかと思います。そういうような子供さんに関してはどうのように勧めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） まさに、そのことを考えていくことが、昨日も浅田議員とお話をしましたけれども、自立する子供を育てるということだと思います。中には、それができずに持っていく子には、そうではないよということを保護者と一緒に指導していくことがこれから大事なかなと思います。今日はこれとこれ置いていきなさい、これは持っていくんだよということで、全部教員が点検してやっていくような教育というのか、そういう扱いではなくて、1年生には難しいかもしれませんが、そういうことも含めてやっていきたいと思いま

す。

持ち物についてですけれども、低学年の間は教科がやや少ないんですね。それから、資料集なども高学年に比べると少ないですので、議員が心配する、徐々に低学年からだんだん重いものになっていくということで、6年生なんかのかばん持つと本当に重たいんですけれども、比較的持ち帰る荷物は少ないかと思います。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 大体という言葉なんですけれども、分かったような気がいたしますけれども、やはりいろんな面で重いランドセルよりももっと軽いもののほうがいいのではないかなと思います。先ほど教育長もおっしゃっていました。今年はランドセルを2つ買ったなんてことをおっしゃっていましたけれども、私も今年は1つで済みました。ですけれども、こういうふうなことを言いながらも、やはりラン活につい乗せられてというか、早い時期にランドセルを買い与えました。でも、これでいいのかなということを思いつつ買ってしまったんですけれども、ちょっといろいろ考えてみたいと思います。ランドセルというのは、形ばかりではなく、保護者や祖父母の愛と一緒に詰まっているものなんだなということも感じました。

次にいってよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 1番の中でですね。

○1番（小川多美子君） ごめんなさい。③番の中学校ですね。

○議長（青木 靖君） はい、どうぞ。

○1番（小川多美子君） 現在、使っている中学校のかばんの重さということですが、先ほども大体答弁で伺ってはおりますが、これは今は中学校1年生だけが新しい制服になって、新しいかばん、各学校でそのようになっていっていると思うんですけれども、これが2年、3年になるに従って、新しく1年生に入ってくる生徒さんが変わってくるとは思いますけれども、推奨品と指定品の違いというのは分からなくはないですけれども、学校では推奨しているんですか、それとも指定をしているわけではないんですか、かばんは。お答えいただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） これは部長のほうが詳しいんですけれども、先ほどランドセル2つというのは、兄弟ですので。年、開いていますので一度にはありません。それはどうでもいいですけれども。

今までは2年生以上は指定をしていました、それぞれの学校で。同じもの、ロッカーの形なんかも決まっています、いろいろなものがあるとなかなか管理がしにくいんですね。昨日、浅田議員にも申し上げましたが、大人の都合で申し訳ないんですけれども、そういうことで、今までそういうことを指定してきたんです。

新しい中学校は子供たちの自立をということも含めて、自分たち、保護者と考えて選んで

いただきましようということですので自由にしています。その中に、それでも先ほど言った姿勢のことですか、それから持ちやすいとか、そういうことを考えて推奨品というものを紹介しています。ですから、2年生、3年生については指定品です。1年生については推奨品、もしくは大きく考えると自由です。そういう形で子供たちに案内しています。

リュックになったときに、一つ、僕、心配なのは、雨が降ったときに染み込んでいくような、そういうリュックだと中身がみんなぬれてしまうんですね。推奨品のものはそういうことがないように、それから開けやすいとか、それからあと耐久性があるとかそういうことも考えて作られているということは業者から聞いています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 私も調べたところ、同じように雨にはぬれても大丈夫だということ、使いやすい、背中に背負っても大丈夫だというようなもの、いろんな種類があるようですけども、いろんな種類の中にもそのようにとても機能的であり、ランドセルとリュックのいいとこ取りをしたものであってというようなことが書いてありました。ですから、多分、実物を見てはいませんが、いわゆるランドセルよりも機能的ではないかな、安いのではないかなということを感じました。

③に関しては以上です。

○議長（青木 靖君） では、次いきますか。

では、2問目に移ります。2問目、放課後児童クラブについて、小川多美子議員、質問してください。

○1番（小川多美子君） 放課後児童クラブについてですけども、市内には7つの学校があり、8つの児童クラブがあります。その入所希望者、受入れ人数を教えてくださいということ。

②に関しましては……

○議長（青木 靖君） 小川議員。通告の内容を読んでください。

○1番（小川多美子君） すみません、失礼しました。

放課後児童クラブについて。

市内各小学校にある放課後児童クラブ、子供が家に帰ったときに自分で鍵を開けて、誰もいない家に入らなければならない鍵っ子と呼ばれる子供たちや保護者にとってはとてもありがたい場だと思います。学校によって受入れ人数に偏りがあるようです。申込みをしたけれども、入れないという声を耳にしますが、次のこと伺います。

①市内7校、8クラブの入所希望者、受入れ人数を教えてください。

②受入れに対する審査基準はどのようになっていますか。

③ほとんどのクラブで定員割れですが、修善寺南小学校の子供たちが利用する2つのクラブでは定員を大幅に上回っているようです。空き教室など利用して定員を増やすことはでき

ないでしょうか。

④夏休みは毎日のように朝から一日中、1人でお留守番という子供もいると聞きます。せめて夏休みの間だけでもという切実な声も耳にしますが、何とかならないでしょうか。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、①についてですけれども、8クラブの入所希望者は194名あり、受入れ人数は5月11日現在ですけれども、192名となっています。修善寺南小学校区のコひつじ園で2名の方が、申し訳ございませんけれども、待機という状況になっております。

②についてですけれども、児童クラブに入所できる要件として、まず児童の保護者や同居または同一敷地内に住む70歳未満の祖父母、親族が勤務等の理由により放課後の時間や長期休みの間家庭にいない、または保育ができないということが申込みする際の前提となっております。その上で、昼間、自宅外や自営業などで常に仕事をしていて、放課後の時間を含み、月に64時間以上働いている場合の労働の状況ですとか、出産前後、病気や障害、親の介護など保育ができないと判断される状況などを確認させていただいております。

③についてですけれども、修善寺南小学校では通級指導教室を設置したり、個別に少人数学習に対応したりするなど、教室を分けて授業を行っているため、実態としまして、現在、空き教室はないという状況となっております。

④についてですけれども、現在、入所している人数にプラスして児童が受入れが可能なクラブにつきましては、6月に夏休み期間の入所募集を行っております。各クラブとも申込みの人数が多い場合は可能な範囲でとなりますけれども、定員を超えて受入れを行っており、また学区内のクラブに入所が難しい場合は、受入れに余裕のある他の学区のクラブの御案内もさせていただいております。令和4年度は夏季休業中の利用申込みが33名ありまして、うち25名の受入れを行いました。希望に沿えなかった方のうち2名の方が他の学区のクラブを利用していただきました。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小川多美子議員。

○1番（小川多美子君） 受入れ人数については、今の答弁いただきまして分かりました。これでこひつじ園で2名が待機ということですが、これはやはり審査基準というものの、②のほうにもかかってきますけれども、審査基準というものがあって、2名の生徒さんが待機という状態だと思いますけれども、待機という状態になったことは納得して、今、順番待ちをし



ているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 本当は御希望に沿うというようなことでお答えしたいんですけども、やはり場所的な無理ですとかそういうものがありますので、納得はしていらっしやらないかもしれませんが、御了承はしていただいて、今現在、待っていただいているというような状況になっております。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） このお二人というのは、今現在、待っているということですけども、そのままうちに帰ってしまうからいいというようなことで待機というようなことでしょうか。どういう状態で待っていらっしやるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 今、現在の状態は詳しく、その御家庭の事情で把握しておりませんが、現在、放課後の居場所事業として待合場所みたいなものも設けておりますので、ちょっとそちらを使っているかどうかは定かではございませんが、そういう場所を使われているか、もしくは親戚の方かそういう方に面倒を見てもらえる方がいて、お願いしているというような状況かというふうには思っておりますけれども、いずれにしましても、今、お待ちはいただいているという状況です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 分かりました。①番については分かりまして、②番の受入れに対する審査基準なんですけれども、これはいろんな条件があって、それを点数化して、それで点数順にというような選び方をしているのかどうかちょっと分かりませんが、例えばこのお二人が待機児童になってしまった、あるいはぎりぎりのところでどちらにしようかなと思うような点数だった場合、そういう場合の受入れ、どういうところでその2人を切ってしまう、ぎりぎりの方を入れたのかということをお教えいただけたらと思いますけれども。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、申込みが多かった場合は、最初の答弁でお答えさせていただきましたとおり、入所要件を確認させていただきます。その入所要件で、その部分で同じような場合だったときは、より低学年のお子様、また保護者が1人であるとか、さらに常時在宅の親族、親族であっても常時うちにいらっしやらない親族だったり、そのような優先順位を申し訳ないんですけどもつけさせていただきます、判断をさせていただきます。あと、保護者の方の就労の状況、そういう時間までもちょっと細かく見させていただきます、判断をさせていただきますような状況です。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 今回のこの2人の待機児童というのは4年生なんですけれども、これより低学年を優先ということですので、4年生ぐらいになると、ある程度1人で何かができるというような判断でお二人が待機というようなことになったのかなとも思います。

③番、よろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） どうぞ。

○1番（小川多美子君） ③番ですけれども、空き教室はないからということで、もうこれ以上定員を増やすことができないということですので、例えば南小学校にしましては、こひつじ園で4名、定員よりオーバーで取ってくださっている。そして、あゆっこでも6人多く取ってくださっているわけですけれども、これで、あと例えば細かい話、変な話ですけれども、1人ずつを分けて、あゆっこにもう一人、こひつじ園にもう一人というようなことは、こういう場合にも、もうこれがぎりぎりということでそのようにはいかないんですね。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、あゆっこさんにつきましては、そもそもがこども園の施設を利用させていただいているということで、本当に低学年、1年生のみの対応ということでお受けいただいているような状況があります。あと、どうしても広さですとか、支援員、指導員の方ですね、児童クラブの指導員の方の人数にも限界があったりということで、かなり今、定員オーバーしている状況でも運営的には非常に厳しい状況のようなところはあります。当然、子供たちも増えてきますと、かなり詰め込み状態になってしまいますので、やはりある一定の面積が必要になりますので、そういうような状況を今のところクリアしつつ、運営をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） そうしますと、ほかの園にもし行きたいということであれば、ほかの園に入れていただく。あるいは、今年度は我慢して来年度はということにもしなった場合、来年は5年生に、この4年生2人は5年生になるわけですけれども、そういう場合には優先的にこの2人を入れていただくということもないわけですね。どうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） これも、やっぱり入所要件の確認で、先ほど言いました、まずベースとなる前提をクリアしていただいた方が当然優先になりますし、さらに先ほど言いましたとおり、人数が多い場合は、点が同じだったら学年が低い児童を優先と、そういうふうに毎年、そういう判断をさせていただいていますので、特に、すみません、今年待っていただいたもので来年はというような、今のところ優先づけはしてございません。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） それでは、④に移らせていただきます。

せめて夏休みだけでもというような、そうでないと一日中、朝から一人で家に置かなければならないので、夏休みだけでもどうでしょうかという話も聞いております。夏休みなど、例えば今現在、児童クラブに行っている子供さん、そのお子さんよりも年上の兄弟がいらして、夏休みは一緒に休むから行かなくてもいい、児童クラブは夏休みの間は休みますというお子さんもいらっしゃると思うんです。そういうところに、例えばこのお二人を入れていただくというようなことはできないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 夏休みを理由に退所といいますか休所するというようなケースはほとんどないというのが現状です。夏休みでも利用の登録人数というものはほとんど変わらないものですから、児童クラブというのは1日の最大利用人数で常に想定して開所をしておりますので、実際の利用者はその日で決まるというところが実際あります。開けてみたら40人のところ25人だったとか、それはその日になってみないと分からないということがありますので、そういったように事前に予測ができないため、隙間ができたといいますか、そういうときに入所する、枠をつくるというのはちょっと現実的には難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 先ほどの答弁の中に、夏の休業中の利用申込みが33名あり、うち25名の受入れを行いましたということですがけれども、申込みの33名、8名がちょっと入れなかったということですがけれども、この25名はどこに入れていただけるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 内訳ですかね。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） こちらにつきましても、現状で受入れに余裕のある児童クラブさんのほうで受入れをしていただいておりますので、既にちょっと定員いっぱいになってます児童クラブさんに関しましては、夏休みはちょっと申込みができないような状況になっています。これ、本当に申し訳ない限りなんですけれども、そういう状況となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） としますと、これはどこのクラブということではなく、それなりに自分がここだったらというようなことで申込みして、受け入れていただいたというようなことでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 基本的にはふだん御利用いただいているというんですか、本来の学区の児童クラブのほうにお申込みをいただいているというような状況です。昨年もそうな

んですけれども、やっぱり南小学区のこひつじ園さんですとか、あゆっこさんのほうでは、やっぱりもう通常時から定員のほうがいっぱい、オーバーして、もう既に受入れを行っているという状況ですので、南小学区が受入れが一番困難かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） それでは、分かりました。

この放課後児童クラブについては、いろいろお問合せなんかもありましたので、お問合せのあった方には、そのようにお答えしておきたいと思えます。

3番にいきたいと思えます。

オーラルフレイル（口の健康）について。これは市長に答弁をお願いいたします。

オーラルフレイルとは、歯や口の機能が衰えた状態のことをいい、話がしにくい、飲み込みにくい、むせる、こぼす、かむ力が低下するなど、舌を含めた口の周りの筋肉の衰えで起こると言われています。

フレイルとは、健康な状態から要介護状態の間にある時期だと言われ、加齢に伴い筋力や心身の活力が低下してきている虚弱状態のことで、オーラルフレイルとは口の虚弱の状態のことをいいます。予防するには歯と口の健康を保つことが大切で、具体的には口の中を清潔に保つこと、加齢で衰える口腔機能の維持改善に努めることが大事だということです。これらは、子供の頃から歯を健康に保つための予防が必要だと思えます。

日本人は、長寿の割に歯の寿命が短いと言われ、8020、80歳で20本の歯を保てるようにと言われていますが、現実には80歳で平均13.9本、20本以上の歯を保っている人の割合は38.3%だということです。歯を失う最大の原因は歯周病で、歯周病が原因で全身の様々な病気と関わってくることもあり、オーラルフレイルを防ぐために次のことを伺います。

①子供の頃から歯を健康に保つための予防が必要と思えます。小さいときからの歯の健康についてどのように考え、どんな指導、周知をしていますでしょうか。また、フッ素の塗布は何歳ぐらいまでが適当でしょうか。

②オーラルフレイルの原因となる歯周病が原因で起こる様々な病気にはどんな病気があるでしょうか。また、予防のためにはどんな注意が必要でしょうか。

③伊豆市では、健口教室を実施しているようですが、あまり知られていません。オーラルフレイルになる前に、口腔機能の低下予防のためにも講座の受講は必要ではないでしょうか。余病が出る前の予防です。対象となる年齢の方には、ぜひ検診を勧めてはいかがでしょうか。特に男性の受診者が少ないと思えます。市長をはじめ、男性の皆さん方、せっかくの受診機会を逃さずに、オーラルフレイルにならないためにも受診されたらと思えます。いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 幕末の食養学を解説した本を読んでいたら、伝統的な玄米を一口食べることに100回かめと書いてあったんですが、さすがに100回は無理なので、今、発芽玄米を買って、飲み込むまでやっぱり30回はかまないと食べられないですね。そうすると、やっぱり体重が減りますね。御飯を食べる、白米だと丼1杯食べないとおなかいっぱいにならないのが、30回を、茶碗8分目ぐらいかむと確実に満腹感が出てきて、もっと大酒飲んでいた頃に始めればよかったなど。

つまり、逆に言うと、知っていればこれだけ気をつけられるんだなど実体験しているところです。具体的な御下問については健康長寿課長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 3のオーラルフレイルについて答弁いたします。

①の指導、周知についてですが、議員御指摘のとおり、子供の頃から歯を健康に保つための予防が必要と考えておりますので、伊豆市では、全ての園・学校において年に1回、歯科衛生士による歯科教室を実施しております。教室の内容は、各学年の状況に合わせて作成した伊豆市歯科教室年代別目標に沿って講義主体で行います。

また、歯垢の染め出し錠剤を配布して、家族で保護者に確認してもらうことで、口腔衛生の理解を深める機会としております。

次に、フッ化物利用の効果については、歯質の強化や抗菌作用などがあり、特に乳歯や永久歯の生え始めの歯に繰り返し作用することで効果が継続することから、フッ化物塗布を1歳6か月から年少までは3か月ごとに実施できる体制とし、またフッ化物洗口は、年中から年長は週5回、小学校では週1回、いずれも希望者に対して実施をしております。

②の歯周病が原因で起こる病気や症状ですが、歯茎が腫れる、歯が抜けてしまうこと以外にも、歯周病菌が体に入り込むことで血管に炎症を起こす、動脈硬化を起こすなどの悪影響があり、それにより脳梗塞や狭心症、糖尿病の悪化など発症のリスクが高まることが分かっております。

また、歯周病を予防するためには、正しい歯磨きやブラッシングやストレスをためない、禁煙などの日頃の生活習慣と、かかりつけ歯科医による定期的な検診やブラッシング指導を受けることなどが重要です。

③の健口教室についてですが、オーラルフレイル検診で要注意の方には、個別に教室の案内通知をして参加をお願いしております。そのほか、広報などでも教室開催の周知を行い、公募をしております。歯科検診は5月末に19歳以上の市民に個別通知する検診まるわかりガイドでの案内やホームページ、情報メール、広報を利用して受診勧奨を行っております。

また、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢の方には、秋頃、再度個別に歯科検診の受診のお勧めのはがきを送り、受診勧奨を行う予定で進めております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小川多美子議員。

○1番（小川多美子君） ①番、子供の頃から歯を健康に保つための予防が必要ということですけれども、現在、子供たちは、保育園、こども園などに通っているお子さんは定期的に1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳とか、本当に定期的にいろいろと歯科衛生士さんが見てくださったり、あるいは親御さんに対してもそれなりの講習の機会があるかと思います。

オーラルフレイルというのは、やはり子供の頃からの歯の予防が大切ですがけれども、今、やはりオーラルフレイルを気にしなければならない年齢というのは、ある程度の高年齢の方たちだと思います。その年齢の方たちにはどのように周知をしていただけていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 大人の検診を増やすということなんですけれども、歯周病検診の受診を高めるために広報やホームページの利用、または検診まるわかりガイドということで、先日、検診のガイドを送らせていますけれども、その封筒のほうも御覧になったかとは思いますが、ちょっと奇抜なというか、そういったもので目を引くようにして、高齢者の方にも受診をしてもらえるような広報をしていっている状況です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 今、課長のほうから答弁いただきました。先日、家にもまるわかりガイドというのが届きましたけれども、今回の通知というのは、とても封書の色も、奇抜というほどではないですけれども、ふだんあまり見慣れない色でちょっと目を引くものでした。そして、表紙に書いてあるものが、これなんだろうと思って目を引くなと思いました。

今までは、比較的小となしめの通知だったりしたんですけれども、今回のとてもいいように思いましたので、ああいう感じで、これ何だろう、ああそうか、こんなのが入っていたんだ、では受けてみようかななんて思っていただけのようなもので、とてもよかったと思いますので、これからもそのようにしていただけたらなと思います。

ただ、目を引くだけではしょうがないです。実際に検診を受けなければしょうがないわけですけれども、フッ素は、子供の頃、フッ化物添加、フッ素、フッ素と言いますが、何歳くらいまでというか、いつぐらいの年になるまでやったら効果があるでしょうか、教えてください。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） フッ素塗布は大人になっても効果があるのかということだと思えますけれども、歯が固くなっている大人のフッ素塗布への効果についてでも、大人は加齢や歯周病により段々と歯茎が下がってきます。歯茎が下がってくると歯の根っこが露出してることがございます。

実は、この根のところには固いエナメル質が存在しておらず、表面が柔らかいものとなっております。歯の表面が柔らかいということは、同様に虫歯リスクも高く、虫歯になりやすいと言われておりますので、歯科医師や歯科衛生士の指導の下、実施をしていただくと。高齢者になってもやっていただけることが効果的だと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございます。

その塗布なんかに対してもそうです。高年齢、いわゆる8020の年齢の人たちというのは、子供の頃、多分学校なんかでブラッシング指導していただけたかどうかということ。私もまだ8020には届いていませんけれども、私たち、子供の頃は丁寧に学校でブラッシングしましょうとか何とかというようなこと、教わらなかったような、自分があるいは覚えていないのかもしれませんが、教わっていないような気がします。今からでも遅くないと思いますので、ぜひ歯を磨いたり、口の中をきれいにしたりということをしたらいいかと思います。

オーラルフレイルになりますと、歯周病でその原因で起こる様々な病気があるということです。認知症も何かこのような病気に関係するというようなことを新聞記事などで目にしますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 認知症への影響ということなんですけれども、歯周病は大人で歯を失う原因の第1位と言われております。義歯を含め歯の本数が多いほど認知症になりにくく、転倒も少ないということが研究から分かっております。歯を失うことでしっかりかめず、食事の量が低下するなど体力が低下する、発音しにくくなることで他人とのコミュニケーション機会が低下するなど、いろんな要因が絡み合って認知症への影響が出てくると言われております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） ぜひ、そのようなことも含めて、高齢者など集まる機会がありましたら、そのようなことをいろいろと周知していただけたらと思います。

健口教室を、健口、口では「けんこう」と言いましても、健口の「こう」、口なんですけれども、伊豆市では健口教室実施しているようですが、知っていらっしゃる方は少ないんじゃないかと思います。私、以前、この健口教室に伺ったことありましたが、二十数人ぐらいいらして、その中で男性はたしか2人か3人だったと思います。とにかく、これに限らず男性の受診というのが低いように思います。せっかくのこういう機会にぜひ受診して、男の方に限らず、女性でも忙しくてなかなかそういうところには行っていられないという方もいらっしゃるかもしれません。ですけれども、自分の体のためです。予防のためにも、ぜひそのようなときに出かけて、自分の体を自分で守りましょうということを思いまして、こ

れで終わらせていただきたいと思いますが、先ほど申しましたように、市長をはじめ皆さん、先ほど市長が登壇なさってお話したとき、何かにやにやと笑っていらっしゃる方が多くいたように見受けられました。ぜひ、皆さん、にやにやではなく、自分の体のためですので、ぜひ健康には気をつけるようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（青木 靖君） これで小川多美子議員の質問を終了します。

ここで2時5分まで休憩します。2時5分に再開します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◇ 三 田 忠 男 君

○議長（青木 靖君） 引き続き一般質問を行います。

次に、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） こんにちは。14番、三田です。よろしくお願いします。

今回、件名として、伊豆市の介護・福祉・医療は持続可能な現状でしょうかというタイトルで質問させていただきます。

所属する教育厚生委員会所管事務調査を市内の介護福祉施設で行いました。現場の状況、職員の生の声を確認し、市政に反映させるよう議会活動を行う目的で行いました。そこで幾つかの知見を得ましたので、以下の質問に至りました。特に高齢者分野でなく、件名の伊豆市の介護・福祉・医療全般に通じる①から⑧でございます。

①として、各アンケート調査や日頃の行政事務から、伊豆市の現状は市民の需要に応えられているレベルでしょうかという認識を、特に市長にお伺いしたいと思っております。

②番として、介護福祉施設分野では人材不足を訴えていましたが、介護分野以外の分野での現状把握はいかがでしょうか。あるいは、その原因と対策等についても市長に伺います。

③として、人材確保面に対する行政施策の現状を教示していただきたいと思います。これも市長にお伺いいたします。

④番として、こども園等、幼児への、さらに義務教育学校での福祉教育の現状の取組状況は。あるいは、その課題となることはいかがでしょうか。これは市長と教育長に伺います。

⑤番として、人材確保のための介護職員初任者研修を行政主管で開催しませんでしょうか。または、受講者に助成いたしませんでしょうか。これは現行の行政施策でやっていると思いますが、市長に答弁をお願いいたします。



⑥番として、高校、短大、専門学校、大学等で学ぶ医療・介護・福祉分野の生徒・学生の奨学金制度を独自に創設しませんでしょうか。考え方等は特に市長にお伺いしたいと思います。

⑦番として、人材不足のため外国人労働者の採用が進んでいますが、受入れや暮らしの支援の行政の施策の現状と課題についてはいかがでしょうか。特に外国等の生活も長い市長に主にお伺いしたいなと思っている項目です。

⑧番として、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制、包括ケアシステム、重層的支援体制整備事業の現状と今後の取組方針を伺います。この医療・介護・福祉の分野は、国の政策の大きな変動の分野でして、それに地方が混乱を来しているという私の現状認識もありますので、この辺は行政の担当者にお伺いしたいなと思っております。

以下、よろしくお願ひいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、私から総論を申し上げます。

高齢者の皆さんに対する実態調査の結果、約8割程度の方が「満足」という回答のようでして、これは実態とやっぱりかなり近いのではないかと、実態を反映しているのではないかと気がします。医療と介護はちょっとセットで申し上げたいんですが、市境、町境を気にする必要はない。順天堂大学医学部附属静岡病院を中核として、田方地区にあっては伊豆赤十字病院、中伊豆温泉病院、伊豆保健医療センターがしっかり連携をし、特に中伊豆の皆さんは伊東市民病院も遠くありませんので、診療所の先生方の高齢化とか数が減っているという課題はありますけれども、しかし、客観的に考えれば十分、都市部、あるいはそれ以上の実は医療体制にあるんですよ、現実問題は。

ただ、やっぱり心理的に隣の市というのがあるので、あるいは土肥地区とか距離的に遠いところはあるんですけども、医療の専門家と話をすると、実は我々は恵まれているほうなんです。そして、介護施設は特別養護老人ホームが4つ、それからケアハウス等々一定の充足数はあると考えております。あとは運用のところ、どの程度、さらにニーズに応えるかというところはあります。

しかし、問題はここからで、物すごい勢いで人材不足に、人手不足になります。今でも伊豆市内は、残念ながら人口減少激しいですから、私が見聞きしているとおり、全ての事業所で人手不足です。観光施設は、極端に言えば、休むことができます。休ませることで旅館なり飲食店なりの従業員さんを休ませることができる。その結果、経済は落ちますけれども、しかし休むということが選択肢にあるわけですね。

ところが、医療と介護は休むということはできない。むしろ需要はもっと増えていく。供給能力はどんどん下がっていく。ここは物すごく大きな課題です。現状、幾つかの介護施設

では外国のスタッフを入れていることも承知しておりますけれども、これからもっと取れなくなってきていて、私が直接伺った範囲では今、ネパールとかミャンマーとか、今まで日本人が供給を受けていた東南アジアの国々より幅を広げて従業員さんを確保しても、日本人と同じ、もしくはそれよりコストをかけないと来ていただけない時代になっているわけですね。

このような構造的な課題がもうはっきりしている中で、一体この国はどのようにしていくのかと。これは、本当に大きな課題だと思います。もちろん伊豆市としてもどのような対策を打ったらいいかはしっかり考えますけれども、やはりこれは国家の課題として、来週また全国市長会もありますけれども、現状しっかり確認した上で私も訴えてまいりたいと考えております。

その他の具体的な御下問は、まずは健康長寿課長に答弁させますが、後のまた議論の中で、少し加えさせていただければと思います。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 現在、子供たちは祖父母と暮らしていない子がほとんどです。同じ敷地内にいても、恐らく家を別にしている子供たちがほとんどでして、そういう世代のつながりのある暮らしをしている子が少ないというのが、それが福祉の全てではないですが、そういう介護とかのことはなかなか触れていないのも事実です。

小学校で学びの中でということ、それからあと中学校で職業体験を行うんですけれども、残念ながら3年間、コロナの中で介護施設等では一切お断りということでしたので、今後そういう体験の中で学んでいく子がいるかなとは思いますが。

詳しくは、④、⑥について、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） ①の市民の需要に応えられているかですが、介護保険関連では、市長申し上げたとおり、昨年度の高齢者実態調査の結果、8割程度の方が「満足」という回答でした。障害者福祉関連では、今年度障害者へのアンケートや事業所とのヒアリングを実施します。医療関連では、駿東田方の広域的な医療圏として鑑みる必要がありますが、市内における小児科の存続や市内医療機関の医師の高齢化なども課題であると認識しており、医師との懇話会を開催し、持続可能な地域医療について意見を伺っているところでございます。

②の人材不足ですが、医療については医師ばかりでなく、特に看護師不足が顕著だと認識しております。保育士については、近年、不足が問題となっており、国が保育の質を改善するために保育士の配置基準を改めることとしておりますので、それに対応できる保育士の確保がさらに必要になると考えます。障害者サービスでは、現段階では職員が不足しているという状況ではないと認識しております。

③の人材確保面に対する行政施策ですが、介護人材確保対策として介護事業所に対する介

護人材育成及び定着対策事業補助金や、中小企業等奨学金返還支援補助金による支援を実施しております。

④の園児への福祉教育ですが、手話の取組や高齢者福祉施設との交流を行っております。また、児童発達支援センターとの交流など福祉との関わりに取り組んでおります。こうした取組の中で、発達段階に応じた伝え方が課題と考えております。

⑤の介護職員初任者研修ですが、人材確保のため市内の事業所が開催しており、③で答弁したとおり、この介護事業所が行う研修支援を継続していきたいと考えております。この介護事業所への従業員への研修補助や介護職員初任者研修も対象となりますので、積極的な活用をいただけるよう周知してまいります。

また、介護人材の拡充につながる、受講者が利用しやすい補助制度についても研究していきたいと考えます。

⑥の奨学金についてですが、医師については県の奨学金制度があり、看護師についても県や病院独自の奨学金制度があると確認しております。現在、教育委員会に無利子の奨学金制度がありますので、こちらの活用を御検討いただければと思います。

⑦の外国人労働者ですが、市内の事業者が人材不足に対応するため、外国人労働者の受入れを進めることは承知しております。支援の施策は現段階では行っておらず、課題も把握できておりませんが、今後外国人の雇用状況や就業状況を見ながら、市としての対応を検討していきたいと思っております。

⑧の地域共生社会実現ですが、包括的支援体制としての重層的支援体制整備事業は、令和6年度の実施に向け、相談員のスキルアップやネットワーク強化に向けたワーキングや、重層的支援会議を開催し、チームによる支援を進めております。今後は、制度やサービスにつながりにくい人の社会的孤立を防ぎ、地域や社会につなげていくための支援を進めてまいります。

地域包括ケアシステムについては、できる限り多くの高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、介護予防や通いの場づくりを進めております。今後は、住民主体の活動をより活発にするため、地域包括支援センターと協働で、新たな活動の支援やボランティアの育成を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、④の福祉教育の取組状況と課題ですが、市内全ての小中、義務教育学校におきまして、福祉をテーマにした学習を総合的な学習の時間を中心に実施しております。学習内容については、市として統一することはございませんが、学校ごとの計画や子供たちや地域の実態に即した内容を選択し、実施しております。

各学校の取組では、社会福祉協議会が展開しております子ども福祉出前講座という事業を活用している事例が多いと聞いております。また、地域のふれあいサロンとの交流を通して

高齢者に対する理解を進めたり、認知症サポーター養成で認知症についての理解を深めたりするなど学校独自の取組も見られます。

課題として考えられますのは、福祉教育の内容が高齢者や障害者に関する内容が中心となり、狭義なものに偏ってしまうという可能性があることです。しかし、福祉はそれだけではなく、よりよく生きる、人も自分も幸せになるという考えの下、高齢者や障害者を含めた広義な福祉について考えていくことが、これからの子供たちに必要な福祉教育ではないかと考えております。

⑥の奨学金の創設についてですけれども、教育委員会では医療・介護・福祉分野に特化したものではありませんけれども、伊豆市奨学金制度というものがあまして、保護者が3年以上、伊豆市に在住し、経済的理由により就学が困難な方が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院を含む大学、2年以上の専修学校に就学する場合に無利子で利用をできるようになっております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 今日ですけれども、議会のポストに「一般質問とは」という文書が入っていて、市の権限内の行政全般に対し、事務の執行状況や将来の方針等について説明及び報告を求め、もしくは執行部を批判することであり、議長の許可を得た範囲で行うというのがありました。批判するという文書があったんですけれども、大まか市長と同じ認識なものですから、どう批判しようかなと思って、ちょっと迷いながら、今から質疑を行わせていただきます。

この質疑に至ったのは、市長もおっしゃっていましたが、非常に各事業所から人出不足を訴えられたということなんですね。では、それが事業者だけでやっているのか、あるいは市も一緒になってやっているのかなというところの確認をさせてもらいたいということが大きな出発点であります。

もう一つは、なるべく一般質問は総合計画に沿ってやろうという視点を持っているわけですが、第2次伊豆市総合計画後期基本計画の中で附帯意見として、前期は少子化の子育てに焦点を当てろというような文章が附帯意見に多かったと思うんですが、今回は各世代が先輩の背中を見て育つ中でよい環境を与え合い、全ての世代が幸せを感じながら、全ての世代、ここがポイントですが、生活できる社会の実現に努め、特に高齢者、福祉施策を充実させることで子育て世代にも効果が波及するように施策を進められたいと。これは、ちょっと私にとっては極めていい文章だなと思っていたものですから、この観点から質問になりました。

また、これらの件名というのはこの持続可能なことですが、これらの充実は暮らしやすいまちづくり、安心・安全なまちづくりの必要条件だと思っているものですから、この

条件が崩れると市民の不満とか健康問題が多発するという前提にあるものですから、市長においては、政治家として政治理念や政策上でこの分野の位置づけ、優先順位についてはいかがかなんてことも聞いてみたいと思い、先ほどおっしゃっていただきましたが、まず政治姿勢の中でのこの分野の位置づけを市長にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 以前に私は申し上げたことがあると思うんですが、どうしても私が人口対策をやると若い人だけに注目するように勘違いされてきたんです。だけど、高校生は、中学生は私を見ないですよ。まず二十歳ぐらいの、20代ぐらいのちょっと先輩を見て、自分は5年、10年たったらこういうお兄ちゃんのようになるんだな。20代、30代ぐらいは40代、50代ぐらいの見て、消防終わったら、こういう人たちがこんなことやっているんだなと。

それと同じように、私が当時50とか60であれば、うちのおふくろは今どうなんだろうと。つまり自分は80、85になってここで安寧な暮らしができるんだろうかと思いつつ、ちょっと上の世代を見るわけですよ。そうすると、少子化対策といっても、やっぱり赤ちゃんから全世代をちゃんとケアしないと、本当の意味での少子化対策にならないとかつて答弁したことがあると思います。

その文脈の中で人口減対策、少子化対策はしっかりやりますが、そこだけではない。そこはしっかりやりますけれども、そこだけではない。それから、さらに大きな課題が純然たる従業員不足です。さっき申し上げたとおり、医療・介護は休むことが許されません。そうすると、私も10日ぐらいで65になりますが、休んでいる場合じゃないですよ。年金もらって好きなことをなんていう、社会がそれを許してくれない。何ができるかはともかくとしても、恐らく確実に70ではなくて75歳くらいまでは、それぞれの体調を見ながらになりますけれども、申し訳ないけれども、マンパワーとして活躍していただかなければ、この社会は絶対に回らなくなります。

ですから、外国から受け入れるとともに、今まで伊豆市があまり積極的にやってこなかったシルバー世代ですね。多分、60で来る人は少ないと思いますが、65ぐらいで、もうさすがにゆったりと、自然のきれいなところで、週に1回ぐらいゴルフもやりながらという方々が、少しでも社会でマンパワーとして活躍していただけるのであれば、今度はそちらの観点から多分頑張らなければいけないんだろうと思います。

だけど、そういった方々が、では急に来ても医療・介護のワーカーにはなれませんから、どのような手法で、伊豆でC R Cと呼ばれる第2人生を送りながら、かつ伊豆市の社会が求めるワールドで働いていただけるか。ここはとても大きな課題で、今までの15年間では多分あまり私が強調してこなかった課題だと考えています。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございます。

これからの課題の中で、ちょっと冒頭申し上げておきたいのが、2025問題で今、行政当局、

力を入れていると思いますけれども、国は2050問題だと言われているみたいですね。2050って何かということも聞いてみたいんですが、実はこれは団塊の世代のお子さんたちが2050年に、いわゆる介護とかが必要になる世代ということらしいんですね。

つまり、その世代はちょっと増えるんですね、団塊の世代になると。そこについて、もう国は走っていると。そのときに人口が減っている状態の中で、いわゆる専門職だけでは支え切れないから、地域丸ごとどうするんだよということを提起していると。それが⑧番の課題に結びつく話になっているみたいですが。

これは、今の現状よりも先を見なきゃいけない。介護保険も今のお年寄り、今のまだ75等で元気なお年寄りのための政策だと私は理解しているものですから、まだまだ発展段階の介護保険だと思います。

その分野で働いている人たちが、これ国勢調査の統計だと思うんですけども、古くて、平成28年のデータしかちょっと持ち合わせしていませんが、医療・福祉分野でこのとき働いている方が1万2,988人中2,121人。一番多いのが宿泊・飲食業の2,925人。医療は3番目ですが、2番目が小売業の方が2,197人。

医療・福祉、これから出てきますけれども、福祉はちょっと別にして、医療の人の給与所得というのは、伊豆市から見れば高い水準の方で、この分野を雇用を増やすと伊豆市全体の所得が上がるということになるということも、私いつも言うんですけども。この分野でいかに人手不足があるのならば、伊豆市の経済にはマイナスになっているんじゃないかということで、この分野が伸びることが市民の安心・安全につながるという前提での質問になってくるわけです。このデータを基に考えていただければと思います。

ちなみに国のデータで、老人福祉施設の一般的な給料ですけども、非常勤の方は介護職で26万円。これが高いか安いかわた判断してください。正職員で35万円、これは給与等ですからいろいろな手当も含めて、基本給だけじゃありませんので。

ただ、この分野の金額は他の産業からは5万円ぐらい低いと言われていて、いわゆるこの分野に新卒者が来ないということで大きな問題が出ているみたいですね。しかも、景気がいいときには来ないけれども、景気が悪いときだけ来て、また景気がよくなるといなくなってしまうというのがこの福祉分野だと言われています。

そこで、①番のアンケート調査等についての需要で答えられたレベルですが、各分野でまだ施策で足りないなという、個別に細かいところで申し訳ないんですが、何か項目、例えば高齢者の分野でいくと、いわゆる生活支援の分野のヘルパーが少ないとか、例えばあると思いますね。あるいは、障害者でいけばグループホームが市内にはちょっと足りないんじゃないとか、あるいは精神分野の制度が遅いとかいろいろあると思うんですけども、何か今の行政レベル、課長さんレベルで気がつくところがあったら教えてもらえますか。

○議長（青木 靖君） 不足しているところということですね。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） このアンケートの中で不足するというのが分かるわけではないんですけども、施設の声として、議員おっしゃるとおり、ヘルパーの方が不足しているよというような声がございます。介護施設の中でも、やはり身体介護をされる方と、それ以外のもっと配膳とか、身体介護という専門的なものじゃなくても、シーツを替えたりとか、そういった分野でも仕事があるので、そういった方が今、活躍しているとか、そういったことも聞いておりますが、いずれにせよ、そういったところのヘルパーの部分がちょっと足りないのかなというのは声を聞いております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ヘルパーの分野で足りなくなったのは、事業所が、いわゆる生活支援レベルで、市の事業になって、給与水準が落ちてしまって、それだけでは生活できないし、事業所ももうからないからと廃止した部分があったんですね。身体介護の部分はまだいいんですけども、そうじゃない部分というのは、ちょっと経営的にもやっていけないということで、非常に低下してしまったというようなことも一因だということをちょっと認識していただければ幸いです。

今回は一般質問で、所管事務調査ではありませんので、細かいことはちょっとよさせていただいていますけれども。

②番に入って、いわゆる先ほどの人材不足は介護分野だけじゃないんだと。ナースのところもあると確認をさせてもらいました。

障害者分野ではそうじゃないなということも聞いたんですが、いわゆる障害者分野でも、生活介護の分野と就労支援の分野とかちょっと幅が広いものですから、本当に障害者分野でも人手不足はそうじゃないよと答えたような気がしたんですけども、そうじゃなかったら、また違う答弁があったら教えてください。

○議長（青木 靖君） 就労支援等も含めても足りているのかという質問だったと思います。社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 障害分野につきましては、各事業所にヒアリングをさせていただいております。その中で、現段階では、介護事業所のほうの従業員の確保は取れているというようなことは、確認が取れています。

各障害、就労の部分等についても、放課後デイサービスであったり、その部分についても人材の確保は取れているというような確認はさせていただいております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 障害者のいわゆる生活介護レベルでも人は足りているということだったということですか。そういうアンケートが出たらあれですね。

その点については、いなくちゃ困るというのは、私の知っている県内の施設長さんたちはそういうことを言いますね。

つまり、後で述べようと思ったんですけれども、福祉大学へ行っていても30%以上はよその分野に行ってしまうと、福祉の分野に入らないと。しかも福祉の分野では、相談系はいいんですけれども、いわゆる介護系には、なかなか就きたがらない実態があるということで、俗に言う新卒者がこういった田舎には来ないデータが出ているみたいなんです。それは後ほどまた示させてもらいます。

なぜ、じゃ人材不足になるかということなんですけれども、いろいろな識者が言っているんですけれども、いわゆる3Kと言われていてきついか汚いか不健康だとか、あるいは給料が安いとか言われているんですけれども、給料が高けりゃ、じゃ来るかというのと、やっぱりそうでもなくて、やりがいだとか、仲間づくりだとか、その職場に行くとなんか成長するとかそういった要素がなければ、なかなか定着しないんじゃないかなということ言われているみたいです。

それで、岸田内閣がこれからの世代って、人への投資ということを言っているような気がしましたけれども、特に人への投資の中で、男女が希望どおり働ける社会をつくり、生きがいを感じる賃金、給与の実現が社会保障を支える人を増やすことに結びつくと。医療・介護・福祉のサービスを担う人材の確保と定着につながるんじゃないかと識者は言っているところもあるんですが、私もそう思うんですけれども、人への投資の部分で、いわゆる給料だけの投資じゃなくて、奨学金の投資をこれから質問させてもらおうということに入らせてもらいたいと思います。

その前に、③番の人材確保について、担当部署じゃなかったもので、さらっと答えてくれましたが、伊豆市全体でいろんな分野で人手不足ということが行われて、いろんな施策があると思いますけれども、特徴的なことを、すみません、産業部長、提示できるものがあつたらお願いできますか。

この分野は、私、福祉は、今までの産業と分けて独自の制度で考えていたんですけれども、よくよく考えたら、伊豆市の中小企業といえば、そういった福祉分野も入るわけですから、その人たちも使えるんだなと後から気がついて、もっともっとこの分野に関心を持たなきゃいけないと感じた次第で、すみませんが、振らせてください。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 人材確保の伊豆市の取組、施策ということですが、先ほど健康支援課長のほうからお話がありましたけれども、中小企業の奨学金返還支援補助金事業ということで、こちらにつきましては、中小企業等に勤務している奨学金を返還する従業員の経済的負担を軽減することによって、人口の確保も併せて中小企業の人材確保を図るために創設した補助金制度となります。こういった補助金制度で、たまたま介護の施設でお二人、今、活動していただいているというようなこともございます。

それと、事業として、人材確保につきましては、伊豆市と伊豆の国市で共同でやっている



んですけれども、「伊豆おシゴトさがしフェア」ということで、8月に毎年やっているんですけれども、求職者と求人を希望する事業者とのマッチングということで、そういった場を提供しております。

そのほかに随時ハローワークの求人情報、そういったものを情報提供させていただいているというようなところが主な施策というところになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） この伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金という制度は、伊豆市の例えば中伊豆温泉病院とか中伊豆リハビリテーションセンターとか春風会とか、そういった社会福祉法人も中小企業という捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） はい、そのとおりで、中小企業の中に社会福祉法人も、一応こちらのほうの該当となります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） そうしましたら、そういった企業にこういった宣伝というか、情報提供とかされていて、ある法人は活用しているみたいですが、なかなかその法人も一般的に地元の法人なんだけれども、中小企業という概念で医療・福祉の分野はあまり捉えていないものですから、活用していないんじゃないかなと思うところがあるんですけれども、実態はいかがですか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） こちら、やはりうちのほうも宣伝が足りないというところもありまして、担当のほうでそういった事業所を回って、案内をさせていただいています。

ただ、就業規定というか、奨学金の返還支援のための就業規則であるとかそういったものが必要になるものですから、その企業でそういった規則をまずつくっていただくというところからお願いすることになるものですから、そこに今やっていただける法人の方がどれだけあるかというところで、今ちょっとまだまだ足りていない部分かなと思っています。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） この続きは⑥番でやらせてください。

④番に移って、福祉教育の現状というところをお願いします。

福祉教育は、いろいろな社協と一緒にやられると、学校でもやっていると聞いていますけれども、その中身が問題だと言われているんですね。何を教えるか。福祉教育って、先生方がどう捉えて何を教えようとしているのか。主に福祉で何を教えようとして取り組んでいるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育のほうから答弁を求めていますか。

○14番（三田忠男君） 教育のほうでお願いします。

○議長（青木 靖君） 福祉教育。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） そうですね、学年に応じてというところで、なかなか小学校では4年生あたりを中心にやるものですから、あまり難しいことには触れられないんですけども、まず違いを分かるというところが一番だと思います。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 違いのことをもっと詳しく言ってくれたらいいなと思ったんですけども。

私も体験的にやっていたのは、例えば車椅子の乗り方とか、段差があつて大変なんだよね、障害を持っている人、苦勞するんだよねなんていう、どっちかという道徳な、優しくしようねなんてやっていたんですけども、本質的な福祉教育が今、問われていて、理解はいいんですけども、いわゆる今言われているのは日本国憲法ってありますね、第25条と第13条。日本国憲法第25条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するということだと思いますけれども、第13条は、全ての国民は個人として尊重されると。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国の政策で最大限尊重することになっているというようなことを福祉教育では本質を教えていただいて、その上に立って、じゃ、そういった高齢者とかハンディキャップを持っている人はどういう状況に置かれているんだろうねと、それを考えていただいて、それが今度はこの人々も自分たちと同じなんだよと。丸ごとで、いわゆる助けてあげる対象じゃなくて、助ける自分をつくるんじゃないかと、一緒になってやるんだよねという感覚をつくったらどうかというのが今言われているみたいですけども、伊豆市がそういった福祉教育に力を入れているかどうかということの確認をしたかったという。

先ほど健康長寿課長も手を挙げましたので、併せて答弁していただけたら幸いです。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 人権の教育問題については、非常に重要なことだと考えております。非常に難しい問題だとも思っております。

先ほど最初の質問にあったように、こども園、幼児への教育ということもありまして、これについては、段階的に個々に合わせて教えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。例えば幼児教育の中で、人を傷つけたり、異なる外見などによって差別をすることをしないなどのことから、他人の考え方の尊重などを段階的に教えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 学校部局からありますか。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほどは失礼いたしました。

突き詰めると、先ほどの違いが分かるということだと思います。

子供たちは頭の中で教えてもなかなかそういうことは理解ができないものですから、例えばアイマスクをしての体験ですとか、それからお年寄りになったときは、軍手をしてノートを使ってみるとか、それから、ちょっと違いますけれども、妊婦さんの体験として、お腹に重い物を抱えて過ごすことの違いだとか、そういうことを体験する。その体験によって子供たちが体感するという、そういうことを取り組んでいます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございます。

非常にその分野でやっていただければ、いじめの問題も小さいことから違いがあると何となくこうやっている子供というのは、正直なところがあるものですから、自分と違うと排除しようとするみたいなどころがあつて、そうじゃないんだよというところから始めて、中にはやっぱり分からないからゲームから始まっていくというようなこと。ゲームを通してやると。いろいろあるみたいですので、引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。

ちょっと各論に入って申し訳ないんですけども、⑤番の初任者教育のこれは、いわゆるそういった人材不足は、少子高齢化対策を含めて、市が責任を持って人材育成をやりませんかという提案なんですね。

それで、その主幹じゃなくて、いわゆる補助等でやっているということですが、もうちょっと細かく説明してもらえますか。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） 支援の内容ということでございますけれども、議員おっしゃるように、初任者研修については、事業者が行っているものの支援をしたいと考えております。

現在の支援の方法なんですけれども、事業者がその従業員に対して補助する部分に市が補助するものとなっております。

事業者によって個人負担が発生する場合もあり、議員の提案されているような受講者の補助についても研究して、市内の介護現場に携わる方の増加を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） それで、私の質問の趣旨は、市がやればもっと大勢の人が受けてくれるかなと期待を持っていたんですが、ある法人がやったところ4人しか集まらなかったというんですね。高いからだろうと質問したら、1万円だって言うんですよ。それでも4人しか集まらない。じゃ、その人たちが、その分野で働けたかというのと、そうでもない。家庭介護みたいなどころで。

そうすると、じゃ、市がやると集まるのかなと、ちょっと私自身が疑問が出ちゃって、この質問どうかなと思ったんですが、それぐらい厳しくなっているということなんですね。

私が市の援助を受けながら、元の職場でやらせてもらったときは60人ぐらいいて、選考しなきゃいけないぐらい。毎年やってもそれなりの人が集まって、それなりの分野でヘルパーとかやっていたんですが、どうもこの医療・介護の分野というのは、もっともっと働き手がなくなっていると。今いる私たち自身は、誰がサポートしてくれるんだということで、真剣に考えなきゃいけないんじゃないかなと思うような事態になっているもので、この質問にも結びついているわけなんですけれども。

市がもっと広報とか力を入れてやらないとどうなのかとか、あるいは中には、個人的に三島のほうの教室で受けたりしている人がいて、補助金があるということなんですけれども、その補助も国がしっかりした補助金を出して、実務ですか、20万円ぐらいをちゃんとバックするとかいろいろあるみたいなんですけれども、そういった周知徹底という意味では広報活動は十分でしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） そうですね。市で行うというか、事業者で行うこと自体は、介護現場をよく知るところでやっていただくというのは、非常に有意義ではあるんですけれども、周知は非常に足りないところもあるというふうに自覚しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 周知のほうは引き続き、すみません、よろしくお願ひしたいなと思います。

⑥番の奨学金のことなんですが、国の制度とか返済する奨学金というのはあるんですが、伊豆市でやられている奨学金の制度を見させてもらったんですが、大学生で2万円でしたか。活用状況はどうでしょうか。私の中には、金額的にも少ないし、返済するんだからいつかは返さなきゃいけないということで、あまり活用がなかったかなと。あるいは所得制限とかいろいろあるもので、もっと大胆に伊豆市でこうやって、伊豆市に5年間戻ってくれば免除するよぐらい言わないと、なかなか来ないのかなと思うんです。枠組みをちょっと変える必要があるような気がするんですけれども、その点についてはいかがでしょうかね。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） この教育委員会でやっております奨学金は、原資で基金で積み立てております。これ、返還の無償にしますと、原資なくなりますので、続かない制度になってしまいますので、今、原資を使って貸出しを行っているというような状況になっています。

現在約半分ぐらいの金額を貸出しをしているというような状況です。借りている方も何人かいらっしゃいますし、毎年二、三名の方は借りていただいているような状況になります。

これ、無利子で金額が少ないというのは、やはりその原資があるというのも前提ですけれ

ども、通常奨学金、もっと日本学生機構ですか、育英会とかそういうところの割といい金額を貸していただける。さらに条件が合えば返還がないというような奨学金がありますので、どちらかという、サポート的に使っていただけるような奨学金制度として、今現状運用しているような形になりますので、今後どういうふうに変えていくかというのは、まだ全然検討は至っていませんけれども、もし検討の必要があれば、変更するような検討もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） いいですか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） その返済の話なんですが、国の育英資金とかは、たしか国家公務員になれば免除になるような気がしたんですけども、地方公務員になったら、免除されるかどうか、ちょっと私、知見がないんですけども、分かる方いませんか。もしいなくても結構ですけども、伊豆市の公務員が、成り手が無いといったときに、奨学金をつくって、伊豆市の公務員になれば免除になるよという制度をつくっても、今の国と準じればいいのかなみたな気もするし、原資の問題もふるさと納税のほうで項目をつくっていただいて、人への投資でいかがでしょうかなんて、制度設計してもいいような気がしますけれども。

市長に聞いていいですかね、総合政策部長でも構いませんけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） そうですね、検討したいと思います。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） すみません、検討は私の認識では、行政用語でやらないという答えになっています。前向きにというのがつくるとまた違うのかなと思っているんですが。

本当に、検討していただきたいと思うんですよね。

ここでは、さらに、この分野の独自の奨学金制度をつくりませんかというのが筋なんです、検討の中に入っちゃうでしょうから、時間もありませんので、また次回等に質問させてもらいますので、検討過程を聞かせてください。

⑦番の外国の方のことなんですが、今私のデータでは、直近で2年ぐらい前で285人いるというデータがあって、伊豆市は高齢化率が42%、転入で入ってくる人が1,000人ぐらいいるというんですけども、この場合の転入というのは、外国の方もこの1,000人の中に外国が入れば入っているという確認と、外国の方がどこの地域辺りに散らばって、どこの国から来ているか、どんな産業に勤めているかというのがもし分かったら、分かる範囲でお答え願えますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 多分部類でうちの職員仕分けしていませんので、伊豆市の雇

利用者数で多いのは、宿泊飲食です。2番目に多いのが、医療介護です。冒頭申し上げましたように、どの事業所でも全部人手不足ですから、つまり総体的に人数が必要な観光事業と医療介護で困っているはずなんですね。たくさん的人数が必要なところで取れていないわけですから。そして、さらに繰り返しになりますけれども、休むことができない医療介護では、さらに困っているはずなんですね。したがって、先ほどの御指摘のあった転入者数には、外国人の統計も含めてプラス9になっているんですけれども、そこは、すみません、今私は数字を持っていない、誰か数字を持っていれば答えさせますが、やっぱり旅館と、それから介護のところですね。ここは私も直接かなり承知をしています。さっき申し上げたとおり、これが取れなくなります、これから。なるべく入れていただく、入っていただくように頑張りますけれども、したがって、さらに大きな構造的な課題が我々の目前にあるという認識で市長としてはおります。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 窓口の統計的な数字としてお答えさせていただきます。

その場合、どちらに収容という情報はもちろんないものですから、人数の捉えとしてお答えさせていただきます。

令和5年5月1日現在の伊豆市の外国人の人数ですが、343名でございます。1年前と比べて36名増えているような状況でございます。地区別には、343名の内訳ですが、修善寺地区は136名、中伊豆地区は48名、天城湯ヶ島地区が91名、土肥地区が68名という内訳になっています。

それから、国別には、上位のほうを一部お答えさせていただきたいと思いますが、1位が中国で54人、2位がネパールで53人、3位がフィリピンで45人、4位がベトナムで37人、5位が韓国で28人というような順になっております。

あと、ちなみに5年前に比べますと約1.5倍の人数となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 増えているということと、市長がおっしゃっているように、これからこういう人も来なくなるよということで、じゃ、今いる人に何とか残っていただけるような、結婚したら別ですけれども、就労で来たときに残ってもらうための施策は何か特別に伊豆市はやっているかという話で、あまりやっていないというような答弁があったような気がするんですけれども、ここでの質問は、移住・定住、あるいは就学資金等も一生懸命伊豆市はやっているんですけれども、この外国籍の人にも当てはまっているのかどうかという、まず確認をさせてください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 当てはまっているというのは、対象になるかということと思いますが、ちょっとすみません、確認をさせていただきたいと思います。基本的には対象に

していると思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ちょっとあやふやだったから、なっていればまた違う質問になったけれども、なっていなければ困るんですが、なっているという前提でいくと、それが、各事業者あたりが分かっているかどうかとか、いわゆるアクセスができていくかどうかとか、そういう質問に結びつくんですが、いかがですか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 申し訳ございません。

国籍要件ございませんので、外国人も対象になります。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） そうしましたら、じゃ、使っているかとかまた聞きたくなるんですけども、つまり私としては、その人たちは別のところにいるのかなという気がちょっとしていたり、もっといわゆる一般、ここに暮らしている市民として伊豆市がどう受け入れるかという体制をつくらないと、定着してくれないんじゃないでしょうかという提起をしたいと思ったんですね。

その提起の中に、介護のほうでも技能実習とか来ると3年で交代しちゃって、新しい人が来る。交代しないで3年の人がうまく資格でも取って伊豆市にずっと住み続けて、それで働いてもらえば最高なんですね。その人たちには、伊豆を好きになってもらわなきゃいけないと思うんですね。それで、伊豆を好きになるように、こういった人たちとか、プラス新卒、あるいは新規で、この伊豆市に勤めていた人がいた場合、その人たちを集めて、市がウェルカムパーティーみたいなことをやって、市長が冒頭、ようこそいらっしゃいませなんてメッセージを送って、何とか伊豆のよさを発見してもらって、ここに伊豆に住んでもらうような企画を打てないものかというのは、この質問の趣旨にも入っているんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 御趣旨はよく分かります。そもそも我々大和民族と言われている人間も北東アジア人、モンゴル系の北東アジア人と東南アジアの南東アジア人で我々混ざっているわけですね。だから、色の白い人もいるし、色の濃い人もいるのが日本人で、ですから、そこで今、移民は要らないとか受け入れないとか言っても、本当は論理矛盾なんですけど、しかし、国策としては、日本は移民を政策としてやらないということになっているわけですね。

以前、黒須議員と一緒に姉妹都市のネルソンに行ったときに、バスのガイドさんが、バスのガイドさんですよ。カナダは、高齢化社会なので、移民を受け入れないとやっていけないといって、人口の4%を移民として受け入れる。そのとき例えばこの国でもこの国でもと、国まで列挙されて、全国民が移民が必要だという認識がある国と、それからドイツのように、

移民は受け入れる。ある時期大量にトルコから行ったんですね。だけど、交わらないんですよ。このエリアはもうトルコ人だけが生活して挨拶もしないみたいな社会もあるんです。

日本は今、我々が必要としているし、できれば、今、三田議員がおっしゃったように、いやいや、同じアジアの仲間だから、ここに住んで、ここで結婚して、ウエルカムだよ。だけど、国策として、それやっていないんですね。技能実習生であって、あくまでも移民ではありません。

そうすると、じゃ、我々はどういう施策が打てるかなというところで迷う。政策的には迷うことになるわけです。ただ、心情的には、日本を選び、伊豆を選んでくださったよき市民として働いてくださっている方々は、私はやはりこの土地の同じふるさとを共有する人として受け入れることが望ましいのではないかと、価値判断としてはしております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ウエルカムパーティーの延長上で、住民向けに伊豆市の魅力再発見モニターツアーみたいなのがありますね。どこの部署だったっけ。そういった中に、このいわゆる4月、5月に来た人たちをやりますよなんていう企画は打てないですかね。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 今現時点でそういった特別そこにターゲットを絞って募集するというようなことはしていませんが、やはり一つ言葉の壁というか、そういった部分が大きくあると思いますので、そこら辺で、先ほど黒須議員おっしゃられた日本語教室とかそういったもので参加していただいて、そういった環境を少しずつ、そういったところに顔を出してこういったツアーがあるよとかいうことは可能かなとは思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 外国人が困っているのは、やっぱり言葉の壁があって、いわゆるごみの出し方とか、災害等に避難するときに分からんと困るなんてことがあるみたいですけども、長泉町だったか、多言語で避難のやつパンフレットがあったんですが、伊豆市の場合はそういった避難情報というのは、外国の方には、こういった形で伝わっているんですかね。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これ、実はリアルな問題として、すごい難しいんです。危機管理監が今、手を挙げてもらったけれども、もう強烈に私、認識して、自分が外国に6年間いましたから。やっぱり一番役に立つのはやさしい日本語なんですね。これ、道まだ半ばなんですけれども、我々行政が、さっきの市民部長が説明した外国人登録を名簿として使って、はい、英語の人集まってください、はい、中国語の人集まってくださいと、できないんですね、個人情報で。そこで、私が交流協会にお願いしたのが、外国人枠のコミュニティFMの番組を作ってくださいと。今アウトサイダーズだったかな。あそこで本当は呼びかけてほしかった



のは、英語圏の人、今度集まり、どこどこに来てね。中国語圏人、韓国語とかネパール語とかそういうのをやりたかったんですよ。そこで集まってもらったら、そこで名簿を作ってもらって、そこと行政と連携していく形が取れないかなと思ったのが、ちょっと私の伝え方が不十分だったのか、ちょっと中途半端になっていて、そのような形でコミュニティ化にしたかったんです。

そこでは、我々が今増えているネパール、ミャンマーがいますから、英語に加えて中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、これちょっと無理なので、やはりやさしい日本語で、逃げろとか、高いところとか、こっちとかということをやっていただくほうが、私はやっぱり正直言って効果的なんだろうと思っています。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 分かりました。

人材確保の面から、ちょっと奇異に感じるかもしれませんが、お医者さんは伊豆市で働いてもいいんだけど、その家族、特に子供の教育が不安だから、来れないよというお医者さんの家族がいるみたいですけども、そういった家族もこの伊豆市の教育ならばいいよと。伊豆市の環境なら来てもいいよねというのが、まちづくりをすると、長い目で見て、この介護分野も安心して、強いては、伊豆市民も安心してここで一生涯100歳を迎えられるという展開になると思うんですが、ぜひそういった福祉教育を含めて義務教育の中での努力をお願いしたいなと思います。

最後に、⑧番のところで、これは担当部署に非常に大変で申し訳ないですが、私の中では、包括的とか、重層的という、今までの縦割り行政では、それに落ち込んじゃう人がいるから、そうじゃないものをつくりましょうねということが主な国からの提起だと思うんですが、そうすると、地方自治体でやると、昨日も何か市長が省庁は縦割りなんだけれども、この人はそういうことはなくてもいいんだよなんてことを言っていましたけれども、新たな行政づくりだと私は思っているんですよ。それで、しかも、福祉は申請主義といって、いわゆる利用に行かないと何も手を出さなくてよかったんですが、今回これの一番のよさは、アウトリーチというか、自ら発見したら、行政から声をかけに行ってもいいという政策なんですね。その辺を踏まえて、多分福祉の担当部署だけでやるようなイメージに、もし伊豆市がなっているとしたら、本当の重層的にならないと。それをあえてここの大勢のいる部長さんの中で、メッセージとして、課長さんに言ったら酷かもしれないんだけど、いわゆる全部署がやらないところの重層的なものは関知しないという私の観点があるものですから、その辺については、ちょっと課長じゃ言いにくいかな。

はい、市長、お願いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まさにそう思っています。

それで、制度は、生活困窮者の住宅施策とか、障害者の住居の確保とか就業所の確保とか

あるんですが、そこまでその制度に入らないと。だけれども、ちょっとケアが必要な、今シェアハウスで何件かやっていたところはあるかもしれませんが、ちょっと手伝ってくれば、自立できるという人たちのグループもいるわけです。そこを私は、この人は障害だからとか、それも精神障害だから、身体障害だからとか、生活困窮だからと分けると、その人たちだけの住居になってしまうので、本当は混在させたかったんですね。何とか私は45年間税金で食べさせていただいてきたので、やっぱり最後ちゃんと世のために少しやりたいと思って、ある人に相談したら、人がいないよと言われたんですね。それやろうと思ったら、相当マンパワーが要るから、今の体制ではできないだろうと言われて、再構築しているところです。

そこで、最後に、これは三田議員に対する本質的な回答になると思うんですが、私がまだ市長になってやろうと考えていて、着手できていないのが、まさにそのこの世界で、伊豆市内にある行政と社会福祉協議会と社会福祉法人を緩やかに統合させる福祉振興協議会をつくりたかったんです。その前半戦が産業振興協議会なんです。

産業振興協議会はどれも弱い。伊豆市の行政、観光商工課、商工会、観光協会、みんな弱くて、金がない、人がいない。だったら、一緒にやろうと思ってつくったのが産業振興協議会で、あれが回り始めたら、伊豆市内にある福祉事業者を緩くまとめて、福祉振興協議会で、状況によっては、職員の派遣とか交流とか、足りないときにはサポートとかをやりたかったんですが、残念ながら、産業振興協議会がまだそこまで成熟していなくて、こっちに入れない段階で何年かたっています。これは、私が市長でいようが、誰が市長になろうが、必ずこのニーズは起こります。必ず起こります。なぜならば、物すごい勢いで日本の国民は減っていきます。その中で、三島田方地区の中で、三島長泉よりも伊豆市が、人口が増える可能性は極めて小さいと言わざるを得ませんよね。

そうすると、今まで20年、30年前に制度化したような行政は行政、社会福祉協議会は社会福祉協議会、春風会は春風会なんていうことをやっている余裕は絶対にありません。ですから、どこかでお互いに仕事をし合う、お互いにカバーし合う、サポートし合うという体制が絶対に必要になります。

ようやく国だけではなくて、地方自治体においても民間人を公務員として受け入れることの立法化ぐらいまでようやくここまで来たので、その動きを加速化して、今までは公務員は一生公務員のようなあの世界から新しい社会に変わっていかざるを得ないタイミングだと思います。いずれそういう体制になるように準備は着手をさせていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございます。

非常に前向きないい答弁を聞かせていただきました。

実は国の最終目標は地域共生社会の実現ということで、いろんな施策を打っている。地域共生社会というのは、支援する人、支援される人じゃなくて、丸ごと自分たちが自分事と

して捉える社会づくり。結局行政に頼るとか民間だけでやるじゃなくて、一緒になってやらないと、もうできない社会が来るよということらしいです。

その中で、先ほど市長がおっしゃっていました中に、今度は社会福祉法人同士の社会福祉連携推進法人というのも一つつくりなさいとやっていますけれども、また財産問題が絡むものですから、なかなかできないんですけれども、財産は別々としても、だけど事業は一緒にやろうよという大きな施策はすばらしいなと思いますので、ぜひ、逆に言えば、伊豆市の小さなところぐらいは、そういった提案すると一緒にやると。そのはしりで連絡会議というのをやっているんですね、社会福祉法人の。こういうのをつくって、社会福祉法人同士がパンフレットを作ったり。これをもって仲間づくりにして、さっきのウエルカムに対して、伊豆市で若手の職員同士が何かわいわいやってくれるといいななんてことを含めて、ちょっと言わせてもらいました。

20分で終わるなんて思ったんですけれども、やはり長くなってしまって、極力今回は課長さんたちがいたものですから、市長のほうを向いてやると約束したものですから、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（青木 靖君） これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここで3時20分まで休憩します。3時20分から再開します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### ◇ 下山祥二君

○議長（青木 靖君） 一般質問を続けます。

次に、議席番号6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 議席番号6番、下山祥二です。

発言通告書のとおり一般質問いたします。

発言予定時間20分です。最後の一般質問になりますので、お付き合いをお願いします。

件名、市民の安全安心を担保する行政の役割。

市民の安全安心を現在と将来に向けて守り、日常的に生き生きと暮らし、将来に向けて豊かさを追求するまちづくりは、行政の最大責務だと思います。昨今では、事件とは縁がない地方においても、特殊詐欺をはじめ凶悪な事件が連日報道され、今までこんな恐ろしい事件は一度もなかったところなのに驚いているという事件直後のメディアに対する近隣住民の方

のインタビューを耳にすることがあります。また、自然災害の被災地では、生まれてから80年ここに住み続けているが、こんな雨量、積雪量は初めて経験したというコメントも聞きます。さらに、交通事故など市民生活を取り巻く環境は常に危険と隣り合わせです。全てのリスク回避は無理でしょうが、可能な限り危険を予知し、行政は市民の生命財産を守る役割を果たすべきだと思っています。

そこで、市民を守るリスクヘッジについて以下の質問をします。

①平和寺敷地内に残存する廃棄物混じりの土砂は、3年前の状態から現在ほどのようになっていると把握しているか、お聞きします。

②伊豆市が提訴した宗教法人平和寺本山外に対する訴訟の判決は、おおむね伊豆市の主張が認められた判決と思われ、一つの区切りがついて安堵している。なお、平和寺敷地内に残された廃棄物混じりの土砂の除去については、県等と連携しつつ適切に対応していきたいという記者会見の市長コメントがありました。その後どのような進展があったのか、伺います。

③今年ももうすぐ梅雨入りですと書いてありますが、ここは、既に3日前に気象庁により東海地方は梅雨入りした模様ですと発表されました。

そして、その後はゲリラ豪雨や台風など自然災害が発生しやすい季節が到来します。さらに、大地震と連動すると、平和寺敷地内の廃棄物混じりの土砂が一気に流出し、大規模土石流となって甚大な被害をもたらすことも想定しなければなりません。その抜本的な対策についてはどのように考えているか、伺います。

④市民の日常生活においては、生命や財産を侵すリスクは多種多様に潜んでいます。

以下のリスクに対し、現在の具体的な取組について伺います。

農作物などの鳥獣被害対策、行方不明者（登山者、認知症患者など）の捜索活動、通学時の交通安全や不審者に対する防犯活動、今後不適切な盛土の早期発見パトロールなど。

以上、市長、教育長に答弁をお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 以前、流域治水対策の会議で聞いた話ですが、このところ私たちは、雨の降る量が多いと感じていますけれども、降らない日数は増えていて、降るときの降雨量が増えているんだそうです。そうすると、かつてないほど雨が降っているという実感と、ワサビ生産者がふだんは水が減っているよねという実感と、両方とも正しいということになります。特に私たちは、土砂災害に脆弱な伊豆市ですから、ほかにたくさんリスクがございますけれども、やはりリスクは高まっていると認識した上で、様々な対策を取る必要があろうかと思えます。

それぞれ担当する部課長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 通学時の交通事故として忘れられないのは、八街市での大事故です。何ら落ち度のない子供たちを守れなかったことは、断腸の思いであったろうと推察しています。伊豆市ではそのようなことがあってはならないと当時強く思いました。

御質問の④については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは、①から③の平和寺問題に関する御質問についてお答えいたします。

まず、①の平和寺敷地内に残存する廃棄物混じりの土砂の状況についてですが、本事案発生時より定期的な目視による監視を実施しており、風雨により一部浸食された形跡は見受けられますが、盛土部分のひび割れや大きな形質の変化は見受けられておりません。

しかし、盛土の中の状況については確認できませんので、大雨等により盛土の一部が流出する等の危険性は引き続きあると認識しております。

次に、②の県等との連携による廃棄物混じりの土砂の除去に向けての対応状況と③の危険性を想定した上での抜本的な対策についてですが、現時点においては、県による廃掃法による処置命令に基づく行政代執行が強制力を持ち、最も早く対応できる手法であると考えております。平和寺側からは、県の措置命令を不服として、行政不服審査法に基づく審査請求が、環境省に出されており、これまで県はこの裁決の状況を踏まえて行政代執行の実施について検討するとの話がありました。

現時点で裁決は下りておりませんが、今後の対応策や廃棄物等の流出防止の工法等について並行して検討を進めていると伺っております。市としては、早期の対応、あるいは対応案の情報提供や地元への説明等を含めて、引き続き県に要請してまいりたいと考えております。

一方、市が提起した民事訴訟の判決につきましては、平和寺本山及び3名の被告に土砂等の投棄への関与と責任が認められたほか、土砂等の除去、損害賠償額の認定についても議員の御発言のとおり、市の主張がおおむね認められました。

判決後の対応としましては、土砂等の除去及び賠償費用の支払いを被告らに実行させるため、現在顧問弁護士と相談しながら対応について検討しております。

今後とも流出した土砂を受ける流出防止策の管理や定期的なパトロール、水質検査などを続けることで、環境や地域への影響が最小限に抑えられるよう対応してまいります。

また、県及び関係団体等と連携し、地元住民の皆様の不安の払拭に努めるとともに、本事案の最終的な解決に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） ④の農作物などの鳥獣被害対策について申し上げます。

伊豆市では主に自衛と捕獲の2つの方法による対策を実施しております。

まず、自衛につきましては、農地にネット、金網、電気柵などを設置して、鳥獣の侵入を防ぐ措置です。農家個人や団体での共同設置により水稲、野菜、果樹などの食害防止を図っていただいております。市では、電気柵、防護柵の設置に係る資材購入の補助制度による支援を行っております。

次に、捕獲につきましては、銃やわなを使用して鳥獣を捕獲し、個体数を減らすことにより、被害を防ぐ措置です。市の有害鳥獣捕獲隊が中心となり、被害の発生を未然に防ぐための捕獲を行う予察捕獲と被害が発生している地区での捕獲を行う対処捕獲を行い、被害拡大防止を図っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、行方不明者の捜索について申し上げます。

まず、大仁署のほうから消防団長に捜索活動の協力要請がございます。その後団長が出動の判断をし、団長の指示で担当方面隊が出動いたします。

市の対応といたしましては、消防団の捜索に対する協力と、必要に応じまして、同報無線等による告知をしております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、私から今後の不適切な盛土の早期発見パトロールについてお答えいたします。

違法な盛土や既存の盛土の異常を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、静岡県と連携しまして、不適切な盛土の通報窓口「盛り土110番」を設置し、県へ通報する仕組みとなっております。

不適切な盛土の早期発見に向けて、監視パトロールの実施や地域に密着している市民の皆様からの通報が有効な手段とされますので、引き続き関係者と連携し、早期発見に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） ④の通学時の交通安全や防犯活動についてお答えさせていただきます。

学校においては、警察、PTA、地域住民などと連携しました交通安全を語る会や防犯教室などを開催し、児童生徒らが危険を回避する力の醸成に努めております。また、地域住民や交通指導員、PTAの皆さんが通学路に立ち、声かけや見守りをしてくださっている学校もあり、地域力の高さが発揮されております。

これに加えて、今年度から各学校にコミュニティスクールの中心となる学校運営協議会が設置されました。本協議会の設置により地域との関わりが一層強まっていくことが期待

されますので、今後も地域と連携して安全で安心して通学できる環境の構築に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問いたします。

まず、静岡県が公表した是正が完了していない不適切な盛土は、4月28日時点で県内に163か所あり、伊豆市内では、平和寺以外に本柿木と熊坂の2か所に存在することを確認しております。

まずは、その2か所についてももう少し詳しい場所の情報と、現在その不適切な盛土はどのような状態なのか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 県が公表した伊豆市内の2か所の盛土の場所については、県が公表しており、1か所は今議員がおっしゃられた本柿木533番地ほかになります。もう一か所については、熊坂の286番地ほかとなっております。

盛土の状況につきましては、本柿木のほうが、腹付けの盛土、熊坂のほうについては、平地に盛土とされております。これらについては、関係法令の必要な手続がされていないもので今回の箇所数に上がっている形となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） その2か所の盛土は、直ちに崩落するような心配はないということでよろしいですね。

○議長（青木 靖君） 建設部長、マイクをちょっと自分のほうに向けてもらっていいですか。

○建設部長（大村俊之君） この2か所については、直ちに市民の皆様に影響することとは、考えておりませんので、今、議員おっしゃったとおりの認識となっております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） それでも直ちに崩落する心配はないと言われても、その場所が詳しく分からないで、実際にその現場を見ていない市民は不安になり、心配すると思います。

もう少し市民向けに具体的な場所の情報を周知して、現状を認識してもらいたいと思いますが、私も県の資料で見たんですが、番地が入っている細かい字ですよね。地図上も何かすごく大まかな地図でよく分からなかったんですが、もうちょっと市民向けに具体的に周知する必要はないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 市民に対しての公表については、県のほうの中で、危険を及ぼさないものに対しては、そこまでの公表については行っておりませんので、それに従って、今、

市のほうも動いているところです。ただ、今議員がおっしゃったとおり、実際市民の方々は不安に陥るといことは承知しておりますので、周辺の方にはそれなりの情報はやっていくべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。

次に、平和寺の問題に入りますが、遅々として進まないという感が強くて、今回の質問も過去の質問と重複することも多いと思いますが、御承知おきください。

既に3年前になりますけれども、令和2年9月19日、私は平和寺本山に出向き、その敷地内に運び込まれた廃棄物を含んだ大量の土砂を目の当たりにしました。敷地内から土砂が流出しただけの斜面すれすれまで進むと、明らかに土留めもなく、大きくひび割れていて、踏み出した足が埋まりそうになり、一緒に行った人から、崩れ落ちるぞと注意されました。その光景に驚愕すると同時に、こんな美しい景観の西伊豆スカイラインで、こんなことがあってもいいのかと怒りを覚えました。

先ほど市民部長から、目視による定期的な現場確認ということでしたが、現状では直ちに人的物的被害が及ぶおそれはないと判断していますでしょうか。もしそのように判断しているのであれば、その理由をお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 先ほどの答弁と重なる部分もありますが、定期的な現場の確認は目視によるというところで、やはり限界がありまして、例えば盛土部分に亀裂が入ったり段差が生じたりというところで、大きな形質の変化がなければ、危険性を認知することは難しいと思います。

今後の安全性というか、災害の可能性については、なかなか具体的な想定は難しいんですけれども、先ほど市長の言葉にもあったとおり、全国的にはこれまで想定していないような集中豪雨とか、大量の雨ということも起きておりますので、やはり想定を超える雨量というのもこの地域も考えられますので、そうしたことによる自然災害の可能性というのは、否定できないと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 私も決して100%の安全は担保されていないというふうに判断しております。

昨年11月に開催した平和寺環境汚染問題対策協議会の席で、県の担当者は、平和寺敷地内の土砂に対して、12月か1月中にボーリング調査を実施して、廃棄物を含んだ土砂を調査すると説明を受けましたが、それから半年近くになっております。その調査結果を柿木川流域の住民の皆様や対策協議会のメンバーをはじめ伊豆市民にも報告して説明すべきだと思っ



ですが、伊豆市には報告があったのでしょうか。いまだに協議会や伊豆市民に報告、説明がないことについては、どのように思うのか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 静岡県が実施しました平和寺敷地内でのボーリング調査につきましては、本年1月までに完了したと県のほうから伺っております。調査結果につきましては、やはり内容の分析を含めまして、まずは、平和寺環境汚染問題対策協議会の場を通して、県のほうからしっかり説明していただけるように要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） いつまで待っても報告がないと、より不信感が募っていくのではないかなと思うんですが、次の対策協議会の開催は、いつ頃を予定していますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 対策協議会は、やはり問題のあるタイミングで動きがあったときには速やかにということで、今までも皆様にもお伝えしておりますけれども、先ほど答弁でもお話しさせていただいたとおり、まず静岡県の対応として、環境省の審査請求の裁決というのが一つの大きなキーであると考えております。そのタイミングを捉えまして、県の行政代執行の案の説明を含めまして、できるだけ早期に協議会が開催できるように検討・調整をまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 何回答弁を聞いても進んでいないんだなというふうに改めて思うんですが、進んでいないならしないで、対策協議会を開催して、経過説明や今後の対策を協議すべきだと私は思います。

次に、函南町は、6月4日に土砂災害対応訓練を実施するというふうに新聞記事が出ておりましたが、伊豆市の土砂災害対応訓練は、今年度はいつ頃を予定していますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 今年度の土砂災害の訓練でございますが、今年度は、毎年度ですけれども、土砂災害防止月間に合わせて実施をしております。令和2年度、令和3年度は、コロナの関係で実施いたしませんでしたが、昨年度は、原保地区のほうでやらせていただきました。今年度は6月4日に修善寺の北又区で実施をいたします。土のうの積み方やDVDを使った土砂災害に関する学習等をやる予定でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 私は土砂災害対応訓練にまだ参加したことはないんですが、特にこの伊豆市は、イエローゾーンやレッドゾーンが多い地域です。最悪な事態に対応するためには、

大切な訓練の一つだと思いますので、今後もできるだけ多くの市民に参加できるような企画を進めるべきだと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、去る5月26日に盛土規制法が施行されました。この施行前に、国交省は代執行をちゅうちょなく実施できるように、通常手続を簡素化する方法を盛り込んだ自治体向けの指針を取りまとめたという新聞記事がありました。そのガイドラインが明らかになると、今後盛土規制法においては、県、あるいは市町と連携して、代執行手続を早期に実施できるようになると期待しますが、そのような理解でよろしいですか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） まず、現状の扱いとしましては、盛土対策法の対応とは異なりますが、繰り返しになりますが、現在廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による措置命令に基づいて代執行の検討を県において進めていただいておりますので、審査請求の裁決が契機となると思いますけれども、この代執行が早期に具体化されるように要請してまいりたいと思います。

盛土対策法の関係は、新たな枠組みということで、今後発生したものについては、やはり議員おっしゃるような、あるいは新聞記事にあるように速やかな対応に我々も期待しながら、こういうことが二度と起こらないように進んでほしいなと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 次に、②に入りますが、市長コメントの中に、廃棄物混じりの土砂の除去については、県等と連携しつつ適切に対応していきたいとありました。その土砂を完全に除去するまでの障害というか、デメリットは具体的にどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） まず、今動いている状況として、法的な強制力を持った措置命令に基づく県の行政代執行が最も早い対応であると、これまでもお話をさせていただいているところなんです。この県の措置命令の内容が、平和寺敷地内の廃棄物の流出防止策となっております。ですので、それを進める上では、安全性を高めるための工夫が必要である点の一つの課題だと考えております。

もう一つが、伊豆市としては、民事訴訟の確定判決を受けまして、平和寺本山等の相手方に対して、平和寺敷地内の廃棄物及び土砂の除去を求めていますけれども、平和寺側が速やかに実行に移すかどうかということが不透明であるという点が、現時点での課題と認識しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 平和寺問題の発生後に立ち上げた対策協議会において、静岡県から伊豆市に出向されていた佐藤前副市長は、対策協議会の場で、伊豆市の副市長という立場に徹

し、県に対して強過ぎるぐらいの姿勢で臨んでくれました。その佐藤前副市長が県に帰任されましたが、その抜けた後、平和寺問題のこの対策について市役所内の体制はどのようになったか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 今年度におきましても、平和寺問題につきましても、昨年までと同様に副市長を座長にお願いし、庁内対策検討会議をお願いするなど、部局間横断的に課題の解決に向けて調整を進めているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 伊郷新副市長を座長として、県との調整を図り、今後の対策を進めていくのであれば、新副市長の解決までの強い決意をお伺いします。

○議長（青木 靖君） 副市長。

○副市長（伊郷伸之君） 前佐藤副市長が昨年度まで平和寺の庁内横断的なチーム、ワーキングの座長としてリーダーシップを発揮していただいております。引き続き今年度、私が座長を受けております。4月末に一度このワーキングを開きまして、その内容をもって、5月に、先月ですね。県のほうに情報共有と再度の要請ということで伺っております。当然、前佐藤副市長のような強いリーダーシップが取れるかどうかは別にして、この問題解決のため、地元の方の不安の払拭や解消に向けては、しっかり県に要請すべきものは要請し、連携すべきところは情報共有し、連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 当時は総務部長だったんですけども、伊豆市の全てを知るミスター伊豆市役所として、より強い強いリーダーシップを発揮して、県との調整をお願いしたいと思います。よろしくお伺いします。

次に、本年3月13日、その日の議会終了後に、前副市長から「宗教法人平和寺本山外に対する訴訟の今後の方針について」と題して議会に説明がありました。その説明の最後に、今後は県として対応を変えてくる可能性もある。つまり今後は伊豆市に対して強く出てくる可能性もあると、そのような話がありました。私は、その話が、その言葉が大変気になっております。

県が強く出てくる可能性があるということは、どのように解釈したらいいのか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 県が強く出てくるというのを、私はその場になかったから確認をしていないんですけども、むしろ当初が一番強かったですよね。とにかく土砂だ、土砂だと。全ての責任は伊豆市にあると。私がこの問題を認識した頃、えっという感じで、これは実は、

この課題が構造的に残っていて、その後伊豆山の問題で、国も立法措置をし、そのとき私はまだ全国市長会の経済委員会でしたから、とにかく廃棄物混ざりの土砂ということが問題であり、これは伊豆山も平和寺も同じなんですね。ほかでもたくさん問題があります。これと一緒に課題だというふうにしないと、土砂は土砂、廃棄物は廃棄物で、まさに平和寺のような問題で対応を間違えると、意図的に粉砕して混ぜたものが合法的になってしまうという、逆に恐ろしい状況になるので、必死でそこは提言したんですが、新しい立法措置でもやっぱり廃棄物を除いて土砂は土砂として扱うという法体系になっているんですね。ここで構造的な問題、大きな問題が残ってしまいました。

県の対応ですけれども、しかし、県は今でも廃棄物措置法に基づく措置命令等行政代執行ということをおっしゃるので、その後土砂対策の法制度は変わりましたが、当時最も強い権限であった廃掃のほうを、ここをちょっと当時は県が慎重だなという感じはしたんですけども、そこまでは踏み込んでいますので、後はこれ以上県が何らかの形で後ろ向きになるとか、ちゅうちょするということは、私どもは感じておりません。むしろ今、環境省での審査請求が、なぜこんなに時間かかっているんだろうというところが、むしろ気になっている状況です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 私が心配し過ぎるというのであれば、それはそれでいいんですが、至極当たり前のことを申します。

我々伊豆市民は、同時に静岡県民でもあります。しかしながら、この平和寺問題に限っては、発覚してから約3年間、市民説明会や対策協議会における県の説明内容やその対応を見ていると、あたかも伊豆市と対峙しているように、そのように思えてなりません。

県と市が連携してしっかりと情報共有しながら、この平和寺問題を解決していくべきだと思いますが、当局はどのように考えていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆山の問題のときに、私は市長会長でしたから、あの問題もあたかも県と熱海市が対立しているような姿勢に感じられましたよね。平和寺においても、私もそんな感じを率直に受けました。しかし、今も議員まさに御指摘のように、これは犯罪ですから、犯罪行為があったことに対して、市が県がと言っている場合ではなくて、しっかり力を合わせて犯罪行為の回復をしなければいけないのであって、その本質を間違えないようにくれぐれも、県は別に今後ろ向きになっているわけではありませんが、もう少し審査請求の結果を見るところまで行っても進まないのであれば、これは3か月とか4か月とか先ではありません。近々にその新しい方向が見えなければ、改めて協議会の皆さんと一緒にやっぱり申し入れる必要があるんだろうなという認識でございます。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね、今の市長の答弁のとおり、私も静岡県と熱海市の関係を

責任のなすり合いだというふうな発言をしたこともあります。

ぜひとも我々も静岡県民であるということで、特に柿木川流域の住民の皆様、その安心・安全のため、解決に向けて今後も連携を強化して、同じ方向を向いて取り組むべきであると県に対しても強く要望したいと思っております。

次、③に移りますけれども、抜本的な解決ということですが、3年前から何度も同じことを述べております。答えは1つ。抜本とは、辞書にも根本の原因を抜き取ることとあります。大量の土砂を完全に除去するか、土砂の流出を100%防止して、市民の不安を完全に払拭するしかありません。

過去の一般質問でも述べましたが、3年前に柿木第一砂防ダムの状況を確認して写真を撮っていたところに、近隣の住民の方が近くに寄ってこられ、大分興奮しながら、我々の地元は不法投棄した犯人捜しはどうでもいい。早く土砂を撤去してもらいたい。早くこのしゅんせつもやってもらって、廃棄物が下に流れないようにしてもらいたいという切実な言葉が今でも頭から離れません。

改めて、土砂を完全に除去するまでのスケジュール感についてどのように考えているか、もう一度お伺いします。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 今までの答弁と重なる部分もありますけれども、現状は、まず県の措置命令に基づく行政代執行により、平和寺敷地内からの廃棄物等の流出防止対策を速やかに進めていただくとともに、市の民事訴訟の確定判決に基づき平和寺側に廃棄物及び土砂の除去を求める対応に注力してまいります。

現時点で、先ほどから申し上げているとおり、県の代執行のスケジュールがまだ示されていないという状況がございますので、具体的なスケジュールの落とし込みには至っておりませんが、少しでも早く住民の不安解消につながる対策が進むように、県と連携しながら努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 先ほどの市長の答弁、4か月も5か月も先ではないということで答弁がありましたので、二、三か月かなと期待しますけれども、幸いにもこの3年間は、大型台風による豪雨災害や大地震の発生もなく、人的物的被害はありませんでした。私は解決まで時間が経過すればするほど、平和寺問題の被害者や関係者の方々以外の市民は、既に平和寺問題は過去のこととして、忘れ去られてしまうのではないかなという危機感を持ち始めています。決してそのようなことがあってはならないのですが、当局はその辺のような危機感を持っているか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 先ほど議員の御発言の中にもございましたが、3月の市の民事訴

訟の判決のときにおいても、市のほうからプレスリリースをさせていただいて、現在の状況を発信させていただきました。

この事案につきましては、伊豆市の市民や自然環境にとって極めて重要な問題であると認識しており、今後も状況の変化を捉えて情報発信をするなど、決して風化することのないように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 28名の人命が奪われた2年前の熱海市伊豆山の大規模土石流があまりにも衝撃的で、人的な被害の出ていない平和寺問題は大きなことではないと。結果、実際に人的な被害が発生しなければ、国も県も動かないのではないかなと思ってしまいます。

私はどうしても気になったので、本議会の初日29日の午後に濃い霧に覆われた平和寺の現場に行ってきました。そこには3年前と何も変わらず、当時のまま廃棄物混じりの土砂が残っており、改めて心底虚しさを感じました。

冒頭申し上げたとおり、行政は市民の生命財産を守る役割を果たすべきです。大規模土石流が発生する前に、市民が一致団結した対策や取組を進めて、関係各所に強く訴えて被害を未然防止すべきだと思います。

我々議員の任期も残り1年5か月となりました。その任期まで柿木川や狩野川流域の住民の皆さんが、本当に安心して暮らせる日常を取り戻せるように、今後も平和寺問題の解決に向けて取り組みたいと考えております。

次に、④に入ります。

④については、すみません、抽象的な通告で申し訳ありませんでしたが、それぞれ現在の大きな取組についてお伺いしました。

まずは、行方不明者の捜索活動について再質問いたします。

最近では低山登山が人気であり、市内でも金冠山や達磨山、さらに1,000メートルを超えて1,407メートルの天城山など、登山者に人気の山が複数あります。今後はさらに市民以外の初心者も含めて、行方不明者が増えていくことも予想されます。

登山者に対する注意喚起や遭難者が出た場合の捜索活動は、現在の対策で十分なのかどうか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 登山道については、産業部のほうで所管していますので、お答えさせていただきます。

登山者の捜索の大多数、天城山が多いわけですが、入山する際の注意事項というか、注意喚起について、そちらについてお答えさせていただきます。

市営の天城高原の駐車場のほうに大きなマップがありまして、そちらのほうに目印となるテープの説明ですとか、登山時間の案内、また道迷いの箇所や危険箇所なんかをマップに落

とし込んでおります。

それから、登山道の中につきましては、パトロールを随時実施しておりまして、危険箇所の確認であるとか、それから危険場所に行かないように、ロープ張りなんかをしております。

それから、誘導標を各分岐点に設置してあるんですが、そちらのほうに地点表示をしておりまして、もし迷った際は、そこの地点表示を言っていただくような形で今、取らせていただいております。

仮に遭難した場合につきましては、まずは大仁警察署と駿東伊豆消防署と協力体制を取って捜索活動を行っていただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 痴呆症（後ほど「認知症」と訂正）の方の行方不明についてはどちらなんですか。危機管理監、現在の対策で。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 痴呆症（後ほど「認知症」と訂正）の方の場合は、プライバシーのこともあるので、当初の一番初めの御質問のとおり、警察とお話をして、同様に消防団に協力いただくということで、人命に関わることですので、早急に捜索をするということをしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 認知症ということですね。

〔「認知症の方」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 認知症に訂正させてください。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 結構です。分かりました。

次に、今年度伊豆市は、少子化緊急対策を最重要課題としています。そのような観点からも、伊豆市の宝である大切な子供たちを交通事故や犯罪から守る防犯活動は大変重要であると考えております。

具体的に新中学校の通学路の点検やその方法は、交通安全と防犯の観点から、保護者と十分に話し合いができたのかどうか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 保護者の皆様との話し合いですけれども、昨年の10月に新中学校開校に向けました保護者説明会というものを市内各6小学校で開催させていただきました。その中で、通学とか防犯に関する御意見や御質問などを数多くいただきました。

また、今年の3月には、通学方法についてのアンケートも実施させていただきました。現在はいただいた御意見や御質問などを今後の新中学校におけます通学対策とか防犯活動に生かしますように関係各課と、またバス事業者さんなんかとも調整を進めているような状況で

ございます。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 開校までのスケジュールから逆算して、例えば自転車通学も距離の規定だけではなくて、実際に自転車で通学しても安全な道路なのかどうか、我々議会ともそのような情報を共有して、課題を解決していくべきだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） そうですね、現在に至るまで、保護者の皆さんとも十分に話し合いが行われたかということでは、まだ十分だとは言えない状況ですし、開校に向けて、まだまだ調整すべきことはいっぱいあると思っています。スケジュールも厳しいところがございますので、今後も工事の進捗とか、あと通学方法などにおいても具体的な課題がさらに出てくるものだと認識しております。その際には、議会の全員協議会とかでも御説明をさせていただきながら、情報共有に加えまして、課題解決に向けた御協力をお願いしていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 一例だけ申し上げておきますが、鮎見橋から加殿のセブンイレブンの間は、歩道の幅が十分に広くて、歩行者と自転車の通行帯が分かれていました。現在その白線が途中から消えておりまして、熟練のサイクリストでしたら車道でもいいんですが、その幅があるのであれば、できれば、今後中学生は、歩道のほうの自転車の通行帯を通学路に使ったほうが安全ではないかなと思うんですが、このようないろんな情報が出てくるかと思うんですよ。ですから、ぜひ我々もその辺歩きますので、情報を共有したいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、不適切な盛土の早期発見パトロールなどですけれども、①の質問でも述べましたが、県が公表した4月28日時点での不適切な盛土は県下で163か所、そのうち県東部で131か所と実に県全体の8割を超えております。そして、約82%が森林の伊豆市は、今後も不法投棄のターゲットにされる可能性は十分に考えられ、継続的なパトロールが必要だと考えますが、現状の監視パトロールでは、不法な盛土を早期に発見して阻止できる体制にあると判断しておりますでしょうか。

不適切な盛土の監視として、外部団体連携しているか確認いたします。外部団体などと連携しているのであれば、どのような団体と連携しているか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 監視パトロールで早期発見し、防止できるかという判断でございますが、監視パトロールにおいては、今、不適切盛土に対しての監視パトロールというのが



重点的に行われて、発見のもちろんパトロールにもなっておるんですけども、重点的なものについては、不適切な今の盛土を監視するという形になっておりますので、新たに発見するという観点からすれば、先ほど私が答弁で申し上げたとおり、やはり皆様からの情報が一番重要なツールじゃないかとは思っております。パトロール体制で十分かという質問に対しては、ちょっと不十分というお答えの仕方になってしまうかもしれないですけども、やはり発見は、我々の職においても道路パトロールをやっている中で発見するというのが一番大きいかと思っておりますので、引き続きやはり皆様の協力というのは必要かと思っております。

それと、監視、団体との連携ということですが、監視パトロールについては、県が基本的には重点的に行っている中で、市が協力してやるような体制になっております。市の中では、単独で今部署は都市計画課になりますけれども、そこが単独でこれだけでパトロールをやっているというわけではございませんが、また建設部の中では、ほかの道路パトロール、いろんな現場への確認というところで、いろんなところで伊豆市内を走っているところがありますので、それらを共有してパトロールという形でやっております。

何回も申し上げますが、私どもだけでもパトロールをやっていますけれども、やはり見られないところがあります。皆様からの情報が一番重要なものかと思っておりますので、本当に引き続きその辺の情報については、上げていただければと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 市民からの情報が大切だということですけども、ということは、林業従事者の皆さんとか、地域の振興会とかハイカーとか、その方々には依頼はされているんですね。お聞きします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 先ほど言われた改めて何か団体をお願いしているわけではありませんが、何かしらの今までのいろんな道路パトロールの中で異常があれば、いろんな報告は来ている今状況は私どものほうで分かっておりますので、引き続きそこをお願いしていく形になりますけれども、本当に引き続きよろしく願いいたします。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） ぜひとも第二、第三の平和寺を生まないように、監視をしっかりとしていきたいと思えます。

最後に、農作物などの鳥獣被害対策ですが、今年も5月21日に狩野川の鮎釣りが解禁になりました。解禁日翌日の静岡新聞にあったんですが、本年度から県と市は、カワウが増えている中で、ドローンを活用した対策を行うとありました。その対策は具体的にどのようなことなのか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） そちら新聞に出ていました狩野川のカワウ対策につきましては、

今年度県の過疎イノベーション導入事業、こちらですけれども、技術的な専門人材の派遣事業になるんですが、こちらを活用して、市と狩野川漁港が連携を図り進めていくことになります。まず、今年度につきましては、実証実験としまして、カワウの生息調査、また繁殖の抑制を計画しています。生息調査につきましては、ドローンに搭載したカメラを使用しまして、ねぐらを探索します。その調査におきましては、またそれにさらに追い払いまでの効果も期待しているところになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 恐らく同じだと思うんですが、私はある企業からカワウ駆除の件で、5月31日ですから昨日ですね、静岡県地域振興課と共有する予定だというふうに聞いております。

そのカワウ駆除の対策に成果が出て、さらに狩野川が日本一の鮎釣りのメッカとして栄えることを期待しております。

また、その企業の伊豆市へのドローンを活用したシステムのプレゼンに同席させていただきました。既に富士市や富士宮市は、導入済みのシステムで、ドローン映像等の遠隔情報共有システム、H e c - E y e というそうです。映像と位置情報で確認したデータを地図上に同時に反映できて、遭難者の位置情報や不法投棄、鳥獣被害対策、市内観光地の位置関係の提供にも活用できる優れたシステムで、まさに行政が市民の生命財産を守る役割を果たすために、十分に活用できるのではないかなと思いました。

当然システムの導入にはどのような交付金が見えるのか、予算上の問題もありますので、導入を強く進めるべきものではありませんけれども、庁内での情報共有、あるいは検討をしたのかどうか、この1点だけお伺いします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） こちらドローンを活用した県の事業は、これから開始されるという部分もありますので、まずは、そういったいろんなシステムをその専門家の方から説明を受けたり、あとカワウ等の活動の中、実際に活動を見せていただいたりする中で、そのドローンの分野がいろんな分野に活用できるというようなところがちょっと確認できた場合、そこについて各分野のところについて情報共有をさせていただくということになるかと思えます。

また、そういった今後のリスクの対策として庁内横断的に調査研究をしていくというような形で、まずはカワウ対策から情報共有を図りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） ということは、情報共有していないということですね、部内ではね。いいです。議会のほうで先行してプレゼンをお願いしようかなと思います。

最後に、私の平和寺問題の一般質問は、今回で4回目となります。その間、ある市民の声として、完全解決に向けて市長、議員は、出处進退をかけて真剣に取り組むべきだという強い意見をいただきました。

最後の最後に、平和寺問題の解決に向けて、市長の揺るぎない決意を再度再度お伺いして、私の一般質問を終わります。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは3月に判決が出たときにやはり取材がありまして、そこで明確に答えましたけれども、これは犯罪ですから。彼らがもうけて逃げることは許してはならない。その思いは全く変わっておりません。ただ、伊豆市は現状、現場は御存じのとおり、本当に現場を使った小さな柵ですけれども、そこで止めてしゅんせつするという、実態としては、既に代執行しているわけなんです。

伊豆市の土地の中だから、あそこにじゃ、しっかりしたコンクリートの壁を造れるかと。これをやると、今度は県の代執行を市がしてしまうことになるので、ここは苦しいところなんです。

だから、それはやはりできないので、今、待たざるを得ない。私自身も本当にじくじたる思いですけれども、しかし、最終解決に向けて、成すべきことを避ける気も目をつぶる気もありませんので、もう少し待っていただきたい。でも、その目指す気持ちは全く変わりません。

○議長（青木 靖君） 下山議員、いいですか。

○6番（下山祥二君） はい。

○議長（青木 靖君） これで下山祥二議員の質問を終了します。

### ◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月9日の午前9時30分から、議案質疑を行います。

議案に対する質疑の通告期限は、6月5日月曜日の正午までとなっております。適正で活発な議案質疑をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時18分

## 令和5年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第4号)

令和5年6月9日(金曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第 2 議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正について  
日程第 3 議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について  
日程第 4 議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について  
日程第 5 議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定について  
日程第 6 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について(松原公園)

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	伊郷伸之君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
産業部長	井上貴宏君	建設部長	大村俊之君
危機管理監	加藤博永君	教育部長	小塚剛君
健康長寿課長	福室昌明君	社会福祉課長	梅原進君

子育て支援課 森嶋哲夫君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 稲村栄一 次 長 土屋洋美  
主任 原亜里沙

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。  
これより令和5年伊豆市議会6月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、配付資料のとおりです。

◎議案第40号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程に基づき、議案質疑を行います。

日程第1、議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。議席番号12番、小長谷順二です。

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、債務負担行為補正 松原公園指定管理料について質疑をさせていただきます。

過日の全員協議会の説明資料から、指定管理者募集支援業務を委託した日本工営都市空間株式会社と市有施設の指定管理者等にヒアリングし試算した収支計画を基に指定管理料を年間2,900万円、5年で1億4,500万円とした算定根拠について伺います。

○議長（青木 靖君） それでは、ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

産業部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 指定管理料の年間2,900万円、5年間で1億4,500万円の根拠ですけれども、算出には市内外の事業者へのサウンディングと他の類似施設の利用者数や収支状況等の調査の結果を基に年間収支を試算し、指定管理料を算出しております。

まず収入ですが、駐車場の利用料金で約500万円、1階の軽食や物販、3階の飲食提供などのサービス事業で約8,900万円など、収入総額を約9,500万円と見込みました。

次に支出ですが、複合施設と公園の管理・清掃、また日常の巡回警備等の人件費や委託料に約1,900万円、電気設備・エレベーター等の保守管理に約500万円、松林保全など外構・植栽管理費に約400万円、光熱水費に約600万円など、維持管理費として約4000万円を見込み、これに物販・飲食提供などのサービス事業の支出約8,400万円を加え、支出総額を1億2,400万円としました。

総支出1億2,400万円に対し、総収入9,500万円で、不足する2,900万円を指定管理料としております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは再質疑をさせていただきます。

現在、松原公園は土肥支所が管理をしています。年間の現在の管理料の総額について伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 今現在は工事が始まっていて一部管理できないところもありますが、それまでの管理費につきましては、植栽費、花壇の整備、駐車場の管理など、年間約1,000万円程度の予算となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 年間1,000万円ほどの経費がかかっているということですが、この施設は全国初となる観光防災複合施設となるので、全国的にも注目をされるのかなと思っております。

清掃管理については、海沿いの施設ということで塩がかかるということで、塩害の防止であるとか、松林の中の施設なので、松やに対策、松の葉っぱもかなり落ちます。当然新しいトイレを造るわけですから、その清掃には力を入れていただきたいと思っております。また遊具の設置等により、点検とか循環、警備などの安全性、あと来場者への案内など、経費は多分かかってくるのではないかなと思っております。

先ほど言ったように注目される施設となるので、自主事業で収益を上げて頑張りたいというふうに管理者には思っているんですけども、管理料2,900万円は、これ確定したものなのでしょうか。何らかの話合いで変動することはあるのか、そこだけ確認させてください。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 今回5年間で1億4,500万円、年間で2,900万円の指定管理料の債

務負担をお願いしているわけですが、これはあくまで上限となります。指定管理、初年度となる令和6年度の指定管理料につきましては、こちら市が想定する年間収支計画であるとか、あと指定管理候補者が実際に提案してくれた収支計画についても、今、指定管理料2,900万円と試算しておりますので、こちら、なかなかちょっと変更は難しいかなというふうには考えておりますが、令和7年度以降、次年度以降ですけれども、前年度の実績を踏まえて、収入が支出を大きく上回る場合については指定管理料を減額することが、そういう形で募集要項にも記載しておりますので、減額する可能性はあると考えております。

収益が出た場合の指定管理料の減額方法については、これから締結する基本協定に盛り込む予定となっておりますので、今、その指定管理候補者とこれから協議をするところになります。以上です。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質疑を終わります。

議案第40号について、次に、議席番号10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。10番、間野みどりです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について質問いたします。

7款、108ページの2の商工振興費、4の緊急経済対策事業についてです。

18の41プレミアム付商品券発行事業費補助金1億500万円について。

①番、目的は。

②番、どの方を対象に進めますか。

そして③番、使用可能なお店は決まっていますか。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの間野議員の質疑に対して答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長より答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） それでは、まず①の目的についてですが、こちらは地方創生臨時交付金を活用しておりますので、交付金の対象事業となります「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援」、こちらを目的としております。

それから、②番のどんな方を対象に進めますかというところですが、こちらは全市民を対象とさせていただきます。今回は商品券の引換券を各世帯に郵送し、市民1人に1冊ずつ購入できるように事業を進める予定です。

続いて③番の使用可能なお店ですけれども、こちらは伊豆市商工会がプレミアム付商品券



の参加店舗を募集しますので、この事業に参加する店舗が対象となります。ちなみに前回は324店舗が使用可能となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

間野みどり議員。

○10番（間野みどり君） 目的は分かりました。こちらにちょうど伊豆日日新聞の函南町のことも出ているんですけども、ちょっとやはり詳しいことを知りたいので、金額は幾らで幾ら分買えるんでしょうか。それから、時期はいつ行うんでしょうか。そしてどこで、どの場所で今回は買ったりすることができるんでしょうか。

それで、ここで3回目になると思うんですけども、1回目は市民に広く、それから生活用品や修理代なんかにも使えたといっって、かなり修善寺駅なんかぐるぐる回りながらいっぱい人が買ったのを覚えていますけれども、2回目は飲食店に限ったものですから、結構売行きが悪かったということも聞きますけれども、その辺はどのように考えていますでしょうか。そこを聞きたいと思います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 今、まず1点目の商品券の販売額と使用できる金額というところですけども、こちらにつきましては函南町と同じく1冊3,000円で販売して、6,000円の買物ができるものを考えております。

それから時期については、10月1日から11月末の2か月間を予定しております。

あと販売というか、商品券の販売ができる場所ですけども、今回は郵便局であるとか金融機関、それとあとコンビニなどに販売の協力のお願いをする予定となっております。

あと、飲食店以外でも使えるかということでもよろしいでしょうか。今回は飲食店以外の商店や事業所も対象となりますし、また飲食店はもちろん対象となります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 質疑ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） それでは先ほど言った、1人、1軒に1枚ということは2回使っては駄目ということですか。そういうことですね。1人1枚ということで。1人1冊ということで、何枚も買い込んでいる人は、今回はないということですね。はい、分かりました。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 前回そういったいろいろな買占めとか、そういった部分がちょっとあったものですから、そういったことも踏まえて、今回はそういったことのない、全ての市民に平等に行き渡るように商品券の引換券を配布させていただくような形をとらせてもらいました。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで間野みどり議員の質疑を終わります。

議案第40号について、次に、議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司でございます。

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、債務負担行為補正の松原公園指定管理料。松原公園指定管理料、令和5年度から令和10年度までの1億4,500万円（年間2,900万円）の算出根拠を時系列で説明をお願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの永岡康司議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 本件については今、質問2回目ですけれども、私はこの津波複合施設をもって、この事業が完了だとは思っておりません。むしろスタートであって、恐らく私は日本で初めての施設になると思いますけれども、もちろん津波のリスクから住民と観光のお客様の命を守るということは当然あるわけですけれども、それが起こるのは100年に一回か、あるいは1000年に一回かということで、この13億円を投資した効果としてふだん使いをしたい。そのふだん使いは土肥の町にとって大切な産業である観光に使いたい。そして松原公園の中にアスレチックも広げていきたいというのは、これは初島のアジアリゾートの発想であって、あそこは海の見えない内陸部にハンモックでゆったり休んだり、それから林の中に子供が遊べる施設を造ったり、目の見える位置にちょっとした売店があったり、そのように広げていく、まず拠点としての整備でございます。

将来的には、今、夏の海水浴も1か月ぐらしか使っていないんですが、伊豆半島はもう十分に1年間使える。少なくとも春休みから11月頃までは海岸で遊べる気候であるにもかかわらず、夏の1か月しか使っていない。これはあまりにももったいないので。泳ぐというわけではありませんが、海をより効果的に使う。その過程において、少しずつ事業が増えていくということを想定しております。そして、さらに言えば、その過程において土肥金山との連携ももっと強化していく。全体としてお客様の消費が増えていけばいいわけですから。

ただ、最初はそこまでいきませんので、これまでの公園だけの管理費より高くなりますけれども、将来その方向に発展していくことを期待しているところです。

具体的な御下問については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 指定管理料の算定根拠の時系列についてお答えさせていただきます。

まず、令和3年6月から10月にかけて市内外の事業者に対するサウンディングを実施し、その後、類似施設の利用者数や収入状況等の調査を行い、これらの調査結果を基に令和4年

3月に指定管理料の仮算定をしました。令和4年度は、複合施設の設計完了後に収容客数に基づいた営業収支や施設全体の管理方法等について精査し、営業時間や客単価、季節ごとの客数の設定、また施設の保守管理に係る経費、それから新たに行う松林の保全や植栽管理の経費と光熱水費など維持管理費の算出を12月まで行っております。

その後精査した結果を踏まえ、指定管理料の再算定作業を進め、令和5年2月に諸条件を反映した指定管理料2,900万円を算出いたしました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） 再質問させていただきます。

先ほどの小長谷議員と重複する質問と答弁があるかと思えますけれども、質問させていただきます。

全協で配られました伊豆市が想定する年間収支計画、そしてこれが指定管理料算定資料というものが配られていまして、そのことによって市内の飲食・物販、それから宿泊事業を行っている事業者、県外の道の駅の指定管理者等に令和3年度5月から12月にかけて調査し、サウンディングを行ったということなんですけれども、その結果をまとめたのが令和4年3月に発行した、この年間収支計画書だと思うんですけれども、この1階の3,600万円の売上げ、それから1階の軽食部門の2,012万4,000円、3階の飲食部門の3,283万2,000円という数字が出ているんですけれども、この調査した結果の中で、どこを根拠にこのような数字が出たのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） そのサービス部門の根拠というところになろうかと思えますけれども、まず1階の物販販売につきましては、こちら付近に立地しております特産市の「ありがとう」の実績に基づいて割り出した金額になります。

それと軽食部分につきましては、事業内容として軽食提供を想定した上で客単価600円、利用人数については繁忙期が海水浴客の1割、閑散期は繁忙期の半分が利用する想定として算出しております。

3階の飲食部分についてはですけれども、こちらの収入は、客数を76席として客単価が1,500円、利用人数については繁忙期が満席率80%が2回転、そして閑散期は満席率が40%の1回転、そういった形で想定して金額を割り出しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 3回目ですね。

今の、ある程度分かったんですけれども、その算定基準が多少、ちょっと甘いところがあ

るのかなという気はします。この業者の人件費、松原公園指定管理とは松原公園全体の管理を行うということだと思いますけれども、施設の保守管理、松林の剪定や松林の土壌改良費用等含まれていると思いますけれども、この先ほどの収支報告書の中で見ますと、総合収支計画で1億2,401万円、全体的には出ているんですけれども、そのうちの避難タワーにかかる経費を引くサービス事業費、その他の経費を引くと2,869万3,000円がこの松原公園に対する管理費と読み取れるんですけれども、先ほど小長谷議員の答弁の中で、松原公園の管理費1,000万円というようなことを言われたのではないかと思うんですけれども、ちょっと若干違うかな。

この表から見た、数字から見た逆算すると2億8,693万円、2億9,000万円の管理費も妥当なのかなというふうな、ちょっと算定基準の中から見られた数字なんですけれども、この計算はいかがでしょうか。

もう一つ、総合収支計画の支出の中で、総合収支の中の支出の中の人件費は1,646万8,000円となって、サービス費の事業費が、また人件費が3,158万1,000円となって、支出の中に2つあるんですね。これは重複する人件費と思われるんですけれども、いかがでしょうか。

もう一つ、令和4年3月24日に株式会社土肥ノベーションが設立されました。その親会社が株式会社湯海ホールディングスであり、またその上にある組織が土肥温泉旅館協同組合、代表は野毛貴登さんとなっております。この組織の流れはどのように、また考えているのか、そして代表取締役の関富範さんというのがいるんですけれども、この人の今の立ち位置はどのようになっているのか。株式会社代表取締役の社長になっているんですけれども、ふだんはどのような立ち位置にあるのか。

そしてもう一つ、この応募者の構成管理実績を見ますと、土肥温泉旅館協同組合、それから株式会社湯海ホールディングス、それから株式会社土肥ノベーション、この3つの組織ともに同じ3人、または、名前は上げませんが、3人の取締役がいて、そして最後の株式会社土肥ノベーションは富範君が代表取締役になっているということ。この三者とも同じ取締役になっているんですね。この3人について、給与、またはその報酬についてどのようになっていますか。

この三者とも同一な取締役となっておりますので、ちょっと違和感を覚えるんですけれども、どのようになっているか、お答えをお願いします。

○議長（青木 靖君） 議案の範囲で答弁をしてください。

産業課長。

○産業部長（井上貴宏君） まず総合収支からサービス事業を引いた金額が公園管理費ということでしょうかということだと思うんですが、こちら、先ほど言った1,000万円はこれまで公園のみを土肥支所が管理していた金額が1,000万円かかっていたということです。実際はどの部分が公園管理料ということになるかといいますと、総支出が1億2,401万7,000円となっておりますので、そこからサービス事業費の8,418万3,000円を引いた額が、そちら側の複合

施設を含む公園全体の管理運営費となるものです。

続いて人件費が重複していないかということだと思いますけれども、こちらにつきましては、営業部分の運営は施設管理とは全く異なってノウハウが必要となるため、あと営業専属とすることでサービス低下を防ぐために、こちら再委託も想定して試算しております。ですので、そのため人件費のみならず光熱費であるとか、その他全ての施設管理の営業部分も全て分けて試算しております。ですので、重複することではないとお考えください。

それから、親会社からの組織の流れをどのように考えるかというところだと思いますが、こちらにつきましては審査会の中でも意見が出ていて、経緯について質問がありました。その中で、旅館組合は任意団体であるんですけれども、ホールディング会社とすることで任意団体ではできない事業を行えるようになるということ、また旅館組合を中心として地域住民の方々にも株主として事業に参画していただきたいと考え、弊社を設立したというような御回答をいただいておりますので、そのように捉えております。

あと、ちょっと会社のことにつきましては、今ちょっとこちらではお答えできません。以上です。

○議長（青木 靖君） これで永岡康司議員の質疑を終わります。

議案質疑につきましては、現在議題となっている議案についての疑義をただすということで行っていますので、よろしくお願いたします。

詳細については委員会のほうで審査をお願いいたします。

次に、議案第40号について質疑を続けます。

議席番号11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 11番、波多野靖明です。よろしくお願いたします。

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について質疑をいたします。

議案書の96から97ページ、4款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の18負担金補助及び交付金の2救急医療対策事業で、救急告示公的病院設備整備費補助金について、今回、中伊豆温泉病院のMRI機器更新のための補助金と聞いていますが、例年9月の決算議会で説明を受ける地域医療対策事業の市内公的病院等補助金とは異なる性質であり、今回は国庫補助がなく市単独での補助となるのか、お聞きいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの波多野靖明議員の質疑に対し答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今回の財政措置は2か年で3,000万円のものですが、その背景にある、この田方地区、あるいは伊豆半島北部の地域医療体制というものをもっとしっかり私たちは認識しなければいけないし、とりわけ市民の皆さんに、「いや、ここは駄目だ。もう何もない」という認識は全く客観的事実と異なるということをしっかり、私も情報発信し

ていく責任があるだろうと思っています。お医者様の数が250人を超える順天堂静岡病院を中心に、静岡県東部の地域医療体制はピラミッド型に整備をされている。その中で田方地区は伊豆赤十字病院、中伊豆温泉病院、そして伊豆保健医療センターという3つの中核病院がバックアップする形で、病床稼働率が95%、97%、もうほとんど満室状態。手術をすれば1日でもう病院を出ていただくような順天堂静岡病院を、その3つの病院がバックアップしているわけです。

で、それぞれ外科、整形外科、内科が強いというところがあり、中伊豆温泉病院は公的病院、伊豆赤十字病院は公的病院で救急病院、伊豆保健医療センターは公益財団ですけれども、救急指定。ですからそれぞれに異なっていて、かねてから中伊豆温泉病院には実際に救急車が入っていますので、救急告示病院を目指していただきたいという、この文脈の中で、そのためにはかなり老朽化しているMR Iを、今あるものを移してもすぐに使えなくなって、結局は二、三年後に変えなければいけない。それであれば、病院移転の折に市が支援をさせていただき、いずれ近いうちに救急病院になっていただく条件をつくらうということです。

伊豆赤十字病院がお医者さんの数が少なく、今、病床稼働率も低いんですが、これ偶然ですけれども、今年私が日本赤十字社の常任理事を拝命して、この何回か理事会に出てみますと、やはり日本赤十字社というのは巨大な組織です。ですからウクライナに現に若い女性が行って支援をしていたり、大規模災害のたびにどれほど大きな支援をしているかと、たった二、三か月で私も随分勉強させていただきました。つまり、伊豆赤十字病院のバックにはそれだけの巨大な日本赤十字社が背景についているということです。

それを考えますと、やはり伊豆市長としては中伊豆温泉病院と伊豆赤十字病院をしっかり支えながら、そして伊豆の国市、函南町と連携をして伊豆保健医療センターを支えながら、さらには非常に弱くなっている田方医師会の皆さんに御尽力いただいている、この診療所をどのように地域ごとに守っていくか。ここがしっかりできれば、よく言われる医療の崩壊とか、病院もないとか、そんなこととは全く異なった医療の体制というものを市民の皆さんに認識いただけたらと思っています。

皆さんの中でも病院をたらい回しされて、救急車の中に5時間も半日もいた方を多分御存じないと思います。それだけ機能している中で、今回はこのような中伊豆温泉病院に対する特例的な措置ですけれども、財政措置をさせていただきたいということでございます。

具体的な御下問については健康長寿課長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） お答えします。

市長が今申し上げたとおり、今回の中伊豆温泉病院のMR Iの補助につきましては、救急医療施設として必要な医療機器整備に対する補助金としまして、本年度1,500万円と令和6年度の債務負担行為として1,500万円、合計3,000万円を計上してございます。

質問にもあります市内公的病院等補助金は国の特別交付税を活用した補助金ですが、今回

この補助金につきましては、全額一般財源にて賄い補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今、市長がいろいろお話をしていただきまして、やはり当病院は私も足を折ってしまいましたので、つい先日まで大変お世話になっておりましたので、かなり中伊豆温泉病院の重要性というのは肌にとっても感じております。が、ただMRIのやはり補助となると、市民の方もどこまでどういう補助をしていくのか、多分気になるところでありますので、大きなお金が動きますので、確認のために質問をさせていただいております。

MRIと聞けば素人ながら体の中が断面的に見えたり、あとは確認ができるということが何となく分かるんですけれども、MRIのやはり説明とか、中伊豆温泉病院での有用性について教えていただければと思います。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） MRIの必要性ですね。まず、議員おっしゃるとおりMRIは強力な磁石とか電磁波で調べたい体の部位の中のあらゆる方向から断面で見ることができ、全身どこでも詳しく撮影ができるものとなっております。伊豆市を含めた駿東田方圏域では県平均に比べ脳血管疾患による死亡の割合も高く、MRIによる適切な診断というのは特に重要なというふうに考えております。

また、田方地区内では、市長申し上げたとおり、二次救急では2軒ですね、伊豆保健医療センターと伊豆日赤で、伊豆市においては伊豆赤十字病院のみでございまして、二次救急医療機関の不足は県の医療保健計画の中でも指摘がございまして、中伊豆温泉病院は救急告示病院であるものの、二次救急の指定はされておりませんが、新病院建設移転を機に二次救急機関との申請に向けて調整を進めており、これまでのリハビリに特化した医療に加えて、救急医療の充実が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

波多野靖明議員。

○11番（波多野靖明君） 中伊豆温泉病院のMRIというのを私は幸い使ったことがないんですけれども、MRIの利用頻度と、あとそれに対して予定している耐用年数、そういうものも分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 健康長寿課長。

○健康長寿課長（福室昌明君） MRIの使用頻度でございますけれども、令和4年度の使用件数というんですか、年間で1,739件ということですので、一月150件ぐらいの利用頻度というふうになっております。

また耐用年数については、中伊豆温泉病院を確認すると、税法上のものですが8年という

ことで、8年既に過ぎておるような状態となっております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） これで、波多野靖明議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第1項の規定により、配付済みの議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第41号～議案第43号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第2、議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正についてから日程第4、議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第43号について、議席番号4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） 議席番号4番、飯田大です。

発言を許されましたので、議案質疑を行います。

件名、議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について。

内容、（1）今回廃止されるのは八幡温泉スタンドだが、廃止による影響はどの程度検証しましたか。

（2）原保温泉スタンドとの関連性は考慮されていますか。

（3）白岩地区の民間事業者の温泉スタンドの利用状況や評価を把握していますか。

（4）施設の撤去や跡地の処分についての方針は決まっていますか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの飯田大議員の質疑に対し答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、（1）番から（4）番までお答えをいたします。

まず（1）の、今回廃止されるのは八幡温泉スタンドであるが、廃止による影響はどの程度検証したかということになります。

廃止に向けた利用者への周知としましては、議案の補足説明で申したとおり、中伊豆温泉スタンドと原保及び上白岩地区にある民間の温泉スタンドにその旨を掲示するとともに、地元区長に区民の意見の確認を依頼し、役員会及び回覧にて意見を聞いていただきましたが、



特段の御意見はなく、本年度に入り現区長にも状況を説明している状況です。

また、令和4年2月に上白岩地区に民間による温泉スタンドが新設されたことから、これまでの利用者もそちらへ移ったものと推測され、影響についてはないものと考えております。

今後は、本議会で議決されましたら改めて広報等で周知はしてまいりたいと考えております。

次に、(2) 原保温泉スタンドとの関連性でございます。

令和2年11月に市営スタンド自体が休止した際に、原保温泉スタンドに利用者が集中した状況はございましたが、上白岩地区に新たな温泉スタンドが開業し、利用者は分散している状況と推測しております。原保温泉協議会に確認したところ、特段問題はないとのことでございました。

次に、(3) 民間スタンドの利用状況でございますが、コイン1枚当たり100円で100リットルの温泉を購入することができ、1か月当たり約800枚ほどのコインを販売し、1日当たり25枚前後の使用があると聞いております。また、冬場においては1,000枚ほどの販売となり、1日当たり30枚ほどの利用があり、人数にすると約50人以上の方がコインを購入し、利用しているとのことです。

(4)、施設の撤去や跡地の処分についてでございますが、当該地については借地となっております。地権者は更地での返還を希望されておりますので、本年度は施設の解体を行い、次年度以降に借地の返還に伴う工事を予定しております。土地の返還に伴う最終形態については、改めて所有者と詳細を詰めてまいる考えでおります。

質問の答えは以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

飯田大議員。

○4番（飯田 大君） それでは、再質問させていただきます。

(1) のところで地元、それと現区長に説明をされたということなんですけれども、どの地区に説明をしたのか、どの地区の区長さんに説明したのか、具体的に地区名を教えてくださいたいと思います。

あと、利用者に掲示物を掲げたということなんですけれども、利用者の意見、要望等、声を聞いたことはありますか。

(2) のところで、廃止から民間温泉スタンドの開業まで2年間、原保のスタンドが利用されたということなんですけれども、原保の温泉協議会が運営しているということなんですけれども、この協議会への市の補助というものはあるかどうか、教えてくださいたいと思います。

(4) に、地権者から更地返還が希望ということなんですけれども、掘削を開始して温泉を供給していた28年間があって、この28年間と2年間の経過を見て今回の廃止について決定されたと思いますが、多大な費用をかけて掘削事業工事をされたかと思うんですが、今後の

水位の上昇とか、そういう可能性というのは全くなく今回の廃止に踏み切ったのか、以上の3点について教えていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） すみません。議案の質疑については議題外にわたって質疑できないことになっていきますので、原保の補助金云々はちょっと今回の議案の議題外かと思います。答弁できる範囲で答弁を執行部に求めたいと思います。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） まず説明の地区でございますが、八幡地区のほうに、区長に説明しております。

それと、利用者への意見の聴取の中で、特段の意見はございませんでした。休止しているときに廃止の周知をもう少し徹底してくれという意見はありましたけれども、廃止についての意見ということはございませんでした。

それと、今、議長がおっしゃったように、原保温泉協議会への補助金については、実際これはありません。

それと、最後の水位の上昇についてですが、これも水位計を用いて経過を観察した上で今回の判断となっております。数字的に申しますと大体地下400メートルぐらいのところまで水位がもう上昇してこない状況でありまして、最初の説明でもちょっと申し上げたんですけれども、なかなか見込みが足りない、だからその対応としてもっと低いところにポンプとかを据えたらというところも検討したんですけれども、やはり多額の費用がかかってしまうということで、今回の判断とさせていただきます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

○4番（飯田 大君） ありません。

○議長（青木 靖君） これで、飯田大議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

議題となっております議案第41号から議案第43号までの3議案については、議案付託表のとおり所管する委員会に付託いたします。

それでは、ここで10時30分まで休憩します。10時30分再開します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ会議を再開します。

#### ◎議案第44号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 次に、日程第5、議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定についてを

議題といたします。

質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第44号については、議案付託表のとおり総務経済委員会に付託いたします。

#### ◎議案第45号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第6、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 12番、小長谷順二です。

議案第45号 公の施設の指定管理について（松原公園）について質疑をさせていただきます。

こちらもやはり過日の全員協議会の説明資料から本会議の場で伺いたいと思います。

1. 伊豆市指定管理者審査会の答申に付された附帯意見の「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」を踏まえ、地域住民や関係団体との連携を密にし、地域振興に寄与することを期待いたしますという文章があります。地元住民等で組織する建設検討委員会で協議した内容が今後の管理運営に反映されるのか、伺いたいと思います。

2. 今後実施設計どおりに本体工事に入っていきます。決定した指定管理者が運営しやすいような工夫が工事に反映できるのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） いまだ全国で唯一の津波災害特別警戒区域を受け入れていただいた土肥の観光防災まちづくり、ようやく第二段階に入ったところです。まずは市民の皆さんに議論をいただき、2か年かけてオレンジゾーン受入れ、そして自然災害リスクをしっかりと直視した観光を基盤とするまちづくりを進める大変大きな話題になって、ネガティブな影響ではなくて非常に高い評価を受けたのが数年前でした。今月は私も新聞記者からの取材が1件、それから講話を2件、これ、いずれも東京ですけれども、海岸セミナーと自治体公共という非常に質の高い勉強会に2回招かれていて、塔に対する注目の高さを非常に感じるところです。

そして、当初は避難訓練だとか高台の整備だとか、こんなことばかりかという土肥の皆さんの声も聞きながら、ここまで準備を進めてきたということです。偶然、防災機能を備えた日向公園と、それから津波複合施設の着工がほぼ同時になり、今まで海岸地域で旅館、

ホテルを中心に、まずは一時避難、命を確保するというをやってまいりましたが、空白地域であった松原公園の前に今年度中に津波避難施設ができるということで、海岸沿い、第一線においては、まずは避難することのできる場所が確保できる。その少し内陸部で、これまで準備されてきました高台避難への避難路の整備と避難訓練は皆さんにやっていただいたところ。そして平時、土砂、津波も含めて避難場所、適切なところがなかった小下田地区においては1か所の整備をさせていただいた。

そして万の一つ、本当に1000年に一回かもしれませんけれども、土肥が津波の大きな被害を受けたときに、よそ様をお願いすることなく、伊豆市内で仮設住宅を展開し、2年か3年は伊豆市内で、こちらでの中学校、小学校に通っていただき、そして復興した後は土肥にもう一回戻っていただく、そのための日向公園の整備ということになるわけです。これが大体ここ一、二年でめどが立ちますので、第二段階を迎えているところということになります。

そして、先ほども申し上げましたとおり、その施設は平時においては土肥の観光まちづくりに使っていただく。ようやく土肥の皆さんにお約束をした観光防災まちづくりが目に見える形でできて、第二段階に入りつつあるというところでございます。

具体的なこの御下問の内容については、また繰り返し担当する部長に答弁をさせていただきます。

○議長（青木 靖君） それでは、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 1点目の建設検討委員会での協議内容の施設の管理運営の反映についてですけれども、指定管理者募集の際の条件としまして、指定管理者は市が出席を要請した会議に出席することや、適宜、施設の運営に関する連絡調整会議を開催するなど、関係機関との連絡調整を図ることを求めています。今後は指定管理者として地元住民等で組織する建設検討委員会に出席し、検討委員会で協議された意見など、今後の管理運営に反映されるように指定管理者と協議を進めてまいります。

2番目の本体工事への指定管理者の意見の反映についてですが、指定管理者の意見を反映するため、市と施工監理業者と指定管理者の三者で協議をすることになります。建物の躯体構造に関する箇所は変更できないですが、これ以外は設計者の意見を聞いた上で対応することになります。

また、市が想定する機能を上回る設備を導入する場合は、協議により指定管理者の負担となる場合もございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） 今の市長の答弁でもありましたように、全国初となるオレンジゾーンの指定を受けました。そして観光防災複合施設として既に多くの視察があります。そこでちょっと確認なんですけれども、応募者が2社と少なかった理由、もっとたくさんあるの

かなと思ったんですけども、少なかった理由について、少ないと感じるかどうかわからないんですけども、伺いたいと思います。

あと、松原公園津波複合施設整備検討委員会の目的というのがホームページにも出ております。

1、地域住民の「思い」を設計者（伊豆市）へ確実に伝えること。

2、地域の持続性実現に向けた建築、公園の空間利用についての議論ということです。検討委員会はどのぐらいの時間をかけて協議をし、まとめた意見というのは、今までのまとめた意見というのはどんなものがある、その審査項目に反映をしたのかということです。

3、特に1階の物販スペースと飲食スペースは今後指定管理者が使い勝手のよいような工夫をしながら運営していくと思いますので、できる範囲で意見に応じていただきたいと思っています。予算の範囲内で、先ほどの答弁ではプラスになることについては協議して、指定管理者が持つというようなお話もあったんですけども、予算の範囲内でどのぐらいまで対応ができるのかというのが分かっていたら教えていただきたいと思います。

以上、3点。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まず最初の質問は応募者が2社という、少なかった理由というところだと思いますけれども、今回、2月に公募を出して、実際6社から質問とかもございましたし、募集の説明会にも5社参加していただいたという状況でございます。こちら最終的には2社となりましたけれども、こちら応募しなかった団体の理由等について具体的に聞いているわけではないんですけども、公募に当たって公表した資料を基に想定収支などを検討した上で、応募者が判断したのではないかなというふうに感じております。

あと2番目の検討委員会でどの程度時間をかけて、どんな意見をまとめて、それを反映させたかということだと思うんですが、検討委員会につきましては令和3年4月に第1回目を開催して、これが2年間で約12回の会議を開催しております。複合施設の建設や松原公園周辺整備に向け、想定される機能の検討、また施設を核とした観光振興及び防災対策などについて検討しております。まとめた意見としましては、まず複合施設について、1つは観光施設として日常利用、平常時の活用が災害時の安全性を増幅させること。2つ目が松原の風景を尊重し、これを生かした新しい地域景観を創出すること。3つ目がきめ細かい配慮がされた安全・安心な津波避難複合施設となることとなっております。

また公園につきましては、観光利用者、公園利用者、それから避難者、それぞれの踏まえた沿路を広場とすること。2番目に海への眺望、松、桜をメインとした景観、植栽とすること。3つ目に、土肥地区全体の魅力を高める施設にすることと意見が集約されております。

それと、それを募集審査、審査項目に反映されたかということだと思うんですが、こちらにつきましては、地域の経済発展に向けた貢献や観光防災まちづくりの考え方、それから

地域と連携した観光や防災に関する取組を審査項目として反映させていただいております。

あと、予算の範囲でどこまで対応できるかというところですが、こちら、先ほどお答えしたとおりなんですが、指定管理候補者から、今若干協議を始めているんですが、今のところ具体的な要望は出ていない状況ではございます。先ほど申し上げたとおり躯体構造に関わる部分はどうしても変更できないのですが、それ以外は、まずは設計者の意見を聞いて、あと工事担当部署とも協議をしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） 伊豆市で唯一の海を活用した新しい防災と観光が融合した津波避難複合施設となります。通年利用可能な足湯プラスプールの管理、遊び場の遊具の安全管理、健全な松の管理、夏場の有料駐車場の運営管理など、建物以外の経費というのが今まで市が行ってきた管理とは格段に変わってくると思います。複合施設を含めた松原公園全体の管理は地域との協力が不可欠と考えますが、今後どのような地域との協力体制を取っていくのか伺います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これ、とても大切な課題なのでまず私から申し上げますけれども、土肥がやっている観光防災まちづくりは自分も、地元の自分の家族も、そしてお客様も一緒に命を守ろうという動きなんです。これがやはり第三者から見たときにとても価値が高いんです。この指定をされた後でNHKの教育テレビのパネルディスカッションに私も出たときに、東大の専門の先生から、防災に真摯に向き合う町は、その地域の付加価値が高まると言われたんです。それまで、こんなことをしたら客が来なくなるとか、土地の担保価値が下がるというのは間逆だったわけです。しっかり向き合った地域こそ、その地域の付加価値が高まる。

そして災害弱者、災害のときに支援が必要な要支援者といいますけれども、実は観光のお客様というのは災害弱者なんです。ここに何のベースもない。家族もない、家もない。足もない。そういった方々が土肥の住民の皆さんと一緒に命を守っていくということが、この基盤としてあるわけです。したがって、旅館には津波避難ビルと書いてある。従業員さんも観光のお客様も一緒に上に上がって命を守る。海岸で海水浴をしていたお客様も、そこで警備をしているライフセーバーも、いろいろな人たちが一緒になって命を守る。ここが本質ですので、これからも引き続き地域の皆さんの御自分の避難訓練と、それから周辺にいる支援が必要な方と、観光のお客様と一緒に命を確保するという動きをこれからも続けていきたいというのが市長としての最も大きな思いでございます。

○議長（青木 靖君） 地域との連携、産業部長から答弁ありますか。いいですか。答弁なし。

これで小長谷順二議員の質疑を終わります。

議案第45号について、次に、議席番号8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 議席番号8番、星谷和馬です。

件名は、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてです。

（1）審査員は6人ですが、次の構成内容と審査基準について伺います。

①どのような職業の方か。②市の職員は。③女性の方は。④任命者は誰か。

（2）指定管理者の設立は令和5年3月24日で営業実態がありませんが、採点はどのようになされましたか。

（3）営業日数、時間、定休日、農産物、水産加工品のリベート、パーセントをお知らせください。

（4）「ありがとう」の営業はどうなりますか。

（5）警備の対応はどのように判断しましたか。

以上です。お願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの星谷和馬議員の質疑に対し答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 内容によって、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、まず総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 指定管理者審査会は総務部が所管をしておりますので、私からは質問の（1）、①から④までの委員の構成内容についてお答えをさせていただきます。

まず①の職業でございますが、会社の代表取締役、税理士、市の職員がそれぞれ1名で、その他の3名は現在無職でございますが、元会社員、元金融機関社員、元地方公務員でいらっしゃいます。

②の市の職員でございますが、1名です。

③の女性委員ですが、こちらも1名です。

④の任命権者でございますが、委員の委嘱または任命のいずれも市長でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 私から（1）の審査基準についてお答えいたします。

審査の基準としては、まず①番に施設管理に関する基本的な考え方、②番として応募者の構成・管理実績、③番として事業実施体制、④番として運営管理計画など7項目の評価項目を設定し、さらに項目ごと細分化した項目それぞれについて配点を設定し、AからEまでの評価基準表を基に、審査会において採点及び審査をしていただいております。

（2）の営業実態の採点についてですが、まず応募資格につきましては、営業実態の有無による制限はございません。採点につきましては、審査会でのプレゼンテーションの中で、株式会社土肥ノバージョンと、その親組織である土肥温泉旅館協同組合との関係性が説明さ

れたと伺っておりますので、それらを踏まえた審査会委員それぞれが実績等について判断されたと考えております。

(3)の営業日数、時間や農産物などのリベート・パーセントについてですが、まず営業日数、時間等については、今回の指定管理者募集要項の中で管理の基準を設けております。公園部分は年中無休、24時間開園。複合施設の部分は、1階商業スペースでの物販は原則年中無休、1日7時間以上の営業、3階の飲食の提供は1日6時間以上の営業を基本としています。季節等によっては営業時間を変更する場合は、指定管理者からの提案に基づき、市との協議の上決定させていただきます。また、館内清掃や従業員研修などの理由から定期的な休館日を設けることができるとしていますので、これら基準に準拠する形で株式会社土肥ノベーションから提案されております。

次に、農産物、水産加工品のリベート・パーセントについてですが、事業者が提案した資料の中では、原価率(販売手数料を引いた額)は、農産物が80%、水産物が80%から75%、農林水産物の加工品については80%となっております。

続いて(4)の「ありがとう」の営業についてですが、事業者が提案した資料の中では、土肥特産市「ありがとう」は、複合施設に全機能を移行することとなっております。

(5)の警備面の対応への判断についてですが、先ほど言いました評価項目7項目のうち、維持管理計画の項目では、複合施設や公園全体の保安計画・警備計画等について、適正な頻度で警備巡回等を行う提案になっているか、また、適切な水準を確保するためのマニュアル整備や研修等が講じられる提案になっているかなどについて、そちらを加点要素として委員にお示ししており、それらを踏まえた御判断と考えております。

以上です。

○議長(青木 靖君) 再質疑はありますか。

星谷和馬議員。

○8番(星谷和馬君) たくさん一般質問のように項目を設けましたけれども、とても自分、気になったものですから、詳細にわたってこのように書かせていただきました。

まず、この施設は私から言わせるとミニミニ道の駅だと思っております。防災はもちろんのこと、観光産業がより一層発展して土肥地域が活性化をしていただければと願っております。その上で質問します。

3点ですけれども、これ、選定などの経緯です。公募期間が本年度の2月13日から4月4日。株式会社土肥ノベーションは本年3月24日に設立です。すなわち公募期間中に会社を設立したということです。そして5月10日に審査会の答申、11日に指定管理に決定ということです。私に言わせると会社の実体がないのに採点をする、また黒塗りの企業さんよりも高得点である。こういうことというのは普通あり得ないんです。個人としてはとても不思議に思っております。ならば、この件について市としてはどのように捉えておりますか。

また、審査会のメンバーにおいては、このようなことについて何らかの質問等あったのか



どうか、お願いします。

○議長（青木 靖君） 2回目は以上の内容でいいですか。あともう一回しかできませんけれども、今のはこれでいいですか。

答弁願います。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それではお答えをいたします。

先ほど産業部長がお答えしたとおり、設立が直近だから資格がないということでは全くございませんので、審査会といたしましては諮問をされた2つの事業者についてそれぞれ、先ほど産業部長がお示した審査基準に基づいて、こちらについては事前にちゃんと所管課からこの審査基準についての内容説明も受けて、その上で審査員の皆様がそれぞれに採点をされたものということで、全く問題ないというふうに考えております。

あと、そちらのほうが高得点になるということなんですけれども、そちらにつきましても、基本的には事前に十分に施設の概要も説明をさせていただきました。提案書等も事前に委員の皆様にお配りをして、ビデオを見ていただいて、まだ未完成の複合施設についてのイメージも持って、松原公園全体のイメージを持った上でそれぞれの提案、ヒアリングについて行ったものでございますので、採点について何ら問題があるものとは考えておりません。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは今回に限らず、ほかの事業に関しても申し上げましたけれども、例えばもう使用しない市有施設の転用とか、伊豆市が観光振興事業を支援する場合、可能な限りビジネスの論理、民間企業の手法でやるべきだと思っています。やはり経験のない公務員が行政的な手続でやってもあまりうまくいかなかったなという自分の反省も含めて考えています。例えば民間企業がいろいろな事業を展開するとき、親会社が直接出るときもあるし、その状況に合った子会社をつくることもありますし、それを審査するとき、親会社の財政力とかそれまでのビジネス展開を見ることも、当然通常の民間企業ではたくさんありますし、実際に土肥で今新たに事業展開している方も、土肥の特別会社をつくったり、いろいろなバージョンで展開されていますね。今回、戸田の舟山でつくったのも、あれ、また別会社にしていますし、ですから、これまで地元で幾つかの事業を展開してきた土肥温泉旅館協同組合が、その事業に応じた新たな法人をつくっていくというのは、不自然というよりも、むしろ通常の民間企業のやり方を準用したものであろうと私は判断をしております。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 「ありがとう」さんのところの敷地に、跡地利用については答弁していただきましたけれども、これから公共施設の統廃合が生じます。そうすると、各施設は本当にこれから有効活用しないと、市の財産にとってはすごく負になるわけです。そうしますと「ありがとう」の土地は市の土地ですね。これをやはり何らかの一つのポイントとして有

効活用するということを考えたかどうかということをご提案させていただきます。

例えばサテライトオフィスにするとか、地域おこし協力隊だとか、若者が企業を設置するとか、そういうところの一つの市の提案という形で、土肥のこの場所はとてもいい場所なんだと思うんですけども、こういうことは市としてはどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 松原公園の指定管理についてなので、松原公園の跡地ではなくて「ありがとう」のことということですか。ちょっと違いますけれども、市長。

○市長（菊地 豊君） 一部先ほどの答弁と重複しますが、この松原公園のあの津波複合施設、そして松原公園だけで事業が完了したとは思っておりませんし、それでは困るわけです。ですから「ありがとう」もあのまま残す案もあったように聞いています。地元の皆さんが使っていますから、あそこにも残したいという意見もあったようですが、しかし、あそこからマックスバリュまでの136号線がとても歩道が危ないので改良してくれという話もあったり、そんなことをやっていると相当な道路改良費とか期間を要するので、まずは直売所を統合したというのは、まあ一つの選択肢であったろうと思っています。

ただ松原公園、海岸に限らず、あそこを拠点として事業展開をしていただく。南側に対しては土肥金山方向に、北側には土肥集学校方向に、これから、あのエリアの地域振興機能を拡充していただく中でどのような選択肢があるのか。また「ありがとう」の跡地もどのような使い方が適切なのかを、地域の皆さんと考えながら進めていきたいと思っています。短期的には土肥中学校から土肥金山まで、一体的に考えたほうが適切ではないかと、このように考えております。

○議長（青木 靖君） これで星谷和馬議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

議題となっております議案第45号は、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託します。

### ◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月26日9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時01分

## 令和5年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第5号)

令和5年6月26日(月曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第 2 議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正について  
日程第 3 議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について  
日程第 4 議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について  
日程第 5 議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定について  
日程第 6 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について(松原公園)  
日程第 7 発議第 4号 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について(松原公園)  
に対する附帯決議について
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第46号 伊豆市教育長の任命について

追加日程第2 発議第 3号 伊豆市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

---

### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君 副市長 伊郷伸之君

教 育 長	梅 原 賢 治 君	総 合 政 策 部 長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	滝 川 正 樹 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
産 業 部 長	井 上 貴 宏 君	建 設 部 長	大 村 俊 之 君
危 機 管 理 監	加 藤 博 永 君	教 育 部 長	小 塚 剛 君
健 康 長 寿 課 長	福 室 昌 明 君	社 会 福 祉 課 長	梅 原 進 君
子 育 て 支 援 部	森 嶋 哲 夫 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次	長	土 屋 洋 美
主 任	原 亜 里 沙			

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。これより令和5年伊豆市議会6月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第1、議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)を議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

まず、建設部所管科目では、8款土木費の中で、道路管理事業の152万4,000円は会計年度任用職員人件費の増ということで説明がありましたが、この職員は新規採用で、仕事内容は何か、との質疑に対し、3月に伊豆縦貫自動車道の天城峠道路の事業化が決定され、2月に県道修善寺天城湯ヶ島線の佐野地区が着手前準備制度に選定されたことから、パートで事業的補助職員として会計年度職員1名をお願いするものでありますと答弁がありました。

産業部所管科目では、プレミアム商品券は、今回は予約券のようなものを発送して購入していただくという説明ですが、この1億500万円の内訳は何かとの質疑に対し、まずプレミアム分といたしまして2万9,000冊掛ける3,000円で8,700万円、その他郵便料や事務費等が8,700万円以外の経費となります。また、その支出はプレミアム分とその他経費の合計1億500万円を商工会への補助金という形で支出をしたいと考えておりますとの答弁がありました。

討論、討議はなく、採決の結果、議案第40号は全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） 議案第40号 伊豆市一般会計補正予算（第2回）、教育厚生委員会所管科目について御報告いたします。

ただいま議長から報告を求められました議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧でき、かつホームページ等でアップしていますので、よろしくお願いいたします。

主な質疑の内容について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、今回の補正は、前年と比較し物価高騰を見越した予算編成になっていたのではないかとの質疑に対し、パンや麺、サラダ油の値上がり等が予算編成の際に予想していた値上がり幅を大きく上回る状況になり、今回計上させていただきましたとの答弁がありました。

続いて、委員より、コロナワクチン接種の公費負担対象人数は何人なのかという質疑に対し、対象者は12歳以上で、人数としては2万8,540名で、接種率60%を見込んでおりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、住民税非課税世帯支援給付金事業の対象世帯数と世帯当たりの給付金額はという質疑に対し、住民税非課税世帯3,600世帯、転入者分を200世帯、家計急変世帯を5世帯、全部で3,805世帯を見込み、1世帯当たり3万円の給付となりますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第40号については、討論はあり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

委員長の報告に対して質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第40号に対し討論に入ります。

討論はありませんか。

議案第40号に対して討論はありませんか。討論のある方は挙手をお願いします。

〔挙手する人あり〕

○議長（青木 靖君） 討論がありますので、これより暫時休憩いたします。

議案第40号に対し、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時38分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論、初めに議席番号10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。私の名前は間野みどりです。よろしくお願ひいたします。

議案第40号 令和5年度一般会計補正予算（第2回）について、賛成討論をいたします。

今回の補正3億6,830万円については、職員給与に係る人件費や社会福祉総務費、接種期間延長によるコロナワクチン接種事業費などが挙げられていますが、私は今回、商工振興費にて伊豆市商工会が実施するプレミアム商品券に特化して賛成討論をいたします。

プレミアム商品券発行事業費補助金1億500万円につきましては、今回で3回目になりました。1回目は数多くの商店、事務所などが参加し、売行きも伸びましたが、2回目は飲食店のみのため少し売行きは伸びなく、課題も残ったようです。その点を考慮し、今回は多くの市民の方に平等に求められるよう、世帯に通知することはもちろん、3,000円で6,000円の買物ができる券であることなど、工夫が見られます。

まだまだコロナの影響などから家計を直撃する食料品などの値上がり相次いでいます。このため現実、日常生活が大変な市民の方も多いと聞きます。市民がなるべく早くよい生活環境に戻れる手だてとして、このプレミアム商品券を利用させていただきたいと思ひます。

過去2回の反省点や課題にしっかりとした対応をし、十分な事業効果が得られることをお願ひして賛成討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論、議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司でございます。

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、債務負担行為補正について、賛成討論を行います。ちょっと長くなりますけれども。

松原公園は土肥地区の中心地として、また昭和40年前後は町民大会など多くのイベントを行い、今日まで地域住民の心安らぎの地として、観光客の散策の場としても親しまれてきました。一方で、この地区は人口減少、少子高齢化の進行や災害リスクなどの課題を抱えている地域でもあります。

そこで、平成28年に伊豆市は、観光、環境、防災バランスの取れたまちづくりを進めるために、伊豆市“海の共に生きる”観光防災まちづくり推進計画の検討に入りました。津波防災地域づくり推進協議会を発足させて、多くの会合を重ねながら松原公園津波避難複合施設建設の検討と、併せて松原公園全体の環境整備も計画され、令和3年に賛成多数で可決、そして松原公園及び避難複合施設が、災害時には避難場所に、平時に観光の拠点としての多くの方に利用されることが望まれます。

松原公園全体の管理運営を指定管理者制度を導入して効率的な管理運営を図るため、伊豆市が想定する年間収支計画を基に、指定管理料を年額2,900万円を基に令和5年2月、松原公園指定管理候補者選定について要綱を発表して募集を行い、これに2社が応募、伊豆市指定管理審査委員会で2回の審査の結果、僅少点数ながら株式会社土肥ノベーションに決定されました。令和5年度から令和10年度の間、1億4,500万円の債務負担行為補正が上程されましたが、私は業者選定について多少の疑義を感じるころはありますが、決定に従い賛成したいと思います。選定の結果等は今後調査して質問していきたいと思います。

今回の募集要項の中に駐車場管理業務という項目がありました。指定管理者は駐車場の管理を行い、本施設の利用目的以外の駐車や長時間の駐車が行われないよう指導する、駐車場を有料とする場合は指定管理者が料金徴収を行うこととなっておりますが、伊豆市松原公園条例第20条で、駐車場の利用料金は別表2の範囲内において市長が決定するとなっております、この条例は平成16年4月合併以前の土肥町時代の条例であり、先輩職員に聞くと、設定はされているが、公共施設として料金を徴収することは行政も市民もなじまないから今までに至っていると話してくれました。

総務経済委員会で討議された駐車場料金徴収の問題を取り上げていましたが、あたかも決定されているような議論をし、当局もそれについて数字を挙げて答弁していましたが、議会が指定管理者の承認をしていない今、この議論は尚早だと私は思います。今後、指定管理者が決定されたなら、伊豆市は広く市民の声を聞いて、市民に寄り添った決定を希望いたします。この問題は、指定管理者選定の経緯と駐車場料金の問題は今後、一般質問や委員会等で取り上げ、議論、討論していきたいと思います。会派伊豆クラブ広報や個人の議員活動報告等で多くの市民の皆様に報告していきたいと思います。

以上、長くなりましたが、債務負担行為については賛成いたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕



○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号～議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第2、議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正についてから日程第4、議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止についてまでの3議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第41号及び第43号の2議案について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告いたします。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正について、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について、審査の経過と結果について報告いたします。

温泉スタンド条例の廃止というのは随分前から議論されてきたが、改めて中伊豆温泉スタンドの時系列的な状況はいかがかとの質疑に対し、令和2年の11月頃に揚湯量が減った中で、くみ上げることができず、そのまま休止という形で現在に至っております。その間、御利用になっていた方の専用のコインは返却をさせていただき、現在までに63名の御利用者からコインの返却を受けて、中止ということスタンド等にも貼り紙をさせていただきまして、現在処理を進めさせてもらっている状況になりますとの答弁がございました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第42号について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、質疑の主なものを報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、この条例制定後、具体的にどのような変化があるかとの質疑があり、学校名が承認された後に、校名を反映させた校章や制服エンブレムのデザイン、校歌などの作成を考えていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、今後修善寺中学校の給食センターがなくなることで、現在給食センターで働かれている従業員の処遇はどうなるのかという質疑があり、現在は3センター、3社と契約しており、その契約が令和6年3月末までとなっていますので、伊豆中学校が開校する令和7年4月から新しい契約を結びます。今後、業者の状況や見積りなどの状況を勘案しながら仕様と入札方法を考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討議、討論はなく、採決の結果、議案第42号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

ただいまの3議案の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第41号から議案第43号までの3議案について、それぞれ討論、採決を行います。

ただいまの3議案に対し討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちにそれぞれ採決を行います。

これより、まず議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第41号について委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正についての討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結します。

これより議案第42号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第42号について委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止についての討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について採決を行います。

議案第43号について委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第5、議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

三島信用金庫からスルガ銀行に替わるということですが、今後はこの2行で交代にやっていくというイメージでいかとの質疑に対して、1月に意向調査を実施いたしました。スルガ銀行、静岡銀行、三島信用金庫、この3行が引受け可能とのことでしたが、静岡銀行は派遣手数料等の条件が合わず、再度お休みということで、スルガ銀行と三島信用金庫の2行に務めていただく予定で、1巡後には意向調査を改めて行う予定でありますとの答弁がございました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

続いて、議案第44号について討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なし。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第6、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）を議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）の審査の経過と結果について報告をいたします。

詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、質疑の主なものを御報告いたします。

年中無休24時間開園という説明がありましたが、駐車場の管理、警備上の考えはいかがかとの質疑に対し、松原公園は年中無休の24時間開園を想定していますが、警備の関係で、現状、無断で車中泊をされて、ごみを置いて帰られる方など、マナーに欠ける使い方をしている場合の対応としましてゲートを設置するという提案をいただいております。併せて、指定管理者から防犯カメラを設置することも提案をされておりますの答弁がありました。

また、駐車場の料金体系について日常的に有料化するように伺いましたが、どういう理由からですかの質疑に対し、基本的に夏の時期を想定していましたが、指定管理者の収益も考慮し、通年も料金を徴収するということではできないという募集要項にしました。その条件として、短時間での利用は無料にするなど、地元の方々をはじめ幅広い利用者に対して当然配慮していただきたいところで募集要項はつくりましたので、それに沿って提案をされておりますとの答弁がございました。

討議及び討論があり、採決の結果、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）は、賛成多数で原案のとおり可決するものと決しました。

その後、杉山誠議員から、指定管理者に対し、市民利用に便宜を図るなど、内容の附帯決議をつけたい発言があり、委員会で附帯決議の発議をすることを決定をいたしました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑がありますので、これを許します。

議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司でございます。

議案第45号の委員長報告に対する質疑を行います。

ホームページでアップされている総務経済委員会の議事要旨によると、最後に討論（後ほど討議と訂正）とありますが、内容については分からないので、この説明を委員長、お願い申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（青木 靖君） 討論についてですね。討議じゃなくて討論についてですね。もう一回訂正してください。ここで訂正してください。

○15番（永岡康司君） すみません。訂正します。

委員長報告の要旨について討議がありますが、討議の内容をお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの永岡康司議員の質疑に対し答弁願います。

総務経済委員長。登壇してください。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいまの永岡議員の質問にお答えをいたします。

討議の内容としましては、長くなりますので、討議の内容で要約をさせていただきたいと思います。地元利用ということで有料にするとお客さんが減るのではないかというお話がありましたので、その点の、料金徴収について皆さんの意見をお聞きしたいということでしたので、その意見についてお答えをさせていただきます。

1時間、一般的には公園というのは有料駐車場というのはすぐわれないのではないかと考えているのですけれども、道の駅として、例えば下田の道の駅でありますと有料駐車場になっているところもあるというお話を聞きました。そうすると1時間だとか2時間なり無料にするということであれば、観光客に対して不自然になりませんし、タワーの利用をしている間は無料になります。また、料理を食べたりすることも多分2時間であれば十分であろうと意見がございました。

そして、あとは市民の方の利用や地元のイベントの利用に対しては減免措置が配慮していただければなおよいということが意見としてありました。

ほかにも、例えば駐車場、どこかに出かけたときには、駐車場の案内看板を見て1時間とか30分無料となると、やっぱりそういうところを利用して観光施設だとか食事を利用したりするので、そういうものがあればよろしいのではないかとということと、協議している中でもいろいろと1時間、2時間とか無料がいろいろでできました。その中でお客様として使いや

すいものになるのであれば、1時間とか2時間の無料ということは検討の、その辺は協議を今後もしていただいたり、執行部のほうとやはり指定管理者のほうですね、内容のしっかり打合せをして今後も決めていただきたいと、そして附帯決議をつけるということが大きな、ここではお話がございましたので、その辺で皆さんの賛成が得られたかなと思っております。以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、再質疑がありますか。

永岡康司議員。自席でどうぞ。

○15番（永岡康司君） 委員長、ありがとうございました。

再質疑させていただきます。

料金の設定についてですけれども、伊豆市条例の中には松原公園と虹の郷公園だけが有料料金の一覧表というのがあるんですけれども、ほかの公園については一切、条例については書かれていない。なぜこの松原公園だけが有料の料金を設定されているのか、そしてそれを徴収しなきゃならない理由がどういう討議をされたかお答えできますか。

○議長（青木 靖君） 委員長報告に対する質疑になりますので、委員会の中でそういうことが議論されたかどうかということの答弁になるかと思いますが、それでよろしいですか。

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務経済委員会委員長。自席でいいです。

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 委員会の中でそのような議論はなかったと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、再質疑ありますか。

永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） 議論の中ではあったかどうか、ちょっと確認できませんけれども、ゲートを造るときに、これはリースという話を聞いて、月30万円の料金がかかるということは年間360万円のリース料がかかるということで、200円という数字が出ていますけれども、2時間200円を徴収するという、一応200円を徴収ということを見ますと、採算ベースに乗ると1万8,000台以上の年間駐車量、2時間以上の駐車がないとペイできない、そこから辺の計算があつての指定管理者からの提案なのかどうかは、どういうふうに議論されたかお聞きしたいと思います。

○議長（青木 靖君） 先ほどの質疑と同様です。委員会の中での議論についての質疑になります。

答弁願います。

総務経済委員長。

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 今の永岡議員の質問に対してですけれども、委員会の中で駐車料金が1回1,200円というお話は出ましたが、1時間200円というお話は出ませ

んでしたので、その辺はこちらのほうとしては回答しかねます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で永岡康司議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） いいですか。

質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第45号について討論に入ります。

討論はありませんか。

討論がありますので、ここで暫時休憩します。

議案第45号に対して討論のある議員は、通告書を議長に提出してください。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第45号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、反対討論、議席番号8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）について反対討論をいたします。

避難タワー及び商業施設は、数年前からの建設、オープンは決定しておりました。なのに、この株式会社土肥ノバージョン、設立は何と公表期間中の本年3月24日です。本来ならもっと早く設立をしてヒアリング等をすべきです。この施設を本気で運営する気があるのか甚だ疑問です。

そんな中、5月11日は指定管理候補に選定となっております。会社の実績、実態がない、そして経緯プロセスが成り立っておりません。よく審査会の6人の方、裁定したものであります。民間企業ならば考えられず、没です。さらに、プレゼンにも上程されません。ですから、議会での説明も時間もなく不十分で、この指定管理者と相談して決定をしますとのこと、様々な課題、諸問題をクリアしていません。

まず、1点ですが、駐車料についてです。夏は2時間無料、秋冬春はどうするのか、さらにゲートはどうするのか、まだまだはっきりしておりません。個人的には、夏は3時間無料、他の季節は24時間無料にしたら、この施設のみならず土肥地域全体に観光客が多く訪れ、経

済効果が発揮すると思われま。

次に、事業計画です。これだけの施設です。市場調査はしっかりなされたのか。説明では6月と10月に実施とのこと、マーケティングリサーチは一応はすべきです。収支計画の信頼性は低く、信憑性もありません。また、営業時間ですが、季節の変動等をしっかり議論されておりますか。細かいことですが、食事メニューに関して土肥ならではのオリジナル商品は出来上がっておりますか。まだまだクリアすべき課題は多いです。

議案第45号とは少しかけ離れた点もありましたが、関連性があるので述べさせていただきました。株式会社土肥ノベーションさん、課題、諸問題をクリアして再度チャレンジしてください。そして、市民の皆様はもちろん観光客の方にも期待に応え、愛される施設にしていきたい。その暁には喜んで賛成しますが。

また、この施設は全国的に注目されております。失敗は許されません。しかし、現時点の状況では甚だ心配であり、成功の確率は低いです。本気度、熱意が伝わってきません。議員の皆様、安易に賛成せず、冷静に判断をしてください。

反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 12番、小長谷順二です。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）について、賛成討論をいたします。

2018年3月、伊豆市は全国初の津波災害特別警戒区域、いわゆるオレンジゾーンの指定を受けました。現在、土肥こども園、小土肥、八木沢の3か所に津波避難タワーが整備され、旅館やホテルを津波避難ビルに指定するなど、地域住民と一体となり津波対策を講じてまいりました。

複合施設が建設されるエリアは土肥地区の観光の中心地で、夏には県内外から多くの海水浴客でにぎわう場所ですが、津波が発生した際に、周囲に逃げ場はなく、避難困難区域となっていたことから、町は観光防災、まちづくりのシンボリック拠点として整備計画を練り、現在に至っております。地域でも建設場所など、多くの議論がなされ、一つ一つの課題に取り組み、建設工事が進められています。

来年4月の運用に向け、今定例会で指定管理者を指定し、覚書、基本協定を締結し、開業に向け準備を進めています。応募には6社からの問合せがあり、最終的に2社からの応募となりました。指定管理者審査会は、両社とも指定管理者としての的確でありましたが、総合ポイントが高い株式会社土肥ノベーションが指定管理者の候補としてふさわしいものと判断をされました。

本会議での質疑、委員会での審査で改めて確認しましたが、伊豆市は松原公園条例に基づき松原公園指定管理候補者募集要項や業務水準書等を作成し、その要項等を基に両事業者は



事業計画書などの応募書類を作成し、審査会でプレゼンを行い、その結果として株式会社土肥ノベーションを指定管理者候補といたしました。私も地元の商工会、観光協会、地域イベント等のメンバーで、イベントや清掃作業を行っているので、駐車場管理等について思いを述べさせていただきます。

現行の松原公園条例では、第12条の別表1で、駐車場を利用する場合は、普通自動車1回につき1,200円と明記されています。また、現行の松原公園条例施行規則の駐車場については、午前8時から午後5時まで、そして、必要事項は市長が別に定めることとされており、これを根拠として夏季の約40日間を有料駐車場として土肥支所が管理をしております。一方、夏場の有料期間以外は、開放されたままの状態が無断駐車が多く、特に夜間の管理をしっかりとるよう市民の方から指摘を受けていました。

今回、指定管理者の公募に際して指定管理者が行わなければならない業務の基準に、駐車場を含む公園の開園時間は年中無休、24時間開園とする、そして利用料金には本市が公園条例で規定する額の範囲内で、指定管理者は本市の承認を得て利用料金を設定できると明記されております。

担当課である観光商工課へヒアリングを行ったところ、株式会社土肥ノベーションの提案では、駐車場について機械式ゲートを導入し、割引券の発行、割引スタンプ等を用い、地域住民、短時間の利用については本施設を利用しやすいように便宜を図る、また、指定管理料縮減の考え方として駐車場を有料化、しかし2時間以内無料とし、夜間の治安維持を図るとともに、指定管理料の縮減につなげたいというそういう提案であったと聞きました。

完成後は複合施設の塩害対策、強風対策をしっかりと行っていただきたいこと、松林の日常管理は常に松の葉っぱの清掃との戦いになります。そして駐車場の管理、これが一番大変になると思っています。海での観光施設、夏のシーズンの有料化については、昔から様々なトラブルがあります。私も経験がありますが、観光施設等で、後で土産を買うからただでとめさせろなど強い口調で威嚇され、アルバイトの方が怖くて辞めてしまうことがありました。従来どおり夏場のみを有料とした場合、今度は24時間開園のため今までのように5時には封鎖ができませんので、夜間の治安維持管理は課題だと認識しておりました。また、設備利用と言って、施設を使うからと言って入庫をし、まるまる海水浴をする方、そういう方に対して管理者はどのような対応をするのか。その辺を伊豆市としてどこまで把握しているのか。その他のトラブルをどのように解消するのか。私も心配をしていました。

今回ゲートを設置し、時間等で区切るということは、それらのトラブルに対応できるのではないかと考えております。今までどおりの管理体制では、朝8時に有料駐車場がオープンするまでは入庫することができませんでしたが、ゲート式であれば、早朝に土肥に着いて駐車場で仮眠を取ることもできるようなそんなメリットもあるのではないかと考えています。これからですので、今後どのような管理が最適なのか、市と管理者等、しっかりと検討していただきたいと思っております。

まとめになります。

伊豆市指定管理者審査会への答申に付された附帯意見の、伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画を踏まえ、地域住民や関係団体との連携を密にし、地域振興に寄与することを期待しますとの明記があります。そして、総務経済委員会からも、地域住民も活用する公園施設であるため、今までと同じように市民利用の利便性を確保すること等の附帯決議を委員会として提出してあります。今後も市においては管理者としっかりと情報を共有し、連携をしながら全国で注目される施設としての、その存在感を示し、地域の活性化につながる施設となるようお願い、賛成討論といたします。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結します。

これより議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### ◎動議の提出

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 何の動議ですか。

〔「議案第45号に対する総務経済委員会の附帯決議の動議でございます」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） ただいま議案第45号に対する附帯決議の動議がありました。

ただいまの動議については、既に総務経済委員会から附帯決議をつける採択の報告がありましたので、動議は成立します。

#### ◎日程の追加

○議長（青木 靖君） お諮りいたします。

配付してあります附帯決議案の動議を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、日程に追加することに決定しました。

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第7、発議第4号 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定に

ついて(松原公園)に対する附帯決議についてを議題といたします。

提出者から提出理由の説明を求めます。

議席番号11番、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長(波多野靖明君) 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について(松原公園)に対する附帯決議の提出理由を申し上げます。

本附帯決議案は、指定管理者が松原公園の管理運営をするに当たり、公園駐車場の管理について、今までの地域住民の利便性が確保されるよう、また指定管理者の施設管理に関わる資格を適正に維持できるよう、市当局に最大限の配慮を求めため、総務経済委員会において附帯決議をつけることを決定したものであります。

それでは、決議案文を朗読いたします。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について(松原公園)に対する附帯決議。

1 松原公園の指定管理者の提案では、駐車場管理のため機械式ゲートを導入する計画と伺ったが、公園駐車場は観光施設であるとともに、地域住民も活用する公園施設でもあるため、今までと同じように市民利用の利便性を確保することとし、仮に機械式ゲートを導入する場合には、その運用と料金徴収に最大限の配慮をすること。(後ほど訂正あり)

2 伊豆市は、松原公園の指定管理者に対し指定管理者として施設管理に必要な資格を保持させ、適正に管理させるよう指導し、支援をすること。

3 伊豆市は、松原公園の指定管理者の自助努力を尊重しつつ、市民に寄り添ったしっかりとした意見が公園利用に反映されるよう、松原公園の指定管理者との良好な関係を確立すること。

以上、本附帯決議案に御賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(青木 靖君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの提案理由の説明に対して質疑はありますか。

質疑がありますので、これを許します。

議席番号9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番(鈴木正人君) 9番、鈴木正人です。

今、総務経済委員長のほうから提案された議案第45号に対する附帯決議について何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、初めに、この附帯決議案については、総務経済委員長に一任ということで委員会の中で決められたということで、それに沿って委員長のほうが主導して案をつくったと思うんですけども、今日に至るまで、休会中いろんな調整があったと思うんですが、訂正した字句とかそういった調整があったと思うんですが、その辺の経緯について御説明願いたいと思

います。

それと、あともう一点、この附帯決議の1番と2番、具体的に言うと、1番については、松原公園の駐車場管理に関して駐車料金と、地元の市民も含めて今までと同じような無料を含めた最大限の配慮を求めるといふことと、あと2番目については、指定管理者に対して指定管理とか運営に必要な資格、これを速やかに取得することと、それを市のほうが支援することということであらうたっておりますけれども、この2点については、それぞれの賛成討論の中にもありましたけれども、行政側のほうとして、今回の指定管理者の募集に当たっての公募要項について、この辺ははっきりと明示をされた中で指定管理者を選定している経過があります。改めて行政側のほうがこの辺は念頭に置いて事業運営並びに指定管理者の選定をしているんだけれども、あえて附帯決議とするということに至った、その辺の考え方について伺いたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの鈴木正人議員の質疑に対して答弁願います。

総務経済委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） スマホを……。

○議長（青木 靖君） 許可します。

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対して回答をいたします。

すみません。委員会の中でいろいろと協議をしました。で、附帯決議案については、皆様からメール等で意見をいただいております。で、今メールの文面を私は持っていませんので、今スマホの中でそのメールを検索して見るということでもよろしいでしょうか。少しお時間がかかりそうなんですけれども。

今1つ挙がってきましたのが、項目2の部分の1行目に附帯決議案の中では指定管理者、今、指定管理者として必要な資格を保持させ適正に管理させるよう指導し支援するというように、やはりその中に指定管理及び運営に必要な資格を保持させという調整もありましたが、現在の指定管理者に対し指定管理者として施設管理に必要な資格を保持させ適正に管理させるよう指導し支援することというのがございまして、すみません。たくさんメールが来て……。

○議長（青木 靖君） 今、答弁中ですが、鈴木議員はその詳細まで説明を求めるものではないと議長は理解していますが、そういったやりとりの中で調整していたということであれば、詳細については後ほど確認していただきたいと思います。

今、答弁中ですので、それでよろしいかどうかだけ教えてください。

○9番（鈴木正人君） はい、よろしいです。

○議長（青木 靖君） では、2番目について教えてください。

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 2番目、何でしたっけ。

○議長（青木 靖君） 駐車場とか資格とかについての募集要項が市のほうでも提示されているが、あえて附帯決議を出すこととした理由ということじゃないですか。

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） それについては、やはりこの議案第45号に対しては、委員会の中でもいろいろ、様々な意見がございました。今までのとおり無料にしたほうがいいという意見もありましたし、やはり有料でしっかりと管理をするべきだとか、いろいろ意見がありましたので、そこで、附帯決議を出させていただいて市民利用で不便がないよう、また、利用する方が安心、安全に利用できるように管理をしていただくためには附帯決議をつけて住民の意見というか、皆様の意見を反映させたいということで附帯決議を提出させていただきました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員、再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 初めの、1番目の設問については、詳細な字句の訂正が何だったのかというところは、あえてそういう質問の仕方をしたのであって、議長が言うように、休会中を挟んでいるものですから、その間どのような委員会の中での委員同士のやりとりがあって、この案がつくられたのか、その辺の経緯をちょっと知りたかったものですから、そういう設問の仕方で聞かせてもらいました。

あと、次の附帯決議にした、いわゆる意義ですよね。一般的に附帯決議というのは法的拘束力はないんですけれども、行政に対してこうしなければならない、行政はそれにしっかりと応えなければならないというようなそういう拘束力はないんですけれども、議会としての意思を当局側に伝えるということで、事業のスムーズな運営であるとか、そういったところに寄与するために附帯決議をつけるんですけれども、以前、昨年12月の定例会に別の案件で私とほかの議員が附帯決議案を案件でつけたんですけれども、私たちの思いがかなわず、賛成少数ということで否決になってしまったんですが、そのときに議員のほうから、いわゆる当局側を縛りつけるようなものというのは、逆にその行政側の事務の進め方とか、その辺でちょっと硬直性が出ちゃってよくないんじゃないかというようなそういう御意見がありました。

そうしますと、私も先ほど申し上げましたが、この1番と2番については、既に行政側のほうもそういった問題を想定した上で公募要項の中に具体的に入れ込んであります。なおかつ、そこで議会のほうがそれに上乘せして、そこを議会の意思として出すということに対して、ある意味、行政側がその事務の硬直を生んでしまいかねないのかなと、そういう懸念はあるんですね。大方、私、この附帯決議案については、同じ思いなので、賛同するような形の考えで今おりますけれども、そうした行政を縛りつけるような形になってしまいかねないのかということに対しては、どんな感じで検討されたのか、もしくは検討されていなかった

のか、それだけ最後に聞きます。

○議長（青木 靖君） 本案は委員会発議ですので、委員会として発議する至った経緯についての説明を求めたいと思います。

総務経済委員長。

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 今、鈴木正人議員のおっしゃることはよく分かります。ただ、市当局を縛りつけるというか、がんじがらめにしてしまうようなそういうことになるのではないかという意見はございませんで、やはり、これ午前中から午後夕方まで皆さんでいろいろ協議をしました。その長い中で市当局からも詳細な説明が徐々に出てきまして、そこで、法的拘束力というものは附帯決議にはございませんが、市当局も、我々委員会の意見のほうを聞いていただいている中で、その議会の提案したこともだんだん盛り込んでいきましょう、そういうような雰囲気になりましたので、今回、附帯決議を出させていただき、市民の利用にも不便のないようにやらせていただければいいかなということで、附帯決議を出しましょうということで委員会の中で協議をさせていただきましたので、ほぼ皆さんが附帯決議の内容には賛同していただいたということで今回、附帯決議案を出させていただきましたので、御理解いただければと思います。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

以上で鈴木正人議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 質疑ですね。

〔「質疑ではないです。確認したいことがありますので、休憩をお願いします」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 何についての確認でしょうか。

〔「附帯決議案の中身についてです」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時47分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第45号に対する附帯決議についてを議題としておりますが、委員長からの報告の中で附帯決議の文面に一部読み間違いがありましたので、訂正を求めます。

総務経済委員会委員長。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から説明をされましたとおり、附帯

決議案の文章に少し読み間違いがございました。理由としましては、何度か修正しているうちの最終ではないものを私が読み上げてしまいましたので、ここで訂正ということで、もう一度全てを読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）に対する附帯決議。

1 松原公園の指定管理者の提案では、駐車場管理のため機械式ゲートを導入する計画と伺ったが、公園駐車場は観光施設であるとともに、地域住民も活用する公園施設でもあるため、仮に機械式ゲートを導入する場合には、伊豆市として今までも同じように市民利用の利便性を確保させることとし、その運用と料金徴収に最大限の配慮を求めること。

2 伊豆市は、松原公園の指定管理者に対し指定管理者として施設管理及び運営に必要な資格を速やかに取得し保持させ、適正に管理させるよう指導し、支援すること。

3 伊豆市は、松原公園の指定管理者の自助努力を尊重しつつ、市民に寄り添ったしっかりとした意見が公園利用に反映されるよう、松原公園の指定管理者との良好な関係を確立をすること。

以上、本附帯決議案に御賛同いただきますよう、改めてよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 総務経済委員長からの訂正が終了しました。

質疑を続けます。

ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより発議第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

これより発議第4号 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）に対する附帯決議についてを採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（青木 靖君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり2件を追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、日程に追加することと決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第1、議案第46号 伊豆市教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 本案について提出理由を申し上げます。

これまで教育長として3年間、当市の教育行政に御尽力いただきました梅原賢治氏が6月30日をもって辞職されるため、梅原教育長の残任期間について新たな教育長を任命したく提案するものです。

後任に、市内中学校長を歴任され、また教育委員会で教育行政の経験を有する鈴木洋一氏が適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

鈴木氏の略歴は添付履歴のとおりで、伊豆市出身で静岡大学教育学部卒業後、昭和58年4月から静岡県教職員として田方地区の小中学校で教壇に立ち、平成22年から4年間は伊豆市教育委員会に在職され、その後、土肥中学校長、修善寺中学校長を歴任されるなど、その知識と経験は豊富であるとともに、実直な人柄で人望も厚く、梅原氏の後任として、また当市教育行政のリーダーとして、その手腕を発揮していただける適任者であると考えます。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書の規定により、本年7月1日から令和7年5月11日までの残任期間、約1年10か月となります。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規定に従い省略することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第46号 伊豆市教育長の任命についてに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第46号 鈴木洋一氏の伊豆市教育長の任命については、これに同意することに決定いたしました。

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第2、発議第3号 伊豆市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、杉山誠議員。

〔議会運営委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（杉山 誠君） 発議第3号 伊豆市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提出理由の説明をさせていただきます。

条例の本文の読み上げをもって提案理由とさせていただきます。

この条例の目的についてです。

第1条 この条例は、伊豆市議会議員（以下、議員という）が伊豆市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ）をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

次に、報告についてです。

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間、括弧内を省略させていただきます。当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における伊豆市に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1）請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。

ア 請負の対象とする役務、物件等。

イ 契約締結日。

ウ 契約金額。

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払いを受けた総額。

（2）前号エに掲げる総額の合計額。

2としまして、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときには、議長に当

該訂正の内容を届出なければならない。

次に、第3条です。議長は、前条第1項の規定による報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

次に、第4条です。第2条の規定による報告及び訂正は、議長において当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

次に、2です。何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧または写しの交付を請求することができる。

次に、第5条です。この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

で、附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

このような内容でございます。同意いただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより発議第3号について討論、採決を行います。

発議第3号について討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第3号 伊豆市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和5年伊豆市議会6月定例会を閉会いたします。

皆様におかれましては、長期間慎重審議、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 木 靖

署 名 議 員 杉 山 誠

署 名 議 員 小 川 多美子